

第三章 近 世

第一節 近世社会の成立

近世の支配体制

文禄検地を中心とした近世初頭 天正八年（一五八〇）の一国一城令に結果する城塁の破却は、織田信長の命により、筒井順慶の手でおしすすめられたが、これにより従来各地に割拠した土豪は、その拠り所を失って衰亡、離散する結果となった。その後天正十三年筒井氏の伊賀転封があり、秀吉の弟秀長が郡山城主として入部した際、あらかじめ多武峯に対して武器放棄を命じ、これよりこの「刀狩令」は農民にもおよんで徹底し、農民の反抗である一揆も防止された。このように土豪や、それと結ばれていた農民の勢力を打破した上で「検地」が強行されて、封建支配の再編強化は完成することになるのである。検地は天正八年織田信長が大和で行なった「指出し」をさらに徹底したもので、報告させるのではなく、検地奉行を現地に派遣して直接にしらべるものであった。これより村切りが明確となり、政治的に村の境域が決められ、また、田畠の反別の丈量、その等級・石盛・作人の決定により、その村の農業生産評価ともいうべき村高が決定され、その後の封建支配の拠り所となった。

今日までに本市内で発見された文禄検地帳はつぎのごとくである。

近世社会の成立

村名	表紙記載	末尾記載
十市郡	増田右衛門打口	佐伯彦兵衛
内膳村	佐伯彦兵衛	本帳
木原村	東玉 門兵衛・太郎介	東玉
上品寺村	増田右衛門尉打口	佐伯彦左衛門
中村	長東大蔵大輔打口	本帳
新口村	記載なし	長東大蔵大輔
十市村	記載なし	同上
豊田村	記載なし	同上
木ノ木村	東玉	石田治部少輔打口
高市郡		
三瀬村	小林九郎右衛門打口	石田木工
新堂村	御牧勘兵衛	本帳
土橋村	御牧勘兵衛	御牧勘兵衛
今井村	記載なし	同上
石川村	記載なし	同上
鳥屋村	上野十右衛門 毛利吉左衛門打口	石田木工頭

右のほか文禄検地について村高、反別の判明するのは表1の村方である。

文禄検地は豊臣秀吉五奉行の一人で郡山城主となった増田長盛が、文禄四年（一五九五）六月七日に入部した直後、八月より九月にかけて急速に強行したものである。

表1 文禄検地帳村高・反別

村 名	村 高	反 別
内膳村	石 372.090	町 27.5010
木原村	422.13内	30.1915
葛本村	1,211.920	
常盤村	757.475	
新賀村	514.500	
北八木村	111.130	
下八釣村	211.590	
石原田村	398.764	
竹田村	582.680	
三瀬村	690.110	57.8710
土橋村	623.912	
今井村	285.810	20.7929.5
石川村	393.930	29.9418
中曹司村	745.213	
膳夫村	1,108.200	74.2108
上品寺村	352.240	25.0117
四分村	412.82内	31.5314
醍醐村	632.300	50.0208
中村	293.679	20.8302
木ノ本村	226.88	15.3709
鳥屋村	527.76	42.6407
新堂村	546.266	
豊田村	416.6786	
新口村	544.08	
十市村	1,495.63	102.4102
山ノ坊村	307.7	22.5312

さて、前記「文禄検地帳」のうち内膳村のそれ（天理図書館所蔵文書）を中心として入作状況を紹介してみよう。同
 検地帳によると内膳村の登録人は「ぬしなし、うせ人、道場」を除いて一三人であるのに対して、入作登録人は今井
 より六七人、八木より六六人、小綱より一九人、その他周辺村方より八人、計一六〇人となっている。反別よりみる
 と内膳村登録総反別二七町五反余のうち入作反別はその八六・一四％を占めている。入作反別分のうち今井は三七・
 六六％、八木は三六・六二％、小綱は八・一三％の割合となる。入作の比較的多い村として、三瀬村がついであけら
 れる。入作反別は同村登録反別のうち二七・五二％である。土橋の場合は一三・二六％である。一般には一〇％内外
 である。内膳の入作率の多いことは異例と考えてよい。このことは検地の時点までに、田畠の売買が盛んに行なわれ
 た結果であるのか村切りなどによって前記のごとくになったのかは判らないが、一応前者と考えてよいであろう。とす
 れば検地の時点までに、内膳では田畠の全部、ないしは一部を売却して失った者が多数考えられなければならない。

表 2

反 別	土橋村検地帳			三瀬村検地帳		御ざいしよ(十市)村名寄帳			
	登録人・	屋敷持	(筆数一人数)	登録人・	屋敷持	具ち人・	屋敷持	はうこ	人・屋敷持
30~35反以上 未満								むそく	
25~30	3人	3人	$\begin{cases} 4-1 \\ 3-1 \\ 1-1 \end{cases}$			1人	1人		
20~25	0	0	0	2人	1人	1	1		
15~20	4	4	$\begin{cases} 4-1 \\ 3-1 \\ 2-2 \end{cases}$	2人	1人	2	2	1人	0人
10~15	4	4	$\begin{cases} 4-1 \\ 3-1 \\ 2-2 \end{cases}$	1	1	1	1		
5~10	2	2	$\begin{cases} 2-1 \\ 1-1 \end{cases}$	4	3	2	2		
4~5	11	6	$\begin{cases} 3-1 \\ 2-2 \\ 1-3 \end{cases}$	8	7	9	9	2	2
3~4	3	2	$\begin{cases} 2-1 \\ 1-1 \end{cases}$	5	3	1	1		
2~3	4	2	(1-2)	14	7	2	2		
1~2	13	3	(1-3)	20	8	2	2	2	2
1	17	2	(1-2)	35	5	3	3		
	42	16	$\begin{cases} 2-1 \\ 1-15 \end{cases}$	150	27	1	1	10	10
計	99	40	(59)	239	62	25	25	15	14
注 入作を除く。 三瀬村の屋敷持のうち10~15反の1人は2筆、他は1筆ずつ。 御ざいしよ村の具ち人屋敷持のうち20~25反の1人、10~15反の1人、はうこ・むそく人屋敷持のうち5~11反の1人計3人は2筆、他は1筆ずつ。									

近世社会の成立

一八六

内膳村登録人がその登録反別に比べて異常に少ないことは、離農・離村者の多かったことを裏書きしている。反面当時の今井は同村検地帳(称念寺文書)から考えると、すでに南町・北町・東町・西町のほかに今町・新町も形成されて、町場の発展の著しかったことがうかがえる。八木も今井に準ずる様相を持っていたと考えてよいであろう。この両村の町場の発展と内膳村の動向とは密接な関係をもっていたと考えてよい。なお天正十四年の「四条領検地帳」(「飛鳥誌」)も内膳

の場合と同様今井よりの入作が異常に多い。

また内膳の境域は近世を通じて変更はなかったが、文禄の時点で、入作地が八六%余を占め、入作登録人が一〇六人もいたことは、当村の村政を不自然なものにしたとも考えられ、さらには内膳としての村落共同体は、すでに文禄の時点において崩壊しつつあったこともうかがえる。

今井も商業の発展、町場的発展により、村落共同体は崩れつつあったものと考えられる。

つぎに純農村と考えられる土橋の検地帳（山崎家文書）と文禄五年の「拾市郡御さい志よ村のなよせ帳」（今沢家文書）との比較を行ってみたい。表2は両帳による登録人別構成である。一見して土橋では零細登録人が、十市村（御さいしよ村）のそれに比べて異常に多いことがわかるであろう。零細登録人が異常に多いことは、三瀬の検地帳（区有文書・表2参照）からもわかるように、文禄検地帳の一般的傾向である。十市の文禄検地帳は未発見であるが、零細登録人が異常に多いであろうことはまちがいない。この両帳のくい違いはこれを指摘するにとどめたい。

つぎに、十市村名寄帳では登録人を「具^{（公事）}ち人」と「は^{（奉公）}うこ、むそ^{（無足）}く人」とに区別している（表2参照）。また慶長六年の「五在所村御知行並人別帳」（今沢家文書）では登録人を「本百姓」と「無足人」とに区別している。両帳を比較すると、「具^{（公事）}ち人」は「本百姓」といえる。十市村では当時右のような区別が農民間に行なわれていたことを知りうる。「具^{（公事）}ち人」は公事人であり、公事を負担した人であり、本来は棟に掛ったものであり、中世社会で行なわれていたことである。「無足人」は公事のかからない人と考えられ、棟を持たなかったものである。しかし表2よりわかるように、無足人もほとんど全部田畠、屋敷を持ち、名寄帳にも登録されている以上、賦課の対象となっており、こうした区別は近世ではその実を失い、身分を示すものになっていると考えられる。こうした身分別はその後変化をとげることになる。（別項参照）

以上により文禄検地帳、名寄帳を紹介しながら、今井・八木・内膳・四条を中心とする町場の発展をした地域およびその周辺の近世初頭の様相と、土橋・十市などの農村地域のそれについて考えてみた。

近世の領主支配

封建支配の再編強化は織田信長、豊臣秀吉、徳川家康により、とくに秀吉の「刀狩令」、「検地」の強行などによっておしすすめられた。こうして形成された近世社会は、領主支配のあり方からいっても中世と違っている。太閤検地以降は各村むら（現在の大字）が全国支配者によって直接掌握され、その上で改めて石高を与え、という形で、知行地が領主にあてがわれるようになっていった。石高は領主についての基本的な評価と考えてよい。したがって石高計算の都合上、一村に二人の領主が併存したり、あるいは分散した知行地を与えられたりした。そのほか筒井氏のごとく転封ということもありえたり、また旗本領（村越氏など）のように、領主が江戸にあって、知行地と遠く隔絶していることもありえた。大和の領主支配は、とくに右のような様相を強くもっていた。こうしたことから近世の領主支配を考える場合、そのあてがわれた石高がまず問題とされるので、本項では石高を中心に領主支配を考えてみたい。

さて、天正十三年には筒井氏が、永年住みなれた本貫の地を離れ、伊賀上野城主に転封されたあと、大和は豊臣氏直轄領となり、秀吉の弟秀長が郡山城主として入部し、その子秀保をへて、秀吉五奉行の一人増田長盛にうけつがれ、豊臣氏中心の領主支配が行なわれた。しかし秀吉の歿後、関ヶ原の役、慶長・元和の大坂ノ両陣をへて、漸次徳川方の領主支配に切替えられていった。幸にして元和初年（三年・五年）と推定される「大和国内惣高」（寛永十年の写、曲川・堀家文書）を中心として近世大和の領主支配を石高との関係から概観してみよう。同帳は「御蔵入」（幕領）と「知行方」（藩領など）に二大別されている。そのうちまず幕領関係部分を、そのまま抄出紹介すればつぎのごとくである。

壺万五千七百八拾五石九斗壺升四合

うち壺万七百七拾參石貳斗貳升八合

參千七百四石壺斗八升壺合

壺万參百八石五斗六合

うち參百石

壺千八石五斗六合

壺万貳千八百參石九斗七升七合

うち壺万八百四拾貳石八斗壺升五合

壺千九百六拾壺石壺斗六升貳合

貳万四千八百石九斗九升三合

うち七千四百壺石壺斗壺升壺合

七千六百五拾七石六斗四升貳合

九千七百四拾貳石貳斗四升

うち貳千七百九拾九石八斗五升九合

壺千九百四拾四石九升

四千九百九拾八石壺斗參升九合

壺万參百四石七升壺合

うち四千貳百五拾四石四斗貳升五合

壺千六百貳拾八石七斗八升六合

四千四百貳拾石八斗六升

うち貳千四百九拾八石壺升

壺千九百貳拾石八斗六升

中坊左近

本御蔵入

御預り所

あかり知行

大光院上り知行

青山石見守上り知行

藤林市兵衛

本御蔵入

御預り所

間宮三郎右衛門

本御蔵入

御預り所

あかり知行

鈴木越中守上り知行

古田織部上り知行

筒井主殿上り知行

竹村九郎右衛門

本御蔵入

御預り所

あかり知行

伊藤掃部上り知行

別所給次上り知行
(孫次郎也)

壹万貳百八拾九石五斗參升貳合

角南主馬

うち貳千九百六拾九石八斗五升貳合

本御蔵入

壹千九百拾九石六斗四升

御預り所

五千四百石四升

あかり知行

五千貳百貳拾四石九斗貳升

檀村孫兵衛

うち貳千九百六拾九石七升

本御蔵入

貳千貳百參拾五石貳斗貳升

御預り所

貳拾石

あかり知行

貳千五百五拾九石壹斗貳升六合

小堀遠江

四千拾八石七斗貳升六合

辻子和泉

四百四拾壹石六斗八升

松村左兵衛

壹万參百石六斗四升壹合

宗岡弥右衛門

(松倉豊後守上り知行)

壹万四千九百四拾五石八斗參升九合

小野宗左衛門

銀參拾四貫目 南都屋地子

中坊左近

(計算上の誤差がある場合もそのまま記載)

各代官は別に藩領をもっていた。中坊左近は吉野郡に三、五〇〇石、角南主馬は添下郡に一、〇〇〇石、小堀遠江は葛下郡に三、〇〇〇石、辻子和泉は吉野郡に一、〇〇〇石、小野宗左衛門は式下郡に二〇〇石である。

以上が御蔵入であるが、右の記録によると、本御蔵入、御預り所、あかり知行の三様の知行に分かれている。このうち本御蔵入と御預り所とは幕領と考えられる。あかり知行は「上り知行」とも記されており、以前藩領であったものが何等かの理由によって元和初年ごろまでに没収され、幕領となったものであろう。

さて、ここで本市域内で幕領に含まれる村方とその石高（村高）を領主との関係において示せば、つぎのごとくである。（藩領も一括記入）

領主支配一覧

大和国内惣高（元和三～五年頃）

大和国郷帳（正徳三～享保四年頃）

十市郡

（石）

（石）

くづ本村

一二二、九二〇

幕領、代官 角南主馬

一五一五、七四〇

御蔵入

二ノ口村

五四四、八〇〇

同

五四四、〇八〇

藤堂備前

小田市村

三一五、八三五

同

三九四、七九四

御蔵入

木ノ本村

二二六、八八〇

同

二二六、八八〇

藤堂備前

膳夫村

三、九〇〇

壺坂山南法華寺領

三、九〇〇

壺坂山寺領

八三、八一〇

幕領（鈴木越中上り知行）
代官間宮三郎右衛門

八三五、三五一

御蔵入

二〇、四〇〇

幕領（預り所）、代官栖村孫兵衛

一〇四、二二〇

藤堂和泉

膳夫枝郷出合村

御蔵入

出垣内村

同

石原田村

八三、六六四

同

四九八、四五五

御蔵入

七七、五〇〇

幕領（別所孫次郎上り知行）
代官竹村三郎右衛門

四五四、九八五

郡山（享保八、御蔵入）

大垣村

三六三、九八八

幕領（預り所）、代官栖村孫兵衛

三一、二二二

同

飯高村

二四、九六〇

同

二八四、四〇〇

平野右衛門

一八四、四〇〇

平野遠江

一三九、一六三

御蔵入

北八木村

一一一、一三〇

幕領、代官松村左兵衛

高市郡

今井村 三三〇、三五〇 同
土橋村 三八五、五七〇 神保長三郎
一二七、〇一〇 松平右衛門
一一一、三三〇 幕領(鈴木越中上り知行)
代官間宮三郎右衛門

十市郡

上品寺 三五二、二四〇 同
山ノ坊 二四二、五八四 同
ときは村 七五七、四七五 同
内膳村 二七二、〇九〇 同
(一〇〇、〇〇〇) 幕領(鈴木重勝上り知行カ)
代官間宮三郎右衛門

木原村 四二二、六九〇 幕領(別所孫次郎上り知行)
代官竹村三郎右衛門

新賀村 五一四、五〇〇 幕領(松倉豊後跡知行)
代官宗岡弥右衛門

高市郡

五条野 五六九、五〇〇 同

(小機) おつく村 八三六、四三〇 同

(龍廟) 大乙村 六二〇、八二〇 同

(飛驒) ひた村 一三三、六〇〇 同

鳥屋村 五一四、〇〇〇 神保長三郎

久米村 五一七、〇〇〇 同

池尻村 二八九、五〇〇 同

四一二、九三八 同
三八五、五七〇 神保主膳
二六六、一七五 御蔵入

四四〇、五〇〇 郡山(享保八、御蔵入)
三〇七、七〇〇 藤堂和泉
九四六、八四四 御蔵入
二九一、八七二 同

四八、二四一 郡山(享保八、御蔵入)
一〇〇、〇〇〇 鈴木与五右衛門
五二九、二三八 御蔵入
うち〇、八七五 山高(此取〇、三五〇)
六四三、一二五 同

七一一、八七五 同

一〇四五、二二〇 同

七七六、〇二五 同

上飛驒 一六七、〇〇〇 同

五二七、七六〇 神保主膳
ほか〇、五五〇 山年貢(御蔵入)

五一五、九五〇 神保主膳

二九〇、三〇〇 同
ほか〇、八五〇 山年貢 御蔵入

吉田村 六二八、九六〇 同

大谷村 一六二、七三〇 同

大谷村 ^(飲傍) 三九三、〇〇〇 同

大くほ村 ^(慈明寺) 五三六、五〇〇 同
ちみやうし村 七一六、一二〇 同

雲梯村 九〇一、九〇〇 同

山本村 二四〇、五〇〇 同

五位村 ^(忌部) 三二一、一五〇 同

いんへ村 ^(意郎) 二五六、九九〇 同

はちかミ ^(著噺) 二〇二、三七〇 同

明法寺 二〇三、八八〇 同

地黄村 四一〇、五五〇 同

十市郡 ^(曾我) 一三〇〇、〇〇〇 多賀左近
そか村

二四九、一二八 神保主膳

古川村三八〇、六一七二 同 ^(庄屋ハ坊城村内有)

ほか〇、二〇〇 山年貢

一六二、七三二 同

二八二、一五七 同

敵火村枝郷 御坊村一二、二四三 同

五二七、三五〇 同

四六四、九九九 同

ほか〇、三五〇 山年貢

寺田村 二四九、一二七 同

奥田枝郷 出村 三四二、五四六 御蔵入

九〇二、七九二五 同

二三九、一六六 神保主膳

ほか〇、一六〇 山年貢 御蔵入

三一、六九五 神保主膳

一五九、七八五 同

九七、二〇七五 御蔵入

二〇二、三七一 神保主膳

ほか〇、四〇〇 山年貢

二〇三、八八三 同

四一〇、五九八 同

一三五、八三二 多賀左衛門

高市郡
坊城村

二〇〇、〇〇〇
六九二、〇三〇
今春八郎
藤堂将監

小網村

二三九、五五〇
同

曲川村

一〇六八、四五〇
同

南妙法寺

一一二、五〇〇
本田左京

(見瀬)
見セの村

六八七、〇〇〇
同

かる村

一八二、〇〇〇
同

城戸村

一一五四、〇〇〇
同

河西村

九六六、二七〇
同

八木村

四六五、一〇〇
同

(四分)
しふ村

四〇三、〇〇〇
同

高との村

八五五、〇〇〇
同

なわて村

四二五、五〇〇
同

木殿村

二六四、五〇〇
同

(北越智)
北落村

一九、〇〇〇
同

二一六、六八七
桑山左近

一五〇〇、〇〇〇
六九二、〇三〇
今春大夫
藤堂庄兵衛

二三九、五五〇
藤堂伊予守

六六〇、四七八
同

三〇七、九七二
藤堂庄兵衛

二八七、三七五
御蔵入

一一六、六七〇
植村右衛門佐
山年貢 同

六九〇、一一五
同

一八二、二五七
同

一〇一四、五七二
植村内匠

九六六、二七七
同

四六五、一〇〇
植村右衛門佐

四分村(小房、下飛驒ヲ含ム)
四一二、八二〇
同

高殿村(別所ヲ含ム)
七八四、三二四
同

高殿村枝郷
法花寺 八〇、三一六
同

四一六、三一〇
同

二六五、一〇〇
同

一九、〇〇〇
植村右衛門佐
山年貢 同

二一六、六八七
御蔵入

新 堂 五四六、二六〇 本田左京

(中曾司) 七四五、二一〇 同
ちうそうし

観音寺 八四八、九〇〇 同

石川村 三九二、〇〇〇 同

和田村 六七四、五〇〇 同

田中村 三五九、〇〇〇 同

四条村 八一〇、四〇〇 同

四六、一〇〇 壺坂山南法華寺領
二〇、〇〇〇 岡山竜蓋寺領

十市郡

豊田村 四一六、六七〇 佐藤三河

中 村 二九三、六〇〇 同

十市村 五〇〇、〇〇〇 村越兵庫

四九八、五四〇 同

四九五、六三〇 佐久間河内

九七一、五七〇 赤井豊後

南山村
のうち

南浦村 三九八、三六〇 同

一二九、〇七六 植村右衛門佐

三一九、〇八四 植村主殿

九八、一〇六 御蔵入

七四五、二二〇 同

八三九、四〇六 植村右衛門佐

三九三、九三〇 同

六七四、六〇七 同

ほか〇、二二〇 山年貢

四〇二、二〇〇 同

ほか〇、五〇〇 山年貢

四条(新町ヲ含ム) 五六二、〇四一 同

四六、一〇〇 壺坂山寺領

二〇、〇〇〇 岡山竜蓋寺

小泉堂 二六三、二六七 植村内匠

四一六、六七八六 佐藤熊次郎

二九三、六七九 同

一〇〇〇、〇〇〇 村越庄五郎

四六三、八一三 正徳元、加藤越中跡御料ニ入

二七、七〇〇 御蔵入

四二八、五四五 赤井五郎作

ほか二、五〇〇 山年貢 御蔵入

池尻村 五四三、二五〇 赤井五郎作

三九八、三七二 同

香久山村 二七、五三〇 香久山寺領

三〇、〇〇〇 香久山興禪寺領
 ほか〇、七三〇 山年貢 御蔵入
 十市郡
 新堂村二〇〇、〇〇〇 興福院

同
 下八釣村二六四、四八八 御蔵入

同
 東竹田村 七二三、七〇九 同

高市郡
 萩ノ本村 一五六、六七四 同

右記録のうち角南主馬の配下には、葛本・新口・太田市・木ノ本の四カ村が入る。主馬の父は宇喜多氏に仕えたがのち家康の下に入り、その子主馬重勝にいたって、添下郡にて一、〇〇〇石をあてがわれ、大和と関係するようになり、大和の幕領をも一部代官支配したのである。なお、右四カ村のうち新口・木ノ本は山ノ坊とともに元和五年八月、田丸五〇、〇〇〇石の替地として、藤堂高虎に与えられた山城・大和五〇、〇〇〇石のうちに入った。のち寛文九年（一六六九）八月一日、高虎の孫佐渡守高通（久居城主）に分知され、備前守（佐渡守）高堅にうけつがれた（『宗国史』）。
 榑村孫兵衛のもとには膳夫・石原田・飯高それぞれの一部と、大垣の四カ村があった。このうち膳夫（一〇〇石）と石原田（三百三十七石六斗）は、慶長五年頃、秋山右近の知行地であったことがある。右近は家康に仕え、上杉景勝追討などに功があったといわれる（『関ヶ原始末記』）。右両村のはかに「池ノ尻」（東、桜井市内の山田・上ノ宮・高田の計六カ村、約三、〇〇〇石をあてがわれていた（『庁中漫録』）。なお、大和国内惣高には池尻の記載はないが、これは南山のうちに含まれていた。

松村佐兵衛配下には今井と北八木がある。松村佐兵衛は『今井町史』によると、慶長十二年（一六〇七）頃代官と

して大閣陣屋のあとである「お茶屋」に住したようである。

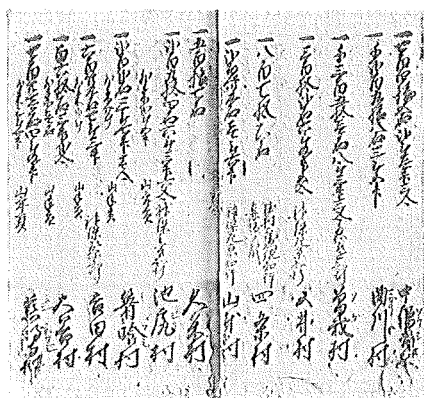
松村左兵衛が代官支配する以前、今井は関ヶ原の役後も天領として大久保長安の支配をうけた。なお、今井兵部については別項で記載されるのでここでは省くことにしたい。

土橋・膳夫それぞれの一部、上品寺・山ノ坊・常盤・内膳の六カ村は鈴木越中守重時よりの上り知行として、間宮三郎右衛門の代官支配下にあった。

右のうち内膳の一部（二〇〇石）は、慶長七年、重時が父より遺領を継いだとき弟重勝に分知している（『寛政重修諸家譜』）。内膳の一〇〇石を除く六カ村は、慶長八年重時の子重春が跡を継いだが、重春は嗣なきまま慶長十二年に歿したので絶家となり、幕領に編入された。重勝の知行した内膳の一〇〇石も元和初年ごろまでに幕領に編入された。

もっとも重勝の子重泰は、寛文四年（二六六四）に下総国の知行地と入れかえに、父の旧領式下・十市両郡で三〇〇石を与えられているが、内膳の一〇〇石はそのうちに入っている（前掲書）。鈴木氏は越中守重時の父重吉が大納言秀長に仕えるようになって大和と関係するようになり、一時郡山城の二ノ丸を預かったこともある（前掲書）。

木原、石原田の一部は竹村九郎右衛門の代官支配下にあった。この両村は幕領となる前は、別所孫次郎の藩領であった。別所氏はその祖重治が播磨国別所にいたことよりその名がある。孫次郎某は家康に仕え、大和で采地二、五〇〇石を与えられたが、元和二年（一六一六）十二月十二日、伊藤掃部助某と桑山左衛門某を自宅に招き、あらたに風呂屋をつく



大和国郷帳（奈良・池田家文書）

って饗していたところ、その席において口論におよび、ついに掃部助を切害したために、その夜切腹を命ぜられ、その采地は幕領となった（前掲書）。

新賀・五条野・小槻・醍醐・飛驒の五カ村は宗岡弥右衛門の代官支配をうけた。宗岡弥右衛門は松倉豊後守重政のあと知行を幕領として、代官支配したのであり、右五カ村は元和元年重政が肥前に転封する以前はその藩領内にあった。右五カ村のうち醍醐・飛驒・小槻の三カ村は元和五年七月十九日大阪城主松平下総守忠明が郡山城主（一二〇、〇〇〇石）として転封入部するにおよび、その配下に入った。そのほか高市郡では曲川の一部、土橋の一部、今井・五条野の四カ村が、十市郡では太田市、内膳の一部、上品寺、膳夫の一部、常盤・木原・石原田、飯高の一部、葛本・北八木・新賀・下八釣・大垣の一三カ村が郡山藩領となった。その後寛永十六年（一六三九）三月三日姫路城主本多内記政勝が、郡山城主（一五〇、〇〇〇石）となるにおよんで、そのままうけつがれ（二割五分の増高により一五〇、〇〇〇石となる）、「寛文印知集」（『続々群書類従』）では以上のような領地目録となっている。寛文十一年十二月二十三日政勝が歿すると中務大輔政長にうけつがれ（一二〇、〇〇〇石）、ついで中務少輔忠国（政武）がついだけれども、陸奥福島へ転封となった。そのあと同日、延宝七年（一六七九）六月二十六日松平日向守信之が郡山城主（八〇、〇〇〇石）となった。政長が城主となって以降、配下にあった村方はあきらかになしがたい。上品寺・大垣、内膳の一部、飯高の一部を除く他の諸村は、天和二年（一六八二）二月十二日幕領に編入された。なお「大和国郷帳」における領主「郡山」というのは、貞享二年（一六八五）六月二十二日郡山城主となった本多忠平（唐之助、下野守）のあとをついだ忠常（萬之助、能登守）ないし忠直（越中守、信濃守）と考えられる。忠村（唐之助）をへて忠烈（喜十郎）にいたり、嗣なきため絶家となり、享保八年（一七二三）十一月二十六日幕領に編入された。

以上本市域内で幕領に属する村方について概観した。元和初年の幕領は一一一、五〇三石余であり、これを関ヶ原

役後の六万石余にくらべると約二倍の増加といえる。

転じて「知行方」について元和初年の一〇、〇〇〇石以上の大名を拾うとつぎのごとくである。

二七、八六四石五四〇	織田有楽
三一、二三四石八五〇	織田常心（松山）
二五、〇〇四石七〇〇	本田左京（高取）
六〇、〇〇〇石三三〇	水野日向守（郡山）
二四、四五七石五六〇	片桐市正（竜田）
一五、九七〇石三五二	桑山左衛門佐（御所）
一六、三八六石七七〇	桑山伊賀（布施）

関ヶ原役後の領主支配に比べると、福島掃部に代って織田常心が松山へ、松倉豊後跡は幕領に切りかわった。水野日向が元和元年（一六一五）三河より郡山城主として新しく入部し、慶長六年片桐且元が竜田城主として入部し、これらが大きな変化といえるであろう。そのほか大納言（豊臣秀長）後室領が未だ添上郡に二、〇〇〇石残されている。つぎに本市域内に知行地を有した領主について、前記一覧にもとづいて考えてみるに、まず陣屋を有した旗本としては池尻の神保氏、曾我の多賀氏がある。

神保氏 代々畠山氏に仕え、紀伊国有田郡石垣鳥屋城に住した。

春茂（はるしげ）式部大輔 畠山氏没落後、秀吉に仕え、高市郡において六、〇〇〇石を与えられた。

相茂（すけしげ）長三郎 関ヶ原役に功あって慶長五年高市郡において一、〇〇〇石加増（地黄・妙法寺、土橋の二部）合せて七、〇〇〇石となった（一覽参照）。大坂の両陣にも参加し、道明寺辺、天王寺表で力戦し、ついに討死した。
茂明（しげあきら）大学・左京 父相茂の戦死後遺領をつぐ。

元茂 茂明の子 主膳 天和二年十二月十八日家をついだが、一、〇〇〇石（雲梯九〇二石六〇〇、忌部の一部九七石二〇七五）は弟平八郎茂知に分知し、自らは六、〇〇〇石を知行、以降明治維新におよんだ。分家の一、〇〇〇石は元禄十七年、故あって幕領となった。なお池尻の陣屋は現在畑となり、小字名として「元陣屋敷」や「大門」を残している。

春茂—相茂—茂明—元茂—茂映（しげてる）
権之丞・右近 権太郎・左京・兵庫
 享保一九・八・七 茂清 備前守・和泉守
 寛保三・七・二 茂濟（しげずみ）
主膳・致仕号茂水
 天明元・三・五

茂常（しげひさ）
斧太郎・左京 天明四・八・一八 某早世「寛政重修諸家譜」注・左側年次は遺跡をついた年月日、以下同じ

多賀氏 代々近江の多賀に住したのでその名がある。

常則 新左衛門・伊予守 はじめ浅井氏に仕えたが、のち大納言秀長に仕え、高市郡において二、〇〇〇石を宛行われた。曾我のほか大福・新堂・新屋敷（三ヶ村は桜井市）が知行地で、以降明治におよんでいる。

陣屋は曾我にあった。現在その跡を認めることができる。

常則—常直—吉左衛門 常長—左近 常良—吉左衛門 常之—左近・又四郎 常房—左兵衛・左衛門 高但
源十郎・豊後守・大和守 元和四年 明暦三・一一・二五 延宝二・二・二三 宝永四・一一・二六
寛保三・閏四・二 左源次・左近 安永二・四・八「寛政重修諸家譜」

藤堂氏

嘉以（よしもち）将監 嘉以は祖父嘉房が隠栖料として家康より与えられた二、〇〇〇石を、慶長八年にうけつぎ、曲川に住したと考えられる（『寛政重修諸家譜』）。このうちに小綱・曲川、坊城の一部が入る。その後嘉以は大坂冬の陣で藤堂高虎に属し、夏の陣では水野日向守に属して活躍した。

嘉正 左門・将監 寛永六年（一六二九）八月二十五日父の遺跡をついだが、同日、うち一、〇〇〇石を弟主馬嘉長に

分知（小綱、曲川の一部）、良直（主馬・伊予守）・良端（伊予守・伊豆守・肥後守）とうけつがれ、「国郷帳」の伊予守は良端をさす。したがって嘉正の知行は一、〇〇〇石となり、明治維新におよんでいる。「国郷帳」の庄兵衛は良明と考えられる。

嘉房—嘉清—嘉以—嘉正—高嘉藤五郎・勝兵衛
藤五郎・庄兵衛
良秀・勝五郎
良徳・正吉・勝兵衛・将監
良安
寛永一七・一二・一五
延宝二・一二・一〇
享保五・一〇・一
享保一一・一二・二
一郎・駿河守
土佐守・駿河守
良英（よしてる）
近江守
織部正・土佐守
天明三・五・二
天明四・九・六
【寛政重修諸家譜】

小綱は南八木とともに文禄元年、宇陀松山城主となった多賀出雲守秀家の所領の一部となっている。慶長二年にはこの所領を失っている。

つぎに本市に知行地を有した領主、寺社などについて記してみよう。まず一覧によると、中曾司以下一八カ村を支配した高取城主本多左京利長があげられる。左京の祖父太郎左衛門尉政武は大和太納言秀長の重臣として改めて高取城を築城している。その子因幡守俊政は家康につかえ、上杉景勝追討、関ヶ原役に参加して高取城主を維持した。その子左京利長は大坂の両陣に功ありて因幡守に任ぜられたが、寛永十四年嗣なきままに歿したので絶家となり、代ってここに寛永十六年十月十九日、植村家政が高取城を与えられ、高市郡に二五、〇〇〇石を領した。その子家貞（右衛門・右衛門佐）のとき弟政春（大膳）に三、〇〇〇石を分知し、二二、〇〇〇石となった。この三、〇〇〇石のうちに小泉堂・常門・川西が入る。この三カ村は大膳政行・内匠政勝・内記政広・家包とうけつがれたが、家包は高取城主となったため、享保十四年本家に収められた。さて家貞の二二、〇〇〇石は「寛文印知集」の領知目録によると、高市郡で六八カ村（二二、〇〇〇石）であるが、本市との関係村方は「大歌留、妙法寺、北越智の一部、観音寺、萩本、新

堂、八木、四条の一部、縄手、四分、木殿、田中、高殿、和田、石川、中曹司、見瀬」の一七カ村である。その後出羽守家言（いえのぶ）のとき、弟外記政明に一、〇〇〇石、同主殿正澄に五〇〇石を分知したので、二一〇、五〇〇石となった。政明に属した村方は本市関係では中曾司、萩本が推定される。主殿領としては新堂の一部のほかは観音寺の一部が本市関係では考えられる。

飯高の一部は、平野遠江守長泰が秀吉に仕え、文禄四年（一五九五）十市郡のうちに五、〇〇〇石を与えられた内に属し、以降平野氏うけつがれた。

豊田・中の両村は佐藤三河領となっている。佐藤氏はもと美濃国に所領を有したが、継成のとき関ヶ原役、大坂ノ陣に功あって、元和三年（一六一七）五月二十六日十市郡のほか美濃・摂津・近江にて二、九〇〇石を加増された。このうちに豊田・中の両村が含まれている。継成は三河守とはなっていないようであるが、一覽の三河守とは継成を指すのであろう。

十市村の一部は旗本村越氏の所領として明治維新にいたっている。大和国内惣高には「十市郷之内五百石、同村之内四百九拾八石五斗四升」と記されている。村越七郎左衛門は、古く松平清康より、広忠・家康と三代に歴任している。その子兵庫允三十郎にいたり、大納言秀長に仕えて大和に一、〇〇〇をあてがわれた。その後再度家康に仕え御家人に列し、上杉景勝追討、関ヶ原役に参加したが、このとき討死している。その後子正重（三十郎・七郎左衛門）が遺跡をつぎ、元和の大坂の陣には松倉豊後守重政にぞくし、大和口において戦った。一覽の「兵庫」は正重を指すものである。

そのほか十市の一部（四九五石六三〇）は佐久間河内領であるが、その後加藤氏（越中守）にうけつがれ、正徳元年幕領となった。

南浦、南山の一部は赤井氏となっている。赤井氏はもと丹波の土豪であったが、忠家（五郎・五郎兵衛）のとき家康に仕え、慶長五年、十市郡において一、〇〇〇石を与えられ、関ヶ原の役の功により、役後同じく十市郡において一、〇〇〇石を加増、合わせて二、〇〇〇石を領した。この二、〇〇〇石は慶長十年子忠泰（豊後守）にうけつがれ、元和二年（一六二六）五月二十六日、改めてその朱印を受けている。なお池尻（東）は南山のうちに含まれている。

土橋の一部は松平右衛門領であるが、右衛門は元和初年五〇〇石の知行を有した。土橋のこの一部は元和五年より郡山城主松平下総守忠明の所領のうちにみられ、本多政朝これをつぎ、ついで本多政信、忠英とうけつがれたが、忠英は延宝七年六月二十八日、播磨国山崎に転封後、幕領となった。

北越智の一部は桑山左近領である。左近は桑山修理大夫重晴の三男貞晴で、大納言秀長に仕えて、大和において二、五〇〇石を知行した。このうちに北越智の一部が含まれている。しかし貞晴の子貞利にいたり、末期養子が認められなかったため、寛永十三年（一六三六）十一月二十三日その死とともに幕領に編入された。その後、本多政朝の領するところとなり、寛永十六年三月三日勝行（平八郎）に、承応二年（一六五三）十月九日政長（三〇、〇〇〇石）にうけつがれ、忠国（延宝七年六月二十六日継）をへて、天和二年（一六八二）二月十二日幕領となった。

寺領として壺坂山南法華寺領として四条の一部、膳夫の一部、合わせて五〇石があった。以後明治維新にいたっている。

岡寺（竜蓋寺）領として四条の一部が慶長七年八月六日、家康により朱印地として与えられ、また香久山興禪寺領として香久山村の一部があった。興福院領としては新堂村二〇〇石がある。

そのほか坊城村の一部は添上郡中ノ川と合わせて五〇〇石は今春領である。これは秀吉が四天王寺詣の際、同寺の古文書のうちに今春流の由来を知り、五、〇〇〇石を給しようとしたが、今春安照は固辞し、五〇〇石のみを受けた

ことに始まる。秀吉のためにしばしば能楽を奏している。坊城村給与の文書を紹介しておこう。

大和高市郡ほうちやう村貳百石　為加増令扶助訖　本知三百石（中ノ川村を指す）合五百石事全可領知者也
文禄五年七月廿八日

秀吉 朱印

今春 大夫

（奈良・今春家文書）

年貢の徴収　以上領主支配について、村方と石高の面から考えてきた。ここで領主支配の本質である農民からの年貢の徴収について考えてみたい。

年貢（本途物成）は文禄検地によって打出された村高（のちに変更されることが多い）に対して何割という形で、村宛に課せられた。この令達書を一般に免状といっている。ここに十市村の元禄十六年（一七〇三）の免状を例示すると、つぎのとおりである。

元禄拾六年末ノ免状之事

一高九百九拾八石五斗四升　本高辻也　但シセツ之免

此物成六百九拾八石九斗七升八合

口米貳拾石九斗六升九合三勺

右込米拾四石三斗九升八合九勺

夫米三拾壹石六斗七升三合八勺

御取米惣合七百六拾六石貳升也

右之通末之年免定者也来ル極月十五日限ニ皆済可令者也

元禄拾六年

表3 十市村・村越方

年次	項目	物 成	免	口 米	夫 米	込 米
慶長18年		石 684.5950		物成に含む	35.000	
寛永20		700.0000		物成に含む	51.000	
慶安2		700.0000		物成に含む	51.000	15.020
延宝7		745.9844	0.7	22.3795	33.010	14.9197
元禄7		698.9780	0.7	20.9693	—	14.3989
元禄9		311.0346	0.3141余	9.4110	9.411	6.4622
宝永2		698.9780	0.7	20.9693	31.6738	14.3989
享保元		599.1240	0.6	17.9737	29.9562	12.3419

(注) 延宝7以前の村高 1065^石692、元禄7以後は 998^石540

未ノ十月 日

村越七郎左衛門内

和州十市村庄屋

今沢久左衛門殿

年寄中

惣百姓 旨

(十市・今沢家文書)

小谷 瀬兵衛 印
武川 友右衛門 印

右史料によると徴収率(免)は「七ツ之免」であり、この場合村高の七割である。免にはその年の出来高(毛付)に対して、何割と課する毛付免というのものもある。村方に課せられた年貢は、庄屋の責任において、農民の持高(所持田畠などについての評価、検地によって決定)を基準として割付けられる。年貢徴収台帳として村方には「名寄帳」があった。ここでいくつかの村方の徴収率(免)について考えてみよう。

第3・4表はそれぞれ十市・見瀬のものである。現在と比較すれば驚くべき高率であり、減免は年毎ながら農民にとっては死活の問題であった。年貢納入法は現米による納入を原則とし、銭納は畠方の年貢に限られていたが、貨幣経済の発展とともに次第に石代納という銀納に変わっていった。出合の享保二年の免状(蘆村家文書)、醍醐の宝永二年の免状(平井家文書)には「十分一大豆銀納、三分一米銀納、米銀納」の三方法で納入することが記されて

表4(1) 見瀬村の年貢徴収状況

項目 年次	取	米	毛付免	項目 年次	取	米	毛付免	項目 年次	取	米	毛付免
享保3	石	447.461	0.71	宝暦6	石	410.357	0.69	寛政4	石	469.398	0.705
4		482.383	0.70	7		476.182	0.715	5		448.083	0.705
5		454.764	0.70	8		391.906	0.69	6	—	—	
6		462.041	0.70	9		471.464	0.705	7		466.999	0.705
7		489.274	0.71	10		464.317	0.705	8		467.159	0.705
8		441.974	0.70	11		453.941	0.705	9		380.299	0.705
9		412.882	0.70	12		442.681	0.705	10		467.322	0.705
10		411.638	0.64	13		424.778	0.705	11		266.625	0.705
11		482.383	0.70	明和元		417.218	0.705	12		456.016	0.705
12	—	—		2		466.766	0.705	享和元		438.936	0.705
13		409.100	0.70	3		456.492	0.705	2		449.314	0.705
14		489.274	0.71	4		424.720	0.705	3		456.672	0.705
15		475.642	0.71	5		446.288	0.705	文化元		360.560	0.705
16	—	—		6		468.930	0.705	2		464.021	0.705
17		458.561	0.71	7		318.419	0.705	3		293.424	0.705
18		441.868	0.71	8		217.103	0.705	4		405.552	0.705
19		438.150	0.71	安永元		482.847	0.705	5		422.634	0.705
20		482.598	0.71	2		472.313	0.705	6		426.210	0.705
元文元		464.851	0.71	3		463.632	0.705	7		463.990	0.705
2		478.835	0.71	4		465.750	0.753	8		456.393	0.705
3		461.653	0.71	5		492.593	0.753	9		458.162	0.705
4		484.109	0.71	6		361.114	0.753	10		457.542	0.705
5		349.324	0.71	7		453.709	0.753	11		431.760	0.705
寛保元		471.489	0.71	8		499.023	0.753	12		403.375	0.705
2		481.819	0.71	9		449.969	0.753	13		429.207	0.705
3		458.138	0.71	天明元		445.740	0.753	14		435.619	0.705
延享元		484.603	0.71	2		441.756	0.753	文政元		407.254	0.705
2		480.889	0.71	3		453.061	0.705	2		475.487	0.705
3		477.474	0.71	4		428.820	0.705	3		472.995	0.705
4		438.185	0.71	5		428.143	0.705	4		375.588	0.705
寛延元-3	—	—		6		403.975	0.705	5		462.284	0.705
宝暦元		483.861	0.71	7		474.084	0.705	6		189.433	0.705
2		488.656	0.72	8		438.791	0.705	7		456.918	0.705
3		491.385	0.72	寛政元		448.939	0.705	8		470.059	0.705
4		468.174	0.715	2		333.138	0.750	9		411.941	0.705
5		488.102	0.72	3		412.462	0.705	10		416.546	0.705

近世社会の成立

表 4 (2) 見瀬村の年貢徴収状況

項目 年次	取	米	毛付免	項目 年次	取	米	毛付免
文政11年	石	383.679	0.705	嘉永 4 年	石	339.128	0.705
12		399.425	0.705	5		216.422	0.705
天保元		438.629	0.705	6		177.246	0.705
2		429.220	0.705	安政元		390.038	0.705
3		299.128	0.705	2		362.197	0.705
4		413.517	0.705	3		251.547	0.705
5	—	—		4		388.280	0.705
6		409.751	0.705	5		380.783	0.705
7		302.317	0.705	6		377.788	0.705
8		397.142	0.705	万延元		349.215	0.705
9		401.632	0.705	文久元		361.842	0.705
10	—	—		2		404.088	0.705
11	—	—		3		380.126	0.705
12		428.480	0.705	元治元		313.737	0.705
13		393.693	0.705	慶応元		—	—
14		419.048	0.705	2		—	—
弘化元		414.485	0.705	3		359.303	0.705
2		420.072	0.705	明治元		357.694	0.705
3		411.035	0.705	2		332.809	0.705
4		423.207	0.705	3		332.809	0.705
嘉永元		379.756	0.705	4		—	—
2		385.468	0.705	5		340.116	0.705
3		352.438	0.705				

ほかに 新 田 石 0.886 この取 石 0.620
 山年貢 0.300 敷年貢 1.540
 注 村 高 690.115

いる。下八釣村の文政・文久の免状（下八釣区有文書）、忌部の文政九年の免状（井上家文書）には「十分一大豆銀納、九分米銀納」と記されており、一般に時代の下るとともに銀納化した。

しかし旗本領の場合など、領主が江戸居住という事情のため、早くより銀納化していた。十市の村越氏の場合について考えるに、まず皆済目録ともいえるべき史料を紹介しよう。

「十市村 年貢皆済目録」

一慶長拾八年分御物成合六百八拾四石五斗九升五合 夫米三拾五石也

右何も算用仕相済候也 仍如件

元和元年

村越三十郎 花押

十二月二日

庄屋新右衛門 旨

(十市・今沢家文書)

右史料は領主が庄屋に宛てたものである。村越氏の場合、年貢は庄屋が徴収し、かつ庄屋が算用を行っている。こうしたことは旗本領においてこそ考えられることで、一般領主の場合は、庄屋給米とか、灌漑設備に関する土木工事の入用などを算用するほか、算用は領主側で行うものである。さて、ここで寛永二十年の年貢算用について庄屋が領

主村越氏に宛てた「御物成御算用帳」(今沢家文書)を紹介しよう。

前年の未進分をも含めて算用額は現米八五〇石四斗である。この払方のうち現米で算用されたのは井手米、庄屋肝煎給米など合わせて五〇石四七三七(一一・四八%)で、残る七九九石九二六三のうち御奉公人御未進米六二石四二〇九を差引いた七三七七五〇五四(八八・五二%)は村方(庄屋)において売却算用されている。売却はその年(寛永二十年)の十一月十一日より始めている「うり上」と記された分のみの明細

表 5

「うり上」分		
売却量	売却日	米相場 (石ニ)
石 30	寛永20.11.11	32匁7分
10	11.12	32. 8
10	11.14	32. 6
155.8917	11.28	31. 4
22.3558	11.28	同
30	寛永21. 5. 5	30. 0
20	5.14	29. 5
20	6.18	29. 0
13	6.24	34. 0
38(大豆)	同	(大豆)29.5
15	同	29. 5
10	同	同
10.5	同	同
20	6.	同
10	同	28. 0
38	7. 5	28. 7
67.8283	7. 5	26. 5

は第5表のごとくである。十一月二十八日には一七八石余の米が売却されている点注目される。これら領主米の取扱商人などについては不明である。

以上年貢の徴収について、徴収率である免と納入について大まかに紹介した。

近世に入ると封建支配が再編強化されたことは初めにのべたが、それは年貢の徴収がきびしくなったことを中心としている。「農民は生かさぬよう、死なぬように」(『本佐録』)とする幕府の原則は、農民から生産余剰を奪うことであつた。このようなきびしい政策は、近世初頭、検地などによっておしすすめられたものである。

(朝倉 弘)

第二節 近世の町と村

寺内商業都市としての今井町

今井町の成立 今井町の周辺は、古く平安末期(一〇七〇)の「興福寺雑役免帳」の高市郡の部に雲飛庄の名があり、この極めて散在性の強い荘園の北部を占めていた様である。室町初期の至徳三年(一三八六)には、興福寺一乗院門跡良昭が維摩会講師を勤める費用を得るため、門跡領に反銭を掛けた時、その反銭帳に「今井七丁三反……小綱郷四丁」と見え、これが今井の名の初見と考えられる。今井の集落はこの以前百年程の間に、春日社を中心に村落共同体として組織され、世間の一般例と同様に自治活動が芽生えて行ったものであらう。またこの頃、一乗院門跡下の庄官として今井氏という武士が、この地に居た事も当時の記録に存している。室町末期には中和の武士団は十市氏と

越智氏が有力であるが、相互にその支配権を確立する為に、今井・八木近傍は絶えず両者の争奪点となり、焼亡を受けている。かくて各地に自衛体制を整えた住民自治村落は、村の周辺に環濠をつくって結束を固くし、旧主であった興福寺勢力の後退に乘じ、吉野方面より進出した真宗信仰によって徒党を組み、これを度々弾圧する興福寺僧兵と戦う事ともなり、大衆化した一向宗徒は、天文元年（一五三二）ついに興福寺塔中や春日神社の一部をも焼打ちする迄になり、その報復として興福寺からは一揆に加わった村々を焼き払う挙に出た。「今井焼き」というのもその一つであった訳である。しかし翌天文二年には早くも宗徒は今井、四条近辺に小屋を立てたが、興福寺の命をうけた越智氏に再び成敗されている。正しく世は動乱の時代であったのである。

この事があってから数年後、本願寺は一門の兵部卿豊寿を今井に送り、離散した人々を集め、付近の土豪や農民門徒を加えて、新しく寺内町造りに着手している。かくて後代に西町と呼ばれる所につづく東側に道場が建てられ、四町四方の巷区に幅三間の濠をめぐらし、大坂石山本願寺や堺にならって富裕な商人や浪人をあつめ、今井兵部を政治的・宗教的・軍事的の領主と仰ぐ、武装宗教都市が成立したのである。

天正二年（一五七四）、大和が織田信長によって平定されると、信長の命を受けた明智光秀・筒井順慶の軍は曾我に布陣して今井を攻撃牽制した。これに対して、今井側からも再々夜討ちをかけるなどの事もあったが、堺の茶人津田宗及の斡旋によって、信長に降る事となった（永島福太郎氏論文「明智光秀と宗及」）。今井郷が信長の要求する軍備撤去や武装解除の条件をのみ、光秀の申達によって翌年信長からの赦免状が下されたものである（称念寺蔵、信長赦免状）。ちなみに、この時、大坂本願寺も降参し、後日再び蜂起しているが、今井郷は光秀に対する誓約を守って決起はしていない。大和国衆として最後迄その存在を全うした筒井順慶は、信長方に属して大和一国を与えられ、天正八年の「一国一城令」によってただ一つ残存を認められた郡山城を修めて、ここに入ることとなった。その後、十年六月、

信長が明智光秀の叛によって本能寺に討たれ、その後豊臣秀吉がその政權を奪取する様になってからも、筒井氏の地位は変わっていない。しかし十二年に順慶が没し、定次が後をつぐと、筒井氏は翌年八月、突然伊賀国に国替えを命ぜられ、替わって秀吉の弟秀長が、大和・和泉・紀州三ヶ国の百万石の太守として郡山に入部するという変動が起きている。このとき初めて大和は、中世的な勢力のつながりに終始符を打ち、近世的な豊臣政權の直轄領となったわけである。

領主支配の変遷 豊臣政權が確立し、大和が大納言秀長による直轄領となると、このころから国内には、土豪・社寺・鄉村に対する武装解除としての「刀狩り」が強行され、同時に「検地」が進められている。検地は天正八年以後、大和においても数度行われてきたが、最も徹底的に推進されたのは、文禄四年（二五九五）のいわゆる「太閤検地」である。これは豊臣政權の財政確立のため、荘園制度の余弊や中世的な領有關係を一掃し、行政単位としての村落を確定し、村限りの生産力（村高）を決定し、兵農を分離して身分制度の確立を狙うものである。このため各村に検地奉行が派遣され、村内の田畠の質量面積を一筆毎に詳査し、この帳簿はその後長く近世を通じての村落における基本的土地台帳として、重要視されるものとなった。今井町には「文禄検地帳」は残っていないが、慶長以後の写し（称念寺文書）には、今井の村高として、田畠の分米合わせて一六三石四斗九升二合、居屋敷の分米合わせて一二二石三斗壹升八合、これに大西領の拾三石六斗壹升を加えて總計二七二石二斗が示されている。しかし江戸時代に入って大西領が大きく開発されるようになると、更に村高は三三〇石三斗五升と増加してくる。今井は町場であるから、居屋敷数はもちろん多い。当時は南町・西町・東町・北町に加えて今町・新町の六つの町も既に成立しており、豊臣政權下では戸数は一、二〇〇軒前後、人口は約四、〇〇〇人と伝承されている。

文禄四年（一五九五）に秀長の後をついだ豊臣秀保が事故死すると、その後五奉行の一人である増田長盛が二〇万

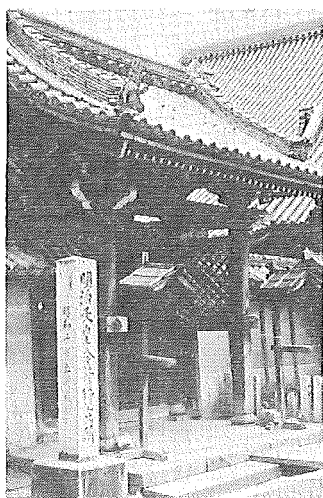
石を給され郡山に入城した。しかし慶長三年（一五九八）朝鮮出師半ばにして秀吉が薨すると、その政權は急に傾きはじめ、五年には関ヶ原戦役がおこり、豊臣方の敗北によってその勢力は凋落し、新たに徳川氏の擡頭は今に顕著なるものとなった。豊臣方に味方した増田氏は、事に座して没落、大和は徳川方に与した多くの大名や御番衆の知行地に当てられ、国内の寺社領のほか六万余石は徳川氏の直轄地とされ、大久保長安がその代官に命ぜられている。慶長十九年（一六一四）の大坂冬の陣が終わると、豊臣方は大きく譲歩を迫られ、翌元和元年の夏の陣には大坂城をも保ちえず、退勢の大坂方は河内平野に出て交戦した。この時同志たる大和の大坂方の牢人、箸尾・布施・万歳・細井戸の諸氏は、その先鋒として郡山城を襲い、町屋の大半を焼き、奈良に向かったが、防備の嚴重なるによって、鉾先を転じてその一隊が今井を攻撃した。この時、今井西辺において激戦のあった事は「大和軍記」などに見えているが、町は幸にして無傷のままに残った。

大坂夏の陣が終わると郡山城は元和元年（一六一五）七月、水野日向守勝成が六万石で封ぜられ、ついで五年八月には松平下総守忠明が一二万石で入り、寛永十六年（一六三九）三月以後には、本多内記政勝が一五万石で入部し、四十一年を経て延宝七年（一六七九）六月、本多氏は陸奥国福島に国替えされている。今井が郡山藩治下にあったのは、右の元和元年八月から延宝七年までの六十四年間であり、これまで寺内町として特別な扱いを受けていたが、このころから次第に「郷中並み」として取り扱われる様になった。しかしやはり寺内町としての旧来の伝統は、一気に払拭されず、一般の村とは違って、「今井町」と私称する事も許されていた。当時の今井の村高は三三〇石余りで、収米石数としては大きいと言っているのではないが、既に六町が整い、前時代同様に戸数一、二〇〇軒、人口四千数百人を擁する財力豊かな町並みであった。当時の一般の村は、平均戸数四〇軒程度であるから、人口・軒数では三〇ヶ村にも相当した訳である。松平下総守は元和七年（一六二一）五月、今井を巡検しているが、この頃から町政を執

行するものとして、当村の成立と関係が深い称念寺の今井兵部（江庵）を主座とし、その他、今西与治兵衛・尾崎源兵衛・上田忠兵衛を補助役として起用したものと見られる。今井氏是一向宗の僧侶ではあるが、一方、天文以来武士として立ち、保津領その他にて四〇〇石を有し、いわば大庄屋にあたる地位にあり、畿内の同格の者には珍しいほどの大身で、常に浪人共をかかえ、島原の乱の時に於いてすら、二〇人ばかりの鉄砲兵を率いて、出陣を願ひ出る程の勢力を有し（今井家文書）、武積兼帯の形にあった。他の三家も一向宗の信者として早くからここに住み着いた土豪で、後にこの三家は総年寄役に進められている。

右の郡山藩松平氏治下の当地に於ける政治の一端を寛永六年の「納米同払方帳」（今井家文書）によって見れば、「高三百三〇石三斗六升」の総てが租米とされており、一〇〇パーセントの税率を示している。当時の年貢は一般に余程高い時でも七割弱であるから、これは非常な高率と言うべきである。しかもこの上に口米・目払い・夫米などの付加税が課されている。これは当地が土地生産に依存する所が少なく、商業・金融によって立っていたから、この様な高率に堪えることが出来たのであり、又、早くから銀納が命じられているところ、江戸初期とは言え、相当に貨幣経済の進んだ商業繁昌の町として注目する事が出来る。次いで本多氏治下の延宝元年以後になると、村高の基準は同藩領全般的に施行された「二割半増し」となり、今井の高も一躍四一三石となり、これに付加税を足すと、計四一九石余りとなっているから、やはりはるかに村高を上回る高率なものであった。

延宝七年（一六七九）本多氏が奥州福島へ移封されると、これ以後、今井は天領に編入され、この時に入部した初代の代官の国領半兵衛は、延宝七年十一月に年貢割り付けを発しているが、これによって今井村の支配形態に生まれた大きな変化を見る事ができる。即ち郡山藩治下での免状の宛名は、殆ど「称念寺今井兵部」となり、宛名の場所は高く、奉行衆からも敬意を受けていた事を示しているが、この年以後からは宛名が「庄屋百姓中」とか「名主総百姓



今井称念寺

中」となり、兵部の名は全く没している。これは後の正徳三年記録によると、兵部に非違の事があり、町方の反対によって政治上の地位を追われたものと知れる。一体、延宝時代は全国的に古い勢力が再検討され、新しい幕藩体制に改編される時期に当たり、兵部坊も町政から離れ、以後は僧侶として専念することとなり、かくて前記の今西・尾崎・上田の三家が新しい総年寄として登場、再出発する端を開いたのである。国領氏の次には桜田御領代官四代治下の二五年間が続くが、その後は一般の天領に編入され、享保元年（一七四一）にいたる二六年間は八人の代官によって支配されている。この頃になると江戸時代も中期として、今井は町方役人の自治によって運営され、名称も公式に「町」と呼称されるに至り、年貢免状にも享保頃から天領としての「高懸り三役」が現れている。而して当時の租率は村高に対して、およそ六割前後となっている。吉宗の善政「享保の治」の影響とも見られるが、今井はこの頃を境として、景況も下だりに向かい、人口も次第に減少の傾向をたどっている点も注目される。寛保元年（一七六一）は大和の天領五万石が総て芝村藩の預かりとなり、五四年間これに属し、更に寛政六年（一七九四）から明治二年（一八六九）までの七六年間は高取藩の預かりと成っている。以上、いずれにしても江戸時代の五分の四を通じて、預かり領の頃をも含めて、天領治下にあった事は、今井が伝統ある豊かな町場であったためにほかならない。

今井町の発展 今井町の成立は、前述した様に天文初年頃、この地に一向宗本願寺の道場が建設されたことに発する。即ち一向宗門徒の勢力は宇陀郡・吉野郡方面より入り、次第に盆地部に進出して中和地区に多数の信徒の発生

をみた頃、今井に大坂石山本願寺との中間連絡点としての拠点を置いたわけであり、正に新地というにふさわしい格好の地であった。すなわちこの付近の農民・商人たちは、すでに八木の繁栄を見ていたし、商業を安全に行うためには、権力あるものの保護を求める必要から、当時の政治勢力であった真宗教団にたより、この地に蠣集し、自衛上武力を養い、環濠集落の形をとり、当時もっとも繁栄していた堺に範をとって、富裕な商人を呼びあつめ、浪人を容れ、都市計画を実施し、寺内町に加えて、城下町の性格として発展させたものであった。かくて一時信長に抗し、石山本願寺と同様に降伏した今井は、その後武装は一応解除されたものの、環濠などはそのまま保全された。かくて大坂や堺などの交通も盛んとなるし、平和裡に商業も行われ、全国的な経済発展による都市発達の例にもれず、南大和最大の都市となって、繁栄を謳われたのであった。

今井の慶長十二年検地帳写本については前述したが、田畠は少なく反対に居屋敷が著しく多い。すなわちその集計としては

田畠合拾貳町四反壹畝壹歩

分米百六拾三石四斗九升二合

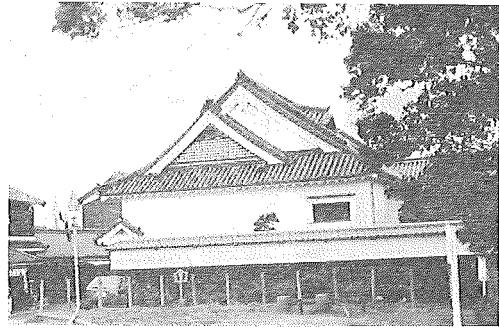
屋敷合八町三反八畝貳拾八歩半

分米合百貳拾貳石三斗壹升八合

田畠屋敷合貳拾町七反九畝貳拾九歩半

分米合貳百八拾五石八斗壹升

となっており、屋敷面積が田畠に比して、ほぼ四割対六割という多数を示している。今井町内屋敷地の六丁は、前記四丁が当初に成り、新町・今町が次に成立したことは、その名称からも察せられるが、これを証明する史料には、宝



今 西 家

暦八年（二七五八）称名院に関する「墓普請入用銀割付帳」（今西家文書）があり、これには西町は本郷とのみ記され、北町・南町・東町には本郷と枝郷の存在を記し、今町・新町は枝郷のみとなっていることによっても明らかである。しかし文禄検地帳写には、すでに六町共その名が上がっているから、この成立はやはり文禄やや前頃と見られる。なお新町・今町に屋号をもったものが多く、今井村発生の根元地と考えられる西町には、百姓らしい名ものが少なくないことも考慮されてよい。町内の家数については、慶安二年（二六四九）に本家四五三とのみあって、借家の数は記されていないが、延宝七年（二六七九）には本家二二八と借家八五四、計一〇八二（今西家文書）を示し、『今井千軒』の諺は仮令話だけではない事が明らかにされる。

今井は他の一般村に比べると、遥かに多くの自治的特権を許されている。これは領主側が、この町の経済力に着目して、その貢納金や上納献金を納める必要のために利益があると思慮したからである。すなわち江戸初期には称念寺・今井兵部を首領として、これに三名門家を加えた支配下にあったことは前にも述べた。しかし延宝年間には称念寺、二世兵部は事を起こして町方と不和になり、ついに支配権を停止返上させられ、純然たる釈門に帰っている。寺内町としての特色が薄れ始めたのはこの頃からである。

延宝時代は全国的に古い勢力が後退する時期でもあったから、今井でもこれ以後は三惣年寄による執政体勢が作られることになった。このうち尾崎氏はのちの文政九年に一時休株となるが、この役筋は三軒に限定されて幕末に及ん

でいる。しかし経済力豊かなこの町は、新興町人の隆替がかなり急速で、惣年寄の存在に打撃を与えるような、新しい動きも二、三度はあったものの、常に代官の保護を受けて、その地位は保たれている。

この惣年寄の役職については「惣年寄窺書」(今西家文書)に詳しいが、町の治安に努め、訴訟をも扱い、懲罰権をも有し、火災や非常の場合の処置などが定められ、代官交替の度毎に、惣年寄から窺書を提出して、その規定の遵守を誓う例であった。その条文は後年になるにしがたい、追加条々を付加され、僅かずつ町方の都合のよい形に改められてゆく。惣年寄は家筋のよい特定者の名譽職ではあるが、役料役米は一切無く、町懸りの負担もしているから、相当の財力をもっている事が必要であった。即ち三家ともに元々は家筋による就任ではあるが、他面、小物屋(今西)・塩屋(尾崎)・壺屋(上田)の屋号をもつ商家でもあり、傍ら金融業をも営み、町内外に多くの貸し屋敷・田畑を持ち、経済力の高い商人であったのである。

惣年寄の下には、各町毎に町年寄があつて、独立した性格をもつ各町内の事務を処理した。彼らは町費用の割り付け徴収や支弁も掌り、家宅の売り買い、質入れ、金子の貸借にも請印し、生活上、商売上の公事・訴訟にも加わり、自身の手には負えない問題は惣年寄に上申した。この町年寄の身分は惣年寄のように固定はしていないが、これも古くは無給で、ほぼ一般村の庄屋に準ずる仕事を行い、五人組頭の上にたつものであった。町代は初め月行事の名でよばれていたが、一月交替で勤務し、その下には肝煎があつて町内の雑務に当たっている。しかしこれらの役職も時代によって度々変更されている。

今井町の入費は、この町の特殊な行政制度の故、各町毎に行われているが、また総町内に関する用務の支弁も同時に賄われ、会所において役員会合の上、承認執行されている。惣町入用としては、町の祭礼費・公用飛脚費・出張旅費・筆墨料紙費等が支弁され、また町の門を守る番人の給与等も支出している。

さて、今井町盛時の景観を、細田壽氏所蔵の「今井町絵図」その他諸史料より窺うと、環濠は約三間幅をもって町の周囲をめぐり、濠の内側には同じく約三間の土塁があつて、土くずれを防ぎ、同時に外部からの窺視を避けるための竹木を植えこみ、防衛の役目を果たしていた。現在土塁の一部は、春日神社南側に、真に傷ましい姿で残っており、濠は『今井町史』を編纂した昭和三十二年頃には、同社周辺や、南門付近に面影を止めていたが、押しよせるモータリゼーションの波に敗れて、町をとりまく回運道路と化した。昔は町の各門からは石橋で濠を渡り、外部道路と連絡していたし、全九門のうち四門は、昼夜の番をつけて、余人の出入りを戒めていた。これらの事は富裕な町民を盗難から守り、また非常のとき、門を閉ざして外部から侵入する無益の混乱をさけるというものであった。町中の道路は外部から門をへて、内部を見通しできないように、ほとんどが一度屈折させてあるが、これは敵の侵入に備えて、その見通し、弓矢・鉄砲の射通しを不可能にしたものであった。これらは当初の軍事目的のためにされたものであるが、これらの内側の町筋は、およそ基盤目に整えられ、家屋櫛比し、賑盛な景観は、今日においてもいまだなおその名残を止どめている。

産業と経済

今井町は中世末より富裕な商人の蟠集した町で、町家の中には桜田御料の懸屋をした尾崎家や、福井藩の蔵元を勤めた牧村家もあり、各藩や旗本の財政に関与した者も存し、たびたび調達金や上納金を上乗せている。したがって代々の支配者からは、今井町は好適な領地としてその民心の確保に務められた。桜田御料時代には、その家士へ一、四五五両を融資しているし、芝村・高取両藩の預かり領時代にも、いろいろな名目で金銀の取り立てがあったが、その一例として天明二年（一七八二）の「冥加上金請印帳」によると、金物屋又兵衛、坊城屋伊兵衛などが各百両、以下二百十数人からそれぞれ金額を上納している。このような次第であったから、付近農村への融資も、また莫大なものがあり、享保五年（一七二〇）の改めによると、富裕な今井町の町民は、付近の村々九二ヶ村にわたる延

四一四人のものへ、合計三、二〇〇石余の貸し高を所持しているが、最盛時には、七、八千石におよんだ時代もあったという。こうした今井町の高い経済力は、町内の有力商人の多くが両替屋に携わっていた為である。元禄年間以後、幕府はしばしば貨幣の改鑄を行ったから、通貨の種類も多くなり、相場の変動もはげしかったので、これを利用して多大の富をなすものが輩出した訳である。正しく「大和の金は今井に七分」とか、「金の虫干し玄関まで」と称された面目躍如たるものがあったのである。勿論これらの商人の大部分は町内に止どまったが、財を蓄積し、さらに大商人として奈良に進出した万五郎や、越智村光雲寺を一建立して後、地主として醍醐村に移住した今井屋利介や、平尾村（広瀬郡）や四条村へ転じて地方地主化した太郎兵衛・加兵衛の例もあり、彼等はなお永く町内に多くの借家を有していたのである。

今井町の銀札は、寛永十一年（一六三四）、惣年寄三家が、郡山松平下総守の許可をえて、初めて流行を見、七十四年を通じ、広く近郷に用いられたが、宝永四年に札遣い禁止になった時も、その兌換の円滑さは国中でも著名であったと言われている。

株仲間と同業者の営業組合であるが、為政者側からは、商業上の取り締まりに便で、鑑札料や冥加金の上納を受けることができたので、むしろ奨励している。しかし商業の規模と性格によって、大坂に属した株仲間、国中全体に通ずるもの、今井町のみのもとの種々あったが、今井ではこの制度は早くから盛んで、両替屋・肥料商・質屋・古物商・酒屋などの組合活動をしのぶ史料が少なくない。江戸時代の肥料は、元禄、享保の頃から次第に金肥に切り替えられて行き、油粕・実綿粕の利用の他、大坂からは多量の干鰯（ほいか）が大和盆地農村にもたらされる様になった。その運搬経路は専ら剣先舟による大和川の遡航で、盆地内では初瀬川・佐保川の他、曾我川・飛鳥川・寺川などが主として利用された。かくて農村と肥料商とは次第に關係が密となり、正徳三年（一七一三）に大坂町奉行所へ舟賃の高騰を訴

えた文書によれば、関係商人三〇名のうち一〇名が今井町の商人となっているし、幕末の弘化四年には一二名の名を見る事が出来る。質屋・古物商は現在の『使い捨て時代』とは全く趣を異にして、いずれの地方にも多数が存在した。大和一円には株仲間があって、奈良の森岡庄作がその株元となっており、この「商法取締規定」などは各地域で見える事が出来る。今井町の場合、明和年間では一軒となっている。造り酒屋も勿論免許制で、米経済の時代下として、その年々の統制は厳しかったし、その運上金は幕藩の有力財源であった。酒運上を差し出す酒屋は天保八年（一八三七）の場合は四軒で、嘉右衛門・彦右衛門・喜右衛門・直次郎の名がみえている。

時代が移り、経済活動が盛んとなると、農村でも換金作物をつくり、次第に町の商工業者と結んで、郷村内においても在郷商人が発達し、株仲間と対立することにもなった。これらにたいしては、支配者側としても一時は弾圧を加えたが、時流には勝てず、次第にこれらを認める形となっている。これら近村の商人の事情は、天保十二年（一八四一）の「諸色直下げ取調書上ヶ帳」に詳らかで、煙草・大工・酒小売・煮売もの・水車粉搗・油屋・紺屋・木綿織・瓦焼・傘張・畳さしなどの存在を示している。しかし当時この今井町の付近では、在郷商人といえる程のものは、微々たるものであったらしい。

いずれにしても当町の有力商人のほとんどは屋号を有し、明和元年（一七六四）の「今井町家持借家人印形帳」（今西家文書）を史料として見るとき、古手屋・籠屋・鮎屋・医者・大工・木屋・紙屋などが比較的多く、帯屋・数珠屋・荒物屋・小物屋・柴屋・紅屋・白粉屋・筆屋などの屋号のみえるところは、正しく都市的である。地名屋号より窺われる今井の日常の商業圏としては、およそ今の橿原市全域から、田原本・北葛城方面にもおよんでいたものと受けとることができる。

今井は以上のように多くの盛んな商家を有していたが、一方一般都市並みに借家人も多く、これも年を追って本家

が減じ、借家が漸増する傾向を示して行く、従つてこれに提供する者も少くない。二、三軒の借家を所有していた者などは枚挙にいとまもないが、鳥屋半兵衛・細井戸屋庄衛門・紅屋勘兵衛・木屋五郎右衛門、それに惣年寄の上田忠左衛門などは各々二〇軒以上を所持していたもので、これらの中にはとくに商売を行わず、いわゆる「仕舞多屋^{しもたや}」として存在したものと思われる。

今井町民の生活

今井町は江戸初期には大いに繁栄を示したが、その後は社会的変動が少なく、町民の生活もさほど変化はなかった。町民の階層も固定し、漸次貴族化するものもあり、商業活動も少し沈滞して、不振におもむき、金貸しを行う商人が多くなる一方、細民も増加し、全般的には戸口は減少の傾向をたどっている。元文五年（一七四〇）の文書によれば、「家数之儀、只今改候得ハ九百弍十四軒ならでは無御座候、然者、延宝中家数と引くらべ候ハ、弍三百軒もつふれ申候」とか、「町中惣人数今年改候へば、三千七百八拾六人ならでは無之、延宝年中とは五六百人逐電仕候」（今西家文書）などの文章が見られ、住民から代官所あてに注意が喚起されている。これは文中にあるように、勿論他所へ去る者が多かったためで、町全体の気風が沈滞性の旧慣墨守の中に経過したからであろう。しかし徳川政權は、封建的な社会が永く持続される限り安泰である。町では代官交替のたびごとに、惣年寄から「窺書^{うかがひ}」や「留書^{りゅうしよ}」と称する執務規定・町掟が提出されて認証をうけている。これは支配側に忠誠を示す町民の誓約を意味し、これによって永年の町民の平穩と安全が保証されるのである。

今井には九口の門があり、朝六時に開き、夕六時に閉じられ、夜間は四門のみを指定して吟味のうえ出入りさせた。門番は門の内側に屯して夜警を兼ね、およそ二時間おきに町内巡邏の任に当たっていた。もちろん今井町にはかなり外部の人の出入りがあったと思われるが、旅籠屋は全くない。したがって来泊人は通常一泊だけを限度として、縁故の民家に寄宿し、例外は町役の承認を要した。町内規定の類も多く書き残されているが、なかんずく「明和元年

町内掟書」(二七六四)がもつとも詳細を極め、十七条にわたって、年貢上納・家屋や田地の売買・消防・自身番の規定、博奕の禁止、道路の保全、濠溝・土塁の保護、塵芥処理、焙煤清掃、節約勤儉など、町民相互の社会道徳や保安を説き諭している。ことに消防の規定は嚴格で、古来から「火事の無い町」としての裏づけを窺うことができる。

今井町は人文も高く、昔時から制度・文物も整ったが祭礼法会の類も盛んであったところから、年中行事も賑やかに行われている。その要点を示すとおよそ次のようである。

恵美須初市	常福寺境内	正月八日祝儀商内として立つ、寅参詣の群集雑を立つるの寸地なし、
荒神会	小網村極楽寺境内	正月・五月・九月、月毎
稲荷明神	当所乾ノ社其参近村有之、	廿八日夜会式あり、
涅槃会	西光寺又極楽寺五井村称名院	二月初午ノ日祭礼修行有、
聖徳太子御忌	西光寺	二月十五日
観音会	常福寺	二月二十二日 例年餅まき等修行有之、
仏生会	西光寺蓮妙寺	三月十八日
役行者会	常福寺	四月八日
金毘羅会	同寺	六月七日
妙見宮祭	蓮妙寺	六月十日
弁才天祭	五井称名院	六月十五日
地藏祭	今井町々に安置有之、	六月十七日
天満宮祭	常福寺	六月廿三・廿四日
		六月廿五日

御 被	敬火山神功皇后 夏祭也、	六月晦日
施 餓 鬼 会	西光寺	七月七日
八 幡 宮 祭	乾三社ノ内	八月十五日
産 土 神 祭	春日宮 常福寺境内	例年九月廿五・廿六日 町々より檀尻・引物夥敷有之、
弁 才 天 祭	西光寺境内	十月亥ノ日
御 命 講	蓮妙寺日蓮 上人忌	十月十三日
十 夜 志	西光寺	十月十五日
恵比須きれ	町々呉服店並 諸商店誓文払	十月十九・廿日
報 恩 講	北御坊順明寺	十一月八日ヨリ
報 恩 講	南御坊称念寺	十月十三日

これは江戸末期、天保十一年（一八四〇）の編纂になる「今井町明細記」の写本（天理図書館近世文書）によったが、やや私見的潤色もあるにしても、一応参考とされよう。これらの祭日の賑神行事や興行物などは、嚴重に取り締まれる面もあったが、市も立ち、商人も屋台店をひらき、近郷を合して活況を呈したものである。

個人的な生活としては、文運華やかな町場だけに、茶湯・活花・書画・能楽・謡・太鼓・笛・和歌・俳諧・琴・三弦・碁・将棋・鞠などの堪能者・数寄者が多く輩出しているが、これらは前記「今井町明細記」に詳しい。戦国末期の津田宗及、今井宗久・宗薫父子の茶道や、十市遠忠などの文芸などの風が、この町に影響を与えていることは否めない。ことに儒医と呼ばれるような人々は、当時は一般農村に殆ど住居しないが、さすがに今井には幾多の儒医が寄寓し、又は移り住んでいた。後年五百石で松江藩に仕えた芦高文碩などは最も優れているが、漢学の嗜みもあり、医

をもって業とした人も八名が挙げられる。いずれにしても町民のもつ財力が、豊かな文化的気運をつくりあげるうえに、決定的な条件となっていたことは勿論である。

街道町、市場町としての八木町

八木町の成立

大和盆地は、東に大和高原、西に生駒・葛城山脈を控え、古代以来、永く文化を培ってきた土地であるが、これを交通上からいえば、東西を貫く幹線は、伊勢より伊賀南部を経て、宇陀郡榛原を通過し、初瀬谷の奥より桜井を経て、八木におよび、さらに高田をよぎり、竹ノ内峠を経て河内平野に出、古代文化の一拠点たる浪速に連なっている。つまり摂津・河内・伊勢は、大和を中心にして結ばれるが、この重要路は横大路と呼ばれて、その名は桜井の西辺の大字横内や、大和高田市の横大路などにのこされている。この横大路に対して盆地を縦に貫く道路としては、古代から上ツ道・中ツ道・下ツ道があり、なかんずく下ツ道は奈良平城京の中心線、羅城門より南下し、郡山の東部をかすめ、盆地の中央を田原本・八木を経て、南方吉野地方へ向かう幹線で、条里制の基準線となり、これより東を路東条里、西を路西条里と称していた。

このようにして八木町は、古代から大和のもっとも重要な横貫道路と、縦貫道路を結ぶ中心点として重要な意味をもっていたのであり、故日色四郎氏の説によれば、すでに推古天皇時代に、少数の集落も発達していたと考察され、平安時代の八木寺の記事（興福寺雑役免田帳）について、鎌倉時代には早くも、常設店舗の存したことが指摘されている。南北朝時代から室町時代にかけては、ここに住したと思われる土豪八木氏の存在も見え、戦国時代には、国内的な争乱によって、十市氏・越智氏、その他国内諸土豪の勢力争いのため、たびたび火災にあっている。しかしこのよ

うな争乱にもかかわらず、そのときどきにおいて速やかに立ち直りえたということは、この集落が本来交通の要点に位し、政治・軍事・経済・商業上などの点から、重要な地点にあったために他ならない。

これを経済の方からいえば、中世では大きな商業を営むためには、必ず政治的な背景を必要とし、大和・円は主として、興福寺などの勢力を背景とするものが少なくなかった。奈良・符坂の油座、田原本や坂手の桧物座、下田や三輪金屋の鋳物座などはその例であるが、八木においても油座・駄賃座・館座が存していた。その他市場については文明十一年（一四七九）に、越智氏が数百の市屋を立て、十一月から十二月まで毎日市立てを行った記録が存しており、その場所は八木町の中心、所謂「札の辻」から北へ古代下ツ道に沿って広がった場所等で行われたものである。享保頃の町絵図（北八木・河合銳治家文書）によると、札の辻から北に向かつて、この広道の中央に一筋の溝が示されているのは、郡山・丹波市・桜井にも例がある様に、牛馬の水飼い用であったかと考えられる。このようにして八木は、古来街道町・市場町の性格を本質として成立・発展を続けてきたものである。

近世の領主支配 天正十年（一五八二）、織田信長が京都本能寺で明智光秀によってたおされると、政局はこの非常事態を巧みに収拾して、その後を襲った豊臣秀吉によって一応の安定をみ、その後も全国平定の業を強力に推進、十八年に一応の統一を終わり、文禄に入って全国各地に互り、統一的な検地を行い、その政権の経済的基礎を確かなものにしたのであった。往時の八木町は、郡制より言えば、古来の制度を踏襲して二つに分かれ、北八木村は付近の内膳村や木原村・新賀村などと共に十市郡に属し、南八木村は近隣の醍醐村や縄手村（小房村は近世末期に分立）と共に高市郡に属し、その境界は、大和平野を東西に通ずる横大路によって画されていたのである。大和にあまねく検地の行われた文禄四年（一五九五）の土地事情を示す文書は、両八木村にはまったく残っていないが、隣村内膳村の文禄四年度の「和州十市郡内膳村御検地帳」（天理図書館近世文書）は幸いに残っており、集計「田畠合式拾七町五反歩、

分米參百七拾貳石九斗」が、檢地奉行増田^{ましだ}右衛門（長盛）手下の佐伯彦兵衛によって打ち出されている事が、明らかになっているから、北八木村のそれも、同郡隣村と言う所から、恐らく増田長盛の打口によって、檢地されたものと思われる、南八木村については御牧^{みまき}勘兵衛がこれを行っている。

秀吉の歿後、政權は徳川家康へと転じたが、関ヶ原の戦（一六〇〇）、さらにこれにひきつづく二度の大坂の陣を経て、元和元年（一六一五）には永年の天下の兵乱は全く終わった。かくて大和一国は、天領と私領と朱印領等に分割支配され、正に犬牙錯綜の状態と成ったが、この当時の田畠屋敷総面積や石数は関ヶ原の戦直後の状態では、南八木村が四六五石壹斗で本多因幡守領、北八木村は百拾壹石參斗參升で御蔵入領（慶長五年末頃「大和一国邑高帳」玉井家文書）となっている。かくて大和国内の所領配分がほぼ確定を見たのは、寛永（一六二四頃）以後の事である。このような情勢下の両八木村の支配は、北八木村は石高百拾壹石三斗三升として、郡山藩の本多内記に属し、南八木村は四六五石として、高取藩植村出羽守に属していた（寛永十六年「大和国郡在名記」喜多家文書）。元禄十五年（一七〇二）になると、同年の「大和国村々高帳」には「北八木幕府直領、南八木植村右衛門」となっており、当時近郷においても、天領が大いに増加している。しかしいづれにしても、江戸初期における土地支配や貢納関係の史料は、両村ともに存せず、ようやく寛延元年（一七四八）に至って、北八木村宛の「年貢皆済目録」（河合家文書）を見出すのみである。

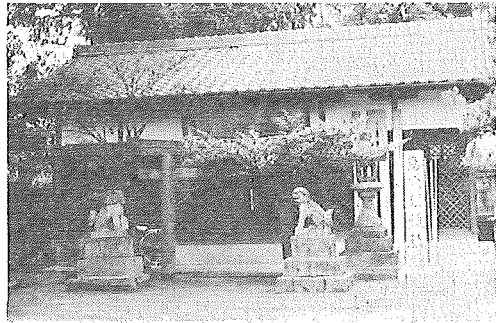
これを要するに、北八木村のそれは本高に対して合計五三パーセントの取り立てであり、さらに天領としての高懸り三役が加えられている。この年には天領はすでに芝村藩預かりとなっていたところであるが、北八木はこの後も永く預り領として続いている。いづれにしても天明元年（一七八二）の「年貢免状」でも、その取り分はさして変化していない。これらの貢納関係文書によると、田畠に比して屋敷数は、一般の村よりはやや多いけれども、これとても今井町のように特殊視されるほどのものではなかったらしい。しかし一方ではやはり、重要街道沿いの大集落としての

性格は見逃せず、支配関係としては、幕府の山川巡見使が、貞享四年（二六八七）八月二十日に、八木村に馬を寄せて昼食をとり、後刻初瀬村にむかったことを伝えるもの（河合家文書）がある。巡見使は主として將軍の代替わりのとき、全国の治政を巡察報告する臨時職であり、各地の領主や諸有司の非違を検して、効果を上げたものであった。また南八木村の福島氏邸には、俗に「御殿」と称している一棟があり、高取藩主植村氏の他出のときの、八木村における休憩場所として、常備されていたものであった。

領主の意図を一般市民に伝えるためには、各様の手段が有るが、最も緊急嚴重なものは、町村の要所に高札をかがけて、これの周知徹底を期し、違背者は処断する事をもって警告した。この地の制札は、札の辻と称するように、中央の道路交差点にあり正徳・享保頃の（天理図書館近世文書）その内容には、①親子兄弟仲睦間敷致、②毒薬の禁止③切支丹禁座、④火付け処断、⑤人身売買の禁止、⑥何事によらず法に背かず、云々、の六条が掲げられていたのであった。

八木町の発達 八木町は奈良盆地を縦貫する中街道と、これを横貫する横大路の接点に、古代より集落を為して発展しつつあったのであるが、降って南北朝時代以後における、南北両朝の永年の抗争の下におかれると、八木・石原田・戒重・桜井・三輪などの線は、両勢力の接点として、度々焼亡の厄にかかっている。殊に室町時代は全国的な争乱に終始し、大和においても諸土豪が、それぞれの勢力に属して抗争をつづけると、村々もやむなく自営の手段として、村落の周囲に濠を設けて、外敵の侵入から己を全うするようになり、ここに多く環濠集落の発生を促すこととなった。

この一連の動きは八木町としても例外ではなく、古老の伝承にもこのことを伝え、又、当地の岡本逸郎氏所蔵の「八木里絵図」にも、八木町を取り囲む環濠の存在を窺わしめるものがある。即ち同図は色紙様の原紙に薄墨で記入



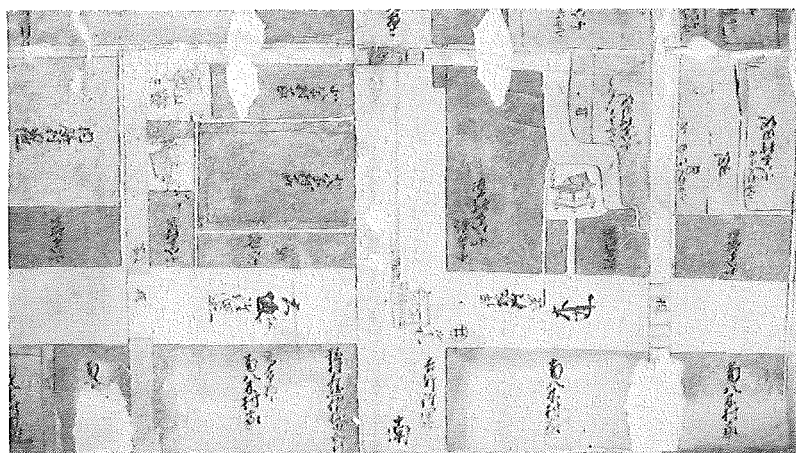
恵美須神社

され、一、二の彩色の施されたものである。西を上とし図中の右肩には

一、此地吹上之里と云所ニ八木の古木在、此木二十四代顕宗天皇御都作賜之時、此八本之木切奉獻、是八木之里ト御名付賜也、

と記されている。この文章は些か疑問とすべき点もあるが、化政時代の写しと想像され、書き入れ当時の八木町の発生に関する巷間の伝承を記したものと思われる、その説話の真偽はともかく、八木の地名を解明する一つとして受け取る事が出来る。所でこの図にあらわれている様に、道路が十字に交わる所は、八木町の「札の辻」で、そこが「辻井」と記されている様に、現今でも同地に廃井の跡が見られる。次に右肩近いところに「蛭子宮」とあるのは、現在の恵比須神社の位置を指し、その傍に「字戌亥垣内」、「辻井」の右下に「丑垣之内」、左下に「辰巳垣内」と記されている。右手に墓とあるのは、現実には大分隔たりにあるが、現晩成小学校の西方にある、南北八木村・醍醐村三ヶ村の入り会一つの無名の垣内から成るものであったといえる。現今の八木町で中世以来の旧家クラスに入る東八木の寺田勝治家は、その所蔵の「寺田一生録」につきのごとき内容を掲げている。

天正十一 癸 未十一月二十六日、和州越智玄以殿より三ヶ所の屋敷を給はり、宗房義爰に住居せり。其他は八木札の辻少し南側に間口凡二十間、奥行十二三間、辰巳角に国分寺の道を限る、云々



八木町中心図(上が北)

これによると寺田家は最初、辻より東南の辰巳の垣内に住していたことが明らかとなるが、室町末期頃に創設された西福寺・金台寺(『高市郡寺院誌』)の存在はともかくとしても、同文に示されている古代以来の国分寺や、南北朝中期の創設を説かれる明教寺が、図中に表現されていないのは何故であろうか。また一方摂津国西宮の恵比須神社を本社とする「蛭子宮」^{ひるこのみや}の地方勧請は、当地では鎌倉末期を降らないから、寺院無記載との時代的矛盾を如何に考えるべきか、また南八木延命院は、貞享二年の棟札に「国分寺」の文字をとどめ、境内灯籠には「元禄四年、八木寺延命院」の刻銘あり。その創立、所属や、この絵図における無記載など、多くの問題をふくんでいるが、これらは一切今後に残された難問題である。

さて、八木町発生の根元は常識的ながら、一応「札之辻」付近と考えられるが、今少し詳細に見るとき、「十市郡北八木町実測図」(明治十八年製、北八木・松岡氏保管文書)の示す小字名を窺うに、明教寺北側に「奥之垣内」と記されているところがある。このオクガイト、若しくはオクノカイトの名は、丹波市・三輪・柳本、その他市内の村落においても法花寺・飯高・古川坊城・大久保、その他に使用例は多いが、これが集落の発生点を示す場合がほとんどであ

る。前期「八木里絵図」にもこの地点には疎林が記され、いわゆる八本の木の存在を示しているが、かく見ればこれは単なる伝承とのみ言い切れぬものを感じさせる。

つぎに環濠についてであるが、図の下方に「東口」とあるのは、現今東八木の今井石松氏の宅付近と見られ、ここにかけて存した濠は、北に向かって明教寺の東側から河合鋭治氏邸内に入り、同邸の北側から松岡氏宅の北側を通じて恵比須神社西北隅に延び、ここより南折して円立寺裏を下り、西橋氏・太田氏付近のところで長谷街道(横大路)を横断し、国分寺境内に入り、ここで東に曲がって、福島氏・松村氏宅の南側の間で中街道を横切り、やがて北向きとなって元の「東口」に至るものであった。環濠には札の辻から四方に向かう道路のために、元は橋が架せられていたらしいが、北側のみは比較的早く橋を除いて、土を盛り入れた(故日色四郎氏説)と説かれている。しかしてこの濠は、現今残存する河合邸内のもので見れば、その幅約一間半であるが、本来は今少し幅広いものであったと思われる。この環濠については今一つ損傷が多いが、河合家所有の地図がある。遺憾ながら南側の部分は切断しているが、字体等より見て岡本家の地図より一層古い享保頃のものと思せられる。しかも濠は東北部では明教寺を半囲みする別の濠もあった事が明らかにせられる。水深は戦前に半ばを暗渠とし、半ばを道路に埋め立てた北八木北部では、その工事中に試みられたところによると、大人の背も立たぬほどの泥深いものであった(井村伊作氏談)由である。またこの図には札場も井戸も明確に記入されている。

八木町は十市・高市両郡に分属し、支配も江戸初期・中期に北八木は天領と芝村藩領と郡山藩領に移り、南八木は高取藩領にあり、後期・末期は両者とも高取藩預りとなったが、賑やかな街道町場ながら、公的には村として支配され、したがって村役人も一般村と同様に庄屋・年寄がおかれている。しかし元禄十五年(一七〇二)の「今井八木川幅改帳」(天理図書館近世文書)の帳末には、南八木村は庄屋の名がなく、三名の年寄と五人の管本が捺印している。も

ともそのときの今井側は、町代六人が捺印しているのみで、その上の存在である総年寄が出ていないので、南八木も庄屋がこの件に関与しなかったものと取れる。南八木は大村として年寄三名のあったことはともかく、筥本五名とは、いかなる存在の者であったか明らかではない。しかし時代が降って、明和・天明・寛政などの文書（天理図書館近世文書・河合家文書）に散見するものを見れば、八木両村とも庄屋各一名、年寄各二名、以下百姓などがかけられて、一般の大村と変わらなくなっているが、さらに安政以降になると、奥書署名は南北の区別を明記せず、庄屋二名、年寄四名を連記している場合が多い。これは支配関係が同一化したことに原因があるうが、なにより村自体が實際生活に当たって、同一意識に立って行動する場合が多かったためであるう。しかし一面には安政六年、南八木村百姓の内には困窮甚だ大なるものがあり、村役人の引きうけ手がなく、やむを得ず北八木村の河合庄九郎宛に、兼帯庄屋を依頼した（「八木村一統讀書」喜多靖氏所有文書）と言うような、特殊な事態もあったらしい。いずれにしても実質的な両村の一体感は、既にこのころから存していたものと見てよい。また安政三年（一八五六）には「辰七月高掛ヶ門役肝煎給帳」（河合家文書）によって、門役・肝煎の存在が見られ、幾何かの給料が支出されていたことが分かる。彼らの役職権限などはあきらかではないが、門役などの存在を見ると、今井町が明治維新まで行っていたように、八木町においてもある時期まで、東西南北の入り口に簡単ながら木戸のようなものをもうけ、少なくとも夜間には不穏なものの出入りを検視していたかもしれないが、これはもとより想像の域をでない。

村役人の下には江戸時代民政の例として、組頭を筆頭者として、五所帯を一組みとする五人組制度があった。天明七年（一七八七）の「北八木村五人組帳」（河合家文書）によれば、本家人一一組、五四所帯、他に円立寺と明教寺があり、借家人は二三組、六六所帯が存していた事が明らかにされる。また、安政五年三月のもの（河合家文書）によると、本家人八組、借家人一八組となって、この七十八年間に本家が減り、借家人が増加している。五人組は庶民統制

の最小単位であつて、藩主・執政者の施策に背かず、規定の義務を果たし、相互に監察し、扶助する義務を負つたのである。

八木の人口は、北八木については右のように天明期における資料によつて、一所帯四名弱平均と見て、四百五、六十名と見られるが、欠年写本の「北八木村明細帳」(天理図書館近世文書)によれば、

- 一、寺式ヶ寺 内浄土真宗 明教寺 円立寺
- 一、家数百五十軒 百姓間(マツ)ニ売買並日稼続仕候
- 一、人数合五百六拾壹人

内 男 貳百六十七人 女 貳百九十四人

とあり、この写本は全般の内容から考証して、約半世紀以上も古い享保頃のものと思される。江戸時代の人口は、一般に安永・天明の頃急激に減少し、文化ごろからやや増加の傾向をたどるからである。南八木は安永六年に七十七所帯の存在を示しているから(「請書」喜多靖氏所蔵文書)、約三五〇名の人数と考えられている。勿論北八木の天明のものより、約八十年も降つたもので、これとの比較集計はなりたたない。

八木町の運営費用については、町入用が家持人からあつめられ、役員諸費・環濠の修復費・飛鳥川修理費・水利補償・祭礼費などにあてられたものと思われるが、後期・末期に至ると、交通量の頻繁化、官辺の八木町通過などにて、宿場的な入費が多くなり、その支出に苦慮するにいたり、たびたび藩にたいして善処方の陳情に及んでいる(天理図書館近世文書)。

産業と経済

八木町は近世に入ると、世上一般の進展と共に、交通もいよいよ頻度を加え、市場も前代に引き続いて盛んに行われ、店舗も拡大され、その賑盛さは近傍の今井町にゆずるとしても、ともかく近郊村々の経済的一中

心として重きを成してきたものであるが、これらに関する江戸初期の事情は明らかにしない。今わずかに残る八木町西福寺の「自門他門往生人法名長（帳）」も、明和二年（一七六五）以降の地名・職名を付した屋号を記録し、八木を中心として小房・縄手のものも散見するが、地域別の曖昧な点、時代的な幅も大きい点など、正確な史料として使用しがたいので、文政二年（一八一九）の南八木村（天理図書館近世文書）と、天保十三年（一八四二）の北八木村（喜多靖氏所有文書）の「諸色直下ゲ御請書」に記録されている職業名と人名を掲げることとする。

北八木村（天保十三年現在）

造酒屋方	庄五郎
造醬酒屋方	清兵衛・忠治郎
請壳酒屋	庄左衛門
絞り酒屋	庄九郎・小右衛門
米屋商賈	弥七・源四郎・半九郎・又吉・宇八
魚類	善太郎・理助・与兵衛
青物類	梅吉・弥右衛門・伊助・さん
豆腐屋職	新七・佐治兵衛
蒟蒻屋	権兵衛
鰺鮓葉麦切	宗八・久兵衛・熊八
菓子類	常七・忠兵衛・儀兵衛・勘六・平兵衛・祐助・専太郎
旅宿屋	要助・平三郎・久兵衛・嘉兵衛・嘉右衛門
綿打職	平兵衛・理八・忠七

木綿類

市三郎・善八
又八・徳藏・与七・忠兵衛

紺屋職
喜兵衛

小間物類
久兵衛

荒物商売
清兵衛・弥助

諸道具商内
吉兵衛・長兵衛・宗七・七兵衛

畳屋桶屋職
九兵衛

蠟燭職

南八木村（文政二年現在）

酒造方
権三郎・源八

造醬油、味噌方
伝兵衛・茂兵衛

酢造方
忠藏

請壳酒屋
平四郎

酒屋
弥三郎

油請壳
与兵衛・幸助・孫右衛門・新七

肴売人

青物類	又吉・忠兵衛・甚七・かん・市兵衛
豆腐、こんにやく	嘉助・久四郎
菓子類	六三郎・武助
旅籠宿并ニ茶屋	庄兵衛・弥助・治兵衛・兵吉
綿打職	藤兵衛・利八・政治郎・又吉
木綿類	宇兵衛
絹類売人	治兵衛・平兵衛・吉次郎
紺屋	清七
小間物売人	藤八・治助
荒物売人	源助・清兵衛・佐七
桶屋	弥八
合羽類	弥助
提燈張	伊兵衛
桧木屋	勘兵衛
金物類	庄七
瀬戸物類	喜八・長助

菓種類	佐右衛門
肥商人	〓
質屋	平兵衛・吉次郎
髪月代	すて・武助・伊兵衛
あんまとり	新蔵・佐兵衛・いし
大工職	儀兵衛
左官職	六兵衛
日雇働	〓
菓種商	作右衛門
肥類	徳兵衛
薪木商売	庄兵衛
刻多葉粉屋	平七・庄助・吉兵衛
髪月代	長十郎・藤蔵
按摩導引	安治郎
大工職	長右衛門・治郎吉・伊之助・弥三郎
日雇職	佐助・治助・儀兵衛

右によって見ると八木村も、当時はかなり繁華な町場の様相を示していたことが偲ばれる。しかし北八木に「旅籠屋」と「蒔鮎蕎麦切」が区別されているのに、南八木には「旅籠宿並茶屋」とあって、これを含めていろいろに、両村の商売名の分類は、必ずしも一致せず、正確な計算ができない面があるとしても、ともかくこれだけの商種をそろえ、北八木七三軒・南八木五九軒の商家が櫛比していたことは、正しく経済的一中心たるの実状を、如実に示すものである。このうち青物屋・菓子屋の多いのは都市的であり、旅籠宿の多いのは、当時の街道宿場町的性格をよ



昔の旅籠屋（現 平田邸）

く裏づけている。強いて疑点をいえば、紅屋・白粉屋・飾屋といった化粧品関係や、履物屋・木屋、それに当時一般に多かった古手・古鉄屋などが、存在しても良いわけであるが、近似の商種に兼ねられていたものか、隣町今井と有無相通じていたためとも取れる。もっとも、医者・神主・僧侶・遊芸人・番太・歩きなども存在したわけである。この記録は本来は商売値段の取締まりに関するものであったから、当然このなかに含められなかったものであろう。

地名屋号と言えば、この地名は主として、商人の出身地を示す場合がほとんどである。勿論きわめて遠隔地の地名を付ける場合もあるが、これはむしろ例外で、多くは近郊村のものであって、これを逆に言えば、八木町の日常の商業圏と関係の深い地域であると言える。即ち西福寺・明教寺の「宗門人別帳」などによって、これを求めれば、

新堂屋・木原屋・見瀬屋・鳥屋・吉野屋・寺田屋・但馬屋・土佐屋・丹波屋・百済屋・小房屋・土橋屋・矢田屋・縄手屋・和田屋・葛本屋・新賀屋・新口屋・池尻屋・醍醐屋・三輪屋・桜井屋・内膳屋・戒重屋
などが見られ、後代の鴨公・耳成・多・金橋・畝傍地区を中心とする方面が、およそその商圏と見ることができる。

このようにして八木町の商業は、次第に発展していった。町内においては今井町にも存したと同様に株仲間も少なくなかった。質屋仲間・茶染屋仲間としての寺田屋源兵衛や、人力油屋株の土橋屋庄九郎などは、当時の鑑札を今に保存している。その他、酒屋株などは当然存したであろう。とにかく株仲間はある程度の自治権をもって、取り締まりに便であり、幕藩に対して時には財源を

提供するので、江戸後期・末期になってその結成は奨励されている。いずれにしても商人の中には、富を重ねてかなり裕福なものも出ているが、なかなかずく藩の懸屋をつとめた土橋屋庄九郎は、末期には多大の上納金を寄せ、庄屋としての役目に精励したことなどによって、苗字を許され、九人扶持をうけ、町年寄格・大庄屋格などの榮譽を受けている。

幕末には全国的に国費の支出が増大し、多くの藩はその経済内容が真に苦しかった。八木町にも今井町のように、度々、御台所借入金や月賄金の上納を命ぜられた（天理図書館近世文書）が、その納期と金額は、必ずしもスムーズにことが運ばず、慶応四年五月にはついに御月賄方としての藤野権兵衛・河合又次郎・木村惣右衛門・藤井治左衛門・松村善兵衛・吉井平右衛門・河合助右衛門・松岡清兵衛・平沼徳兵衛・河合長九郎から、藩の納戸役へ金額の切り下げを申し入れている。この他、谷孫兵衛・三輪屋友七・松山六郎・小川平兵衛・熊野屋源兵衛・総屋喜兵衛・釜屋忠兵衛・稲田吉右衛門・紺屋清兵衛なども、ほどほど献金に応じたものであるが、いずれも八木町における裕福な商人と目される人びとであった。

小房の町なみ 小房村に関しては、これが母村たる四分村と分離し、一個の行政村として認められたのは、江戸も末期の嘉永・安政前後のことに属する。この当時まで道路は、八木町の中央を南北に通ずる中街道が延長、南下して、現晩成小学校門前の白色三階建商店の前から、真南へ飛鳥川堤に上り、橋を西に渡って四条新町に出て左折南下し、畝傍・吉野方面へと向かっていた。したがって小学校前から現今のように、やや東より南下して神道橋（神道寺橋）へ向かう道は、当時としてはむしろ間道であり、縄手村や飛驒村の人によって利用されることが多かった。小房村の寺院は二寺あり、小房観音寺はいささかの古仏祠であったものを、室町末ごろから信仰をあつめて、漸次盛運におもむいたものといい、大願寺は元小字神通寺にあったものを享保頃現地に移したものと説かれている（『高市郡寺

院誌」から、小房は室町末期ごろから、この間道沿いに数軒の民家を現出し始めたものと考えられる。大願寺所蔵の一種の過去帳「永代経寄付芳名録」によれば、享保を始めとして以後、とびとびに屋号・人名が上がり、文化・文政ごろに至ってようやく記事が続くようになってから、この数より見て、大願寺門徒および外宗者を含めて、一村として認められた嘉永・安政ごろは、おそらく四〇軒にも満たぬ集落であつたらしい。古老の談によれば、維新前ごろは飛鳥川に小さな川舟が上下し、鮎漁もできたという。南八木村の井戸の辻付近から、小房の新町橋付近迄の間に、家屋が建て始められたのは、ようやく慶応二年（一八六六）以後（天理図書館近世文書）のことである。いずれにしても昔を語るべき史料の湮滅によって、詳細を知りえないのは、頗る遺憾である。

小房村の商家については、本村が近世末期にようやく独立した村であるため、「永代経寄付芳名録」（大願寺文書）に見えるものから窺えば、屋号としては、絹屋・紺屋・紬屋・魚屋・道具屋・米屋・油屋・笠屋・表具屋・煙草屋・総屋などがあり、商種不明のものとして、万足屋・坊城屋・播磨屋・今井屋・平野屋などが存している。

街道宿場と交通 八木町は古代以来の、奈良盆地における交通の要点として、有司貴紳をはじめ、江戸期の芭蕉・宣長・太平など、有名人の紀行文によって窺われる様に、庶民の通商往来も極めて盛んで、町の繁栄もこれによって保たれていた。八木町が江戸初期に行政区別を異にしていた事情はさきにも述べたが、中街道は北八木と南八木を縦に貫き、横大路は境界線として両村の間にあった関係上、行政・交通・生活上、両村は相互に影響し合うところが少なくなかった。したがって江戸時代を通じて、この両村間にはいくどとなく、取り交わし事が交換されたものであるが、いまその一例として天明三年（一七八三）の「為取替札之事」（天理図書館近世文書）によってその大意を示してみよう。

① 旅人の宿泊に関しては、以前のとおり南北にて月替わりごとに世話をして、もし宿泊者について凶事が起こつ

たときは、当番村からお上へ申し出、この入費は同村が負担する。

② 身分有るものの通過については、伝馬人足を早速に差し出し、両村立会にて不都合のないようにする。

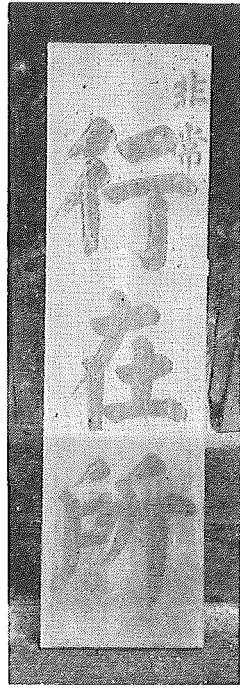
③ 御休泊の時の御本陣は、両村順番に行う事。もし支障のあるときは援助する。

④ 宿送り人が遣わされた時には、両村相談のうえ、遺漏無いようにして次ぎ遣りする。

⑤ 行き倒れ人・捨て子・喧嘩などについても、両村にて面倒を見、費用は二つ割りとする。

およそこのような内容が決められているが、文面から見てもこの天明頃には、さして多数の旅籠が常設されていたとも考えられない。おそらく数も少なく、なかば民家宿泊的な面も存したのではなからうか。いずれにしても宿場で発生する事柄は、単独もしくは両村役人協力によって処理され、その入用が村民の負担の上になされることには、だんだん苦痛となって来たものらしい。このことは年代が進むにしたがって不満が大きくなり、遂には、本来の宿駅と認定されないまま、したがって官から補償をうけられない付近の街道宿場町が同心して、幕末の慶応三年に、人馬継立の円滑を期しえない苦衷を訴願におよんでいる（天理図書館近世文書）。これらの村むらは御所・戸毛・土佐・飛鳥・初瀬・赤壇・三輪・丹波市・横田・二階堂・田原本・八木などである。

現天理市荒蒔町の宮座の所蔵になる「荒蒔年代記」によれば、その近傍の二階堂村は、たびたび京都聖護院・醍醐三宝院の入峯行者の大集団の通過によって生ずる諸雑事に悩まされているが、八木町もこれらの宿泊所となっていた。たとえば文化元年（一八〇四）の来では、山城の醍醐を發して宇治・長池・玉水・木津・南都・横田・田原本・八木・土佐・清水峠（芦屋峠の事か）・越部・吉野の行程を経ており、このうち長池・南都・八木が宿泊所となっている。八木町の場合「三宝院御入峯八木宿割」（天理図書館近世文書）によると、御本陣は中村長左衛門方として、以下土橋屋庄九郎・庄左衛門・倉橋屋孫兵衛・多兵衛・庄五郎以下二五軒に、それぞれ一〇数名から三〇名迄が投宿し、西



非常行在所の木札

合鋭治氏宅には、**非常行在所**と記した木札も存しているが、右の様な尊貴な身分の宿泊に供したものであろうか。

南八木村には通称「御殿」と称する建物が今なお福島市之助方に存している。これは高取藩主植村氏が他出のとき、休息の場所としてとくに建てられたものであり、参勤交替などの際は、朝に土佐を發し、小房村に入ると駒留橋（現小房郵便局南数間の小溝に架せられる）にて馬より駕輿に替え、ここから八木の福島邸の客露地より入り、内玄関をへて、庭付の座敷四室へみちびかれ、休憩におよんだものと巷説に伝えられている。この建物の棟札には享保十年（一七二五）と記され、廊下と敷台は大正初年ごろ、少し補修の手を加えられている。いずれにしても安政五年（一八五八）と万延元年（一八六〇）の「御参府ニ付御中飯諸入用大割出御願帳」、文久三年（一八六三）「人足御請帳」（何れも喜多靖氏所有文書）などの内に藩主の出府・帰藩などの行旅出入り情況の太要が窺える。

町民の生活 宿場町とし、商工業の町としての八木町は、江戸初期以来漸次發展し、両村共通の利害の上に立つ

て協力向上し、この精神は前述の天明年間の「為取替札之事」にも示されているところであるが、なお寛政二年（一七九〇）十二月には、同一墓郷の問題で、南八木村と醍醐村の争いが生じたとき、北八木村がこれを調停し、北八木村が新賀村・上品寺村と支障の生じたときにも、両村が協力して取りさばいている。おそらく両村の間には、今井町

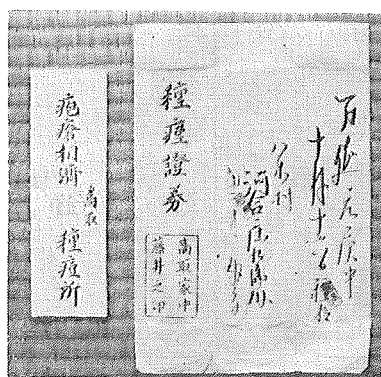
福寺・金台寺・国分寺・明教寺へも多数が宿泊し、いまだ泊まり切れない人々三〇〇名は、小房・新町にも宿ったと見えている。一日の宿泊ではあるが、その数およそ七〇〇、この小さな宿場町には、正に猛台風の襲来を思わせるあわただしさであつたであろう。河

に存したような町規約も、存したものと想像してもよいであろう。

支配者側からの生活規制は、かの五人組や、宗門改の制度が全国的である。とくに「五人組帳前書」の「べからず主義」は徹底的であつて、毎年庄屋を通じて、庶民の末端にまで知悉させられた。八木には、天明七年の「五人組（請印）帳」（河合家文書）が存している。このほか特に、儉約の励行・華美の禁止・博奕の禁圧がたびたび令され、これらの禁令は法令の域を越え、はるかに道德の範疇にまで、大幅に関与するという性質のものであつたが、村役人は取締りを厳にして、万遺漏なきを期したのであつた。

行事や祭礼も当時においては、普通に許可を要するものであつたが、江戸末期には北八木の恵比須神社や、南八木の春日神社の祭りは、興行物や屋台店も出て、かなりの賑わいを見せたものであろう。八木における祭りといえば、八月下旬に「愛宕祭」がある。これは想像するに町内の火災防止を祈るため、北八木北詰めの住民がいつとはなしに、京都愛宕神社を勧請し来り、愛宕講を組織し、祭礼を行ったのが、その発源をなすものと思考される。町名の愛宕町（現在は高麗町と合併して高愛町）はもちろんそれに由来するものであり、このみはささやかながら常設の社殿があり、これに造山を飾る一室をも付している（井村伊作氏談並に実見）。この講の発生年代は詳細に知りえないが、寛保二年（一七四二）七月七日の「両八木村愛宕什物」と書した御神幅入箱や、文政十一年七月改めの「愛宕日待帳」など（何れも井村家文書）が残されている。その後この講は八木の全垣内毎に行われるようになり、各町ごとに当番制をもつて、当社殿をくみ立て、また一軒には造山を置く係となつたが、この風習は江戸末期以来のものと考えられる。喜多靖氏宅には「四季造山趣向種」なる、造山の作り方を示した書物があるが、頗る珍とすべきものである。

講といえは今一つ伊勢講を上ぐべきであらう。この講は現在は九軒程のメンバーになっているが、三月十五日には皇大神宮の名号を掲げて、祭を行っている。もちろん以前は内膳村地籍内に講田を有し、その徳をもって経営してい



種痘証券

たし、かつては代参者も出て盛大に行っていたもののようである。今でも村の西口の南側に「センタイバ」と俗称しているわずかな広場があって、その灯籠には表に「太神宮」、裏に「明和八年辛卯九月、参宮摂待連中」と刻名されている。大和における「おかげまいり」は、明和四年（「荒歳年代記」）ごろに始まるものようであるが、当時の社会不安に駆られて、西国・近畿一円からおしかける伊勢参宮の民衆はおびただしく、宿泊・食事の斡旋に、街道沿いの町村は忙殺され、八木町においてもこれらの対策として、接待連中を組織し、この場所において、茶湯食糧を給し、また宿泊の世話に当たったものであろう。もちろん「センタイバ」は接待場の意であるが、これらの場合、伊勢講員などはさしずめ、その中心となって奔走したことで想像される。この灯籠の側に今ひとつ、文化十五年三月、金毘羅講中から建てられた常夜灯がある。したがって当時の八木町では金毘羅講も組織されていたらしいが、今日の調査では、その伝承は耳朶に接しなかった。

さて江戸時代での市民生活を脅かすものには、為政者の政治が当をえないこと、なかならず貢納取立てのきびしいことや、各種名目の上納金の賦課など、経済的・精神的な生活圧迫の大なることであったが、一方天災・不作・飢饉・疫病流行といった一連の事象からの恐怖も少なくなかった。八木町には上述の失政による災禍はあまりなかったらしいが、天災につぐ飢饉にはたびたび見舞われている。一例として、年代は「卯五月」とのみあって明らかにしないが、八木町の細民を救助する目的をもって、米穀を安価に売り渡したものと、施行粥を出したものの名を高取藩に報告させ、奇特のこととして褒辞を下している（河合家文書）ものがある。慶応四

年には、飛鳥川の堤切れが起こっているが、この種の川切れはたびたび存したらしい。江戸末期には右のような災害の後には、多少とも疫病の流行を伴い、殊に、こもり病（コレラ）や疱瘡が流行している。しかし万延元年（一八六〇）には早くも種痘のことが行われ、「種痘相済」の木版刷り証券（河合家文書）が発見されている。勿論これも一部富裕な市民のみに許されたもので、一般にはおよばなかったものであろう。さきごろの対ポリオ生ワクチンの市民に対する無料投与のことを考えれば正に隔世の感がある。

かくして行く春秋とともに市民の生活も変化し、行き交う人もいよいよ繁く、町民の喜び悲しみを織り成しつつ、明治維新へと向かったのであった。

（平井良朋）

沿道集落の発展

元和偃武

元和元年（一六二五）、大坂城が落城し、豊臣氏の滅亡によって、応仁の乱以来長らくつづいた戦国の戦乱は終わった。平和の到来は「元和偃武」と称せられた。中世以来発展しつつあった庶民の物語はいっそう助長されるにいたった。庶民の伊勢詣や高野詣、あるいは壺坂寺・岡寺・長谷寺などの三十三ヶ所札所の巡礼、多武峯・吉野山・当麻寺などの参詣者にとって、重要な位置を占めた当地域はしばしば旅人の杖をひく姿がみられるようになった。また国学や勤王思想のたかまりから飛鳥・畝傍方面の史蹟や山陵を巡る人たちもふえるし、小房の観音・下八釣の地藏尊・東池尻の御厨子観音に対する民間信仰熱も厚く、日ましに足を運ぶものが多くなっている。

戦国のならい、大和が戦乱のちまたにおちいてから、いく久しくとだえた風景でもあった。世相が安定し、庶民の生活が向上し、商工業の発展とともに往来するものが増えると、沿道農家のなかには通行する人びとを対象に、農

産加工物などをひさぐものが生じ、なかには近郷から街道筋に居を移し、商品を捌くものも集まり、町場的なふんい
気を生み、沿道集落を発展させていった。

竹内街道（長谷街道とも伊勢街道ともいう）と下ッ道（中街道とも高野街道ともいう）との交差するところ中世から八木
（南八木という）・北八木の町場が発展し、近世の後期には飛鳥川神道橋の北側に小房の村が軒をつらね、四条村領に
も新町が町方的な様相をもって発展していった。

八木・北八木の町方的な発展については、別稿が予定されているので、ここでは省略する。すでに大永二年（二五
二二）十月のある日、連歌師宗長は駿河国から山城国薪庄酬恩庵への帰途、伊勢国山田から伊勢本街道をとり、多気
から泊瀬（初瀬）、多武峯、橋寺を経て、八木に宿泊、翌日は白土（いま大和郡山市のうち）の法眼長英の坊で連歌を催
している。いまのところ日記・紀行文にみえる最も古い八木での宿泊記録といえよう。

曲川・曾我・小綱村 竹内街道に沿い、当市域では西から八木村に至る間、曲川・曾我・小綱の沿道集落が発達
した。

曲川村は本来純農村で、沿道から離れた北に集落が所在していた。郡山城主豊臣秀長・秀保に仕えた藤堂嘉房は、
大和国内の所領のうち家禄五、〇〇〇石を二男忠藏に譲り、隠棲料二、〇〇〇石を拝領、曲川村に陣屋を設け現地支配
をおこなった。関ヶ原戦には東軍に加担、長男嘉清は石田三成の家臣左近（清興）の男新吉と戦って討死、慶長八年
（一六〇三）、嘉房の遺領は嫡孫嘉以が継いだ。元和元年（一六一五）嘉以は大坂夏の陣に曲川陣屋から出撃し戦功を
たてている（『寛政重修諸家譜』）。寛永六年（一六二九）嘉以の嫡子嘉正（将監）が遺跡をつぐとき弟嘉長（主馬）に所領
を折半して分知、嘉正も寄合に列し、曲川を去っている。

江戸中期以降、曲川村は南に発展し、往来筋と連繫、茶屋垣内の成立は文政四年（一八二二）のことである（文政四

年三月二日「乍恐御願奉申上候」区有文書。曲川村は旗本藤堂両系統と幕府領からなるが、天保期、幕府領曲川村には往来の人びとを対象に酒小売や煮売りをするものがあらわれている（天保十三年「御調ニ付諸式直下ケ取調書上ケ帳」今井・上田文書）。

曾我村は中世、興福寺大乘院領蘇我庄と皇室領（龜山天皇皇女昭慶門院 曾我庄、および金峯山吉水院領曾我庄など）からなっていた。

建武元年（一二三四）吉水院の「坊領証文紛失狀証判事」には、「曾我庄内市遅名田參町」とみえ、交通の要衝に位置して市場が成立していたことが知られる。享保二十一年（元文元年・一七三六）刊行の『大和志』には曾我村をさし、「旧名曾我大路堂」とみえる。現在、曾我町の小字大路堂町は竹内街道に沿い、その南北に沿道集落を形成している。

『多聞院日記』の弘治元年（一五五五）十二月十二日条に「大路堂富貴之処、悉以近郷之悪儻乱入、資財奪取同放火、時剋到来歟、物取五十余人切殺云々、曾我高田方ヨリ諸方悪儻ヲカタライ如此」とあり、すでに富貴な町屋が構成されていたことが知れる。

近世に入り、豊臣秀長の家臣であった多賀常直（吉左衛門）は、関ヶ原戦では東軍に加担、大路堂の北に陣屋を構えている。陣屋に家臣や在地から代官等を採用し、領内を采配した。明治維新にいたるまで陣屋があり、領内の公事訴訟などで支配地の人びとの出入りは頻繁で、沿道筋に諸商売人が集まった。かぎられた史料であるが、同村内の屋号をみると表6のとおりである。

旧庄屋家である北林氏の香尊帳という史料の制限から、いくら庄屋をつとめた家柄であったとしても交際範囲はかぎられていたであろう。ここに全村の屋号を網羅したものと思われないし、屋号をもっていたからすべて商工業にた

表6 曾 我 村 の 屋 号

年 代			文化 文政期	天 保期	文久・慶応期	年 代			文化 文政期	天 保期	文久・慶応期
屋 号						屋 号					
伊勢屋	今井部田	忌上多大瓦五郡御ご(御と)	○	○	○	油桶(おけ)	どん	○	○	○	○
勢井部田	垣	軽口井山所ぼ坊ま	○		○	か	ごせ(じ)ち	○			○
大	大	瓦	○		○	か	みゆい		○		○
下	五	郡		○	○	か	駄			○	○
御	ご	御と		○	○	米	紺			○	○
さ	かい	さ	○	○		魚	酒	○		○	○
下	市	綱賀我田			○	柴	松		○	○	○
小	賀	曾	○	○	○	竹	竹				○
新	我	高	○		○	た	み			○	○
曾	田	司			○	た	こ				○
高	司	中			○	た	ね				○
中	み	には	○	○		力	戸				○
には	す	藤				袋	ろ				○
藤	田	妙			○	ふ	綿	○			○
曲	川	八			○	木	や		○	○	○
妙	法				○	綿	打	○	○	○	○
八	木				○	綿		○	○	○	○

(注) 曾我・北林家所蔵「香尊帳」による。

づさわっていたとはいえない。とはいえ、屋号のうちに家業を示すもの、本貫の地を示すものなどがあり、いちおう商工業者が街道筋を中心に発展した姿をかいまみることができ、町方的な様相を示すものとうけとてよい。

小綱村は竹内街道の北に環濠集落として発展したが、のちに明暦・万治年間（一六五五～六一）飛鳥川に架かる横大路沿いに傾城町がつくられた。

「色道大鏡」（『広大和名勝志』所収）に、

此所の傾城は寛永年中にて、八木村にあり。これをなづけて、高橋とぞいひける。其後中絶しけるを、大坂の傾城に弓賀^{（了）}、長左衛門といふ者兩人おもひたちて八木村にちかき小綱村の新地を、一反七畝ひらき求め、これを再興す。明暦元年乙未の秋九月より、家を建てはじめ、翌年の二月、遊女をうつせり。此遊郭を新屋敷とぞいひける。此路泊瀬^{（毎）}海道にして、茶店を構へ、挙屋^{（あけ）}も四軒居をしめ、漸にぎはふべかりしを、両度火難にあひければ家造るべきからもなく、万治元年戊のとしの春より、両家大坂に引退く。そのゝちは、奈良・伏見のかたより、其跡を補ひ見つれども、はかくしからざれば、其年中にのこらずたちのきて、又今は中絶したりき。

享保二十一年（元文元年・一七三六）刊行の『大和志』に、この村の特産物として「陶羅^{（いかり）}」がみえ、『西国三十三所図会』（嘉永元年刊）にも

当村はおよそ一村とも籠細工の職を営み店を出だしてあきなひ、または諸方に出でて売るを渡世す。ゆる小綱箆^{（ひら）}籬の名高し

とみえる。

山之坊・石原田・膳夫村 八木から東には山之坊・石原田・膳夫村の沿道集落が發展した。山之坊村では室戸

(大道垣内)、石原田村では一本木、膳夫村では面堂めんどうと称した。

『耳成村・大福村・香久山村風俗誌調査書』(大正四年稿)で、山之坊村の由来について、

山之坊ハ元耳成山ノ北麓、今ノ大字木原字小月田山之本共同墓地ノ辺ニアリシモノニシテ山之坊阿弥陀ノ坊号ヲ以テ大字名トナシタリト。耳成山ノ東南ナル現今ノ山之坊ハ初瀬街道ニ沿ヘル字室戸ニ往昔数戸ノ小部落ノミアリシヲ、元山之坊ノ地ハ水難ノ憂多ク交通ノ不便等アルヲ以テ、漸次コノ室戸ニ移リ来リシモノナリトイフ。

とある。元禄期の『大和国絵図』(天保改正)にも「室戸村」と記入するが、現在は大道垣内おほかちと称している。本村の内垣内から南行する里道が初瀬街道(横大路)と交差する東側に高札場があり、いまも札場と俗称する家がある。

文化五年(一八〇八)十二月、幕府天文方測量方役人に提出した書上げは次のようである。

書上

大和国十市郡

山ノ坊村

藤堂和泉守領分

大和国十市郡

山ノ坊村

一高三百七石七斗

一家数四拾五軒

内

廿七軒

本村

拾八軒

枝郷室戸村

一村長東西凡四町半南北凡六町

内

近世の町と村

東西凡壱町

居村

南北凡壱町半

東西三町半

南北四町半 野間

一 村内往還筋凡五町

但石原田村境より

木原村境迄

一 枝郷室戸村往還通ニ御座候、右枝郷より子之方本村迄凡壱町

一 当村より隣村

子之方常盤村 家居迄凡六町 其間田地

卯之方石原田村 家居迄凡四町半 其間田地

巳之方出合村 家居迄凡七町 其間田地

午之方法花寺村 家居迄凡四町 其間田地

未之方醍醐村 家居迄凡七町 其間田地

酉之方八木村 家居迄凡拾町 其間田地

戌之方木原村 家居迄凡六町 其間田地

一 往還筋米川土橋長六間半

一 御朱印寺社無御座候、

一 寺壺ヶ寺 一向宗 阿弥陀寺

一 社無御座候、

一 名所無御座候、

一 旧跡無御座候、

一 名産無御座候、

一古城跡無御座候、

一遠山見渡

金剛山 未申之方 凡五里

二上山 酉之方 凡四里

生駒山 亥之方 凡六里

三輪山 寅卯之方 凡壹里余

音羽山 辰之方 凡貳里半

初瀬山 卯之方 凡貳里半

畝火山 (未申) 東之方 凡壹里

耳成山 西之方 凡貳町半

香久山 巳之方 凡十五町

春日山 丑之方 凡六里

右之通相違無御座候、以上

文化五辰年十二月

山ノ坊村庄屋

利右衛門

年寄

宗平次

同断

専助

とある。

この室戸に接する沿道集落を「一本木^{いっぽんぎ}」という。『耳成村・大福村・香久山村風俗誌』（前掲書）に

一本木 大字石原田ニ属スルモ、ソノ地ノ中央二十坪余リノ古塚ラシキモノアリテ、其西南隅ニ一本ノ巨木ナル榎ノ木アリ、故ニ

ソノ木が目標トナリテ一本木ト称セラル、ナリ、榎、小塚ノ由来ハ遺憾ナガラ不詳ナリ、

とある。ほぼ同村の中央を南北に貫く木本街道があり、その東に本村石原田村の街道集落がつづき、膳夫村、西宮村に接して通称、「面堂」と称する膳夫村の枝郷と、近世中期に膳夫村から独立した出垣内村が街道集落を形成している。

「面堂」について『耳成村・大福村・香久山村風俗誌』（前掲書）は、

面堂 耳成村大字石原田、香久山大字出合、同膳夫ノ中、初瀬街道ニ沿ヘル部分ヲ面堂ト呼び、行人旅客ノ常ニ款ヲ挿ム所ナリ、コハ昔時街道ノ北、今ノ西ノ宮ノ神社境内ニ面堂トイヘル大ナル堂アリタルモ、幾多ノ星霜変故ヲ経テ、今ハ全ク廃シテソノ片影ダニ留メズ、サレド其堂ノ柱石ナリキト伝ヘラレ大ナル円形ノ石一個今尚現存ス、而シテソノ面堂トイフ名ノミ残リテ此地ノ名称トハナレルナリ、

とある。

見瀬・小房村 中街道に沿い、南八木村に南接する小房村について、幕末、元治元年（一八六四）神武陵など修覆に来往し、寄宿していた宇都宮藩士松井元儀は「修陵雜録」に次のように誌している。

小房村は和州高取城主植村駿河守様御領分にして畝火山より東北に当り、十丁斗、此所八木村、四条新町等僅ニして賑敷事田舎に珍敷在所ニテ大和国式番之札所積観音なり、何哉しやくの病を御聞届なる趣ニテ毎月十七日夜ハ近郷之老若男女群集して実に都会歟とあやしまれる。乍去売婦無之、尤家数三百ニたるまへと思ふ。

とある。さらに、

七月廿七日夜、小房村ニ而火ふりといふ事有之趣ニテ村々老若男女不殘罷出候間、小生共も如何様之事をなす歟と存見物ニ相越候処鎮守社の近辺より松明（たいまつ）又者提灯等数百人歩行か手を打かへをふきて歩行而已如、此人事を以天地を動かす事出来可申哉、東国の雨乞ニテ人心一生懸命之祈願之処、右様之義故面もふり不申候、乍去植村公御領分中昨夜より右同断。

表7 見瀬村戸数人口表

年 代	戸 数			人 口 数		
	本 家	借 家	合 計	本家者	借家者	合 計
慶応3年	126 ^軒	65 ^軒	191 ^軒	494 ^人	191 ^人	685 ^人
慶応4年	126	64	190	492	184	676
明治2年	126	64	190	493	198	691
明治3年	136	66	202	530	206	736
明治4年	132	75	207	512	215	727

(注) 各年次見瀬村「宗門改帳」(見瀬区有文書)による。

表8 明治3年見瀬村諸職諸商一覧表

造酒屋	1	米	屋	2
織屋	21	質屋	屋	2
豆腐屋	1	仲買	屋	2
綿打屋	1	道具	屋	3
大工職	2	小間物	屋	2
桶屋職	1	荒物	屋	2
鍛冶屋	1	青物	屋	2
瓦屋	1	蠟燭	屋	1
提燈屋	1	菓種	屋	1
焼酎屋	1	膳飯	屋	2
紺屋	4	煙草	屋	1

(注) 明治3年「家職人取調名前書上帳」(見瀬区有文書)による。

南八木と連担し、新町と接し、沿道に沿って繁華な町並みを形成していたことが知れる。

見瀬村は畝傍山の南麓、中街道と畝傍街道の相交差するところに発展した街道集落である。見瀬は牟佐・武蔵にもつくられ、身狭の転訛したものとも解される(『山陵志』)。「奈良県高市郡志料」は、「古史に見ゆる軽の街衢にして所謂店舗より起りたる仮字ならんか」と、天

武紀にみえる軽の市の店みせに由来すると考証している。

いずれにしても、故老の伝承では大軽村の出垣内として発展したことを伝える。文禄四年(一五九五)の「和州高市郡三瀬村御検地帳」(区有文書)の存在から、すでに近世初期から見瀬村が成立していたことを物語る。八木の町場から高取藩の城下土佐町への中間地点をやくす好位置にあり、沿道集落として大いに発展した。

表9 明治2・4年見瀬村屋号一覧表

屋号名	明治 2年	明治 4年	屋号名	明治 2年	明治 4年	屋号名	明治 2年	明治 4年	屋号名	明治 2年	明治 4年
東 屋	3		醤油屋	1	1	赤部屋	1		堺 や	1	1
荒物屋		1	そばや	1		阿波屋	1	1	小綱や	2	2
糸 屋	1	1	田葉粉屋	3	1	石河屋	1		四条や	1	3
植木屋		2	種 屋	3	2	井戸屋		1	地黄や	1	
桶 屋	1	1	茶 屋	3	1	畝火屋	1		当麻や	1	1
織 屋		1	丁ちんや	1		大久保屋	1	2	橘 や	1	
かごや	1		床 や	1		大根田屋	1	1	田中や	3	1
鍛冶屋	1	1	箱 屋	2	3	尾張屋		1	田原本や	1	1
粕 や		1	菱 屋	2	1	かぎ屋	1		丹後や	1	1
角 屋	1	3	藤 屋	2	1	鎌田屋	1		知原や		1
門 屋	1	1	(富士) 本 屋	1		上平田屋	1		土佐や	4	3
瓦 屋	2	4	家根屋	1		軽 屋	7	8	中 や	1	1
葛 屋	1	1	万 屋	4	4	河内屋		1	播磨や		1
車 屋	1	3	綿 屋	2	2	河西屋	2	1	檜前や		1
倉 屋	2	1				紀伊国屋	1		平田や		1
糒 屋	1	1				紀州や	1	3	真弓や	1	1
小間物屋	4	5				百済や	1		松山や		1
米 屋	4	2				久米屋	6	5	妙法寺や	1	3
紺 屋	5	3				栗原屋	1	2	六田や		1
財木屋	3	4				越 屋		1	八木や	3	2
(材) 酒 屋	1	2				小島屋		1	大和や	1	1
笹 屋	1					五條や	1	1	山家や	1	1
仕立屋	1	1				五条野や	1	1	和田や		1
島 屋	4	2				御坊や	1	1			

近世の町と村

二五二

(注) 各年次「五人組帳」(区有文書)から作成。

検地帳にあらわれる字地名および屋敷（居屋敷・倉屋敷の別あり）の筆数をみると次のとおりである。

ミセ七 かち二 とくや五七 シミづ一七 井手ノ上二 合計八六

寛延期（一七四八～一七五二）の「地方蔵方寺尾勤録」によると高取藩領では、城下の土佐町、土佐村、下子嶋村、観覚寺（上方・下方）の各村とならんで、見瀬村など六か村は「高免の方ニ而且村入用多候得共、御城下成往還筋ニ而牛馬之働人之入込ニ而、自然と肥し等も多く、立毛村柄も宣方ニ候得者、此上御免少くあがり候ても苦間敷哉」と評価している。

幕末から明治初期にかけての戸数・人口は表7のとおりである。

また、明治三年（一八七〇）の見瀬村の諸職諸商に従う状況は表8のとおりであり、同二年（一八六九）、同四年（一八七二）の「五人組帳」にみえる屋号は表9のとおりである。

約二〇〇軒のうち五五軒が諸職諸商に従い、屋号はかならずしも家業を示すものではないにしても、沿道にそう町場的な発展をたどっていたことが知られる。安永元年（一七七二）三月五日から十四日まで十日間、本居宣長は大和の史蹟を探索、十一月夜、三瀬^{（見）}に一泊、翌朝久米寺へ向かっている（菅笠日記）。宿屋もあったらしい。

農村の様相

村政のしくみと自治制度 幕府領（天領とも御料ともいう）では勘定奉行のもと代官が地方の一般民政をつかさどった。ときに近隣の大名が預り大名として天領の年貢の徴集権をつかさどったこともある。当地では津藩（藤堂氏）や芝村藩（織田氏）、高取藩（植村氏）の預り支配が一時的にあった。諸藩も郡奉行や代官をもって直接采地を支配した。

また旗本神保氏・多賀氏・藤堂氏や高取藩宗家から知行地を分地されて創出された旗本植村氏なども陣屋に郡代、代官、代官見習などをおいて民政をつかさどっていた。

幕府領、大名・旗本領等にかかわらず、近世、領主側の役人と村方役人の間に大庄屋を設けるのが一般的であった。その支配範囲は、支配の状況により、また藩等の実情に応じて一定したものではなかった。

高取藩では、寛延年間（一七四八～一七五二）、土佐組（二七か村）・薩摩組（二八か村）・新堂組（三か村）・八木組（一か村）・岡組（二〇か村）の五組で、当市域の見瀬・大軽の各村は土佐組に、新堂・観音寺の各村は新堂組に、八木・四条・縄手・四分・飛驒・高殿・法花寺・木殿・田中・和田・石川の各村は八木組に所属していた（地方蔵方寺尾勤録）。

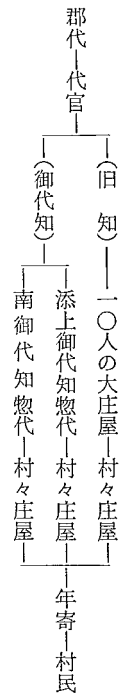
文政九年（一八二六）藩主植村家長が執政（老中格）となり、四、五〇〇石を高市郡のほか葛上・葛下・十市郡内で加増されたために大庄屋組にも変動があった。すなわち土佐町組（一九か村・池田伊兵衛）・柏原組（二三か村・藤井勘左衛門）・小房組（二六か村・猪左衛門）・醍醐組（二四か村・森村庄左衛門）・細川組（二四か村・寄兵衛）に分かれ、当市域の石川・出屋敷・和田・田中・木殿・四分・飛驒・縄手・小房・四条・新堂の各村が小房組に、見瀬・大軽・高殿・法花寺・醍醐・八木・北八木の各村は醍醐組に属した。このように大庄屋組も時代により変動している。

津（藤堂）藩では、二〇三〇か村の村むらが一人大庄屋（頭庄屋ともいう）の下に支配され、その単位を「支配村組」と称した。元和五年（一六一九）大和国内に替地を与えられた津藩は、寛永二十一年（一六四四）七人の頭庄屋を任じ、のちに五人を追加、寛文八年（一六六八）にはこれを一〇組に縮減した（『天理市史』による）。橿原市域の村むらは大福組（総高五、六七七・四二六石余）に属した。翌九年、藤堂氏に分藩が認められ、久居藩が成立し、新ノ口・木ノ本両村が久居藩領となり、それらの組が組織された。

津藩は寛永期（一六二四～一六四四）から無足人^{むそくにん}とよぶ郷士制度を採用している。無足とはお足（錢）を供しない者の意で、無給の在郷武士である。中世以来からの村むらで由緒ある土豪を無足人に取立て、その実力を利用し、名譽ある存在として村にしている。かれらに名譽である社会的地位を与え、いっぽう藩の民政組織に吸収して利用したわけである。藤堂氏にとって領内の治安が保たれるかどうかは、戦国期の風潮・氣風が強く残っていた当時、かれらの向背いかんにあったから權力をもたせ、その任命にあたっては、公用旅費の意見をもつ式厘米^{しきりんまい}や合力米^{ごうりきまい}三〇石を給し、苗字帯刀のほか絹紬類^{きよつづ}の着用を認め優遇した（『宗国史』）。寛政二年（一七九〇）山ノ坊村の吉川勇次郎を無足人に取立てた。久居藩もその制にならい文政十一年（一八二八）木ノ本村の西岡弥右衛門、新ノ口村の藤本才治郎、松尾兵治、北長三郎、橘三右衛門らに永代無足人格を与えた（『御本家分・御内分方城和御領下無足人名前帳』・『天理市史』史料集所収）。幕末になると藩財政の不如意を打開するために郷の富農層に献金をもとめ、代償として無足人に取立てる傾向が多くなった。

郡山藩も有力な郷士級を大庄屋に任じた。正徳年間（一七一～一七一六）上品寺村の上田三郎次郎に郷代官の格式（支配下村数一九村）と役料米二七石を給与している。享保九年（一七二四）の柳沢氏入部以降もこの政策は踏襲された。享和元年（一八〇一）、郡山藩領のうち伊勢国に所在する約一三、〇〇〇石の地が上知され、大和・河内両国内で替地を与えられた。このため古くからの藩領を「旧知^{きうちち}」、替地で新たに藩領になったところを「御代知^{ごだいち}」といい、行政的に区別した。大和の旧知八万石余のところには代官のもと大庄屋を任命、大庄屋がそれぞれ組下の村むらを支配した。この大庄屋の管轄区域は平均八、〇〇〇石、ほぼ十数か村で、一〇組があった。いっぽう御代知一三、〇〇〇石余の地は「添上御代知」と「南御代知」とに分け、五人の御代知惣代に組下の村むらを支配させた。御代知惣代は旧知の大庄屋に相当し、一惣代は平均三、五〇〇石、十数か村の支配にあたった。

郡山藩の大庄屋組



文政三年（一八二〇）の「拾ヶ組村々并御代知村々覚」（天理図書館近世文書）によると、旧知の一〇組は、但馬・椎木・菜畑・磯壁・南今市・小柳・高田・辻・古寺・今国府で、当市域の内膳・上品寺・飯高・大垣の各村は小柳組に属していた。

旗本神保氏領では、はじめ久米・地黄・五井の三組があり、のち川原・久米・土橋組のあったことが知られる（『記録写』土橋町・山崎文書）。

宝暦八年（一七五八）神保氏領では、支配村々の組替があり、妙法寺・地黄・寺田・慈明寺・吉田・古川・池尻・大久保・畝火・御坊の各村は水谷文右衛門、土橋・五井・忌部・山本・大谷・久米・小山田・川原・鳥屋・箸喰の各村は桑原五郎右衛門が支配し、二組からなっていた（宝暦八年・「支配村々組替仰付控」天理図書館近世文書）。明和三年（一七六六）の段階で、地方の役人には岸上権太夫・嶋田忠右衛門がいた（明和三年・「御下知書之写」）。

村方三役 大庄屋の指揮をうけ、実際に村政の実務にあたったのは庄屋・年寄・百姓代と呼ばれる村方三役である。これを地方三役ともいう。

庄屋の取扱う事務範囲は、すこぶる広い。年貢の割付けと徴集、検見の立会、土木水利をはじめ宗門改め、人別改め、宗旨送りなどの戸籍事務のほか、風紀の取締り、消防、衛生などの警察事務、訴訟の仲裁、証書の加判（奥書）や領主からの触・達しの伝達など、村政一般にかかわらないものはなかったといつてよい。

庄屋は村を代表し、村民の行為に対して連帯責任を負うたから村民の動向にはすこぶる干渉的で、日常生活にまで監視、監督するのが常であった。庄屋は世襲のほか、役筋内交替、入札など、いずれにしても領主の下命であるが、家格や財産の面から選ばれるものはかぎられ一村に一人をかぎった。一村が二人以上の領主で支配された相給村では、領主ごとに庄屋がいた。ときに村に適当な人材がない場合、他村のものが兼帯庄屋となった例もある。

庄屋の執務は特別の役所へ出勤するのではなく、自宅かせいぜい村会所の設けられたところは会所でおこなっている。庄屋の村民への伝達には村費で定使（肝煎とか小歩キともいう）を雇用した。

年寄は庄屋の補佐役で、庄屋と同じように家格、財産もあり、人品もいやしからず、筆算にたけたものが選ばれた。村の大小で年寄の員数も違った。

百姓代は藩によって有無があり、百姓惣代とも称した。その仕事は庄屋・年寄らの年貢の割付け、出納など村民生活に利害深い行為を監視したり、村小入用の賦課に立会った。本百姓のなかで選ばれ、村民の利益を代表した村政の目付役といえよう。

これら村政に携った村役人らは役手当をうけた。屋敷地が除地となったり、領主によって、時代によって一定しないが、表面無給のかわりに年貢を軽減されたり労務を免じられたり、また給米を施されたりした。年寄の場合、無給であるが村政に携った日数で給米を村費から支給された場合が多い。

五人組 村役人のもとに五人組の制があった。五人組は、原則として町方・村方の別なく最寄^{もよ}りだいたい五軒を組合わせ組織させられた。五人組といっても個人を単位としたものではない。全戸を代表する基準数で実際には多寡があった。旗本藤堂栄治郎知行の東坊城村では、三人組二、四人組八、六人組五組という変則的なものであった（天保十四年・「五人組帳改之帳」東坊城町・村島文書）。各組には組頭といい、村役人の伝達を組合員に知らせ、対外的には組を



上品寺村 五人組并高附帳

代表した。その選任は、見瀬村の場合、年貢徴収のことを勘案してか、各組の持高数を案分して構成した配慮がみえ、そのなかで持高の多い百姓が選ばれたようである。

組合員は組内の婚姻、養子縁組、相続、遺言、廃嫡などに立合い、幼少者の後見や財産管理、不動産の書入れ、質入れ、売買などに立合い連署している。また互いに品行を監督し合い、外泊旅行や請願、訴訟のとき組頭に届けたり、年貢の未納者がでると組で代納した。違法者や犯罪者とくにキリシタン教信者があれば連帯で処罪となった。

もっとも幼少者などの耕作にあたって相互扶助をおこなったが、どちらかといえば相互負担になる方が多かった。領主はこの五人組を巧みに利用して、上意を下達し、効果的な農民統制をおこなった。村では毎年五人組帳を作成したが、その帳面の前段に法令（農民の守るべきおきて）の全文をのせ、五人組の戸主名を組ごとに列記し、最後に法令を遵奉することを誓った請書を記入し連署連印した。

法令の条文は、もともと幕府が折りに触れた基本的な条文の簡潔なものであったが、各藩でも、これをならい引用し、付加し、時代とともに個条も増えた。これらの法令は日常生活の規範となるものであったから、毎年少なくとも一回は農閑期に村民を集め庄屋らがこれを読みきかせている。

農民生活の制限 幕藩はその経済的基盤を土地生産においたから自然と農民を重視した。封建的身分制度のうえで武士階級のつぎに位させ、士農工商と呼び、生産にかかわり少ない商人軽視する風潮を助成した。しかし、農民は

土地に緊縛され、最低生活だけを保証され、余剰は「百姓は財の余らぬ様に不足なきように治る事道なり」(『本佐録』)という徳川家康のことばにうかがえるよう、ほとんどが領主にすいあげられた。そのため領主は生産、技術、経営をはじめ衣食住など生活の末端にまで干渉している。寛永二十年(一六四三)、幕府は前年の凶作飢饉のこともあって「土民仕置覚」^{どみんしおぼえ}を發して、衣類は布(麻)・木綿にかぎる。食物はみだりに米を食わず、常々雑穀を用い、うどん・切麦・素麵・そば切・饅頭のほか豆腐など五穀のついえになるものを作ったり、商^{あきな}ってはならない。市井に出てむざと飲酒したり、在所で酒をつくり売ってはならない。乗物は無用、不似合な家をつくったり、はでな祭礼仏事をおこなってはならないとした。

慶安二年(一六四九)、幕府は鄉村に対し、いわゆる「慶安御触書」をもって、商品農作物の栽培、ことに本田畑(検地帳に登録された水田・畑地)に綿花・菜種・煙草などを植付けのを禁じた。また寛永二十年(一六四三)の田畑永代売買の禁止を發した。

こうした法令は、その後もささいな点におよんで発せられた。もちろん農民としても、これらのすべてを墨守したわけではない。しかし、そのくらしに強い影響をうけ、「べからず」づくめの生活はやがてかれらの慣性となり、保守的なことなかれ主義をとるようになった。各藩も幕府にならない生活の万端にいたるまで統制を加えている。

高取藩では、明和四年(一七六七)定書をもって領民を取締った。八十九か条からなるもので、幕府が折に触れた禁令を巧みに採択して農民支配の基準とした(見瀬区有文書)。

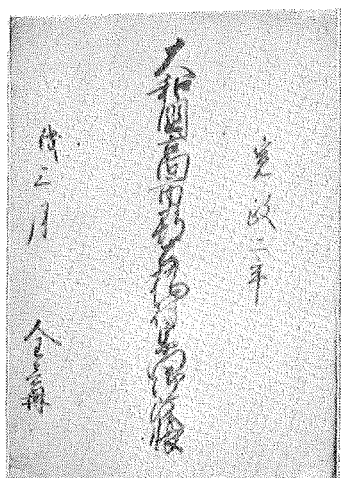
津藩も民政の基本を示すため、はじめ「可相守十一ヶ条々」を定め、時代とともに加条し、「掟十七ヶ条―郷中可相守条々」(木之本区有文書)を、さらに享保十八年(一七三三)にいたって二十一ヶ条にまとめあげている。ここには民政全体に関するすべてをつくした形のものとなる。とくにキリシタンの摘発、服装の簡素奨励、年貢の完納と相

互扶助、田地売買の禁止、不幸不徳者の申告、手負・欠落・遊女らの寄宿の禁止、浪人道心者酔漢狂人への警戒、殺人者犯罪者の取締り、新規寺院の建立禁止などに及び徹底した統制ぶりがうかがえる。

郡山藩でも文政三年（一八二〇）に村方取締りのため「条々」と称する触書を発している。これは十九条からなり、ほとんど幕府が折に触れた法令を巧みに集大成したものである。とくに農村で風呂屋・髪結の営業を禁じ、頼母子や社寺の諸勧進に加入しないこと、最近盗賊の押入りが多いのは取締りが悪いからだといっている（『川西村史』所収史



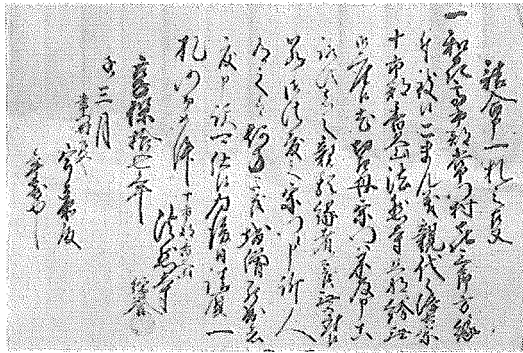
土橋村 宗旨改五人組帳



寛政2年 土橋村 宗門御改帳

料)。

このような統制も幕末に近づくと、一部のものを除き生活がくるしくなった。経済的には消費階級である武士もその経済的苦境を打開するため、いっそう農民に重税を加えることになり、さなきだに苦しい農民の生活は破綻に近い状態に迫られていた。領主はかれらの困窮の原因が重税であることにはおかりして、倭約を説き、搾取を合理化しようとした。しばしば倭約令を触れて、農民たちから請書をとっている。



享保17年 宗 旨 送 状

宗門改め 農民統制の一策として、いま一つキリシタンの取締りがある。「宗門改め」である。宗門改めは毎年農閑期に住民を集め、幕藩の係役人が列座監視のもとに、寺僧にその寺の檀那であることを証明して貰いキリシタンでないことを誓わされた。そのさい信仰の度合いは問題とならなかった。

こうした仕くみのなかで、婚姻や奉公、旅行などのさい檀那寺の寺請証文や往来手形が必要であった。キリシタン取締りのため宗門改めを徹底し、五人組を利用して密告の制をとり、また各村の往来がはげしく人目につき易い辻などに禁教の高札を掲げた。こうした弾圧の強化で、キリシタンも跡を絶った。

たまたま高取藩の場合、植村家政が島原の乱の直後に入封したことであり、当時領内で一〇二名のキリシタン信者摘発のこともあって、『契利斯督記』、以後「類族改帳」を作成させている。享保時代(一七一六～一七三六)

荻生徂徠は「切利支丹ト云者、今ハ日本國中ニ有間敷コト也、今ニ類族ヲ吟味スルコト詮モナキコト也」(『政談』)と述べている。本来類族とはキリシタンや転宗(ころびキリシタン)した人の親族子弟のことで、男系七世、女系四世ではじめて素人しろうとを許されている。高取藩領の村むらに残る「類族改帳」は、このような類族の調書ではなく、他村から領内村むらに入縁したり、奉公人として入り込む場合、出身地の檀那寺の僧尼に類族でないことを証明した手形をもたせ、それら類族手形の一か年分を輯綴したものが類族改帳である。いまのところ大和の他藩ではこの種の帳簿はみかけない。

幕末になると宗門改めも本来の意義を失った。しかし、浪人をはじめ素朴な農民をまどわす邪宗の進出をはばみ、一揆、打毀し、出奔、離村、人口制約などがある程度監視するのに役立っている。

第三節 近世中・後期の檀原地域

天災と農民の動向

享保の飢饉 近世、災害予知や防災設備は不十分であった。自然の暴威をうけると、たちまち凶作となり飢饉となった。古くは寛永末期や延宝三年(一六七五)の飢饉が知られる。なかでも近世の三大飢饉にかぞえられるのは享保・天明・天保の飢饉である。

享保十七年(一七三二)夏、西国にイナゴの大群が襲来し、農作物は大被害をこうむった。幕府は応急策として、

買上げ米や大坂御藏痛み米を罹災地に輸送し、窮民の夫食にあてゐるなど、速やかな賑恤策をほどこし、また幕府領の住民には身分相應の私財をもとめた（「仁風一覽」）ため幕府領では一人の飢死者もなかったという。

しかし、被害の影響は一部の悪徳商人らが米の買占めをおこなったため米価が高騰し、翌年江戸では窮民らが御用米商を襲い、その家財などを打毀した。いわゆる「打毀し」のはしりである。こうしたさい一般に領主の対応は緩慢であり、救恤策は貧困であつたから各地で不安にさらされた窮民は集団的に暴動にはしるか、年貢の軽減や延納あるいは安米の押買いに積極的に参加した。百姓一揆や打毀しは近世社会を彩る現象であつた。

芝村騒動

延宝・寛延の頃から芝村藩（織田氏）預りであつた十市郡の膳夫・内膳・木原・新賀・葛本・常盤・石原田・下八釣・吉備九か村（いずれも幕府領）は、芝村藩の年かさむ重税に苦しみ、たびたび芝村役所に減免税方を懇願したが聞き入れられなかつた。たまたま宝暦三年（一七五三）多額の年貢割賦書をうけた村方一同は驚き、稲の刈入れもおこなわず、芝村役所に嘆願したが取りあげるところとならず、南都奉行所に出訴しても顧みられなかつたので、ついに最後の手段として京都町奉行所へ箱訴訟の挙にでることになった。すなわち天神山（耳成山）に集合して各村の訴状下書を検討し、そのうち木原村庄屋太四郎のものが採用となつて、一同はこれに捺印した。こうして常盤村庄屋彦市が首謀者となり、葛本村庄屋小左衛門、同百姓代弥右衛門、八条村（現田原本町）年寄与重郎、膳夫村庄屋三郎助などが中心となつて宝暦三年五月にはじまり、七月・九月と三回も箱訴訟におよんだ。けれどもなんの手ごたえもなく十一月、ついに各村むらの総代が大挙して上洛、箱訴訟におよんだ。

箱訴というのは、一般民衆が評定所の目安箱に投書して將軍に直訴することである。民衆の声を直接に聞き、幕政をひきしめようとした八代將軍吉宗の創案で、享保六年（一七二一）に定め、翌年には京都町奉行所にも設けられた。政務に関する心付けや役人の私曲など投書させるが、匿名や人をおとしいれる造言は嚴禁、住所姓名は明記せねばな

らなかった。

九か村の農民たちは式上郡や葛下郡の天領預り所の農民からも支持され、前代未聞といわれる大騒動に発展しつつあった。九か村の農民たちは秋の收穫期になっても稲刈りせず、訴状では芝村藩の支配下にあると高免のため、百姓も潰れ、村は亡所になるより他にないのでその支配をはずしてほしいと願っている。箱訴は合法的であっても、稲刈りを拒否したり、徒党強訴の挙にでたことは幕府の掟に反することになるので、江戸表に伝えられた。幕府は関係者を江戸に召しだすため、芝村藩に取調べを命じた。関係者は芝村役所の取調べをうけ、十二月二十六日、骨肉郷党に別れをおしめ郷里を立ち、芝村藩の郷目付や足輕の監視の下に江戸に下り、勘定奉行のもとで嚴重な吟味をうけた。翌宝暦四年三月には十市・式下・葛下三郡の村むらからも参考人として農民が召換され、その数およそ二百人にのぼり、稲刈りもようやくこのころ済ますありさまであったが、取調べのうち、牢死者三十八人を出すという惨状を呈した。その間、一年八か月の歳月を費して宝暦五年八月七日、死罪一人、遠島四人（新島二人・八丈島一人・三宅島一人）、追放三二人の罪が決定した。しかし、その効があつてか、その後、関係村落に対する課税は大いに減額せられたのであった。この罪状は徒党強訴の罪であるが、封建制下の苛政まことにいたましい限りであった（『大三輪町史』・「葛本・浄教寺位牌由来記」・宝暦三年十一月「和州十市郡村々今度御箱訴訟扣」下八釣区有文書）。

明和の飢饉

明和五年（一七六八）二百二十日の台風で、大和は大凶作にみまわれた。その年の暮から翌年の春にかけて各地で百姓騒動がおきた。旗本神保氏領では強訴という手段におよんだ。この導火線となったのは、去る明和元年（一七六四）の風難対策に遠因をもつ。畝傍山の大きな木約千本も倒木するありさまであったのに、在郷の大目付嶋田忠左衛門は江戸の殿様のもとに噂どおりの大風であったが、空吹きで稲作などには被害はなかったと報告したために、領民らの軽免願いは無視された。翌二年の台風被害も他領の隣郷に比べて風難手当も薄く、このころ前年の

大目付の偽り報告の件が領民に聞えてきたからたまらない。ついに領民らは惣代を選んで、江戸へ嘆願陳情団を送りこんだ。そのさい若干の減免に成功したけれども多くの潰百姓を輩出した。

明和五年の大凶作のさい、大谷村の庄屋半兵衛、畝傍村の惣治郎を首謀者とする領内の大谷・慈明寺・吉田・妙法寺（北妙法寺）・寺田・大久保・土橋・川原の各村の農民たちは今井の尊坊河原に集まって氣勢をあげ、池尻にあった陣屋へ押寄せ強訴した。その結果、勢いに押された在方役人から年貢不納の免許状を勝ち取っている（「記録写」土橋町・山崎文書）。

やがて江戸から送りこまれた役人たちから厳しい取調べがおこなわれ、首謀者は死刑、強訴に参加した村方に対しては、村高百石につき鳥目（錢）二貫文あての科料を申渡された（明和六年「申渡書」前掲所蔵文書）。畝傍村の首謀者惣治郎の義民彰顯碑が村人の手によって東大谷日女命神社の拝殿前に建立された。

明和七年にも約百日におよぶ日照りのため上品寺村では「近年段々貧窮仕候上、相煩朝昼之煙も立兼候所、去年之旱損ニ而必至之行詰り、当春ニ至り及飢千万難渡仕候、村方も手当も致遣度奉存候得共、何分去年稲毛皆損ニ付一統ニ難儀仕候」（明和八年「飢人御扶持米御願帳附」上田文書）といい、村民の約三分の一が飢扶持米を郡山藩に願ひ出た。一か年位の不作では飢饉にはならない。天候異変による災害が連続数年に及ぶと大飢饉にみまわれる。

天明元年（一七八一）旗本神保氏領にふたたび強訴のきざしがあったが、地黄村の庄屋長村権平の気転でことなきを得たようである（前掲「記録写」）。同六年またしても凶作のため米価をはじめ物価は前代未聞といわれるまでに高騰した。このため翌七年五月、郡山に発端して、奈良・高田・三輪・丹波市などの在郷町と同じように今井町など大和一七か所で米の押買いや富商宅を破壊する打毀しがおこった（『奈良井上町年代記』）。こうした行為に対する詮索も厳しかったことであろう。下八釣村では次のような一札を村役人にさし出している。

差入申一札

一去年歲当未年五月毛兩作不作相續申候ニ付、諸色高直ニ付テ諸方在町之ものとも夫々最寄致し家等をつぶし、或者悪事を致し候儀、粗有之ニ付、此度從御地頭様御触書を以御下知被為極候者、若右躰之儀を企テ一身同類いたし、亦ハ右之場所へ見物等ニ名ぞらへ決而參ル間敷候旨堅ク被為仰附候、御下知之趣急度奉畏候、然ル上者本人者勿論、子供下人ニ至ル迄不殘急度相慎、右躰之儀村内ハ勿論、隣在地所ニ有之候とも、最寄一身同類見物等ニも決而參ル間敷候、万一心得違相背キ、不埒成義仕出し候事相聞候ハゞ、村役人中御計らい御地頭様へ被申上、いヶ様之越度ニも被仰付可被下候、其時少しも申方無御座候、為其村中一統連判仕一札差入申處、仍而如件

天明七年未五月

弥八郎 ㊦

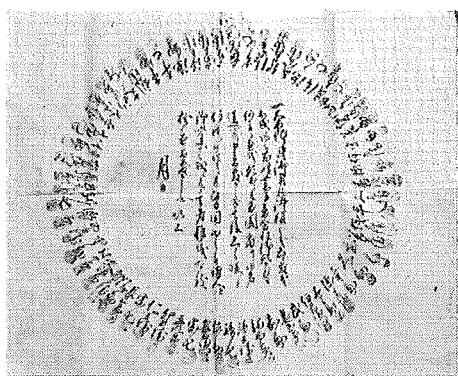
村役人中

(他一六人略)

東坊城村の籠訴

旗本藤堂氏領東坊城村の農民たちは、曲川村の代官堀某の妻は、夫を「差置万端ニ差出氣儘成取斗のミ仕候ニ付、村方治り自然ト不定百姓ニ少シ之咎御座候而も格別之咎之様ニ取巧、上々様江被申上、其外百姓ニ折々手錠村預ヶ杯被仰付、或者金銀之無心申懸ヶ至而迷惑至極」な存在であつた。

こんなことから天明期に入ると村民は「此頃者銘々他出之躰ニ偽り申上、荒方之百姓山林或者縁者之方江隠レ忍」ぶありさまであつた。天明二年(一七八二)五月大風雨で麦など不作、これでは「村方難治り、既ニ退転之基」となるので、江戸からの下向役人西山丹下が直支配するよう依頼するため村民は玉鬨で上京惣代を八名選び殿様に直訴するため六月二十六日出発している。一行は七月九日に江戸につき十六日まで滞在、代官の妻を訴え、西山丹下の東坊城村滞留を願出で、十七日帰国の途につき、中山道經由、名古屋、桑名、上野、名張、^(初遇)長谷を経て無事帰国している。そのさい庄屋兵右衛門は玉鬨に当り惣代として籠訴した結果、隠居を命ぜられた。しかし、村民に対する処分はなかつたようである。



東坊城村（旗本藤堂氏領）傘形連判状

寛政の大旱魃 寛政十一年（一七九九）、大和は大きな旱魃に悩まされ

た。田植のすんだあと約七五日にわたる日照りで実なし穂の状態にあった。東坊城村（旗本・藤堂氏領）では、「古今ニ稀成大凶作ニ付、百姓之銀々共失途方何と可相成前後之失弁ヲ居候ニ付、身ノ置所を案し暮し必至ニ御座候」といい、用途米にあずかったようである（寛政十一年「御歎御願奉申上候」東坊城・村島文書）。しかし、多くの村では騒動がおきた。

旗本山口氏領の岩室（現天理市）代官所は毀たれ、百濟村（現広陵町）でも領主多武峯に強訴、旗本多賀氏領大福村（現桜井市）でも、「大福ニも人寄、三輪町ハ川原へ集り騒々敷こと山を貫き宇田・今井も右ニ順ス」とあり、また「神保左京殿下古川坊城ニ而ハ頭庄屋之すへ石までも重坂川之水底ニなけ込候由、高取預リニハ大山川ニ而多人数集り候へハ、諸役人取扱

ニよって無事ニ退キ申候（桜井市・忍坂「忍坂官座文書」）とあり、今井や古川村でも騒動がおきている。

幕末の天災・飢饉

大和においてはその後、天保の飢饉、嘉永三年（一八五〇）の凶作、慶応の飢饉と、しばしば難波人をだしている。このような飢饉にそなえて、領主は城詰米を準備したり、津藩のように義倉の制度をしいたところもある。幕府領・私領の入り混った大和のような小ブロックによる経済圏では、絶対量の不足はどうすることもできず、農業生産力は後退し、疲弊するよりほかに道はなかった。このような飢饉が続くと、多くの餓死者や疫病の流行で病死者が出るのはつねであった。加えて重税のため欠落ち（夜逃げ）したり、食べる望みを町にもとめて、引越

表10 上品寺村戸数・人口変遷表

年 代	戸 数	人 数	男	女
享保 9 年 (1724)	58 ^戸	280 ^人	139 ^人	141 ^人
享保11年 (1726)	59	273	134	139
享保13年 (1728)	59	285	137	148
寛保 2 年 (1742)	52	250	121	129
宝暦 4 年 (1754)	48	226 ^(?)	111	116
宝暦10年 (1760)	55	234	120	114
天明 8 年 (1788)	45	216	116	100
寛政 6 年 (1794)	45	196	106	90
文政 3 年 (1820)	42	172	90	82
天保 3 年 (1832)	35	180 ^(?)	92	82
天保13年 (1842)	35	160	85	75

(注) 上品寺・上田文書から作成。

れたらしい。天保改革のさいにも

懐胎墮胎之療法いたし候儀、甚不仁之至、不幸事ニ候間、右様之儀致候儀者勿論、隣村ニ而も右療法いたし候もの見聞候得共竊ニ可訴出来(天保十四年「雲梯村御触控帳」・井上文書)

と触れたが十分な効果はえられなかったようである。本来ならば、できるだけ多くの労働力を必要とする農村に、間引きや捨子、あるいは離村などの行為はみられないはずのものであるが、貧困な救恤策と貧窮にまでおとし入れる領主の苛斂誅求が背後にあったわけである。移住の禁止、出稼ぎの制限、都市人口の流入抑制、帰農の勧奨などを反復したが、農村の基本的な矛盾の解決がなにかぎり、一片の法令にすぎなかった。

人口の変遷 このようなかで、農村人口はどのよ

うな変遷をたどったのであろうか。戸口事情を語る史料はかならずしも少なくないが、いずれも断片的で、一貫して累年たどることのできるものは少ない。中期の事情がほぼ明らかな上品寺村、幕末の推移が検討できる下八釣村を例(表10・表11)にとりあげてみよう。上品寺村の場合、享保期からうかがえるが、大体幕府でも農村人口の問題を積極的にとりあげるようになったのはこの頃からである。それは領主の重税の結果でもあるが、農民生活が困窮で破綻

表11 下八釣村戸口変遷表

年 代	年差	軒数	人口(男・女)	備 考
延享1年 (1744)	30	21軒	人 118 {男55 女63}	牛 1
天明7年 (1787)		21	98 {男45 女53}	牛 4
文化10年 (1813)	29	20	102 {男57 女44}	牛 1
文政10年 (1827)	14	19	82 {男44 女38}	本家16寺 1 借家 1
弘化2年 (1845)	18	18	90 {男43 女47}	同上
安政1年 (1854)	9	18	94 {男47 女47}	同上
万延1年 (1860)	6	17	85 {男42 女43}	本家12寺 1 借家 4 牛 2
元治1年 (1864)	4	16	75 {男39 女36}	本家11寺 1 借家 4
慶応3年 (1867)	3	16	81 {男41 女40}	同上
明治4年 (1871)	4	16	75 {男38 女39}	—

(注) 下八釣区有文書から作成。

し、潰れ百姓があらわれ、農民の離散と田畑の荒廃で、領主の基本的財政の基礎がゆらぎはじめたからである。領主の経済的基盤は農民の貢租にあったから、農村支配を具体的に理解し、社会経済的な側面を正しく把握していくため、どうしても留意せねばならなかったのが農村の人口問題といえる。

近世中期までは幕府の権威も強く、社会の安定と領主の勸農政策で、農村人口は漸増の傾向にあった。八代將軍吉宗が全国的な人口調査をおこなった享保十一年(一七二六)には、およそ二千六百万な

いし三千万人と推定されるが以後全国的には停滞、むしろ減少傾向をたどったことが知られる。「先年より人少之村方ニ而必至困窮之村方(中略)近來出奔人数多出来、人少之上年々人数相減し」(文政十二年「乍恐書附を以退役奉願上候」慈明寺・細川文書)、という事情は、なにも慈明寺村だけの現象ではなく、当時の純農村のたどった道でもあった。

上品寺村の場合、史料にあらわれはじめる享保期を頂点に減少している。宝暦年間急減したのは、宝暦三年(一七五三)飛鳥川の洪水で大きな被害をうけたからであり、天明期にかけて激減したのは、凶作・飢饉のため出奔者が多

かったからである。下八釣村の場合も延享元年を基準に家数、人数ともに約二割、四割減となり、家族員数もいちじるしく減った。当村は香久山西麓の小村（高二六〇石余）であるが、旧郡山領時代二割半無地高増政策によって、困窮への道が始まったといつてよい。天領となり芝村藩預り時代、重租にたいし箱訴訟をおこない多くの犠牲者をだしたのが宝暦年間のことであったから、延享より天明の間、急激に人口の減っているのもそのためであろう。しかも斗代が近隣の私領にくらべて高く、能率のあがらない耕地をかかえるといった事情が横たわっていたのである。

このような人口の停滞・減少は日本全国の帰趨と軌を一にするものであるが、そうした現象は農村生活の困窮に原因があったわけである。農村の疲弊の結果、一定限度以上の人口を包容しうる経済的な余力をもたなかったこと、さらには度重なる全国的な凶荒飢饉が農村を荒廃させたことが大きな原因であった。

産業の発達

農業の発達 近世の基本産業は農業であった。なかでも米・麦を中心とする年貢用の穀物生産が中心であり、畑作に自給用の蔬菜や穀物のほか飽料作物を栽培していた。初期には農民たちも生産や生活に必要なものはほとんど自給する状態であった。

領主としても自給生産を強調し、年々歳々同じ生産規模をくりかえすことを望んでいた。農民としても重税にたえながら生活を豊かにするため、技術を改良し、多角的な経営をあみだし、汗水たらして働き、生産力を高めていった。

元禄期になると全国的に商品農産物の栽培が各地に普及し、名産地が誕生した。もともと本田畑に綿花や菜種^{なたね}・煙草などの栽培を禁じていた。しかし、大和では水田に綿作が普及した。それは寡雨地域のため、すべての水田に稲を

植付けることは困難であったから、カラ毛にして栽培していた。とはいえ、なによりも綿花が商品作物としてなりたち、その栽培が貨幣獲得の主な手段となったからである。

いっぽう主穀や綿花については品種の改良もあったし、いっぽう篤農家の出現も少なくはない。

天保三年（一八三二）葛城川と住吉川にはさまれた萱蘆雑草の繁る地を開いて領主植村伊勢守から褒賞を受けた新堂村庄屋植田吉兵衛（『大和人物志』）や、同じく葛城川の河川跡の湿地帯を開いて今里村（葛下郡）川合方の新田経営をおこなった北八木村の平沼巳三郎らの活躍をみのがすわけにはいかない。

農作物の種類 この地で栽培した作物の種類に関する史料は乏しいが、さいわい明治六年（一八七三）の八木・見瀬両村の「一村限産物調」という記録が残っているので、幕末の状況もほぼ見当づけられるというものである。それによると

米・糯米・麦・小麦・大豆・小豆（赤小豆）・空大豆（○）・粉豆（△）・蚕大豆（△）・大角豆（△）・豌豆・粟・実綿・菜種・胡麻・煙草・藍（△）・茄子・胡瓜・真桑瓜（△）・白瓜・南京瓜（○）・唐茄子・干瓢（○）・牛蒡・大根・水菜（○）・蕪（○）・葱（冬葱）・菜・芋（野芋）・甘藷（△）・蕃薯（△）・唐黍（△）・蜜柑（△）・梅（○）・柿（○）・地黄（△）・牽牛子（△）・牛膠（△）・蓖麻油（△）・百合（△）（△印見瀬村のみ・○印は八木村のみ・無印は両村に生産があるもの）

とある。平坦地と丘陵地の違いはあっても他村の事情もほぼ同様であったといつてよい。水田には主に稲を植付けたが、大いに品種改良の成果を上げている。米は年貢用と飯米になるが、穀物や蔬菜類は自給用であった。換金作物としては、水田に稲と競合させた綿花のほか、畑作としての菜種・煙草・藍などの有用作物および地黄などの薬種があった。薬草類は大和の特産で『大和志』（享保二十一年刊）の高市・十市両郡の土産の項に地黄・当帰・芍薬をあげ、地黄村の地黄は地名を冠するほど上質のものであったという。柿・梅・蜜柑などの果実も生産されたが、蜜柑に関し

表12 下八釣村の稲と綿の作付反別

年 代	反 別												綿作率
	稻 作				綿 作				計				
	町	反	畝	歩	町	反	畝	歩	町	反	畝	歩	%
天保15年 (1844)	8.	2.	1.	075	5.	2.	3.	125	13.	4.	4.	20	39.3
安政 2年 (1855)	9.	2.	0.	21	4.	2.	3.	29	13.	4.	4.	20	31.5
安政 3年 (1856)	8.	9.	7.	16	4.	4.	7.	04	13.	4.	4.	20	33.2
安政 4年 (1857)	8.	9.	2.	04	4.	5.	2.	16	13.	4.	4.	20	33.6
安政 6年 (1859)	9.	0.	0.	0	4.	4.	4.	20	13.	4.	4.	20	33.0
万延 1年 (1860)	9.	1.	2.	10	4.	3.	2.	03	13.	4.	4.	13	32.0
文久 1年 (1861)	8.	8.	8.	23	4.	5.	5.	27	13.	4.	4.	20	33.9
文久 2年 (1862)	9.	4.	0.	27	4.	0.	3.	23	13.	4.	4.	20	30.0
文久 3年 (1863)	9.	5.	5.	22	3.	8.	8.	28	13.	4.	4.	20	28.9
元治 1年 (1864)	9	0.	0.	18	4.	4.	4.	02	13.	4.	4.	20	30.7
慶応 1年 (1865)	9.	3.	7.	03	4.	0.	7.	17	13.	4.	4.	20	30.3
慶応 2年 (1866)	9	8.	1.	12	3.	8.	2.	22	13.	6.	4.	04	28.8
明治 2年 (1869)	10.	1.	7.	08	2.	2.	5.	12	12.	4.	2.	20	18.0

(注) 区有文書から作成。

では、天保三年（一八三二）南妙法寺村ですでに蜜柑山の譲渡に関する記録を残している（天保三年「畑蜜柑山譲り証文之事」吉田文書）。

綿作の普及 橿原市域で幕末にいたるまで稲と綿花の田畑輪換がつづけられたことについて農学者であった大蔵永常は、『綿圃要務』（天保四年刊）のなかで次のようにしている。

同国の国中と唱ふるハ、四方ハ山にて、中ハ至て広くだいらかなる所故、国の真中といへる心にて、斯いふなるべし。此廻りの山に添て（中略）午未申の方ハ戸毛、御所、新庄也。そのめぐりの中ハ一面にたいらかにて、東西五里、南北十里程の間、土よく肥、大小の村々散在せり。此国中より宝暦の時分にハ凡四万駄（惣本を凡四万三駄といふ）作出せしが、今ハ減じたりとぞ。尤此所にてハ土地によりて綿直段大いに高下あり。竹内村と法隆寺と道のり式里程の間にあたりて、今市・今井・足田村といへる凡高三千石程

ハ、貳百四十拾目を壹斤として、百斤に付外の村々より凡銀五六拾目程直段高直なり。同じ国・同じ真土にても、如此直段の高下あり。依て土地に相応・不相応を考へたためして作るべき事也。惣て大和国ハ十ヶ年ならし、田畑とも一年壹反に貳百斤位とるゝといへり（岩波文庫本）。

この綿作は畑ばかりでなく、水田に水を入れず畑として栽培するものである。稲作田と綿作田は相互に入り組んで交錯した状態で栽培するのではなく、数筆乃至数十筆の集団、すなわち条里制の坪（小字）ごとに、いずれかに統一され、隔年ごとに輪換した傾向が強い（浮田典良「奈良盆地における土地利用の歴史地理」）。水利系統の状況により、綿花の作付にはかなり農村の共同体的な規制が強く、自作農民としては水田を分散して所有する必要があった。

もちろん綿作には稲作にくらべ多くの肥料を施す必要があった。自然肥料でなく、油粕・干鰯^{ほじか}といった速効性のある金肥^{かなごえ}を施す必要があった。大和川水運の発達で金肥が得やすく、同時に綿花の販売市場も整っていたことが当地域の綿作が普及した理由である。綿作は豊凶の差がはげしく不安定で、多分に投機的な性格をもっていたが、綿作―綿紡―綿織という社会的分業が成立していたことにもあずかっている。しかし、幕末になると綿質の問題もあり、肥料の高騰など経済的にも有利ではなくなっている。下八釣村の作付状況は表12のとおりである。

菜種・煙草の栽培 菜種は灯油原料として重要な作物であった。油は近世、綿実からも絞られたが、菜種油は綿実油にくらべ、質・量の上からもすぐれていた。

明和三年（一七六〇）幕府は江戸・大坂・京都の灯油を確保する目的で、手作り以外の絞り草（菜種・綿実）をもつて絞油業をおこなうのを禁じた。農民たちが生産した絞り草のすべてを大坂に積登させた。このとき大和の農民たちは、「和州表之儀ハ田畑半分も菜種並綿作候土地ニ而右菜種・綿実等ハ是迄油屋共江最寄に油粕かり請、或は種と替事等も仕、農作取統第一右売払候代銀を以御年貢上納相償候困窮之百姓相続仕来候」（明和三年「乍恐御歎願奉申上候」

上牧町上牧・牧浦文書」と唱え、大がかりな反対運動を展開している。

当市域では、米・麦・綿花・菜種のローテーションで田畑輪換がおこなわれているが、なお具体的な実態は明らかでない。

煙草も各地で栽培された。幕府もその初期から栽培や喫煙について、しばしば禁じている。しかし、思案草ともいわれるように、喫煙の風は、人びとの生活のなかにひとたび浸潤すると、容易に絶ちうるものではなかった。そのため幕府も本田畑以外に栽培することを黙認している。大和では文禄二年（一五九三）宇陀郡稲戸村の薄木依良が肥前国伊万里で栽培法や喫煙法を学び郷土に伝えたのがはじまりだという（『大和人物志』）。

橿原市域の実態は明らかでないが、天明二年（一七八二）東坊城村の「乍恐書附ヲ以奉願上候」（東坊城・村島文書）によると

一当年綿・たばこ（煙草）兩作皆損之大不作ニ付、御收納銀差上申手立少も無之、依之当年之儀者米納斗ニ而御收納可致様ニ（中略）
一たばこ之義、当夏大風ニ付荒作ニ相成、又々旱上之頃雨降キ腐葉ニ相成、大不作ニ而御座候（下略）

とみえ、綿花とならんで煙草は重要な換金作物であったことが知れる。

幕末、元治元年（一八六四）山陵の修理奉行として当地域に派遣された宇都宮藩の松井元儀は、しばらく小房村に寄宿した。そのときの見聞記のなかに

土地の名産にてやまとかすり（大和）と唱、木綿の様なる織物仰山く出来るなり。疋にして金壹分式朱位々三分位迄、煙草も出来承り候處、壹反ニ付能出来る時者金（金）三十兩位ニ相成候趣、畑少くして田斗り、みな田に綿其外畑作仕付、うら毛（麦）と唱、田作の跡に麦其外仕付候、田中ニ井あり、干日（旱）ニ者是を汲、田畑に相用候事（『修陵雜記』宮内庁書陵部所藏）

と記している。さきの綿花や菜種・煙草など、換金作物の栽培が普及したことは、当然これらを集散し、商う在郷商

人が輩出していたことである。

副業 近世を通じて、農産物も商品としての性格をもつようになり、農家の経営法も変ってきた。とうてい純農業だけでは有徳の百姓がでるわけではなく、村むらの庄屋をはじめ主だったものは酒屋や油屋あるいは綿屋・織屋などの製造や販売にさずさわってほしい、その利潤をもとに質屋や三商売（古鉄・古銅・古道具）の株をもって高利貸事業をおこなっていた。

こうした有徳の百姓が村にいる反面、その日ぐらしに近い生活を送る零細な農民もいたわけで、その多くは、わずかな自作田を耕すほか小作地に汗を流し、副業に精を出した。

村むらに残る「明細帳」には次のようにみえる。

- 一 耕作之間、男ハ縄・俵・日傭かせぎ仕候、女ハ青苧かせ・木綿など仕候（享保九年・上品寺村「諸色明細帳」）。
- 一 耕作之間ニハ男ハむしろ・縄・俵、女ハもめん糸・苧・木綿織仕候（寛保四年・新賀村「明細帳」）。
- 一 耕作之間、男縄・たわら野道具仕候、女木綿・苧かせ仕候（宝暦六年・幕府領土橋村「明細帳」）。
- 一 耕作之間、男ハ縄・苧、女ハ木綿・糸かせぎ仕候（宝暦十年・新堂村「明細帳」）。
- 一 農業之間糸拌仕候（文化十年・下八釣村「明細帳」）。
- 一 作間稼方、男縄・苧・俵、女木綿織・糸より（天保十四年・旗本藤堂氏領東坊城村「明細帳」）。
- 一 男女稼、男耕作之間に草履、縄なひ稼仕候、女耕作之間ニ糸稼・木綿織稼仕候（天保十四年・出合村「百姓余業品書帳」）。
- 一 耕作之間、男ハ苧及縄なひ、女ハ木綿織・糸つむぎ仕候（安政七年・萩本村「明細書上ヶ帳」）。

とあるように、農閑期や夜なべの仕事として、男は縄・苧・俵など農業用の生産用具や草履・わらじなどの葉加工をおこなっていた。女は木綿織りや糸つむぎあるいは苧かせに従っていた。

がいて大和で栽培された綿花の多くは、実綿・繰綿として販売されることが多かった。それは綿質が糸口に適さ

なかったからである。最初から綿花栽培と木綿織は結びつかなかった。大蔵永常は「綿圃要務」のなかで、真土がちな土性にその原因をもとめ「大和国の綿、他国にては多く衾衣類などの中入れに用い糸口とする事少く、糸口に多く河内綿・摂津綿を用ふ」といっている。

近世中期、元文元年（一七三〇）大坂に運びこまれた大和の国産品として諸材木、諸紙、木綿、白毛綿、煙草、繰綿をあげている。この木綿、白毛綿は大和国産の綿花を用いたのか河内・摂津の産綿を用いたのかは明らかでない。いずれにしても、婦女子が農閑期や夕なべの仕事として綿織りに従った結果である。享保・元文のころまでは、大和では綿織りよりもむしろ奈良晒布（ぬれし）の生産がひろくおこなわれていた。享保期、年産三〇〇四〇万疋の麻布が農村の家庭的な副業として生産されていた。明細帳にみえる「苧かせ」というのは、この麻布づくりであった。近世中後期になると他国の麻織物の進出におされ、奈良や東山中を除き、当市域の村むらでの麻布づくりは衰退した。

苧かせとの関係があるのは晒屋で、正徳期、和州南方晒屋仲間のなかに甚九郎（田中村）、弥兵衛（今井村）等がいたことが、たまたまもぐりの晒屋源介（箸喰村）、多兵衛（曾我村）の出現で、家職を妨害されたと訴えた記録のあることによってうかがえる（桜井市東田・森本文書）。

この奈良晒に代わって登場するのが糸つむぎや木綿織である。盛んな綿作にささえられ、糸質の悪さにもかかわらず、木綿織を発展させたのは、宝暦年間、御所の人浅田松堂（操）が松阪木綿にならって大和緋を考案し他国でもめてはやされたことによる。ここに大和の産綿は、綿花栽培から布織りにいたるまで一貫した工程をもつにいたるのである。またその後継者たちも製織・染色そのほか器具に改良改善を加え、その商品価値を生みだしたことによる。奈良晒布づくりの伝統的な技術をもっていたことが容易に綿織りへの道を開くことになったのである。そればかりでない。村民たちの生産活動に寄与した人も多い。天保八年（一八三七）南八木村の三浦友七は括り緋を板締緋に改良し、

同九年小房村の柴田嘉六は工夫くふう箴しんを考案、嘉永年間新賀村の井村利平は通称バタバタという織機を考案し普及させた。明治二十年代チョンコ機にとつてかわられるまでは大和緋生産のうえで大いに寄与するところがあった。また石川村に生れた石河正竜（通称・確太郎）は心学舎（正誠舎）に学んだのち、さらに江戸で漢学、長崎で蘭学を学びのち薩摩藩に出仕した。藩主島津斉彬の提唱で洋式紡績に関する研究をつみ、慶応三年（一八六七）鹿児島紡績所の設立に貢献、維新後も卓越した技術をもつて堺紡績所や官立広島紡績所の建設などに寄与した。その間、正竜の奔走で大和の物産や資力を利用して藩財政を打開するため大和高田に国産会所を設けたり、堺紡績糸を大和緋の手織りに試用さすなど郷土の産業育成に尽力するところは少なくなかった。

大和国中いたるところ綿織りは農村に浸透し、明治末期から大正期にいたるまで機音の絶える村はなかったといわれる。

幕末、大和を訪遊した吉田松陰は紡綿（糸つむぎ）の盛んなさまに瞠目した（嘉永六年「癸丑遊歴日録」）し、男も糸を紡いでいると観察している。また松井元儀も大和緋織りに注目している（元治元年「修陵雜記」）。すでに天保期には織屋渡世のものもあらわれ、干切・整経せいけいをおこなったうえ、在方の機子（織子ともいう）に交付して織りあげさせる業者も生まれている。こうした出し機による木綿生産を幕府は禁じたが（天保十四年「御触控帳」雲梯・井上文書）、農家では家計補助の重要な副業であったので、無視した。婦女子の賃織りである。こうして大和緋の生産が盛んになるにつれて藍染紺屋職も繁昌した。

文政二年（一八一九）町屋である八木村に紺屋が一軒、北八木村に同じく四軒もあったが、なにも町屋だけでなく農村にも紺屋はいた。慶応三年（一八六七）幕府領膳夫村に三軒も所在した。その背後に織屋が三軒もあったことと関連しよう（慶応三年「百姓作間稼商内仕候覚」葛本・河合文書）。また、安政四年（一八五七）出合村にも「色染」業者が



安政4年 木綿糸袋仲買組合定

いた（安政四年「余業取調書上帳」天理図書館近世文書）。

ところが幕末のころから尺幅不足のものや正紺しょうこんと称した藍あいを用いない、不正な染料を用いた大和緋を世に送りだしたため明治二十年代にかけてその名声は地に墜ちた。

なお、享保期の事情として、『大和志』（享保二十一年刊）がとりあげた高市郡の製造土産として、八木村の紙衣かみこがあり、淘羅いかり（ざるのこと）は小綱・御坊村で、釜谷・入谷村（いずれも明日香村のうち）とならんで盛んにつくられた。

『西国名所図会』に小綱村の淘羅について「当村はおよそ一村とも籠細工の職を営み店を出だしてあきなひ、また諸方に出でて売るを渡世す。ゆゑ小綱箆籬の名高し」とみえる。

そのほか『大和志』には雲梯村の土塹はうろうくについて、「土塹ホウロウ 雲梯村俗呼フ二炮炉具ト」とみえ、また飛驒村に藁席わらむしろの名をとどめている。

在郷商人の輩出 近世のはじめ幕府は農村での商業に関し、農民が耕作

をすて、商業や賃仕事にたずさわることを原則的に禁じ、違反者を厳しく罰したので、村に商人がいけないのがあたりまえであった。幕末、「当村方ニ油・酢・醬油・味噌之類造出候者共者勿論、商売人疋人も無御座候、百姓乃己之村方ニ御座候」（文政二年「米穀下直ニ付諸色直段引下之儀ニ付取締書上帳」雲梯・井上文書）といった忌部村、「右村方之儀ハ取調候処、小商内並稼職仕候もの疋人も無御座候」（天保十三年「御調ニ付諸色直下ケ取調書上帳」今井・上田文書）といった飛驒・五条野村のような純農村であることがむしろ当然であったのである。

表13 天保13年 幕府領今井組村の諸職諸商表

村名 諸職諸商名	中曾司村	曲川村	忌部村	雲梯村	小泉堂村	川西村	計
大工職	1				1	2	4
紺染職				2	1	1	4
木綿職				3	2		5
瓦焼職				1			1
傘張職						1	1
畳さし職						2	2
水車米搗屋			1	1			2
油				1			1
酒小売・煮売物商		1					1
刻煙草商内	2						2

(注) 天保13年「御調ニ付諸色直下ヶ取調書上ヶ帳」から作成。

しかし、農民が年貢を銀納するため、市場をめあてに生産物を販売することを認めたことは、農村内に農産加工業が生れ、その仲買にあたる農民の商人化を黙認することであった。八木や今井などの町屋は当然のことながら農村内での商品流通は活発になっている。

農民の生産活動に欠くことのできない鍛冶屋・桶屋・紺屋のほか綿打屋などの職人はもとより、酒・油・醬油をはじめ日常生活に必要な商品を取扱う小商人も生まれている。封建政治のたてまえからいえば、農村の存立をおびやかす商業的な要素が発達することは好ましいものではなかった。そこで領主としても商人を町に集め、厳重な統制のもとにその営業を許し、必需品だけを農村に供給させたのであるが、商品生産の発展は在郷商人を輩出させることになった。

いま天保十三年（一八四二）の幕府領今井町組の村むらの諸職諸商にたずさわるものの一覧表をつくると表13のとおりである。

また、同年の旗本神保氏領土橋村の余業事情を「御

表14 天保14年 土橋村人別家業取調一覧表

名	請 高 石斗升合勺	作付反別 町反畝歩	内預ヶ作 石斗升合勺	出 作 高 石斗升合勺	家 族 数 (自奉公人 下男下女)	副業(稼)	備 考
伊 兵 衛	44.5.9.1.7	3.0.0.145	7.3.4.5.2	4.4.4.4	16 6 2	焼酎たき・質屋	庄屋
平 次 郎	16.0.5.4.8	1.0.5.2245		1.3.2	7 1 1		年寄
喜 八 郎	11.2.6.8.5	1.4.0.081	1.6.4.1		5 1		年寄
甚 兵 衛	24.9.0.2	1.7.3.091		4.3	7 1 1		
茂右衛門	13.8.7.2	1.0.0.1275			5 1	白米小売	
甚 三 郎	19.3.5.3	1.2.7.135			6 1	酒小売・紀州熊野木綿商内	
平 兵 衛	24.6.1.6.5	1.7.0.0715			5		
吉 五 郎	6.2.5.7	0.4.3.09		2.2	3		
要 治 郎	16.1.1.8	1.0.6.1375		0.5.3.6	8 1		庄屋屋敷預り
庄 三 郎	15.1.8.9	0.9.8.081			5		
治 兵 衛	14.4.2.5.3	0.9.2.0264			7	綿 打 職	
善 三 郎	9.6.8.6.6	0.6.7.2215			7	紺屋職・木綿商内	
善 五 郎	11.5.7.7	0.8.2.24		0.2.8.1.8	4		
郷右衛門	12.1.9.1.1	0.7.7.09			4	娶取嫁取之節役銭貰	兄善太郎に耕作依頼(借家)
滝 之 市	14.2.7.1.6	0.9.6.0514	14.2.7.1.6		1		
与 平 次	7.3.5.5	0.4.9.1015			6		又三郎に耕作依頼
ゆ き	4.5.9.9	0.3.3.09			1		
ゆ く	6.3.4.4	0.4.2.16	6.3.4.4		2		
弥 助	4.4.9.4	0.3.0.26			6	京都へ荷物飛脚、荷馬遣	
武 兵 衛	4.5.9.3	0.2.9.01			2 (1)	日 雇 働	
源 三 郎	5.4.8.8	0.3.4.013			3	日 雇 働	
利 兵 衛	3.6.1.4	0.2.4.02			3	日 雇 働	
武 八	5.9.6.0.5	0.3.8.15			6 (2)	日 雇 働	
又 三 郎	5.2.4.0	0.3.4.04			4		
寅 吉	1.9.1.9	0.1.8.025	1.9.1.9		2	奉 行	伊兵衛に耕作依頼
ふ て	0.7.5.2	0.0.4.26	0.7.5.2		1	奉 行	治兵衛に耕作依頼
源 助	0.9.4.5	0.0.8.22			3	奉 行	
宇 兵 衛	3.0.4.4	0.2.6.115			6	大工職・綿打職	
伊 八	0.4.6.8	0.0.3.27			3	土日はま入職	
孫 助	0.6.0.0	0.0.6.0			7 (1) (1)	肝煎日雇働	(借家)
清 治 郎	—	—			2	たばと貸切 たばと小売	
ゆ 理	—	—			1	糸 稼	(借家)
惣 兵 衛	—	—			3 (2)	日 雇 働	(借家)
さ と	—	—			1		親類へ寄留
弥 八 郎	—	—			7 (1)	三 商 売	(借家) (〃)

近世中・後期の橿原地域

二八〇

(注)「人別家業取調帳」(山崎文書)から作成。

() 内は出奉公人数

表15 近世各村高持・無高百姓数比較表

村名	高 持	無 高	史 料
上品寺村	37	21	享保9年 明細帳
忌部村	19 (内医師1)	2	文化13年 宗門改帳
出合村	23	2	文政5年 家数人別惣寄帳
下八釣村	本家 16	小屋住居 2	文政10年 家数人別惣寄帳
土橋村 (神保領)	31 (借家10)	5	天保14年 明細帳
坊城村 (藤堂領)	32	1	天保8年 宗門人別改帳
坊城村 (出垣内)	24	3	弘化3年 宗門人別改帳
見瀬村	本家 126	借家 65	慶応3年 宗門改人別寄帳
慈明寺村	家持 22	借家 4	明治5年 11大区7小区戸籍帳

の本百姓と水吞百姓という区別がはっきりしてくるのは、封建支配のしくみが整ったところからのことである。本百姓と水吞百姓の比率は村の事情でちがっている。表15は一例である。上品寺村のように三七対二一（享保九年）というのは特別で、一般に純農村の場合、隷属農民は少なかったといえる。

地頭様江村方株札諸人並商売人諸職人書上ヶ覚書」（土橋・山崎文書）にみることができる。これを同領の「人別家業取調帳」（同上文書）に付記して表示すると表14のとおりである。

農民生活の発展 江戸時代の一般農民は、検地帳に登録され

た本百姓と、登録されなかった水吞百姓から構成されていた。本百姓は別に帳づけ百姓とも高持百姓ともいう。高とは検地帳や高帳に記された生産収量のこと、したがって高持とは検地帳に高および名を登録された百姓のことであり、村内に田畑、居屋敷を所有し、村に課される年貢を分担した。この高持百姓のなから村役人も選ばれたし、入会の用益権や宮座、祭祀に参加する権利をもっていた。水吞百姓は、帳はずれの百姓で無高ともいい、村内に田畑や居屋敷をもたない小作人のことで、貢租の義務がないかわり用水や入会利用の権利がなかった。これら水吞百姓は帳はずれ百姓の後裔であり、また農業経営の失敗などにより、年貢の上納に窮したあぐく本百姓から転落したものも含まれている。こ

いちがいには高持百姓といっても、その土地の所有差は検地らしい近世を通じて種々変遷をみている。醍醐村の土地所有高の変遷を名寄帳を通じて表示すると表16のとおりである。

五石未満のものは実質的には水呑百姓に等しく、その日の生計にもこと欠く貧農層であった。史料の制約でこの村の幕末の様相は不明であるが、このような層が増加したと思われる。初期の階層分化のうちには、中世のそれが近世に入って固定したと考えられるが、後期のものは経済発展のなかから必然的に発生したものが多し。領主としても、本百姓身分を固定することが必要なことであつたから、田畑の売買を禁止、分地制限令を発して自営農を維持するとともに、出稼ぎ奉公の禁止、人返しなどの策を折にふれておこなつたが効果は少なかった。これらは単なる空文でな

表16 醍醐村土地所有変遷表

年代 持高	寛文5年 (1665)	正徳1年 (1711)	享保13年 (1728)
100石以上	—	1	1
50 "	3	1	1
30 "	3	1	1
20 "	3	—	2
15 "	2	3	1
10 "	6	5	12 (1)
8 "	4 (1)	2	5 (1)
5 "	7	13 (3)	5 (3)
3 "	3	3	9 (3)
1 "	13 (4)	26 (18)	21 (14)
1石以下	18 (2)	8 (4)	9 (4)
計	62 (7)	63 (25)	67 (26)

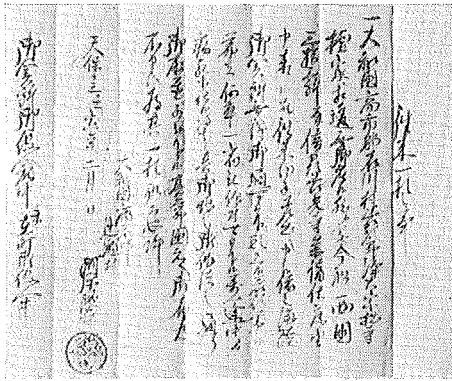
(注) () 内は他町村の土地所有者数
醍醐・平井文書から作成。

く時にふれ、所に応じて強制されたが、階層の分化はますます進んだ。その原因は商品経済が農村に侵入し、農業そのものが初期にくらべよほど変質したからである。この表にうかがえるような五十石以上の田地を所有したものは、掛屋などの金融業にたずさわりながら、領主層と関係を保ったものが多い。その反面、村内で零細化したものの存在をしめすし、近郷の八木、北八木、今井などの富商の手に耕地がわたることの少なかつたことがわかる。こうして耕地を集積した富豪たちは小作料と貢租の

差によって利を収めつつ、資本を蓄え、醸造業や金融業を興すものがでてきた。

一方重い小作料や年貢に悩む貧農層は、米をつくりながら、ほとんど口に出来ず、麦・稗・粟・大豆などの雑穀をもって、家族が生きていくのが精一っぱいであった。けれども生活を少しでも豊かにしようと、夜なべ仕事や農閑期の副業にとめたのである。このころになると各地に特産物が生まれたわけである。

幕末の動向 さきにもみたことであるが、織屋によるマニファクチャー的な木綿稼ぎを幕府は禁じた。それは農民が木綿織にしたがい、農業をおろそかにし、年貢の滞るようになるのをおそれ、そのような商品生産に制限をくわえたものである。しかし、農民としてはこのような副業をせねば生計が立たないし、年貢の未進が増えるとい



天保13年 往来手形

うものであるが、これは領主にとってはゆゆしい問題であった。そこで領主は農民が生活に困るのは身持ちが悪く、生活がぜいたくだという風に解釈し、上からの新生活運動（倹約取締）をおしつけるようになった。しかし、農民たち自身においても「村ぎめ」として正月の祝餅を余計に搗かず、飾りも軽くしよう、鼈甲^{べっこう}、櫛^{くし}、かんざしはやめよう、三月・五月節句の飴^{かき}り、幟^{のぼり}をやめ、中元も軽くしよう、秋祭には親類以外を招かず、魚も料理に使わない、結婚披露を簡素にし振舞料を倹約し村入用の足銀にしよう、伊勢詣のさかむかえ、留守見舞、あるいは不幸どきの悔人への酒は廃止しようといったことを、つのりくる貧窮に対処するため申合せた場合が多い。このような倹約をせねばならない原因は度重なる凶作にもあったが、窮乏の根本は重税にあったから、倹約だけで農民の苦境が救われるも

のではなかった。封建社会のつくかぎり豪農をのぞいて一般の農民たちはくつろぎをうることはできなかった。

しかしそうはいっても、がんじがらめの制約にしばられ、全くの享楽や自由がなかったのではない。ときには村むらで勧進相撲や歌舞伎芝居、操人形芝居などの興行があつて法楽の日を送ることもできた。また信仰ともいい、娯楽ともいえる順礼遊行もおこなわれた。生れ故郷からほとんど外にでる機会のなかった農民にとっては大きな楽しみであり、一生の思い出になった。常日頃信仰する伊勢や金毘羅・愛宕へ参詣を志し、単独もしくは数人の連れだちで出發した。その費用は、このために講を組み、講田を講仲間で耕して捻出した。旅すれば各地の人情、風俗にも接し、また農業技術や品種を見学する機会にもなっている。しかし旅行には面倒な手続きを要した。出村の許可のこともあったが、関所を安全に通過するためには往来手形が必要であつた。一例をしめすとつぎのようで、行楽とはいいいながら途中病魔にとりつかれたときの処置なども認められ、悲壮な一面があつたといえよう。

往来手形一札之事

当村百姓次良吉

年五十四

同人 妻て津

年五十五

同人 女子いと

年 三

三 人

右之もの共心願御座候ニ付、今般四国順拜仕候間、諸国御改所無滞御通被見過可被下候、行暮候節者一宿之儀奉願上候、途中において病氣ニ取逢又ハ病死致候ハ、此方へ御引合ニ及不申候間、其所之御作法通り御取置可被成下候、尤宗旨ハ代々浄土真宗ニ而、同国高市郡奥田村善教寺旦那ニ紛無御座候ニ付、手形之儀者別紙相添申候、依之往来手形如件、

植村出羽守殿御預所

和州高市郡雲梯村

庄屋伊右衛門[㊦]

弘化五申二月

諸国村々

御改所御役人衆中

(雲梯・井上文書)

このような信仰面だけでなく、商品生産の発展はかれらの生活舞台を大いに拡げた。作間稼ぎの製品を町場へ運ぶ機会が多くなり、なかには旗本神保氏領土橋村の農民のように熊野方面にまで木綿行商で足をのばしたものもいる。

文人墨客の来往

外にでるばかりではなく穴虫・関屋・竹之内峠を越えて河内方面からあるいは伊勢・伊賀路から大和の史跡めぐりに来るものも多かった。

ちよつと数えただけでもかなりの数にのぼる。古くは、貞享・元禄期には松尾芭蕉(野ざらし紀行・笈の小文)、貝原益軒(和州巡覽記)らが、後期になると本居宣長(菅笠日記)・本居太平(餌袋日記・己未紀行)・荒木田久老(大和河内路の記)・上田秋成(岩橋の記)・屋代弘賢(道の幸)のほか松田真兄(夢のしおり)・津川長道(卯花日記)・安田相郎(大和巡日記)・川路聖謨(寧府紀事)・吉田松陰(癸丑遊歴日録)・伴林光平(吉野の道の記)・谷森善臣(蘭笠のしづく)などがある。

このうち賀茂社の神官松田真兄は文政二年(一八一九)二上山を越え、二月二十五日曾我村の光専寺に寄宿、伯周法師の世話になりながら吉野に桜花をめで、また飛鳥・初瀬・三輪方面の史蹟をめぐっている。文政十二年(一八二九)、大坂の人津川長道は今井村の親族をたより、ここを定宿に大和の山陵調査をころざし、遠く吉野にも足を伸ばした。

また当地を東する伊勢詣の群衆もふえてきた。明和八年(一七七二)、文政十三年(天保元年・一八三〇)、当地域を通

過するおかげまいりの集団に各地沿道では施行（せんぎょう）にあけくれた。こうして郷土と他の町村とのつながりがいちだんと深められ、農民の眼も社会に向ってひらかれるようになった。ことに幕末八木の谷三山に教えを乞うたもの、あるいは石川村の心学塾に学んだものたちのなかにはよりよき社会を形成しようと勉強したものが多い。また在郷の家塾で教育をうけて自らを高めようという意欲をもやすものもあらわれてきた。

とにかく苦しい生活の現状を打破して、住みよい時代を望むのは、人間の本性である。一揆のように積極的な行動に出ることもあるが、一方人々の不安な心は、一寸した天然現象にも何かの意味をもとめて一喜一憂した。「荒蒔年代記」（『大理市史』史料集）は、これらの風説をよく記入しているが、ことに暴発的な狂態となったのは「おかげまいり」の流行である。大和の「おかげまいり」は明和年間に始まるという。ある日幕末世上悪化の時、近畿各地にお伊勢様のお被い札や金子が降った。人びとは世直しの神の御託宣とうけとって、これより群衆は伊勢へ伊勢へと押し出していった。街道・宿場はこのためにあふれ、大混乱をきたした。迷信・狂信とはいえ新しい世を求める民衆の心情はまことに切なるものがあつた。

こうして幕末の国内経済の行きづまり、黒船の来航、政情の混乱、生活苦などによって、都市といわず農村といわず、この波瀾の中に捲きこまれ、やがて新しい時代がせまりつつあつたのである。

（広 吉 寿 彦）

山 論 と 水 論

大和三山について 大和三山といっても本項では近世における三山と周辺村方との関係について紹介することにした。

耳無山 耳成山の史料はすべて一件文書であるといってもよく、かつ木原（平田家文書）のものであるので、六

カ村側（後述）の主張を中心とするよりはかない点あらかじめ含んでおく必要がある。

近世文書による限りすべて「耳無山」と記されているが、別名として「天神山」ともいわれた。

さて耳無山となんらかの関係をもつ村として七カ村―木原・山之坊・常盤・石原田・新賀・北八木・葛本―が一応あげられる。このうち木原・山之坊は耳無山と同山天神（氏子関係）とに関係を有し、他の五カ村は同山天神の氏子という関係をもっていた。このうち山之坊と他の六カ村は近世のほとんどを通じて耳無山および同山山論と関係して同山天神を相争ったと考えてよい。もっとも古いものとしては慶安四年（一六五二）六カ村が山之坊を南都奉行に訴えた一件がある。これは一件という程のものではなかったかも知れないが、右関係文書（平田家文書）によると山之坊村民が耳無山の「神木」（立木）を「きりあらず」ので「天神のかざり」もない有様になったことを訴えたものである。もっとも同山の立木を「伐り荒し」たのは山之坊村民に限ったことではなく、享保十一年（一七二六）の「定書之事」（天理図書館所蔵文書）は郷内六カ村間でとりきめられたものであるが、それによると「天神宮境内立木」が「おびただしく」「伐り荒され」ているのを取締るため、立木はもちろん、枝葉といえどもこれを盗伐した場合、その者が郷内のものではあれば「身上一式取上郷内江差出」すべしというきびしい規定を取決めている。近世においては山野は農民にとって肥料（緑肥）採取源であったし、また薪、芝など燃料のそれでもあった。ところが近世に入って一層開墾がすすみ、山野が次第に狭くなるとともに山論が元禄前後を中心に頻発した。耳無山山論は天和二年（一六八二）より本格化し、元禄をへて宝永にいたって一応落着いたと考えられるが、その根本にはやはりその用益の問題があった。ここで天和に始まる耳無山山論についての概略を紹介しよう。

天和二年（月日不明）木原より山之坊を京都奉行に訴えた訴状（平田家文書）によると、耳無山天神は七カ村の氏神



耳成山全景

であるが、耳無山は木原領であるので、はじめは下草であろうとも他村の者には一切刈らせず、また入山も認めなかった。ところが山之坊という者が天神の「別当」をつとめたことがあるが、彼は「耳無山之巽之麓」に田地を所持していた。別当であるという理由で「田地の上に有之下草」はこれを刈ることを認めた。これが例となり以後「木原領字畠田之池字弓場之脇」という田地までの間百八十間余は「山之坊村領指組居申ニ付上江通之分下草山之坊村江からせ」るようになった。ところがたまたま（天和元年）木原村領野道の橋が破損したので、「木原村支配所字畠田之池のこなたの立木」を一本伐ったところ、山之坊村民が多勢でもってその木を奪い取った。あとになって交渉したけれども「あの方（山之坊村）の山林と新義」を申しかける有様であった。そのほか「耳無山之北原ニ御検地請之荒場」があるが、この荒場を山之坊村民が「打開」しているの、木原より「つまみ年貢」を出すか、さもなくば「新開起候義無用」と交渉したところ、ききいれられなかった。以上二点について訴え出た。一方常盤など五カ村は耳無山天神は七カ村の氏神であるので（「耳無山」）東之半分ハ天神山ニ紛無御座候御詮議之上前々之通ニ被為仰付被下候」ように五カ村独自の立場に立ちながら、天和二年五月京都奉行所に申し出た。

以上の訴訟側の言分に対して山之坊のそれは関係文書がないので明らかにとはいえない。事の結果をしめす裁訴状（写）（平田家文書）によると、「山之坊村申通り耳無山之義峯々西ハ木原村支配東ハ山坊支配ニ而南ニハ境目之立石、

峯ニハ堀切北ニハ山尾崎くぼミ堀切有之候（中略）且又天神山之義南東方ニ貳千坪程可附置候」と裁決され、山之坊側の勝訴に終っている。さて関係絵図写（天理図書館所蔵）には裏書として「（前略）少も申分無御座候」と木原・山之坊両村庄屋年寄が署名しているけれども、実質的に問題は大きくその後に残される形となった。

こうしたなかで元禄十五年（一七〇二）八月二十三日夜、耳無山天神が焼亡するという不測の事態が起こった。この天神造営と絡んで以後山論は天神を軸として山之坊とほか六力村との間に複雑な経緯をみせながら展開された。

山之坊が元禄十六年十二月南都奉行に訴えた訴状写（平田家文書）によると、「山之坊村鎮守天神宮」が去秋焼亡したので、「宮本」である山之坊より「寄郷六力村」へ呼びかけて天神造営の相談をしたところ、寄郷六力村より「山之坊村宮本ヲ寄郷六力村へ以後廻り持ニ可仕」など「非道」を申しかけたので去る十月九日（元禄十五年カ）訴えたところ、六力村をも召出され詮議の結果「郷中寄合相談之通営相立候様」に仰せつけられた。「上遷宮」については神主である山之坊の又四郎が勤めるようになっていたところ、六力村より又四郎には上遷宮をさせないで「銘々村方神主」にさせるべきであると主張しているので、山之坊としては迷惑していると訴えた。

これに対して六力村側は「山之坊ハ七ヶ村氏神天神宮を山之坊壺ヶ村之鎮守ニ而山之坊ハ宮本」である旨主張しているけれども、これは偽りである。去る十月十二日には「宮本之義ハ何之村共究無之七ヶ村之氏神ニ而候へハ七力村として天神之造営」を行なうよう命ぜられただけであり、また実際に七力村で造営した。又上遷宮については「七力村として阿闍梨ヲ雇上遷宮可仕」と「評定」されたのに、山之坊は安兵衛（又四郎の前名）にのみ取持させるといっているのですのわけを尋ねたところ、安兵衛は神主であるからだといっているが、ほか村にも神主はおり、「郷中惣神主」というものはないのであるから、安兵衛にのみ上遷宮を行なわせるわけにはいかないとして対立した。

この論争は山之坊以外の村方にも神主はいるとしても、上遷宮をつとめる旨申出ているのは長四郎のみであるから

此度の上遷宮は彼に勤めさせ、入用費などは古来之通り郷内より賄うように裁決され、山之坊に有利に展開した。こうしたなかで山之坊は壹村で耳無山天神を支配する態度を強化したので、事態は引続き南郡奉行を中において紛糾したが、結論として山之坊が偽りを申したことが認められ「一札」をとられる形で一応落着いた。ところがその一札に「耳無山天神ニ新規ニ二十五日之縁日を定 天満宮と御神霊を遷替上遷宮を仕」る旨のことが記載されていたことによって、争いは「耳無山天神御神号出入」として京都の「吉田様」に六カ村より持ちこまれ、以来紆余曲折の紛争が続けられた。一時は又四郎が吉田家より天満宮神主の「御裁許状」をえて耳無山天神を天満宮として支配し、精進供をするという一幕もあったけれども、終局的には「耳無山天神ハ式内之社耳無山口神社と申」すことが認められ、六カ村側の主張が通った（宝永二年八月二十三日）。

この一件で吉田家がもっとも警戒したのは、背後に山論が潜んでいる点であった。そのためこの一件は紛糾もした。

さて、一面宝永元年（一七〇四）五月十一日木原村領耳無山荒場を山之坊村民が開墾し、拡大しつつあるとして京都奉行に訴えた（この荒場一件は天和の裁決ではとり上げられなかった）。このことと関連して五カ村も山之坊を訴えた。この出入については京都奉行は二人の検使を論山に派遣し、現地調査をも行なうというもので、天和の場合と違って徹底したものであった。この出入については宝永五年三月附の裁許状写（平田家文書）が残されている。それによると、山年貢は木原が納めていること。山麓の荒場は木原村検地帳に登録されていることはともにその通りであるので、天神境内のほかは木原村が「進退」すべきこと、したがって論山のうち山之坊より開発した畑は不残潰すべきである。天神の境内は天和二年京都奉行前田安芸守より申付けられたように四〇間とし、傍示を築くこと、右境内のほかは六カ村が立てた傍示のうちについては立木は七カ村としてこれを守り、天神修造の節立会の下にこれを伐っても

よいなどである。すなわち天和二年の山論で木原の主張したことが、ここではほぼ認められることとなり、山論はようやく一段落した。

さて、今日なおいわれている「山は山之坊木は木原」という言葉があるが、宝永以降の山論については文書が現存していないのであきらかにしがたい。また木原村領の飛地が山之坊領と交換された件についても同様未詳である。

峯山 今日一般には畝傍山と呼び習わされているが、近世においては「峯山」と記されていた。今日までに見ることのできた文書として「旗本神保領記録写」(土橋・山崎家文書)がある。もっとも領主支配に関連して引用されている程度のものであるが、関係部分を紹介しておくと、

(前略) 既ニ峯山も麓五カ村百姓持又ハ寺院方ニ所持致罷在候処理不尽之御捌ニ而御取上ケ被成(中略) 右百姓持之山林取上被成候故落葉ハ勝手次第かき候処中奥平同峯山者禁足ニ言付猥ニ山江出入致候迄御留被成候事(後略)

右によると峯山はもと農民持(村共有力)や寺院持の山であり、落葉など自由に採取し、肥料としていたことが知られる。それがいつのころか年次未詳であるが、おそらく領主(主膳元茂力)より考えて元禄のころ、神保氏の取上げるところとなり、明治維新にいたった。なお『大和国郷帳』によると右五カ村は山本・吉田・大谷・慈明寺・池尻と考えられるが、このほかに畝火・大窪も関係を有していたと考えられる。その関係は時代によって変遷があったようであるが、明確にはなしがたい。

香久山 近世の文書によると「香久山」と記されている。文書といっても引用されている程度のもので、皆無といってもよい。西山山論文書(膳夫区有文書)には「南山村小物成場検地帳字香久山池田山西山東谷総名草山与申候由永伝候」と記され香久山は池田山、西山などとともに草山と呼ばれることがあったようである。この場合の草山というのはやはり緑肥源を意味していると考えてよい。なお、香久山については「指山」(南浦・上田家文書)とも記さ

れ、また「天指山」あるいは「天降山」(『磯城郡誌』四六一頁)とも記されているので、そのようにも書き、従って呼ばれたようである。

以上三山と周辺村方との関係を概観してみたが、農業経営と密接な関連を有しており、その為に山論が起る場合もあったことがわかった。しかし一般の山野のごとく薪芝草の採取源としてのみ考えられていたのかというと、そうではない。耳無山については「耳無山ハ和州名山ニ而(後略)」(平田家文書)と記されているところよりすれば、やはり特別の山と考えられていたことはまちがいないことであろう。明治以後「御料地」となった。

(朝倉 弘)

水の利用と争い

一般に水田農業にあつては、用水確保の難易が、直接農業生産全体を支配するとともに、それが一方で、農村の社会的関係にも大きな影響をおよぼしている。ことに河川灌漑に依存することのできない大和平野の水田農業においては、これがため、主として溜池による灌漑にまたなければならなかった。それゆえ用水不足を補うための溜池造成は、大和の農民にとって、いわば死活の大事であり、したがって、長い年時をかけて、農民共同の力により数多くの溜池が築かれたのである。かくて溜池は後年の調べによると、その数は優に一万個以上に達し、「水田面積四町弱ニ対シ一個ノ溜池ヲ有スル」といわれた程である(明治三十六～三十九年の大和川流域水利調査)。このような稲作のための用水確保の努力の陰には、また幾多の深刻な水争いが展開されていたのでもある。

たとえば宝暦二年(一七五二)五月九日には雲梯村(後に新堂村も加入)と曲川村との間に次のような紛争がおこっている。

この水論は、同日、雲梯村領字八反田井手に、曲川村より二度にわたって多数のものが(最初は一〇〇人、二回目は三〇〇人)押寄せ、通井の小上カ戸を打落して「用水落し取」り、水番の雲梯村百姓二人を打擲したことに端を発す

る。雲梯村は、直ちに芝村役所にこの旨を報告するとともに、同月十一日には、南都奉行所へ出訴し、これに對して、曲川村は、雲梯村・新堂村を相手とし、逆に京都奉行所へ出訴した。両者のこの争いの仲介には京都奉行所の意を体して奥田村の徳兵衛があつたが、それも不調に終り、法廷における斗争は必然的に複雑な経緯をたどつて三年近い歳月をかけ、ようやくにして宝暦五年（一七五五）三月二十五日、京都奉行所の裁断により結審となる。

その「裁判書」によると、最大の争点であつた下井筋用水に關しては、「雲梯村へ用水入仕廻候上、新堂村曲川村用水ニ引可申候、尤噴水之時分、重坂川通り下井井手口堰上ケ候儀者、雲梯村江申談……土俵人足等差出」すこととし、柳田井については、「樋杭木等新堂村御普請所ニ候得者、新堂村養水ニ用ひ、猶又仕来之通新堂村江申達候而、曲川村江貰ひ可申」候と裁決し、その末尾に、「田地養水之儀者耕作第一にて百姓相互之事ニ候間、無別心申請、此度出入ニ取結ひ候意地を捨、上下郷共無腹藏、田地相統肝要之事ニ候」と、当事者双方をかたくいませめている。

なお下井用水については、明和四年（一七六七）にも争論が再燃しているが、この時の裁断通り和談落着している（「字下井諸古文書物留帳」雲梯・井上伊重郎家文書）。

また、明和八年（一七七二）には、小網村が、新に溜池を掘つたため、地黄村より、「田地用水の差障リニ相成」るとして争論、出訴するに至つたが、同年七月二十七日、両者対決の上、取喰人の仲介もあつて、翌年二月二十一日つぎのような条件で示談が成立している。

(一)飛鳥川筋字春日用水伏樋から新溜池へ「五月節より八月下旬迄急水」は一切いれてはならない。但し俄雨で「急水下り候節、当村（地黄）領内用水行届キ相済候上ハ、互ニ申合水差下シ、川下用水差支」のないようにすること。

(二)飛鳥川筋満水あるいは、雨降り続きのために、用水相当余れば、双方難渋しないよう申合せて、「新溜池江水込」みすること。

〔三〕春日用水樋伏替の節には、「先規之通丸、瓦樋少々樋前者板、樋共差置」き、前日にその旨を通報すること。

この条項は、寛政三年（一七九二）二月、さらに両村の間において再確認されている。

これとほぼ同じような事例として、妙法寺村では、「用水難行届キ折々旱損」するを防ぐため、「字出合への新溜池」を掘ることを計画して、天明四年（一七八四）十二月一日に、地黄村に対し、新溜池には、①「五月節より八月下旬迄一切急水」はしない。②雨降り続き、または俄雨で、「養水右相当流水」があれば引入れ、「川下養水差支」のないようにする旨の「一札」を庄屋、年寄、百姓代連印で差入れ、これが容認方を申出ている。

一方、翌五年三月十八日、曾我村に対しこの「出合新溜池水込新通井」を「余内米三石九斗」を年々納入する条件で同村領字林之内に設けるべく折衝し、曾我村光専寺泊淳僧らの斡旋で、和談がととのった（地黄・長村家文書）。

同じこの天明五年には、上品寺・新口・豊田の三カ村が、飛鳥川筋用水に関して、地黄村と争っている。この論点は、地黄村用水樋は、前記三カ村の川上にあり、この年の夏「地黄村用水樋砂関場所」に、新に多数の杭木を打ち、かつ土俵を多く積み上げて、「地黄村江斗用水引取候ニ付、右三カ村へ水下り不申、用水差支」となったというにあったが、その結果は、同年九月十四日、地黄村が、「今後新規不仕先規守用水相互ニ差支」ないようにする旨を申立てそれで落着を見ている。

また、寛政元年（一七八九）八月には、豊田村より、地黄村を相手として、出合用水樋および通井溝に関して提訴していたが、三年を経て八月中村の基太郎、五井村の彦助両人の仲介により、つぎのような条件でもって、和談内済する。

地黄村領字出合堤の高さ八尺五寸、但し樋川表内法尺四方、樋尻老間の堀留メがあり、用水入用の節には、地黄村から豊田村へ図って、豊田村領に水が行届いたならば、前記の堀留を取明け堰を懸けて、地黄村領に水を入れたのち

堀留・樋口・堰などを元の通りにする。

このような水利権に関する紛争は、限られた史料の中の一部の事例にすぎないが、これらを通してみられるように水論は、きわめて複雑であり、その取扱い、またいたって慎重である。

裁定にあたっては、直接公権力による審判と、間接的に公権力を背景とした第三者たるいわゆる「取唆人」（とりあつかい）または「世話人」という、半ば自主的な解決による場合との二つの態様がみられるが、いずれにしても、一たび決定された利権は、以後長く村落相互の水利関係を強く規制するとともに、他方村落内部における配水慣行も一定の秩序のもとに、固定化していた。

たとえば和田池の用水利用について、寛文十三年（一六七三）和田村他関係村々（池郷）の間に制定された「和田池法度」は、その後享保十八年（一七三三）、宝暦四年（一七五四）、文化十四年（一八一四）に、それぞれ池郷村々の庄屋年寄によって確認継承されているが、この法度では、池郷水掛り、高百石について二刻の割合で、和田村を最初として以下順次各村に対する配水の時間規制がなされており、所定の時間配水中に、盗水したならば、その村の庄屋・年寄が吟味した上で、過米として三斗を取りたて、池郷へ納入するという罰則規定を定めている。

あるいは、水論には、当然多額の経費を必要とした。たとえば前掲の雲梯・新堂村対曲川村の場合、論所の絵図作製にかかる費用として、銀八百三拾八匁を、宝暦四年十二月十日、京都の絵師本野長兵衛へ支払っている。

もちろんこのほかに、争訟担当者たる村役人の旅費、論所見分のため来村した役人に対する接待費などの支出があり、しかもこれらは、すべて当該村落の高割で直接農民の負担となるものである。

聞書によると、木ノ本・下八釣両村対小山村の水論の場合、その経費多額なりしをもって、論争の川を百貫、川といったという。

以上要するに水論は、稲作農民にとっては、双方それぞれ事の正非は別にして、自衛上の余儀なき手段にして引起されるのであり、そこには、当然に争訟上の経費はもちろん不断の灌漑施設の維持改善、余内米の負担など、農家経済にしめるいわゆる水利費の高率にたえながらも、用水確保の努力をはらわなければならなかった。いわば、たえざる水とのたたかいが、この時代におけるこの地方農民に課された宿命でもあったのである。

(小野恵美男)

近世の文化

文治政策の進展 多年の戦乱に明けくれた国内も江戸時代の初期に至って武力統一がなり、封建的政治制度も整い、産業も漸次発達し、交通も頻繁となり、社会全般に亘って近世的体制が完成すると、国内はもはや単なる武力を背景とする政策のみでは、統治しえなくなってきた。すなわち、この封建領主支配を合理化するためには、これに應ずるだけの理論の普及が必要であり、幕府は朱子学を中心にした儒教を背景として、幕府ならびに大名・家臣団、さらに公家へも法度・法令をしき、武道とともに学問の尊ぶべき所以を説いた。

かくて寛文・延宝時代を中心として、幕藩体制は安定し、その経済的基礎もまた充実したため、文治主義の政策を積極的におし進めることが可能となった。これは四代將軍家綱の晩年における大老酒井忠清の施政に、もっとも明瞭に現れているが、さらに元禄の政治に至って本格化し、新井白石等の推進する八代吉宗の『享保の治』に至って最高潮に達した。このような文教の奨励は、封建的秩序を維持する上にも、重要な意義をもつものであったが、このため全国各地の藩には藩校ができ、庶民教育も都市の町人勢力の増大化にともなって進歩し、この影響は漸次、在郷の地にもおよんだのである。



谷 三 山

大和における藩校は、芝村藩が元禄九年（一六九六）に戒重の地に「遷喬館」を造ったのが最も古く、郡山藩には江戸中期に熊沢蕃山が来て、八年間教学に当たったことがあり、荻生金石も杖を留めている。同藩は享保九年（一七二四）に「総稽古所」を設立、田原本領では天保二年、高取藩は更におくれて、明治初年に「明倫館」を創立している。郡山・高取は城下町であっただけに、著名な学者も輩出し、他国からも出入りしているが、これらを始めとし、いずれの城下町・陣屋所在地も、次第に学問的文化的雰囲気が作られつつあった。

かくて学問文芸は興り、中期以後は国学の成立があつて、国書・神典にのっとり、古道の闡明を期し、それへの復帰を標榜した一種の思想運動となり、これらは幕末に至つて純然たる国家主義に転じて、維新の指導理論の一部を形成するに至つた。

また洋学はオランダを通じて、わずかに浸透しつつあつたが、近世中期以後は現実への関心から、実証精神が盛んとなつたこと、財政窮乏の一助として実学が奨励されたこと、国際的接触により世界の事情が求められ、国防の充実が叫ばれたことなどの理由によって、これまた時を追うて隆盛をみるようになった。

家塾と寺小屋 橿原市域における、このような学問的動きとして、第一に上げるべきことは、幕末大和随一の学者といわれた谷三山の存在である。その祖先は桜井地方を領して、桜井氏を称し、後に谷氏と改めて民籍に入り、その一系は八木に転じて倉橋屋と称して米屋などを営んでいる。これが三山の父親で三山はそ



谷 家

け、苗字帯刀を許され、士列に連なっている。しかるに賜俸後間もなく四八、九歳の頃、眼病の再発のために失明したが、志は少しもおとろえず、猪飼敬所とは頻繁に往来し、頼山陽・吉田松陰や五條の森田節斎・葛城の家長韜庵とも交渉があり、いずれも三山の才学を嘆賞しないものはなかった。三山は慶応三年、六六歳で没し、八木墓地に葬られているが、当市を代表するに足る最大の人物であった。

三山の弟子はもちろん多数に上ったが、この内高弟と思われる者には高市郡田井庄の森鉄之助竹亭、田原本の士人吉村柳亭、同じく士人西谷綱庵、山辺郡備前の上田淇亭、高田町の岡本通理、備中国の煙草商で後天誅組に投じた原田亀太郎などが顕われている。更に地元としては高取藩下の小房村役人をつとめた前部重厚がもっとも顕われ、その秀才を賞され、三山の姪を妻としている。彼は一度大坂に出て、篠崎小竹に学んでいるが、慶応の初め芝村藩儒となり、維新後も大阪府会議員、八木町長などの公職を奉じ、あるいは豊山中学林（長谷寺の学塾）の教授となり、また私宅において育英に当たり、明治四十一年、八十一歳にて没した。その顕彰碑は小房観音寺に存している。

の次子として享和二年生まれ、童名は市三、新介と言った。生来多病で十一歳のとき眼耳を同時に患い、眼は治まったが、数年にして聾となり、家用も出来がたかったので、遂に猛然として正史経伝の学に志し、博覧強記、数千巻を読破した。かくしてまた当時一流の学者である京都の猪飼敬所に参じて大いに学お所あり、三山の名声の上がるにしたがい、その門に学ぶものは多くなり、遂に家塾「興讓館」を興して、子弟の教育に当たった。かくて嘉永二年正月、植村藩侯に聘されて三人扶助をう



久米町竹川氏宅の教科書類

石川村には寛政十三年（一八〇一）に生まれた山田作治郎がある。石田梅巖・手島堵庵の書物によって心学を学び、自宅に「誠正舎」なる心学塾を起こして、子弟の教育に当たった。心学は学識者のためにではなく、町人や田夫婦女子にも分かり易く、聖人の道や、神道・仏教などの説話をといたもので、大いに聴者をあつめた。作治郎は文久三年（一八六三）、幕命によって神武天皇御陵の守衛に任ぜられている。弟子には山辺郡永原の農聖中村直三や、わが国紡績業の開祖で、石川村出身の石川確太郎などが有名である。

以上のように、学問が京阪や江戸などの大都市のみでなく、在郷にも盛行するようになったのは、主として江戸中期以後のことである。藩校および私塾の発生について、農村などでは、寺子屋が普及して、大和でも幕末から明治初年に至る間に、およそ三百数十の寺子屋の存在が報告されている（『大日本教育史資料』第八巻）から、樞原市域のように、比較的ひらけた土地柄にあっては、おそらく十数ヶ所にもおよんで、かなり普及していたものであろうと思われる。たとえば今井町には、浪士小房稲村が寺子屋を開いて、三五〇人を育英している（『日本庶民教育史』下巻、三六〇頁）が、多くは規模も小さかったようである。この例としては東池尻の御厨子山妙法寺、五井の称名院、八木の金台寺、葛本の浄教寺などの寺院や、久米村の竹川忠紀氏宅などで寺子屋を開いている。しかし寺子屋は個人的な性格の強いものであったため、教授者の適否、存否などにより、各地の寺院や私塾も、一、二代又は一時期の継続常ないものもあったと思われる。

文芸の発展

目を文芸・美術の方に向けると、町場においては、今井町は往時から経済的繁栄を背景として発展したところであるだけに、この方面に関心の高い人士は、まことに少なくなかった。ことに町の創立当時は、桃山文化が豊かに存し、堺の茶人津田宗及も出入りし、今井宗久・宗薫父子の茶道における高い文化があり、戦国歌人として著名な十市遠忠の流れも、その浪人が当町に入り込んだ事から（『今井町史』二三四頁）、江戸時代を通じてこの伝統は受け継がれ、大坂・堺や奈良・京都などとの文化的交流も多く、江戸との商業上の直接交渉によって、文化に触れる機会も少なくはなかった。かくて茶道・生花・能楽・書画・歌俳・遊芸なども、華やかに行われているが、なかなかずく琴の高岡檢校・芦高檢校、書家の僧義男、画家の谷霞邨・森川勘平、和歌の今西正盛などが最も優れている（詳しくは『今井町史』参照）。

隣り町の八木町も文化的交流の多い町場として、この方面に関心の高い人々が輩出している。松山逸斎は天保八年生まれ、町の公職を奉じ、頗る好學、茶道に専念し、鈴木宗也について頭角を現し、後表千家に学び宗匠となり、多くの紳士淑女をあつめた。天保頃には笛の名手として明教寺の智城があり、陸奥守藤原葛雅より五常楽急の免許をうけている。画家には岡本桃里・華橋兄弟がある。岡本家は、代々木綿問屋として京大坂と交渉をもっていたが、幕末には遥かに江戸・上野・下野・遠江方面へも商圏を拡大し、荷船は彼我の間に往来したと伝えられている。桃里は桜井にも住んだことがあり、夙に勤王の志が篤く、幕府の御陵調査の際、諸役人に従って山陵の実況絵図を描いた。華橋も八木を中心とする画壇で大いに活躍し、岡本家には今も「敵火控宮図」「職人屏風」などが伝えられている。

八木町は札の辻を中心として数件の旅籠屋や木賃宿が存し、往来の人々の需めに応じていた事は前にも述べたが、このため文人・墨客たちの来泊も当然少なくなかった。江戸時代も中期より以後になると、全国的に旅行を楽しむ人々が増加するが、これらの人々の趣興に応ずるための地誌・紀行の出版も盛んとなっている。従って先ず同時代に



芭蕉俳句碑

著作・刊行された地誌や紀行には、それらの編著自体の取材や行脚上での来町も多くの人が上げられる。即ち江戸初期には寛永元年に『南北二京蠡地集』を著した僧良定や『和州寺社記』の著者村井道弘、『南都名所集』の著者太田叙親がある。中期に入ると貝原益軒や『和州旧跡幽考』の著者林宗甫、『南都賦』を書いた小笠原基長、精緻な全大和の実地調査になる『大和志』を著した並河誠所、多くの名所図絵^{くわんたともり}もので一世を風靡した秋里籬島・竹原春朝、『吉野郡名山誌』『吉野郡中物産志』を書いた紀州藩士畔田伴存^{くわんたともり}、伊勢松阪から吉野や紀州を訪れた本居宣長や太平、その他京都・奈良・吉野・大坂・伊勢方面から往き交う有名無名の人々は真に多かったのである。

この内、松尾芭蕉の来泊は、貞享五年（二六八八）四月十一日の事で、丹波市の方面から耳成山を眺めつつ八木に至っている事が、その著『笈の小文』によって明らかにされる。この時に作った「草臥^{くたげ}て宿かる比や藤の花」の句は、数年後に句碑として北八木の会所前に建てられている。しかし『天理市史』（一

〇三三頁）に書かれた中村忠行氏の説によれば

また「藤の花」の句も、発案は「はとぎす宿かる比の」であったのを、上五を「草臥れて」とし、中七も「宿かる比や」と詠歎的表現に改めて、余情深い現行の句が出来たとする「赤草紙」の説と符号するものがあってありがたい。しかし、文末の「丹波市、やぎと云処、耳なし山の東に泊る」という箇所には若干問題が残る。丹波市と八木とに泊まったとする二泊説と、丹波市は通過しただけで、八木に泊まったのだとする一泊説とに分かれるからである。

八木の場合が「耳なし山の東」とあるのは単純な誤記としか思われないが、二泊説・一泊説はともかく、八木に宿った事は確かである。しかしいま丹波市南方の「権現の森」というささやかな叢林に藤の棚が存し、その下にも前記同様の句碑が立てられていて、この藤こそが芭蕉の詠んだ藤の棚だとしているが、これは俄かに信じがたい。八木の札の辻近くには「昔このあたりに確かに小さな藤の棚があった」とする古老の談（故松岡清五郎氏、山本ティ氏）も全くは無視しないであろう。

以上の様な行旅の学者、文人の行き交いがこの地にどれだけの影響を与えたかは明らかにしえないが、寛文十一年に成った『吉野山独案内』に所掲された俳人のうち今井町の居住者は四三名の多数を数えるし、八木町には重張・春光・勝重・千勝の俳号が見え、付近の鄙里には大軽村の石井久知氏・弓場元信氏・細井正友氏・安堵正次氏、曲川村徳応寺の僧数可、寺田村の松独、坊城村では岸田正円氏・岸田貞吉氏、上品寺村の上田直清氏、常門村の茂喜などの名を見る事が出来る。これらは単に俳句という一文芸の、寛文十一年同時代における展望にすぎないが、これだけの名を一著作につらねうる事は、当地の文化がかなり高い水準にあったものと考えられる。

かくて中和地区に枢要な場所をしめる樞原市域は、中世から繁栄をつづけた八木と今井の両町場を中心として、豊かな文化を伝えていたのであった。

山陵の探索と修理

大和は日本古文化の叢淵であり、当然政治首長たる天皇家の陵墓の設定は少なくなかった。

すなわち、古代には陵主・陵戸などが置かれて、これを保全し、律令制の整うにつれて、治部省の諸陵司がこの守護管理に当たった。しかるに中世以来この制はゆるみ、南北朝時代にはその名のみを止め、戦国に至って朝政の式徴につれて、山陵の荒廢は最も甚だしいものとなった。

しかるに江戸時代を迎えて、文治主義が政治の主流となり、学問研究が盛んとなると、先ずは水戸学などから、山



神武天皇陵

陵の復旧を説くものが現れ水戸光圀などは率先して、このことを幕府に建議している。しかし三代將軍家光の時には奈良奉行からは大和には山陵一ヶ所もなしとの報告をえたのみで沙汰止みとなっている。その後五代將軍綱吉の代に至って、大いに調査を行っているが、元禄年間、公卿野宮定基は紀行『松曆』に神武陵の荒廢を記し、さらに林宗甫の『大和名所記』（延宝九年）が著述され、貞享元年（一六八四）には黒川玄逸が『雍州府志』を作ってそれぞれ陵墓について記述し、元禄九年には松下見林が『前王廟陵記』を著している。このような著書が相次いで現れる時に至って、ようやく幕府の山陵調査が行なわれるに至ったのは、当然の成り行きと言えるであろうが、この調査顛末を叙した『諸陵周垣成就記』によると、元禄十年（一六九七）春、時の郡山藩士細井知名・知慎兄弟の献策によって、この議が老中を動かし、更にこれから京都東西町奉行・大坂城代・奈良奉行に命が下り、直ちに山陵の調査と、周垣工事が行われ、十二年に諸事完了したことが幕府に報告されている。この事業は幕府としては、実に画期的なものであったのである。

その後も山陵の復興に尽力する人の数は、次第に多きを加えた。世上に有名な『山陵志』を著した蒲生君平、幕府に近い地位にあって、常にこの事業の完成を要路に鼓吹した水戸斎昭、奈良奉行としての山陵整備に勤めた川路聖謨、京都所司代松平信庸、奈良奉行所与力中条良蔵、古市の人北浦定政などは、その最たる人であったが、この事業の精神は、江戸末期の国学・儒学の盛行と相まって、尊王攘夷の思想として発展し、明治維新の黎明を迎える、一つの精神的基礎をつくることになったの

である。

さて橿原市域には皇室関係陵墓はまことに少なくない。神武天皇畝傍山東北陵をはじめ、綏靖天皇桃花鳥田丘上陵、安寧天皇畝傍山西南御陰井上陵、懿德天皇畝傍山南織沙溪上陵、孝元天皇劍池島上陵、宣化天皇身狭桃花鳥坂上陵、推古天皇大野岡上旧陵、倭彦命身狭桃花坂墓などがあり、これらはその後、嘉永・安政をへて、漸次整備されて行った。しかしこれら一連の考証は、もちろんその出典を『日本書紀』などの官撰歴史を基とし、地理・口碑・古記に資料を求めて調査を加えたものであるが、莫たる古代史の説話に属し、成果には正確を期しうべくもなかった。殊に明治中葉以来日本古代史に対する科学的・合理的な考察は、諸学者の協力によって次第に解明に向かいつつあり、今日では皇統譜上における系譜には、およそその存在を肯定されているものの、古代における大和国家創設者ならびに統治者としての神武以下九代の天皇家の主長たちは、統一国家の首長としての存在を疑問視されており、また国家創設の年代も紀元後二世紀頃と考えられているから、この陵墓設定の事業は難事業以上の特殊な事情が存した訳である。

従って幕末の山陵改修事業は、その背後に極めて政治的な事情があった。即ち安政元年の開国以後、朝廷と幕府との対立によって起こった政局の危機を克服し、外圧に対応すべき国家権力の一元化をめざし、朝幕間の調整、安定を計ろうとする動きがあった。この最大の政策は孝明天皇妹和宮の第一四代將軍家茂への降嫁で、これが一応の成功を見たものの、その代償として幕府は実現不可能な攘夷の実行をせまられて、かえって尊攘派の攻撃を受け、その後、長州藩士長井雅楽の称える『航海遠路策』は攘夷と開国とをたくみに両立させる論として朝廷・幕府の双方から歓迎されたが、これも日ならず失敗し、これに替わって薩摩藩主島津久光の案による幕政改革を断行して、公武の融和を計る策も案に反して成功せず、公武合体の基盤はかえって狭まってしまった。この際、宇都宮藩より幕府に建策され



神武天皇陵の道標

た皇陵修補事業は、冷え切った朝幕の関係を好転させるものとして遅疑なく採用され、幕命を受けて宇都宮藩からは戸田大和守が出て朝廷の許諾をとりつけ、近畿の諸藩に援助を命じ、摂津・河内・山城・大和の諸山陵修補に着手したものである。

こうした皇陵修補事業の中で最も重要視されたのは、我が国の肇国の天皇とされる神武天皇陵の設定と整備であるが、これらの事情については、去る昭和四十五年五月、奈良県より刊行された『奈良県同和事業史』によって、やや長文に亙るが談らせるのが最も捷徑であろうと思われる。

神武陵が現在地に作られたのは幕末の文久三年（一八六三）のことであった。前年の文久二年八月、宇都宮藩家老戸田越前守忠至が神武陵以下の歴代（中略）天皇陵修築の請願を行ない、幕府はこれを許可し、この年から神武陵の位置の決定が始まる（『古事類苑』帝王部）。

戸田忠至は、幕府の山陵奉行として大和に來たのだが、第一の難問は神武陵の位置の決定であった。当時神武陵は、現在の綏靖天皇陵のこととされていた。詳細は省略せざるをえないが、その場所は古事記、日本書紀の記載に合わない。そこで新候補地を含む六ヶ所が候補にあげられていった。すでに明白なように、神武以下数代の天皇は実在しない天皇であり、その墓地の決定はまったく至難のことであった。

候補地六ヶ所のうち、有力なものは現在地と、もう一つは洞部部落上方の丸山古墳（現陵墓参考地）の二つであった。とりわけ

丸山古墳は『山陵志』の著者蒲生君平、本居宣長の『玉勝間』などもこれを支持したのである。

現在地は地名にミサンザイ（陵のなまり）、ジブデン（神武田のなまり）なる地名が残っているため有力候補地にあげられた。ただここには古墳すら残っておらず、畝傍山の山すそをはなれる二町余のところに「高さ一尺許に円く残りたる小塚二つ」があるが一つは周囲三〇歩、他方は二七歩とあり（谷森善臣『山陵廻日記』）とあり、古くから九世紀にあった国源寺という廃寺の塔の土壇という説が有力であった。このように、實在せぬ天皇の陵の決定はきわめて困難であったのだが、幕府の調査団が来た時には、洞部落の上方に一夜作りの新道を開き、全部落にムシロをかぶせてこれを迎えたという説が土地の古老に伝えられている。神武陵はかくて文久三年二月現在地に決定したのだが、丸山古墳のある洞部落がさけられた理由は、もしここに決定するならば洞部落を移転させなければならないからであったとして間違いではないだろう。

明治以後、新政府の政策の下に天皇の權威をかざるため神武天皇祭・紀元節といった祝日が定められてゆくと、神武陵には再三天皇や勅使が行幸し、これを上から見下ろす位置にある洞部落の存在はしだいに邪魔なものになってゆく。明治憲法発布の翌年、明治二十三（一八九〇）年に橿原神宮がつくられ、日清戦争の大勝を記念して明治三十一（一八九八）年には神武陵が拡張されている。それが大正元年の橿原神宮拡張、さらに同四年秋の大正天皇即位のための橿原行事といった中で洞部落の強制移転が画策されてくるのである。

以上の記述によって近世末期の次第はほぼ明らかであるが、神武天皇陵の制定と整備、という事が地元橿原の一地域の市民には名状しがたい迷惑と屈辱感を残したし、更に日本国家の明治時代以後の興隆と、昭和初期から軍国主義の高まりの中に迎えた「紀元二千六百年の栄光」と第二次大戦への突入、敗戦といった国家的大事件を将来した思想形成の一拠点となった事に重大な意味を見出さざるをえないのである。

第四章 近代

第一節 明治の新政

町村制の変遷と橿原市の成立

廃藩置県 王政復古の大号令によって、権力をおさめた新政府は、翌慶応四年（一八六八・明治元年）一月、「是迄徳川支配イタシ候地所ヲ天領ト称シ居候ハ、言語道断之儀ニ候、此度往古ノ如ク総テ天朝ノ御料ニ復シ、真ノ天領ニ相成候間、左様相心得ヘク候」と宣言した。

そして大和へは、その重要性から鎮台を設けた。もともと一月三日にはじまった鳥羽・伏見の戦いにかんがみて大和を鎮撫する目的で、南都に烏丸光徳を軍事参謀として一月十七日に派遣した。やがて同二十一日に大和鎮台を設けた。二月一日大和鎮撫総督府と改称された。初代の総督は久我通久である。

閏四月、新政府は政体書をもって、府藩県の三治制を定め、鎮台を設けていたところは府・県と改めて知事を置いた。藩については従来のようにその藩主（大名）に支配をゆだねている。

五月十九日、大和鎮撫総督府は三治制に基づいて廃止となり、はじめて奈良県が設けられた。初代知事は久我通久の家宰春日仲裏である。その管轄は大和国内の旧幕府領・旗本領その他社寺朱印地などにかぎられた。旧幕府領の

今井・雲梯の村むらや神保彈正・多賀直文・村越三十郎・赤井鶴三郎・同岩之丞・同伊三郎・佐藤駿河ら旗本に支配されていた村むら、楽人の今春八郎・同八左衛門とか興福院・香久山・壺坂寺・岡寺の采地だった村むらがこの奈良県に属した。従来の郡山・津・久居・高取藩領の村むらには変りはなかった。

まもなく七月二十九日奈良県は奈良府と改称したが、翌二年七月十七日ふたたび奈良県に復称した。もちろん名称の変更だけで管轄区域には変わりはなかった。六月十七日版籍奉還があり、旧藩主は藩知事として政府の地方長官となり、藩士も官員と呼ばれる官吏の性格をもつようになる。

その後の中央の政情は藩を廃し、郡県制度確立の方向をたどりつつあった。同四年七月十日廃藩置県が断行され、行政区画の上で大きな変革をみることになった。藩の名称をすて、当市域に従来の奈良県のほか、高取・郡山・津・久居・田原本県などが成立した。当時全国には三府三〇二県が成立していた。大和国内には以上六県のほか柳生・小泉・柳本・芝・櫛羅^{くじら}県のほか、五條県（明治三年二月七日設立）がしばらくして成立したし、他国に城郭や陣屋をもつ和歌山、壬生^{みぶ}・大多喜^{おほたき}県など一五県が存在したことになる。

これらの県もわずか四か月の間で、同年十一月二十二日、大和国はすべて奈良県に統合され、初代県令に四條隆平^{しじょうたかとし}が任ぜられた。この奈良県はいまに続く奈良県と同じ地域であるが、明治九年（一八七六）四月十八日、堺県に合併され、さらに同十四年（一八八一）二月七日、堺県は大阪府に合併された。このため大和は大阪府に属した。同二十年（一八八七）十一月四日にいたって、大阪府から分離し、大和国はふたたび奈良県と再設置された。このように県の変遷をみてもたえず動いていたわけである。

大区・小区の制 政府は明治四年（一八七一）四月、戸籍法を制定し、近代的な戸籍調査にのりだした。翌年に完成した「壬申戸籍」は、その成果である。戸籍法の定めでは、戸籍の編成・人民の生死出入を明らかにするため、新

たに区画を設け戸籍吏として戸長・副戸長を置くことを規定している。

新しい区画の設置は、廃藩置県の前であったから府県や藩で、その実施に急緩・差違があり、町村を「郡・区・番組」で表現するようになっていたが、当市域の全貌はつかめない。戸籍吏も、「庄屋・年寄と唱えたもの等」掌ることも別人でも妨げなし」とされたので、戸籍法に基づく戸長・副戸長と近世以来の庄屋・年寄らが別人であった場合、いろいろな障害が生じたという。翌五年四月十八日、庄屋・年寄・組頭や戸籍法による戸長・副戸長を廃し、新たに戸長・副戸長を置き、行政区画として大区小区の制をしいた。

大区・小区の制は明治十一年七月「郡区町村編成法」が廃止されるまで地方行政事務の基盤単位となった。府県の下に数個の大区を置き、大区には数小区を、小区は高千石を基準に数か町村があてられた。大区には入札で区長・副区長が、小区には戸長・副戸長が選ばれ、区戸長世話取扱の用掛という吏員を置いて地方行政をつかさどらせている。

当時、奈良県は一五大区からなり一九九の小区に分けられた。当市域の属した高市郡は第十一大区に属し、一五の小区に、十市郡は第八大区に属し、一一の小区に細分された。このため従来郡・町村は行政的には姿を消した。名称は大小区の一連番号をもって呼ぶ新体制となる。大軽村の場合、奈良県第十一大区（高市郡）第十一小区（大軽村）となる。しかも大軽村というのは行政組織でなく、生活上の地域共同体にすぎないものとなった。大軽村は公称でなく単なる地理的名称である。もちろん古い伝統と歴史に育ぐまれた町村は実際の社会経済的な生活のあらゆる面で固い団体性をもつものであったから地方行政組織の改変ですぐ瓦解するものでもなかった。ことに地方税制が確立しない時期であったので政府としても旧町村を貢租の徴収単位としたり、民費の割当などに利用している。

いずれにしても画一的な大区小区の制度で旧町村は抹殺されはしなかったが、地方行政の最小単位は小区となり、

旧町村は数か町村の寄せ集りとして小区のなかに埋没したわけである。史料の制約で、当市域の当初の小区の実態は明らかでない。

明治五年十一月以降、奈良県では各大区ごとに会議所を設け、県庁と各小区の連絡機関となった。そのさい三輪に第四会議所がおかれ、同六年九月に部内の小区割に変更がおこなわれた。

第四大区十二小区 豊田村・新堂村・新口村・飯高村・大垣村^(西)

第四大区十三小区 十市村・南八木村・北八木村・新賀村・内膳村・上品寺村・木原村・山ノ坊村・葛本村・中村

第四大区十四小区 南浦村・木ノ本村・石原田村・常盤村・太田市村・東竹田村・膳夫村・出垣内村・出合村・下八釣村・戒外村・池尻村^(東)

第四大区十八小区 五条野村・上飛弾村・別所村・高殿村・法華寺村・醍醐村・飛弾村・小房村・縄手村・四条新町^(東)

第四大区十九小区 妙法寺村・地黄村・今井村・小綱村・土橋村・中曾司村・小槻村^(北)

さらに、同七年十月、「大小区置方ハ全管内ヲ分テ十大区トシ戸数一千ヲ以テ一小区トスベシ、然レトモ実地ノ景況便宜ニ随テ分括方取捨アルヘシ」と、会議所条例の改正に伴い、その十二月第五会議所を御所に設け、部内の小区割に変更があった。

第五大区七小区 曲川村・忌部村・雲梯村・新堂村・曾我村・寺田村・五位村・慈明寺村・大谷村・吉田村^(井)

第五大区八小区 四条村・四分村・田中村・木殿村・大窪村・洞村・山本村・池尻村・鳥屋村・御坊村・和田村・出屋敷村・石川村^(城)^(久保)^(西)

第五大区九小区 大縣村・三瀬村^(見) (外略)

第五大区十小区 古川村・箸喰村・東坊城村・萩ノ本村・河西村・常門村^(川)

第五大区十四小区 観音寺村 (外略)

第五大区十八小区 ^(南) 妙法寺村 (外略)

なお、畝傍・久米・北越智の各村が布達にみえないのは印刷上の手落であろう。

明治九年 (一八七六) 奈良県は堺県に合併したため、堺県は大和を五大区二四小区 (二五二か町・一二八〇か村) に編成をおこなった。

第三大区一小区 飯高村・大垣村・豊田村・新堂村・新口村 ^(西)

第三大区三小区 南山村・戒外村・池尻村・南浦村・木ノ本村・膳夫村・下八釣村・出合村・出垣内村・石原田村・常磐村・東竹 ^(磐)

田村・太田市村・中村・葛本村・山ノ坊村・木原村・新賀村・十市村・上品寺村・内膳村・北八木村

第四大区二小区 小槻村・中曾司村・土橋村・妙法寺村・地黄村・小綱村・今井村・曲川村・曾我村・五井村・四条村・新田村・ ^(町)

小房村・縄手村・醍醐村・法華村・高殿村・別所村・飛弾村・上飛弾村・四分村・木殿村・田中村・和田村・石川村・和田出屋

敷・御坊村・大久保村・洞村・山本村・畝傍村・久米村・鳥屋村・池尻村・吉田村・箸喰村・古川村・大谷村・慈明寺村・東坊

城村・寺田村・忌部村・雲梯村・新堂村

第四大区三小区 萩本村・川西村・常門村・北越知村・観音寺村・妙法寺村・見瀬村・大軽村・五条野村 ^(南)

一小区に副戸長・戸長各一人、副戸長・出納係各二人の吏員を詰めさせた。戸長や副戸長らはもと庄屋層の出身で、政府はかれらを官選官員として官僚機構の系列に編入することによって、中央集権的な支配を確立しようとした。

政府は、こうした統一的な地方制度の上で地租改正事業をおしすすめ、その財政的な基礎をかためていった。こうした大区・小区の改正は官制プランで、しばしば改変があった。

戸長役場制度 明治十一年 (一八七八) 七月、郡区町村編成法が發布された。これは大区・小区制の実施で埋没した郡や区を府県と町村の間の行政区画として設け、町村を地理的名称としてではなく、かつてのように自治体として

の地位を与えようとするものであった。郡区に郡長や区長をおき、その下部の町村または数か町村に戸長をおいた。数か町村で連合した場合、町村には総代をおいた。同十三年「区町村会法」が公布され、地方自治もある程度認められるようになった。こうして地方自治も活発になり、自治体として町村会も組織された。

その監督機関として郡区町村編成法では郡役所がある。堺県内の大和には十五郡があったが、明治十三年四月二十三日次の四連合郡役所が定められた。

連合郡名

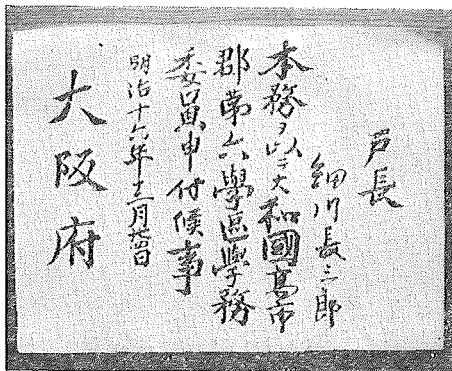
郡役所位置

郡長名

添上・添下・山辺・広瀬・平群……奈良……秋洲長樹



戸長辞令



学務委員辞令

式上・式下・十市・宇陀……………三輪……………滝口・堀一
高市・葛上・葛下・忍海……………御所……………江馬・朝通
宇智・吉野……………五條……………玉置・高良

通常「高市外三郡連合郡役所」とか郡役所の所在地名をとって「御所郡役所」と称せられた。この郡のもとに数か町連合の戸長役場が設けられた。当市域の町村は次の連合戸長役場に属した。

三輪郡役所部内

第二聯合 戸長役場 田原本村

十市郡 飯高村・大垣村・豊田村・新口村・西新堂村・太田市村・十市村・中村・葛本村・新賀村・上品寺村・内膳村・北八木村・東竹田村

第四聯合 戸長役場 桜井村

十市郡 木原村・山之坊村・出合村・石原田村・出垣内村・膳夫村・常盤村・池尻村・下八釣村・木之本村・南浦村・戒外村・南山村・池之内村

御所郡役所部内（七聯合）

第五聯合 戸長役場 今井町

高市郡 上飛驒村・醍醐村・縄手村・小房村・曾我村・小綱村・吉田村・大谷村・箸喰村・古川村・石川村・和田村・木殿村・

大久保村・田中村・曲川村・忌部村・五井村・四条村・新町村・寺田村・慈明寺村・今井町・飛驒村・高殿村・別所村・法華寺村・地黄村・妙法寺村・土橋村・中曾司村・小槻村・久米村・鳥屋村・池尻村・出屋敷村・御坊村・四分村・畝傍村・雲梯村・新堂村・東坊城村・山本村・洞村

第六聯合 戸長役場 土佐村

高市郡 観音寺村・北越知村・川西村・一村・見瀬村・大軽村・五条野村

妙法寺が欠落している。

同年十一月、同郡下に妙法寺村が二か所あるので、南妙法寺村と改称したい願書を十一月十三日堺県に提出した。おそらく間もなく実現したことであろう。ついで、明治十四年二月七日堺県の大阪府合併に伴い大和・一國は大阪府の管轄のもとに入った。したがって戸長役場管理の区域も同十七年七月に改正された。御所郡役所部内に四七、三輪郡役所部内に三九の連合戸長役場が誕生した。当市域の状況は次のとおりである。

高市・葛上・葛下・忍海郡役所部内（第一―第四七戸長役場 高市郡）

第六戸長役場

見瀬村

第八戸長役場

観音寺村・一村・北越智村・川西村

第九戸長役場

東坊城村・箸喰村・古川村

第十戸長役場

新堂村・曲川村・曾我村・五井村・忌部村

第十二戸長役場

小綱村・地黄村・北妙法寺村・小槻村・土橋村・中曾司村

第十三戸長役場

今井町

第十四戸長役場

八木村・小房村・縄手村

第十五戸長役場

四条村・新町村・雲梯村・寺田村・慈明寺村・大谷村・山本村・洞村

第十六戸長役場

御坊村・出屋敷村・久米村・畝火村^(傳)・鳥屋村・池尻村^(西)・吉田村・南妙法寺村

第十七戸長役場

五条野村・大輦村・石川村・和田村・田中村・四分村^(城)・木殿村・大久保村

第十八戸長役場

上飛驒村・高殿村・法花寺村・醍醐村・別所村・飛驒村

式上・式下・十市・宇陀郡役所部内（第一―第三九戸長役場 十市郡）

第十六戸長役場

飯高村

第十七戸長役場

大垣村・豊田村・西新堂村・新口村

第十九戸長役場

北八木村・内膳村・上品寺村・新賀村・山之坊村・木原村・石原田村

第二十戸長役場

常盤村・十市村・葛本村・中村・東竹田村・太田市村

第二十二戸長役場 膳夫村・出合村・出垣内村

第二十四戸長役場 ^(兼)池尻村・戒外村・南浦村・木之本村・下八釣村・南山村

これらは通常高市郡第十四戸長役場の場合、「四条村外七か村連合戸長役場」と称し、その戸長は官選であった。各村の事務は惣代があたっている。戸長の官選は郡区町村編成法で自治体の自主性を認めすぎたことに対する反動ともいえる。町村という小単位の行政区域によって生ずるいろいろな弊害がこのような官僚機構を生み出した。

この間、十市郡内に同名の村落があつて不便なため西新堂・東竹田村が方角地名を頭に冠つて改称した（明治十七年一月十五日大阪府告示第九号）ことと、四条村と新町村が合併して四条村となつた（大阪府告示第一七七号）。

こうした連合戸長役場制度も、明治二十二年（一八八九）四月に発足する「市町村制」への布石であつた。

市町村制の実施 明治二十一年（一八八八）四月、「市制」・「町村制」が公布された。

市町村制の上論には「地方共同ノ利益」を發達させ、「衆庶臣民ノ幸福」を増進させるため「隣保團結ノ旧慣ヲ存重」し、「拡張」し、「都市及町村ノ権義ヲ保護」とされた。市町村の適正規模をはかり、それに自治権を与え地方公共団体として確立させるものであつた。県では市制・町村制の実現のために、県に市町村制実施準備取調委員会を設けて、各郡長に合併の指導と促進を命じた。郡では県の原案作成の資料調査機関として郡吏らで町村制準備取調委員会を設けた。

同年六月、県は町村区画や新しい町村名や町村財産の処分について内訓を發した。新しい町村合併については随所に民意を参酌することを骨子に、合併の主体性を「民意ノ歸スル所ニ從イ、一ニ人民ノ協議ヲ以テ合併セシムルハ本県ノ御主意ニ付、此御主意ニ對シテ如何ナル利益アル乎ヲ探究スルニ、人民ハ合併ノ為メ不利ヲ蒙ラザランコトヲ切望スルヨリ知ラズ知ラズ町村制ノ研究ヲナシ（中略）来年四月一日法律実施ノ後ニ及ハバ、人民巧ミニ自治制度ヲ運

転スルコトヲ得」(自明治二十一年至明治二十二年町村制取調委員決議書・県庁文書)という立場で住民に委ねている。

いつの時代でも町村の統合は住民感情を刺激するものである。明治維新以来、官制ではあったが、大区・小区の制や連合戸長役場制度の実施によって、住民の公的生活の場が拡まり視野も大きくなっていった。しかも新たな市町村は政府事務の分任をもとめられたから、これに応じうる財力が必要であった。県の適切な指導もあって町村合併は急進された。内訓によると、あらかじめ県は郡長に管下の町村分合案の作成を命じた。高市・葛上・葛下・忍海連合郡役所の田部密郡長は次のような案をつくった(当市域分にかぎる)。

白樫村^{しらかし} 鳥屋村・吉田村・池尻村^(西)・大久保村・御坊村^(傍)・畝火村^(和田)・出屋敷村・久米村・四分村^(城)・木殿村・和田村・石川村・南妙法寺

村・大輦村^{オナ}・五条野村・見瀬村^{ミゼ}・田中村

七瀬村^{ナナセ}(鷺栖村^{サギス}) 上飛驒村^{カミエト}・高殿村^{タカテン}・醍醐村^{タリゴ}・別所村^{ワカ}・飛驒村^{ヒエト}・法花寺村^{ホウカ}・細手村^{ホシテ}

八木町^{ヤギ} 八木町・小房村^{コボウ}

今井町^{イマイ}(今井組合村) 今井町・小綱村^{コヅナ}・四条村^{シジョウ}・洞村^{ドウ}・山本村^{ヤマモト}・大谷村^{オオヤ}・慈明寺村^{ジョウメイ}・寺田村^{テラ}

真管村^{マミ} 土橋村^{ツハシ}・小槻村^{コヅキ}・中曾司村^{ナカソジ}・曾我村^{ソウヱ}・地黄村^{ヂキョウ}・北妙法寺村^{キョウミョウ}・五井村^{イヅミ}

金橋村^{カナハシ} 東坊城村^{トウボウ}・雲梯村^{ウンデ}・忌部村^{イミベ}・曲川村^{マヅカハ}・新堂村^{シンドウ}・古川村^{コカハ}

稲代村^{イナヘ} 一村^{イツムラ}・観音寺村^{カンオン}・川西村^{カニシ}・北越智村^{キョウチ}・箸喰村^{シロク}

もちろん、この案にも一理はあった。この線で合併した金橋村と村名は鴨公村^{カモキミ}に落着いた(七瀬または鷺栖村)ものもある。しかし多くは難色をしめし合併は進展しなかった。十市外三郡役所管内の動きは比較的円滑に促進された。

最終的には、自治体を構成する側の主体性が尊厳され、住民の意志が大きく採択されたようである。

当市域の各町村は九月ごろまでに惣代らを中心に町村合併を熟慮し、戸長の奥書証明をうけて町村合併願を知事あてに提出した。一例を金橋村にみてみよう。

金橋村

町村合併願

新村名

金橋村かなはし(朱書)

高市郡曲川村まわりかわ(朱書以下同じ)

同 郡忌部村いんべ

同 郡雲梯村うろな

同 郡東坊城村ひがしざきじょう

同 郡古川村ふるかわ

同 郡新堂村しんだう

今般町村制御発布御実施可相成ニ付テハ、前記ノ各村ハ従前ノ区域ニ抛リ、到底独立維持難致間、各村協議ノ上、今回合併シ一町村ト成リ、其資力ヲ増加シ独立維持候様仕度候間、願旨御許可相成度、町村一統ノ委任ニヨリ、別表及図面相添此段奉願候也、
明治二十一年八月

高市郡曲川村総代 井上長次郎印

△以下略▽

前書之通六ヶ村合併許可相成候ハ、将来万般ノ便益不尠ト認メ與書仕候也、

高市郡東坊城川村戸長 村嶋兵治郎 印

高市郡曲新堂村戸長 柴田嘉一郎 印

同 郡雲梯部村戸長 森本静司印

奈良県知事 子爵税所篤殿

一 合併ヲ要スル事由

曲川村外五ヶ村ハ各自従前ノ区域ニ抛リテハ資力乏クシテ到底独立ノ目途ヲ達スル事不能、(要ト)原ヨリ当六ヶ村ハ耕地

接連シテ水利ニ於ルモ一村内ノ井路ヲ用便スルニ均シク治水法ニ百事便益ト視認ス、各村民戸隔離区々タルノ位置ト雖トモ、民情異ナル事ナク壹里一邑同胞質ト云モ飾言ニアラス、故ニ斯合併ヲ為ス時ハ第一資力ヲ増盛、^{ツイ}亜テ水利土工ノ便益ヲ得、經濟節減ヲ量レハ自然有力ノ町村トナリ、住民ノ福利ヲ顧ル、不遠モノト人民拳テ確認ス、因合併ヲ要スルモノトス、

一沿革

曲川村 本村ハ素ヨリ高市郡ニ属シ、郷莊ノ名義ヲ用イタル事ナク、又分合等セシ事ナシ、往昔勾川村ノ名称ヲ用スル事久シ、中世誤テ曲川村ト記ス、

忌部村 本村ハ古時齊部村ト称ス、当村ニ鎮座太玉命祭祀ヲ奉セシメ村名ハ是ヨリ始ラム、今誤テ忌ノ字ヲ用イルハ字画ノ便ナルヲ以テナリト云、本村ハ高市郡ニ属シ郷莊ノ名ヲ呼バス、分合ヲ為シタル事ナシ、

新堂村 本村ハ素ヨリ高市郡ニ属シ郷莊ノ名ヲ用イス、分合ノ事アラス、新堂村ノ名称ヲ用イル事久シ、

雲梯村 同上

東坊城村 同上

古川村 同上

一新町村名撰定ノ事由

(朱書)
「新名称金橋村」

這回六ヶ村ヲ合併一邨落ト為シ、之レニ新町村名ヲ金橋村ト選定スル由縁ハ、人皇二十八代安閑天皇(諱ハ勾ーマカリ一大兄尊)即位元年甲寅ノ正月、山城国乙訓郡ヨリ当合併村ノ此位地内遷都勾川村勾金橋宮ト称ス、往昔ヨリ該宮跡ナル由ヲ書史及口碑ニ伝フ、勾金橋ノ神社ト崇ム小社祠アリ、旧都ノ跡名ヲ存スル意ヲ表シテ金橋村ト新名称

新村名			金 橋 村							
旧村名	区								域	
	田	畑	宅 地	池 沼	山 林	原 野	雑 種 地	合 計	人 口	戸 数
曲川村	八 ^町 ・六三七	八 ^町 ・七〇三	五 ^町 ・七〇三	三 ^町 ・二六〇〇	一 ^町 ・二二〇〇	〇・〇・一〇一	九 ^町 ・〇三七	一三 ^町 ・六三〇	八六	二五
忌部村	二四・〇三六	五・〇三三	一・九三三	—	〇・七一一	—	四・五〇九	二五・三三三	一七	六
新堂村	八 ^町 ・二二〇	〇・五九五	二・六八四	〇・〇三九	〇・三三五	—	五・四〇〇	四・二〇三	三三	五
雲梯村	九 ^町 ・八三〇	八・九三〇	三・四九三	〇・〇七四	一・〇六一	〇・〇六四	三・四二六	七・八七七	五八	八
東坊城村	七 ^町 ・六八六	八・四九三	六・九三三	〇・一五四	〇・三三四	一・二三七	二・九二三	八・六九〇	一〇五	二〇
古川村	二 ^町 ・六八六	二・七三二	一・六三八	—	一・二〇七	〇・四九八	三・六三〇	三・六三三	七八	九
合 計	二八・一四五	四・五〇五	三・四二二	三・四四七	四・五九八	一・八〇三	二・二七五	三六・七〇七	三・三四	五四

新 村 名			村 橋 金				
旧 村 名		国 税	地方 税	村 費	現金	村 有 財 産	負 債
					公債証書等 ノ券面高	耕 土 宅 地	金 高 米 穀
曲川村	一七五・三三 ^円	四六・五〇 ^円	八〇・〇三五 ^円	〇・二九四 ^町			
忌部村	三四〇・〇二三	八・八九〇	四三・七七三	〇・三七二			
新堂村	八四・元〇	一五・四九九	一九八・四三三	〇・〇〇三			
雲梯村	一四三・四三三	三三・三三二	四六・六三三	〇・一〇三			
東坊城村	二三四・九〇	四六・四四〇	四七・六九九	〇・五七七			
古川村	六四・八三三	一三・九〇〇	一九〇・三三四	〇・〇二七			
合 計	六三八・九五四	一七六・三三〇	三七一・一二七	一・四〇五	倉庫 四坪五分		

天満^{テンマン}村 箸喰村は現在大和高田市に属する奥田・吉井・根成柿・秋吉・西坊城・出の各村と合併した。村名は「旧来ヨリ我氏神敬シ累年五穀実リ祈願シ幸福ヲ得ル事久シ、故ニ敬神ノ為メ該天満神社ニ基キ合併新村名即チ天満村ト改称ス」とあるように根成柿にある天満神社にもとめている。

新沢^{シンザワ}村 一・北越智・川西・観音寺の四か村が合併し、村名を新沢とした。その理由は「其村名ヲ新ニ付スルヲ以テ新ノ字ト又合併村ノ内三ヶ村迄曾我川ニ沿イ其川辺淵又ハ沼トモ難称水溜処々アリ、是ヲ称シテ沢トナシ沢ノ字ヲ引用シ、新沢村ト称シ」、^{「最モ他ニ旧所故蹟アルモ、之トテ引用セントスレハ各村又望ヲ属スル処アリテ相談難纏、就テハ右名称ヲ付スルニ他ニ障等モ無之」}とあり、村名を新沢村と決議したことがわかる。

真菅^{マスグサ}村 土橋・小槻・中曽司・北妙法寺・地黄・曾我・五井・寺田・慈明寺・大谷の一〇か村が飛鳥川・曾我川の水系につらなる村落としての共同性が合併する要因となった。曾我の名は歴史的にみて著名であるが、「之ヲ直用スルハ他村ノ不服ト成ヲ以テ真菅村トス、真菅トハ万葉集ニ真菅生婦曾我迺加波原ニトアルヲ採」ったものである。

今井^{イマイ}町 今井・小綱の両町村が合併し、最初から町制を施行した。

八木^{ヤギ}町 高市郡の八木村と十市郡の北八木村が合併、今井町と同じように最初から町制を施行している。北八木村は文政九年（一八二六）以降八木村と同じように高取藩領に編入されたし、明治十三年には「郡境接続ノ村落、郡名ヲ異ニスルガ、族戸連担櫛比、一村落ノ景況ヲナス、民情モ一村一致ノ債務ヲ果」しているから合併して八木町と改称したいと、堺県に出願したが、実現はみなかったところである。

鴨^{カモ}公村 小房・縄手・高殿・醍醐・法花寺・別所・上飛驒・飛驒の八か村が合併したもので、村名は高殿村にあった鴨公の森（高市御県坐鴨事代主神社）の名を採っている。

白^{シラ}櫃^{カン}村 久米・鳥屋・池尻・吉田・畝傍・南妙法寺・御坊・和田出屋敷・石川・五条野・大軽・和田・田中・木殿・四分・大久保・見瀬・四条・洞・山本の二〇か村が合併、村名は神武天皇陵すなわち「畝傍白櫃尾上陵」を領域にもつことにちなんである。久米など一三か村はいちじ応神天皇の豊明宮にちなんで「豊明村」をつくろうという動きもあった。

香^カ久^グ山^{ヤマ}村 十市郡下に属する膳夫・出垣内・出合・吉備・下八釣・戒外・池尻・南浦・南山・木ノ本・笠神（一部）の一一か村が合併、歴史上著名な山の名を採り香久山村と命名された。

耳^{ミミ}成^{ナレ}村 常盤・十市・葛本・中・東竹田・太田市・内膳・上品寺・新賀・山ノ坊・木原・石原田の一二か村が合併、村名も香久山村と同じように山名を採り耳成村と命名された。

多^{オホ}村 多・矢部・大垣・新木・豊田・新口・西新堂・宮ノ森・秦之庄・味間・千代の一一か村が合併、村名は多村にある式内社多坐禰志理比古神社にもとめている。

平^{ヒラ}野^ノ村 十市郡に属する下ノ庄・保津・薬王寺・十六面・竹田南方・松本・金剛寺・大綱・佐味・満田・飯高の一二か村が合併、村名はこの地の領主であつた平野氏（陣屋は田原本町・藩祖は平野長泰）にもとめている。

ほぼ明治二十一年末までに町村合併願も出揃い、知事は町村制施行案を調製し、内務大臣に内申、翌二十二年二月二十六日に認可された。こうして四月一日から市制・町村制による新しい自治体が生まれた。かつての町村は新しく誕生した町村の大字として発足した。このさい郡界変更が認められたもの一一か村に及ぶが、このうち十市郡の北八木村は高市郡に変更された。

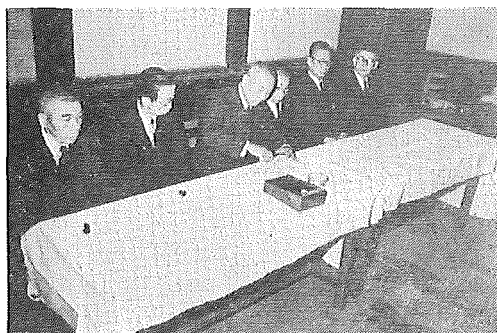
四月一日以降、六月末まで従来の戸長が代行するが七月一日からは新たに市町村長が公選され、自治運営にあたることになった。明治維新以来僅かの間に変動や改編めまぐるしかった地方自治制もここに一段落することになった。

その後、明治三十年（一八九七）には奈良県下の郡の統廃合がおこなわれ、従来の一五郡（四聯合郡役所で統轄）は一〇郡となり、高市郡は従来に変わりなく、新たに今井町に郡役所が設置された。十市郡は式上・式下郡と合併、磯城郡となり三輪町に郡役所が設置され、郡会議員を選出し郡会が構成された。また郡役所は町村を監督する機関として大正十五年（一九二六）三月まで設置されていた。

郡役所の廃止以後、第二次世界大戦に至るまで自治体としては郡会の廃止のほか、昭和三年（一九二八）二月十一日、白檀村が町制を施行、畝傍町と改称した以外注目されることはなかった。

檀原市の成立 第二次世界大戦後、昭和二十四年（一九四九）六月八日、

磯城郡耳成村大字内膳が高市郡八木町に編入された。同二十八年（一九五三）「町村合併促進法」の施行に伴い、町村の統廃合がおこなわれ、同三十一年二月十一日、磯城郡耳成村・高市郡畝傍町・八木町・今井町・鴨公村・真菅村の区域を廃して合併、市制をしき檀原市が誕生した。奈良県五番目の市制施行である。ついで同年七月三日高市郡金橋村・新沢村を編入、同九月一日桜井市の市制施行のさい旧磯城郡香久山村大字池尻・南山・戒外・南浦・木之本・下八釣・膳夫・出合・出垣内が、同三十二年三月一日旧高市郡天満村の大和高田市編入に伴い、同村大字箸喰が、同年七月一日に磯城郡田原本町大字飯高・大垣・豊田・西新堂及び新口がそれぞれ檀原市に編入され、現在の市域が確立した。



昭和31年檀原市誕生の瞬間（合併調印式）

第二節 近代の発展

農業の発達

綿作より稲作へ 橿原市域は、これまで日本農業の先進地帯の一つに数えられていた大和平野の中にあっても、とりわけ代表的な農業地帯である。

徳川時代にあつて、八木地方は、田原本・高田地方とともに、大和における綿作の中心地帯であつた。

もともと大和綿作は、農業用水の不足を補うため、もっぱら田方綿作で、いわゆる半カラケである。

しかも綿質は、土質の関係により、「糸口には悪し…綿堅く毛太」いため中入綿用であつた（綿圃要務）。

この綿作も、綿質、あるいは商業組織（繰綿問屋）の崩壊による徳川時代末期には摂津、河内、和泉地方の綿作に圧倒され、ために稲作への再転換がはかられ、用水不足の平坦地にあつては、小さな不良型の皿池をはじめ、地下水利用の隠井戸が多く掘られた。ちなみに、用水確保のために造成された受益面積五町歩以上の溜池は、第1表のように、高市郡では、総計七二個のうちその大半の六四個が近世までに、近代に入つては、明治十年末までに五個、以後明治二十年代までに三個築かれている。

数少ない明治期の溜池造成の中にあつて、とくに十年までに五個の造成をみていることは、注目すべきである。

明治十一年、曲川村では、戸長新口甚平は、意を決して溜池の造築を志し、自ら多くの私田をさいてその資にあてるとともに、村儉約取締法を定め、村民の協力を得て、同十二年一月着工し、その年五月に、大溜池（曲川池）を完成

第1表 溜池造成

地域	年次 受益面積	戦後	昭和期	大正期	明治後期	明治中期	明治前期		近世～古代	計
		1945以後	1926 ～ 1944	1912 ～ 1925	1897 ～ 1911	1887 ～ 1896	1877 ～ 1886	1868 ～ 1876	1867以前	
高市郡	町5～町9							1	29	30
	10～19					2	1	2	14	19
	20～49							1	16	17
	50～99							1	5	6
	計					2	1	5	64	72
奈良県	総計	9	20	12	33	24	14	43	1,132	1,287

(注)『日本農業発達史』(別巻上P.218)より作成。

近代の発展

三二四

し、古来より水利に乏しく旱魃に苦しめられた曲川村八〇町歩の用水確保に成功した。

なお、この新口甚平(明治二十一年五月十八日歿・六二才)は、これ以外にも、村内の河川、井堰の改修事業を推進し、あるいは村財政の復興につとめるなど、その功が顕著であったので、後年村民によって、記念碑が建立されている(曲川町書出し『郷土の先覚者新口甚平』による)。

このように、この時期における綿作より稲作への再転換に伴う必然的な対応策として、水田生産の安定化のため、多額の経費を投じて溜池の造成に意を注いだのである。

したがって明治のはじめには、すでに農業経営の重点が、集約的でも多量の肥料と高度の施肥技術を要する綿作から米作本位に転移していることがわかる。

たとえば明治六年および同九年、見瀬村における主なる農産物の生産高をみると、第2表のように、両年度とも米・麦類・大豆等の普通農産物が、圧倒的に多量を占め、これ以外に特有農産物として、「自国売物」である菜種・藍・煙草・綿等の産出がみられるが、両年度を比較して、とくに煙草と綿の減産が目される

第2表 見瀬村の農業生産

農産物	数 量	
	明治6年	明治9年
米	730 ^石	507 ^石
麦	380	375
小麦	47	32
大豆	50	35
菜種	80	80
蜜柑	13 ^駄	10 ^駄
藍	4.5	4.5
煙草	330 ^貫	180 ^貫
綿	2,300 ^斤	1,800 ^斤

る。第3表によって、明治十四～五年の曾我村・四条村・豊田村・葛本村・木之本村の農業生産の態様をみると、橿原市域を一応代表すると考えられるこれら五か村においても、さきの見瀬村と同じく、米麦中心の主穀農業に、その重点が志向していることを看取しうる。

ただし、この時期においても、なお全体的には大きく後退はしたものの、いぜんとして実綿産額が、葛本村のときは一万斤、ついで四条村の三二〇斤、豊田村の六〇〇斤という数字に示されるように、綿作のしめる農業経営上の地位も他の菜種作・煙草作・藍作と相俟って、決して過少に評価してはならない。

第3表 明治14～5年の農業生産

農産物	曾我村	四条村	豊田村	葛本村	木之本村
米	1,815 ^石	981 ^石	400 ^石	1,550 ^石	250 ^石
麦	813	372	113	219	98
豆	89.5	123.2	25	170	
菜種	320	213	22	73	40.5
煙草	350 ^丸	1,500 ^斤	3,800 ^斤		
実綿		3,120	600	10,000 ^斤	
藍	136.8 ^石				

(注)『大和国町村誌集』より作成。

煙草作・藍作と相俟って、決して過少に評価して

第4表 石川村・下八釣村田畑
等級別反当り収量
(明治9年)

地 種	反 当 り 収 量	
	石 川 村	下八釣村
上 上 田	石 1.7	石 1.8
上 中 田	1.65	1.75
上 下 田	1.60	1.7
中 上 田	1.45	1.65
中 中 田	1.3	1.6
中 下 田	1.15	1.55
下 上 田	0.95	1.529
下 中 田	0.75	1.508
下 下 田	0.55	1.487
等 外 田	0.3	
平 均	1.1	1.6
上 上 畑	石 0.7	石 1.2
上 中 畑	0.95	
上 下 畑	0.6	
中 上 畑	0.53	
中 中 畑	0.46	
中 下 畑	0.39	
下 上 畑	0.32	
下 中 畑	0.25	
下 下 畑	0.15	
平 均	0.45	

なおこの時期の田畑の反当り収量を、第4表によってみると、明治九年石川村では、水田は上上田から等外田まで十等級に區別して、反当り一石七斗から三斗まで（平均して約一石一斗）、畑は上上畑から下下畑まで九等級、反当り七斗から一斗五升まで（平均して約四斗五升）の收穫量を示している。

これに対して同年下八釣村では、水田については、上上田から下下田まで九等級、反当り一石八斗から一石四斗八升七合まで（平均して約一石六斗余）、畑は総じて反当り一石二斗の収量をあげている。

これらの数字は、いずれも地租改正にあたって、田・畑・屋敷（宅地）・藪等村内の土地を一筆毎に面積・地位・等級・収量等を「村方衆議之上現在之景況」にもとづいて詳細に調査報告したもので、これによって、新税法たる地租の直接個々の農民（地主）に対する負担額が決定されるものである。

したがってこのような田畑の反当り収量に支えられた米麦作を主とし、これに附随して、前代以来の綿・菜種・煙草・藍等のいわゆる換金作物を加味した農業経営が、明治十年代までのこの地方における一般的な経営形態であつた

ということができる。

農村の沈滞 明治十八年六月十一日、この地方を管轄した葛上・葛下・高市・忍海郡役所より、大阪府勸業課あてに提出した報告書（勸第二百二十六号）によると、明治十四年以降のいわゆる緊縮財政の一環としてとられた幣制整理の結果、「世間一般ノ不景氣」により、とくに「農産物価ノ頓ニ下落」し、これに加えて、「明治十六年ノ旱害及十七年ノ水害」という悪条件が重なり、明治十年代後半の当地方の農業は衰頹のきざしが濃厚であった。

すなわち農家の「上等ニアリテハ旧来広ク金穀ヲ貸与セシニ負債主其義務ヲ尽ス能ハス漸ク身代限等ニ依リ僅カニ幾分ヲ取得スル如キト曾テ農産物価ノ一時騰貴ヲ極メタルノ際生計頗ル奢侈ヲ尽シタリシニ（不景氣）ニ至リ出入相償ノ能ハス為ニ倒産スル者多ク其中等ニ位スル者ハ多少衰頹セシト雖モ之レヲ上等若クハ下等ニ比例スルトキハ曾テ農産物価ノ騰貴セシ際ヨリ他借ニ依ラス漸ク自ラ維持シ来リタルヲ以テ今日ノ現況ニ於テハ頗ル上位ヲ占ムルモノノ如シ又下等ニ至リテハ曾テ多少ノ負債ヲ有セシニ頓ニ農産物価ノ下落セシヨリ其義務ヲ尽ス能ハスサ許ノ恒産モ悉ク債主ニ譲リシト一方農事ノ余暇ヲ以テ荷物運搬若クハ採薪又其婦女等ハ木綿織ニ従事シ經濟ノ幾分ヲ補ヒ来リシ力頓ニ其途ノ縮少セシヨリ頗ル困難ヲ来タシ現時ニアリテハ穀物ハ既ニ耗尽シ家具衣類等ハ典賣シテ食料ニ充ルガ如キ其甚シキモノハ日用欠クヘカラサル物品モ米塩購求ノ資料ニ代ヘ一日ヲ送ルモノノ如シ」といっている（奈良県庁書庫保管文書、傍点。筆者注、以下同じ）。

上層農家（地主層）は、債務不履行による貸倒れと、かつて明治十年の西南戦争を契機とする景氣の過熱インフレによる米価騰貴と、一方では金納地租額は固定しているため、その差額が収益の増大となり、したがってその生活費も上昇したが、一度び景氣が逆転するにおよんでその収支相償わず、ために倒産するものが続出した。

しかるに中層農家（自作層）は、上層農家に比べもっとも不景氣の波に洗われることが少なく、一応の安定を保って

いる。

ところが、これら以外の下層農家は、従来の負債返却のため、もともと数少ない恒産も悉く債主に譲り、また農間の余業として漸く家計を補助していた荷物運搬・採薪あるいは、婦女子による木綿織などの賃稼ぎも縮少され、衣食にもことかく窮状を呈している。

このような「窮民救助トシテ米式斗」を差出した曾我村の北林孫三郎は、明治十八年十二月十五日、時の知事（大阪府）建野郷三より、表彰されている。

同年六月二十三日、郡長中西保は、「目下民間生計……非常困縮衰頹其慘状実に忍びざるものあるなり……農家ハ本年氣候の不順なると、両三年以来施肥の不足せし結果とにて作物は殆ど其半を減ぜんとす斯る景状なれば将来如何なる場合に至るも予め知るへからず然れば農家わ今より畢生の力を尽し充分之れが準備をなし労働時間を増し則ち従来三度取りし田草をば五度六度も取るか若くば平素朝六時より夕六時までの労働時間は宜しく之れを延ばして四時より八時までとし其間喫煙雑談し特に……午睡の如き無用の時間を変て活用し……若し肥料に不足を告げんか庭前の塵芥床下の沃土も之れを収むれば尚ほ良肥料を得へし……各自此の意を体認して勤勉怠らざらんことを望む」と諭告（第一号）して、各町村に、奨励委囑者を置き、「奨励心得」を定めて、農事の振興を意図している。

その当否は別として、郡政担当者たる中西保の熱意には、なみなみならぬものがひそんでいたようである。ちなみに、この諭告の趣旨徹底のため、管内の神官・僧侶・警察署長などへも直接それが協力を依頼するとともに郡役所はもちろん各戸長役場の吏員にも、率先垂範することを約束せしめている。このように、明治十年代後半のこの地方の農業は、大和の他の地域と同様に、幣制整理に伴うデフレーションの影響と、十六年の旱害および翌十七年の水害とによる、重く暗い危機に際会していたのである。

事実この時期は、日本における資本主義の發達の段階でも、画期的な時期であり、いわゆる資本の原始的蓄積の段階として把握され、この過程において、生活困窮に陥った多数の農民は、小作農へ転落ないし興りつつある近代的産業のための労働者への途をたどるのである。

かかる時、明治二十年十一月四日、大阪府の管下を離れて、ついに待望の奈良県再設置が認められ、初代知事税所篤のもとに、新たな奈良県の農政が推進されることとなった。

産米改良 元来大和産米は、米質善良なるをもって、泉州堺およびその近傍の酒造家に元米として重用されていたのであるが、維新後の変革にともなうて、貢納の制も石代相場による金納に変わり、また小農に対する地主の威令も漸次後退するなどのため、米質あるいは調製も粗製濫造に流れ、したがって、大和米の販路も他国米に圧倒されるに至った。

奈良県再設置当時、大阪の米商人あるいは管内の一部郡長などからも産米改善について建言がなされるなど、農政上の重要問題となっていた。

明治二十三年三月三日、県の農政当局者の諮問に答えて高市外三郡長中西保は、「積年ノ弊害ヲ一洗セシムル一大事業ニシテ容易ニ実行シ難」いから、とくに県民の充分なる納得をうるよう慎重な配慮の必要性を力説している。

明治二十五年十月一日には、諭告(第二号)を發して、とくに砂石・粃の混入防止に重点をおくこととし、鋭意これが改善につとめ、明治二十七年勸業諮問会の同意を得て翌二十八年十一月一日、大和米改良組合取締規則を制定し(奈良県令第五十六号)、地主・小作人・米商人の三者からなる郡ごとの大和米改良組合を設けて、生産米の強制検査を実施し、これによる産米の乾燥・調製・俵装の改善をはかることとした。

ところが、これに対し、地主・小作人の間にがぜん苦情が百出した。

農 会 農政の上で重視された農会は、明治二十六年一月四日、奈良県訓令（甲第一号）により、「農会ハ自治体ニ伴フ所ノ農政機関ニシテ一日モ其設備ナカルヘカラス殊ニ農事ノ改良ハ……急務中ノ急務」であるとして、その設立を勧奨したのであるが、真菅村では明治二十六年六月八日、農会規則を村会で決議して、組織したから認可されたいとの上申書を、知事小牧昌業に提出している。

たとえば「真菅村農会規則」によると、

(1) 名称は、高市郡真菅村農会とし、その事務を曾我におく（第一条・第二条）。

(2) 「農林事業ノ改良進歩ヲ図ルヲ以テ目的」とし（第三条）、真菅村在住の「農林業者及有志者ヲ以テ組織」する（第四条）。

(3) 会長・副会長・幹事・書記各一名の役員をおき、これはすべて名誉職で、村長を会長、助役を副会長とする（第五条）（第八条）。

(4) 「毎年二回以上集談会ヲ開キ」農事改良に関する事項を「談義」する（第十四条）。この集談会は出席会員の中から、議長・副議長を互選し、討議事項は農会長または「会員二名以上ノ合意ヲ得テ提案シ」、「会議ハ出席者四分ノ一ニ達スルトキハ開會議決スルコトヲ得但シ農談会ハ出席者ノ多寡ヲ論セス開会スルコトヲ得」（第十五）（第十七条）。

(5) 「本会ハ官庁ノ諮問ニ答申シ又ハ郡農会ニ建議スルコトヲ得」（第十八条）。

(6) 「会員ニハ車馬賃及日当ヲ支給セス」（第十九条）。

(7) 「本会員ヨリ郡農談会ヲ撰出スル」（第二十条）。

(8) 「本会ノ経費ハ村費ヲ以テ支弁ス」（第二十一条）。

などのことを規定している。

この村農会は、(高市)郡農会、さらに県農会を構成し、農政機関として、農事改良諸般の方策を立案実施し、農談会を開いて、直接農林事業に関する知識の啓培をなすなど、農業技術の上で農会の果した役割は大きい。

農会の指導による栽培技術の一例として、明治三十年代に曾我村で採用されていたと思われる水稻の耕種法は、つぎのとおりである。

一、苗代整地ハ普通短尺苗代ト全一ニ仕立ツルモノトス 但市四尺ニシテ溝壱尺トス

二、肥料ハ乾燥セル糞ヲ六十ノ燐炭トシ五百目ニ五貫(又ハ六七貫)ツ、十回ニ施スモノトス
但シ初メ少量ニシテ漸次量ヲ増スモノトス

三、本田壱反歩ニ付壱畝歩ノ苗代ヲ仕立ツルモノトス

四、壱反歩ノ粳種ハ三合五勺位

五、粳種ノ播方ハ壱寸五分平方ニ中央ニ二三粒ツ、ヲ播下スルモノトス

・	・	・
・	・	・
・	・	・
・	・	・
・	・	・

但シ播下器ハ(上図)ノ如シ

粳種ノ播下期ハ四月二十日頃ニシテ二十日目頃三葉ニナリタル時三本ノ内壱本ヲ残シ惡ルキモノ二本ヲ間引スルモノトス

六、五日目ニ発芽

十日目ニ二ツ葉

二十日目ニ三ツ葉

三十日目ニ分蘖シテ三本ニナル

三十五日目ニ分蘖シテ四本ニナル

四十日目ニ分蘖シテ八本ニナル

四十五日目ニ分蘖シテ十二本ニナル

五十日目ニ分蘖シテ十六本ニナル

五十五日目ニ移植スルモノトス

植付ハ正条植ニシテ一坪三十六株トス

七、燐炭スベキ藁ハ耨反歩ニ対スル量ハ三百方十貫ニシテ内六十貫ハ苗代整地及追肥ニ供スルモノトス 百二十貫元肥料ニ供シ百八十貫ヲ三度ニ追肥トシテ施スモノナリ移植後十二日目ニ第一回ノ除草ヲ行ヒ直チニ第一回ノ追肥ヲナスモノナリ二十五日目ニ第二回ノ除草ヲ行ヒ又第二回ノ追肥ヲナス(第三回ノ追肥ハ穂孕一寸位ノ時ニ施ス) 后穂肥ト称シテ穂孕期ニ施ス草ナキ時ハ第一回ノ除草ヲ行ヒテ第二回ノ除草ハナサズ

アマリ田ニ立入ラザル様仕立ツルコト本田ノ水ハ常ニ五分(浅水) 以下トシ落水ハ彼岸頃ニナスヘシ

一般的に、明治二十年代の末から三十年代にかけて、農業技術の改善向上が企図されたのであるが、この施策の中で、主要な働きをなしたのが、明治二十八年に設立された県営の農事試験場とこの農会である。たとえば、明治二十九年県農会は、共同苗代場の設置、耕作共進会の開設、虫害防除法などについて建議するなど農事改善に積極的に乗り出している。

また同じく県農会は、明治三十六年一月には、「地主ヲシテ農事改善ニ尽サシムル方法」について、農事講習会の開催、地主懇話会の開設、農事視察の奨励、小作業米品評会の開催、地主の地位と責任の自覚等五の項目をあげて、農事改善に対する地主層の積極的協力を喚起するよう答申している。

明治三十七年四月には、奈良県訓令(甲第三七号)をもって、農区設置、米麦塩水撰、短冊形苗代、共同苗代、種田の設置、堆肥の改良、螟虫・浮塵子の駆除予防等について指令し、高市郡では、これら「各項ニ就キ比較的好成績ヲ挙げ」ている(内務部第四課属松本敏雄、同年六月十三日「復命書」)。

したがって、当地方においてもこの時期の農業技術は、格段の前進をみた。

害虫の駆除予防についてみるに、明治二十七年八月上旬、白樺村では、「苞虫（方言葉巻虫トモ云フ）發生其多キハ苞株二五万頭ヲ附着シ稻葉ヲ食スルノ害少ナカラス其反別大約貳百四拾四町歩ニ至ル」（明治二十七年八月「奈良県報」）という被害をうけた。

そこでこれが対策として、「稻田一段歩ニツキ石油凡五合ヲ注キ置キ松葉搔様ノ竹櫛ヲ以テ巢ヲ搔キ之ヲ解離シテ……水中ニ落ス」。あるいは、「早朝稻田ヲ見廻ハリ蝶」ヲ捕虫網で捕殺し、「葉ニ褐色等ノ卵子アルヲ見ハ圧殺」する。さらには、晩秋に「田畔ノ雑草等（害虫ノ卵子アルヲ以テ）ヲ焼キ翌年被害ノ予防ヲ為ス」などの巡置を講ずる。

このように石油・捕虫網・焼却というような手段がとられ、ことに苞虫を豊年虫と称するような虫害防除に対する正確な知識も一般的に欠けていたが、明治二十九年十二月、「害虫駆除予防法施行規則」の公布以後、農会等が中心となって、これの推進につとめ、明治三十年代半ばには、相当の成果をあげている。

農事実行組合 農会とならんで、農事改善の上で大きな役割を担ったものに、農事実行組合がある。

大正八年三月、大軽（十二名）・石川（十一名）・五条野（十一名）の有志（三十四名）相謀って、「満月会」を組織し、毎月満月を期し県・郡より技術者を招いて、農業知識の向上、実験談の交換、組合実行事項の打合せなどを行っていたが、大正十年一月十七日、新に規約を定めて、その組織を更改し、見瀬・大軽・石川の農民三四名を組員とする「満月会農事実行組合」を設立した。

本組合は、「農事ノ改良ヲ期シ農家経済ノ向上ヲ図ル」ことを目的として、米麦の増収ならびに優良品種の栽培とその他の採種圃の設置、堆肥舎の建設、肥料の共同購入、改良農具の共同購入、ならびに使用をその主たる事業とする。

ちなみに本組合の役員は、組合長は島田忠太郎で、副組合長二名、幹事六名、顧問一名からなり、なお本組合は、

「白樫村農会長ノ指揮監督ヲ受」けて、その運営をはかることとなっている（規約）。
大正十二年一月二十四日、高市郡長（梅本春久）は、本組合を優良農事実行組合として、県へ内申しているが、その際の調査書によると、

(イ) 組合ノ事業計画

- A、各戸ニ飼牛ヲナシ労力ノ節約・肥育・深耕・持久肥料ノ造成ヲナスコト
 - B、稲作ノ合理的栽培方法ノ研究ヲナスコト
 - C、耕地整理ノ実行ヲ期スルコト
 - D、日用必須品ノ共同購入及生産品ノ共同販売ヲナスコト
 - E、農談会・農事視察ヲナスコト
 - F、改良苗代ノ実行ヲ期スルコト
 - G、各組合員一反歩上ノ模範耕作田ノ栽培ヲナスコト
 - H、採種田ノ栽培ヲナスコト
 - I、産米ノ改良ヲ期スルコト
 - J、集約的栽培蔬菜ノ研究ヲナスコト
 - K、組合基本財産ノ造成
- (ロ) 組合ノ事業実施状況

(一) 飼牛

一頭宛ノ飼牛ヲナスコトニ打合セタルモ現在組合員三十四名ニ対シ二十六頭ニシテ毎年深耕ノ練習及毎月十日肥育計量ヲナシ飼料ノ研究及販売ニ便セリ

(二) 稲作ノ栽培研究

大正九年以来稲作ノ研究必要ヲ認メ各組合員ハ必ス一反歩以上ノ田区ハ県・郡技術者ノ設計指導ニ従ヒ苗代ノ改良・深耕・品種ノ改良・合理的肥料ノ施用・密植ノ実行ヲナセル結果従来一反歩ノ収量三石内外ナリシテ近年平均一石余ノ増収ヲナスニ至

近代の發展

リ名声郡内ニ挙ル其実行反別左ノ如シ

大正 九年	一・一 ^町
〃 十年	三・七
〃 十一年	三・七

(三) 苗代ノ改良

前記模範栽培ノ結果折衷苗代ノ有利ナルヲ認メ組合員全部実行セリ

(四) 耕地整理ノ実行

組合員發起及組合員加入ノ上耕地整理組合ヲ起シ水路ノ整理・区域・排水ノ実行ヲナセリ其反別及経費概算次ノ如シ

年 次	水田反別	経 費
大正 九年	一・〇 ^町	
〃 十年	三・〇	
〃 十一年	一・五	
計	五・五	六、五〇〇円

水路ノ整理大正九年水路ノ整理ヲナシ従来旱害ノ憂アリタル五町歩余ノ田区ヲ改善セリ此工費約三千五百円ヲ要シタリ

(五) 採種田ノ経営

大正八年以降本県農事試験場稲原種ノ配布ヲ受ケ郡・村農会指導監督ニ從ヒ組合員及組合員外ニ交換配布セリ成績次表ノ如シ

年 次	栽培反別	稲交換量	交換人員
大正 八年	一・〇一三 ^反	四・八〇 ^石	二三 ^人
〃 九年	一・〇一三	五・二六	三三
〃 十年	一・〇一三	四・一〇	三四
〃 十一年	一・〇〇〇	五・〇〇	目下保管中

(六) 肥料ノ共同購入

大正 十年 約一千円
 " 十一年 約八百円 } / 共同購入ヲナセリ

(出) 農談会ノ開催

大正八年以降毎月満月日ニ組合員全部会合ノ上県・郡・村技術者ノ指導ヲ受ク

(ハ) 産米ノ改良

各組合員打合セ県産米改良規程ニヨリ之カ申合実行ヲ期セリ

(四) 集約的蔬菜栽培ノ研究

従来長芋五反歩収量四千貫、午粍五反歩収量三千貫アルモ更ニ集約的蔬菜栽培ノ必要ヲ認メ目下郡農会ニ依頼研究中

(三) 白檀原畜牛組合トノ連絡

組合員全部白檀原畜中組合ニ加入シ毎身体重ノ計量及飼育指導並ニ廐舎ノ指導ヲ受ク

(二) 緑肥ノ栽培

本年度栽培反別約三町七反歩

(一) 増収競作会ニ出品

本組合ニ於テハ稲作ノ栽培ニ特ニ努力シタル結果県郡農会稲増収競作会ニ出品シタルニ次ノ如キ成績ヲ挙げタリ

年次

特等

一等

二等

三等

大正八年

郡 一人

郡 一人

県 一人・郡 一人

郡 一人

" 九年

郡 一人

郡 一人

県 一人・郡 一人

郡 一人

" 十年

郡 一人

県 一人

郡 一人

郡 一人

(三) 組合基本財産ノ造成

毎月一人十銭宛ノ造成ヲナスコトト打合実行セリ現財産造成高六十二円四十銭

(四) 農事視察

毎年二回附近県試験場其他附近先進地ノ視察ヲ実行セリ

このような農事改善のための諸事業を営んだ農事実行組合が、大正十二年（三月十七日現在）、高市郡では、つぎの

表のように、白檀村の九組合を最高として以下飛鳥村の七組合、越智岡村・高取町いずれも六組合の順で、総数四五の組合が設立されている。

町村名	船倉	越智岡	高取	阪合	白檀	高市	飛鳥	鴨公	今井	真菅	金橋	天満	新沢	計
組合数	三	六	六	三	九	二	七	一	一	二	二	一	一	四五

この農事実行組合は、単に農民の生産面のみならず消費の面においても、はたまた社会的にも各部落の農家の協同の力（組織）によって、農村に侵入してきた資本主義に対応せんとするものであり、従来の五人組・ユヒなどの村落の古い共同組織とってかわり、これが果した機能は注目すべきものがある。

なお、大正十二年十二月に、奈良市油阪町にあった奈良県農事試験場（明治二十八年四月創立）が、畝傍町に移転され、これがまた当地方の農業技術の進歩改善に、多かれ少なかれ寄与していることを忘れてはならない。

商業的農業の進展 このような農業技術の進展に対応する、農業生産の実態をみると、大正三年では、第5表に示されるとおりであるが、とくに鴨公村の茶・菜種、真菅・金橋村の菜種、新沢村の蜜柑・菜種、耳成村の梨等は、いずれも市場をめあてとするいわゆる商品作物で、他地域へ移出されるものである。

ちなみに、同年における農産物の県外移出をみると、第6表のように、米・麦の他に、菜種作に附随する種油・油粕、および梨（耳成村）・蜜柑（新沢村）で、移出先は、主として大阪である。

昭和七年真菅村では、第7表のように生産総額は二四万四千余円に達している。

これら農産物の販売状況をみるに、昭和八年度真菅村では、第8表のように、その総額は、一六万一千余円におよんでいる。

以上これら二つの表からして、真菅村の農業が、交通運輸・市場等の立地諸条件との関係よりして単に米麦作中心

第5表 主要農産物の生産高(大正3年)

農産物	八木町		鴨公村		今井町		真菅村	
	産額	金額	産額	金額	産額	金額	産額	金額
粳米	石 734	円 9,442	石 3,570	円 57,765	石 714	円 9,996	石 10,244	円 133,173
糯米	80	1,120	473	7,115	80	1,200		
裸麦	287	2,583	1,611	11,277	258	2,064	2,874	4,261
小麦	70	630	351	3,615	140	1,400	900	720
豆類			173	2,076			180	1,185
芋類			貫 4,500	7,650				
菜種			石 89	897			60	660
茶			枚 950	758				
蜜柑								
野菜類								
梨								

農産物	金橋村		新沢村		耳成村		香久山村	
	産額	金額	産額	金額	産額	金額	産額	金額
粳米	石 8,591	円	石 5,806	円	石 14,913	円 178,956	石 5,247	円 68,735
糯米								
裸麦	1,899		1,397		4,818	33,726	2,938	23,504
小麦	1,152		93					
豆類	308		88		409	4,200	121	1,164
芋類					貫 6,200	8,712	貫 16,395	3,504
菜種	16		30					
茶								
蜜柑			貫 7,330					
野菜類					貫 2,100	987	貫 55,619	3,419
梨					94,300	15,750		

(注)『風俗誌』(大正3年)による。

第6表 農産物の県外移出（大正3年）

農産物	県外移出高				
	真菅村	金橋村	新沢村	耳成村	香久山村
米	5,102 ^円	4,760 ^円	3,000 ^石	8,913 ^石	230 ^石
裸麦	1,513	1,148	500	3,018	80
小麦	630		50		
梨				90,000 ^貫	
種油	78 (2,964 ^円)	92 (3,956 ^円)			
油粕	18,280 ^貫 (2,769 ^円)	8,556 ^貫 (2,396 ^円)			
蜜柑			全生産高の大半		

近代の発展

（注）『風俗誌』（大正3年）による。

の農業のみでなく、西瓜・養蚕・養鶏等を綜合した多角的な農業経営であったことがわかる。

このような傾向は、同じく真菅村地黄の『経済事情調査』（昭和十四年近畿六府県連絡経済委員会）によっても明らかである。

昭和十二年大字地黄における経営規模五反歩以上の農家十八戸（自作地主三戸、自作三戸、自小作二戸、総経営耕地一七町九反六畝）について、農業経営の収支の割合をみると、第9表のように、まず収入では、稲作収入が金額にして一万二〇円。比率で四六・九％、これについて蔬菜類収入が六六三四円、三一・一％とこの二つがいずれも高額高率を占め、これに対して麦作・豆類収入は、両者合せて四八八七円、二一・九％という低額・

第7表 真菅村農産物（昭和7年）

農産物	金額
米	187,657 ^円
西瓜	11,890
麦	10,215
ホウレンソウ種子	1,437
南瓜	2,395
大根	11,903
茄子	5,175
胡瓜	3,475
養蚕	10,215
計	244,362

（注）『真菅村郷土資料』による。

第9表 農業収支の割合

種 目		金 額	比 率
収 入	稲 作	10,020 ^円	46.9 [%]
	麦 作	2,613	12.2
	豆 類	2,074	9.7
	蔬 菜 類	6,634	31.1
計		21,341	100.0
支 出	農具建物	207	2.9
	種 苗	131	1.8
	肥 料	3,798	52.6
	家畜飼料	193	2.7
	薬 剤	134	1.9
	加工原料	107	1.5
	労 賃	303	4.2
	小 作 料	70	1.0
	光熱動力	237	3.3
	公租公課	1,876	25.9
	そ の 他	173	2.4
計		7,229	100.0

(注)『日本農業発達史』
(別巻上P.258)による。

第8表 真菅村の農産物販売高
(昭和8年度)

種 目	販 売	
	数 量	価 額
米	3,850 ^石	96,250 ^円
麦	2,100	22,500
大 根	128,000 ^貫	5,120
西 瓜	32,500	3,900
茄 子	12,800	1,880
胡 瓜		1,308
南 瓜	15,900	1,908
菜 豆	19,000	2,280
蚕 豆	289 ^石	4,046
里 芋	12,000 ^貫	1,800
馬 鈴 薯	2,380	215
漬 菜	9,000	810
大 豆	38 ^石	760
蒔 薊	3,800 ^メ	10,640
雞	2,500 ^羽	2,200
其 の 他		5,600
計		161,217

(注)『真菅村郷土資料』による。

低率である。

ちなみにこれらの作付反別をみると、稲作一二町四反八畝、麦作一一町五反九畝、蔬菜一〇町三反三畝で、そのうち蔬菜作付は、主に二町三反余の水田輪作による西瓜を中心としてホーレン草採種を含む一二〜三種目の作物を少量ずつ集約的に栽培しており、わけても西瓜の反当り生産額は、水稲の二倍近い一五円三〇銭という高額を示している。これに対して、支出では、肥料費が金額にして三、七九八円、比率で五二・六%と異常なまでの高さを占めている。

この農業経営費中の半ば以上を要する肥料費を一戸当りに計算すると二二・一円となり、農業収入の主たる領域である蔬菜類収入の半額以上を消費することとなる。

主な肥料は、綿実粕・大豆粕・配合肥料・蹄角粉で硫安は割合に少量であり、堆廐肥・緑肥の自給肥料は平均千貫である。

真菅村全村では、昭和八年度における金肥消費高は、第10表のように、数量にして一八万四五〇〇貫余、金額で約一五、三〇〇円に達し、その中でも大豆粕・綿実粕・硫安・調合肥料が高額にお

第10表 昭和8年 真菅村金肥消費高表

種 目	購 入	
	数 量	金 額
大 豆 粕	28,000 ^貫	1,560 ^円
綿 実 粕	101,750	3,604
菜 種 粕	11,200	648
鮮肥(鯀ノ粕)	1,305	573
硫酸安母尼豆	3,500	1,224
智 利 硝 石	240	66
石 灰 窒 素	640	173
過 磷 酸 石 灰	6,400	736
骨 粉	690	188
硫 酸 加 里	540	290
調 合 肥 料	1,996	4,590
石 灰	4,000	140
そ の 他	6,300	1,500
計	184,525	15,292

よんでいる。

なお金肥購入方法は、その大半が個人購入で、共同購入は調合肥料・石灰がわずかに金額にして一三六円である。ともあれ、真菅村地黄を代表としてみられたように、西瓜を中心とする田畑輪換栽培による蔬菜収入へ大きく依存した、しかも高度の労働集約に基づく多角型の農業経営が推進されたのである。

このような農業形態を造出した誘因はいうまでもなく大正期における交通の発展わけでも近鉄の伸張によるものであり、これが対応策として、必然的に形成された近郊農業の質的転換の過程において、一般的に従来の米作依存から脱却して、一層の集約化と高度の輪作形態による西瓜中心の空毛作依存へ移行することとなる。

この故にとくに大正後期は、奈良県農業のエポックとなる時点として、格別に注目されなければならない。したがってまた、この時期には、農業上幾多の困難な諸問題が集中的に顕現することとなる。

地主と小作 その代表的なものとして小作争議がある。争議の中軸をなすものは、いうまでもなく小作料の減免である。

そこでまず、地主対小作農関係の前提となる小作契約について、時点はさかのぼるが、明治三十七年真菅村曾我における小作証書の一例を掲げる。

地所小作預り証書

高市郡真菅村大字曾我……番地字……

一田壹反八畝十二歩

此小作上米式石七斗七升

右地所貴殿所有之處今般依頼仕拙者エ記納米トシテ正ニ預リ申処確實也尤モ小作米納期之義者毎年拾壹月參拾日限り旱魃水損豊凶ニ不抱速ニ相納メ可申候萬一前書期日ニ至リ相約メ兼候際ハ保証人ノ私ヨリ小作米壹石ニ付壹ヶ月壹升五合宛ノ利息トシテ余納米

相添へ一時相納メ可申候貴殿ニ対シ毫モ御損難等決テ相懸ケ申間敷候事

明治三十七年四月拾日

高市郡真菅村大字曾我

小作米納主

某 印

全郡全村大字全

保証人

某 印

全郡全村大字全

(地主)

某 殿

(北林萬吉家文書)

田一反八畝十二歩の小作料を、上、米、で、二、石、七、斗、七、升、(旱損豊凶にかかわらず一定)の納期は、毎年十一月三十日未納の節は保証人が小作米壺石について一ヵ月一升五合の割合で利米を附して納入することとしている。

なおその期間については、この事例では別段の定めはないが、真菅村の後年の小作証書には、十年期のものが一般的で、永年小作のものも極めて稀であるが存在した。

小作料については、ほぼ反当り一石五斗一石七斗で、畠地は田地より一割程安く、屋敷は田地より三〜四割程高い。

第11表

年 次	値段切れ
大正10年	40 ^円
11年	26.5
12年	36.5
13年	41
14年	37.5
昭和元年	35
2年	30
3年	28
4年	27
5年	27
6年	20

また納入にあたっては、小作する地種によって田地は米納、畠地は金納であるが、後者の場合には、各大字毎に総代・評議員によってその米価をおよそ時価(冬至前後の)よりも割安に決定する。これを「値段切れ」と称し、その価格は第11表のように、地黄では、大正十年以降昭和六年

までの一一年間で、最高は大正十三年の四一円、最低は昭和六年の二〇円であるが、総じて大正末から昭和初頭にかけて高額であることは注意してよい。

小作争議 大正十三年金橋村では、旱害を契機として小作人が農民組合に加入して、永久三割減免を要求し、ここに小作争議の幕がひらかれたのである。

この金橋村は、耕地の平均面積が狭少で、実納小作料も相当な高率であり、村内には一〇町歩以上の地主層も存在し、一方県平均土地所有面積以下の小作農の多くは、出稼型の副業たる売薬に従事していた。

しかも本村は、その立地条件からして、米麦作への依存度が高く、大正期におきた西瓜栽培を中心とする商業的農業の展開は、この村ではきわめて低調であった。

このような条件のもとに、小作層は、強く結集された組織の力をもって地主層に対決していった。これに対応して地主側も農事会社の設立・請負耕作等の対抗手段をもって反撃を加えた。

その詳細については、農民運動史研究会『近畿型都市近郊における農民運動史―奈良県農民運動史と金橋村争議の分析―』に譲るが、複雑なコースをたどりながらも結果的には、大正十三年は部分的には全免のところもあったが平均して二割減、翌大正十四年には五割減、同十五年は五割五分減、昭和二年五割減というように、その成果を獲得している。

大正十五年真菅村では、「各大字ニ争議発生シ農民組合四ノ設置ヲ見特ニ本村東部ハ最モ該運動激甚ニシテ高市郡争議ノ中心地ニシテ兒童盟休ヲ行フ等争議熾烈ナリ」。あるいは、同年新沢村では、「殆ト全村農民組合ニ加入シ公租公課ノ不納同盟ヲ争シ村長辞職ノ止ムナキニ立至レリ、殊ニ大字川西ハ特ニ甚シク真菅村ト共ニ本県中央ノ争議中心地帯ニシテ兒童ノ盟休ヲ行フ」という

(奈良県庁永年書類書庫保
管「自作農審議会書類」)

自作農の創設維持

このような小作爭議の昂揚にあたり、県の農政当局においては、国の方針に基づいて、小作農家に土地取得の機会を与えて自作農家の増加をはかり、併せて小作爭議を緩和し、かつその解決を容易ならしめる目的のもとに、大正十五年十一月自作農創設維持資金貸付規則を制定して、小作爭議のはげしい地域に優先的に資金を貸付けた。

真菅村では、村長（欠員のための助役栗岡虎三）より、昭和六年十二月二十三日、八百円、同七年二月十七日、六、九〇〇円の自作農創設維持資金借入を知事斎藤樹あてに申込んでいる。

その借入申込書によると、

(一) 事業計画ノ事由

本村ハ大部分小作農業者ニシテ自作農業者ハ甚ダ寡少ナリ概ネ自作ヲ為サザル大地主ニシテ部内ノ田畑耕地面積ハ四百三十余町歩ヲ有シ内他町村ヨリ所有スル者今尚九十町歩余有之村内ニハ自作ヲ為サザル大地主有リ、此ノ如キ有様ニテ地主小作人側ニハ小作爭議尚緩和スルニ至ラズ、依テ之ガ緩和ヲ計ランガ為メ善後策トシテ低利資金ヲ借入自作農ノ創設ヲ為サントス、之ガ資金借受人ハ二ヶ年以上本村内ニ住居シ現在ニ至ルマデ農作ニ従事シ篤実勤勉ナルガ故將來自作農ヲ持続シ得ル見込有之政府ノ指示事項ニ適合スル者ナルガ故貸付ヲ為ス計画ナリ

(二) 小作爭議ノ状況

現在小作爭議ハ平穩ナラザルガ故常ニ地主对小作ノ關係ガ円滑ナラズガ故其ノ融和ニ腐心シツツアル状態ナリ

(三) 永小作權ノ状況

小作人中永小作權ノ設定セル者無之

(四) 借受人ニ対スル指導監督ノ方法

低利資金借入ノ許可ヲ借受為シタル上ハ申込者ニ対シ貸付ヲ為シ能ク其ノ趣旨ヲ諒解セシメ且村設定ノ資金付規定ヲ交付シ規定ニ定ムル条項ヲ遵守スルコトヲ誓ハシメ常ニ不都合ノ行為ヲ醸セザル様留意シ之ガ指導監督方法ヲ適切ニ行ハンコトヲ企図セリ

といつて村自体においても積極的な意欲をもって自作農の創設維持への努力をはらっている。

新たな展望

農村におけるこのような地主対小作農の關係も、昭和十三年に成立をみた農地調整法以後、戦時經濟の要請上國家総動員法に基づく小作料統制令、臨時農地価格統制令および臨時農地管理令などの一連の戦時立法により、不徹底ながらも地主的土地所有權に制限を加え、やがて戦後のいわゆる農地改革によって、ここに新たな生産關係が樹立されることとなった。

ちなみにこの結果、今井町では、昭和二十九年自作地が総耕地の八九%を占め、小作地はわずかに11%にすぎず、また農家総戸数の六割が自作農となり、小作農は一割にも満たないものとなった。

このようにして、樺原市の農業にも、明るい将来への展望がもたらされ、その生産力も逐年上昇しつつあるが、同時に農業基本法の成立を契機として今また大いなる前進のための曲り角にたっているといふべきである。

所得倍增政策に伴う經濟の伸度に対処して遺憾なきようその體質改善こそ焦眉の課題である。

(小野恵美男)

産業の発達

明治前期の營業

すでに江戸時代から農村の自給自足の經濟がくずれ、農産物の一部や副業製品が商品として販売されるようになっていた。そうした傾向は、明治維新を経て近代社会にはいると、いっそう大きくなっていく。いま明治六年(一八七三)三月の「一村限物産調」(見瀬区有文書)によって見瀬の場合についてみると、自消費用となっているものを除き、自国売物として明らかに販売に供されている物産は、およそ第12表のとおりである。見瀬は中街道に沿ひ比較的商品經濟に接觸する機會の多かった土地であると考えられるが、それにしても普通農作物のほか、菓

第12表

大豆	三〇石	牽牛子	一〇石
小豆	七石	牛膠	五〇貫
豌豆	一五石	百合	一〇駄
粟	一二石	菜種	八〇駄
牛蒡	八駄	藍	四駄
蕃薯	六〇駄	煙草	五五丸
蜜	一〇駄	蓖麻油	一八〇斤
牛蒡種	二石五斗	清酒	三〇〇石
地黄	一一駄	木綿	一万五百疋

る。これは、八木がすでに農村的な色彩を失い、町場として発展していたことを示すものである。

ところで、このころ他の村むらとちがって、町場としてきわだった特色をもっていたものに、まず今井町があり、八木・北八木・小房・四条の四か村があった。ことわるまでもなく今井町は、中世以来繁栄を示していたれっきとした町であり、八木・北八木・小房は、中街道と長谷街道に沿い、宿場町としての一面をもちながら発展した町であった。明治十五年（一八八二）の「村誌」によれば、八木（二七三戸）・小房（一〇九戸）については、「商業甚々盛ンシテ皆商売ヲ業トス、希ニ農業ヲ事トスレドモ商業ノ余暇ノミ」と記し、北八木（二八二戸）についても、「農業ヲ業トスルモノ二〇戸、商売ヲ業トスルモノ一一〇戸、手稼ヲ業トスルモノ五一戸」と記している。当時今井町は総戸数四七五戸の内、農業一〇〇戸、商業二〇〇戸、農工業一七五戸であったから、村とは称しながら、八木地区三か村が、今井町以上に都市的性格が濃厚であったということができる。なお、四条も、九一戸中商業を営むものが八四戸の多数を数え（第14表）、町場として発展していたことを示している。これらの町村の営業状態を詳しく知る史料をも

草・薬種・藍・煙草などの特用農作物が栽培されて販売されている事実、なかでも一万五百疋すなわち二万一千反にのぼる木綿が生産・販売されていることは注目されてよいことである。同じ年の八木についてこれをみれば（天理図書館近世文書「一村限物産表」）、第13表のとおりで、ここでは、他国輸出として木綿・油・刻煙草の三品が特記されていることがまず注意される。そうして、見瀬の場合にくらべると、自国売物と記されたものも製造関係の商品がほとんどを占めてい

第 13 表

自国売物	菜種	煙草	木綿	酒	焼酎	醬油	油	種粕	蠟燭	刻煙草	傘	他国輸出	木綿	油	刻煙草
七五石	二〇丸	八〇〇疋	五六〇石	一六石	一二〇石	一三〇石	四〇駄	一五〇〇斤	三駄	五〇〇本			一四二〇疋	三〇石	一七駄

第 14 表

町 村 名	戸 数	人 口	民 業
今 井	475 ^戸	2,448 ^人	農100 ^戸 商200 ^戸 農工業175 ^戸
八 木	268	1,116	皆商賈
北 八 木	181	872	農 20 ^戸 商110 ^戸 手稼 51 ^戸
小 房	107	447	皆商賈
四 条	91	406	農 6 ^戸 商84 ^戸
和田出屋敷	22	77	農15 ^戸 商 5 ^戸 製造業 2 ^戸
石 川	32	167	農25 ^戸 農商工兼 4 ^戸
縄 手	47	268	商 6 ^戸 他ハ農
高 殿	80	390	商 6 ^人 他ハ農
別 所	24	137	農商兼30 ^人 他ハ農
中 曾 司	85	382	商20 ^人 他ハ農
小 槻	82	420	農商兼50 ^人 他ハ農
土 橋	58	300	農商兼 5 ^人 他ハ農
忌 部	24	127	農商兼 6 ^人 他ハ農
雲 梯	82	440	農商兼38 ^人 他ハ農

たないが、そこでは大部分が商工業に従い、その他のものも副業その他の形で商工業に関係していたものと推定される。

すで見瀬の場合にみたように、他の村むらでも商品生産がかなり浸透している以上、商業を営む家が皆無であつ

たわけでない。いま『大和国町村誌集』について明治十四―十五年ころの民業の状況をみると、商工業について記載のあるものは第14表のとおりで、すでに述べた、今井・八木・北八木・小房・四条の五か町村以外の村々でも、それぞれ若干の商業を営むもののあったことがわかる。

もっとも『町村誌集』の記載は必ずしも統一されたものでなく、香久山・耳成・新沢の各地区の村むらは民業についての記載が全くなく、その他の地区でも村によっては民業にふれていないところもあるから、これで全貌をうかがうわけにはいかない。それに、あとでみるように見瀬では明治三年「家職人」として製造業や商業や雑業に従事する者、五六人の名を数えているのに、『町村誌集』では一律に農業と記されている。ここにいる「家職人」の大部分が農業のかたわらそれらの営業にしたがっていたのであるから、たんに農業としたのであろうが、農業一本のように記されている村むらでも、見瀬のような場合が多かったと思わねばならない。したがって、第14表に示した村むら以外でも、これに近い状況にあるものかなりあったと考えてよいであろう。

そうした村むらの営業状態を知り得るほとんど唯一の場合である明治三年（一八七〇）の見瀬について見てみよう。第15表はその「家職人取調名前書上帳」（見瀬区有文書）を整理したものである。

第15表		
造酒兼油屋	1	
菓種屋	1	
織屋	21	
綿打職屋	1	
紺屋	4	
煙草屋	1	
米屋	2	
仲買屋	2	
小間物屋	2	
荒物屋	2	
青物屋	2	
豆腐屋	1	
灯燈屋	1	
蠟燭屋	1	
鍛冶屋	1	
焼接屋	1	
大工職	2	
桶屋職	1	
瓦屋職	1	
質屋	2	
道具屋	3	
膳飯屋	2	
合計	55	

すでに第12表でみたように、明治六年（一八七三）ここでは、油一八〇斤、清酒三百石、木綿一万五百疋、煙草五五丸の生産があった。第一のグループに属する製造業者はこれに照応するものである。このほか、住民の生活に必要な商品の流通を担当する小売商人や職人、それに質屋、道具屋、飲食店を営むものがあったことがわかる。営業の具体的な存在形態についてこれを明らかにする史料はないが、酒屋兼油屋は若干の雇傭労働をもっていたことが予想され、織屋二一名の中には、自主的な生産にしたがうかたわら木綿仲買的な仕事をしていたものが多かったのではないかと想像される。小売商の中に二軒の米屋を数えるのは、農業と工業がかなり分化していたことを暗示するものである。なお、膳飯屋の存在は、ここが中街道に沿っていたからであろう。これが見瀬について知り得る明治初年の営業状態であるが、今井・八木地区をのぞく他の村むらの大部分も、およそこれと大同小異であったと考えてよいのではないだろうか。

さて、当時の工業生産で最も注目すべきものは、はじめにあげた見瀬・八木両村の「物産調」（明治六年、第12表・第13表参照）でも明らかなように、木綿であった。木綿業については、あとで詳しく述べるが、『大和国町村誌集』によってその生産地と産額をみると、今井の三万疋（一疋八二反）、四条の二万二千疋、五条野の二千六百疋、曾我の五千二百疋、五井の三百疋があげられている。しかし、『町村誌集』の記載には村々によって異同があり、物産についても全くふれていない村もあるので、木綿の生産はこれらの町村に限られていたわけではない。そのことは、明治六年の見瀬および八木の「物産調」に徴しても明らかであり、『町村誌集』の原拠となった明治十五年（一八八二）の北八木・八木・小房三カ村の「村誌」についてみてても女は「布織又ハ紡績ヲ業トス」と記されているからである。むしろほとんどの村々には木綿の賃織が普及しており、今井や八木が木綿業の中心になっていたものと考えるべきであり、それは村々における綿作の普及と照応するものと考えるべきであろう。『町村誌集』について木綿につぐもの

第16表

飛白木綿	八木村・今井町
醤油	曲川村・八木村・今井町
油	八木村・今井町
酒	八木村・北八木村
雪駄	洞村・飛驒村
鼻緒	飛驒村
瓦	曾我村
延石	南妙法寺村

してみると、その産額は明らかにできないが、重要な工業生産物の生産地は、ほぼ第16表のとおりである。

以上によって、明治前期の商工業をまとめてみると、およそつぎのようになれるであろうか。

(一) 今井・八木地区が、商工業の中心地としてかなりのにぎわいをみせていたが、他の村々でも木綿・油などの製造や小売商などの営業が若干おこなわれていたこと、

(二) 工業生産の内、最も注目すべき木綿業は、ほとんどの村むらで女子の家内副業として広汎におこなわれ、今井・八木がその中心になっていたこと、

(三) 木綿につぐものとして酒・醤油・油などの生産があり、やはり八木・今井地区が中心であったこと、

(四) やや特殊なものとして洞・飛驒の雪駄、飛驒の鼻緒、和田出屋敷の提灯、曾我の瓦、南妙法寺の延石があったこと、などである。

なお、商業の中心地であった八木において、すでに早く明治六年（一八七三）牛肉の販売がおこなわれていたこと

をあげれば、特用農産物たる菜種に対応するものとして今井の油一三〇石があり、その他今井の醤油一二〇石、北八木の酒一六二石をあげることができ、やや特殊なものとして和田出屋敷の提灯一万八千張、桐の下駄表二万五千足がみられる。しかし、油や酒も今井や北八木以外に八木・見瀬などでも生産されていたことは、第12表・第13表から容易に推定されるところで、醤油も今井以外に、八木・曲川などかなりの生産がみられていたようである。いま、明治十七年（一八八

四）の葛上・葛下・高市三郡の「物産表」（奈良県庁蔵）によって整理

を示す、つぎのような史料がある。

八木村 竹内源治

先般牛肉売捌願書差出シ置候ニ付、許可ニ相成候間、御鑑札等許可書共下ケ渡候間、印形持参午前十二時可罷出候事

癸酉十一月廿日

十三小区 戸長役所

右村役人中

(天理図書館近世文書)

明治八年にはまた、平田嘉重郎によって魚市場が開かれている。「魚市場輸出入表」によれば、「さかい半通り、和泉国岸和田半通り」といい、その仕向先は「十市郡半通り、高市郡半通り」としており、明治十年の取扱金額は六、七七〇円となっているから、当時としてはかなり大きなものであったといえよう。

明治十一年の「伺書」(八木町・平田文書)によれば「私営業上者漁者ヨリ買取并立合等二者更ニ無之シテ、堺并泉州魚市場ニテ仲買商人買取之該魚ニ、代価取極メ在之、拙店ニ於テ物品土地近村之仲買商人江売渡候儀ニ付、御規則魚市と申儀者無御座シテ魚問屋と奉存候(下略)」と魚問屋としての性格を強調しているが、規則のがれのための弁解であるにおいが濃く、やはり市としての性格をもつものであったろう。

市といえはやや時代を下るが、明治二十四年(一八九二)当地方にはつぎのような市があった。

名称	売買品目	開市日
今井古物市	古着古道具其他古物	五、十、十五、二十、廿五、三十
今井古物市	古着古道具其他古物	二、八、十二、十八、廿二、廿八
八木古物市	古着古道具其他古物	五、十五、廿五
八木古物市	古着古道具其他古物	二、十二、廿二

曾我古物市	古着古道具其他古物	一、五
北八木魚市	魚類	毎日
八木青物市	菓物、蔬菜	毎日

ついでながら、明治三十二年（一八九九）の市はつぎのとおりで、古物市の減少が目立つ。

〔奈良県統計書〕

賣買品目	所在地	市場主	荷主	開市日	開市一カ年合計日数	一カ年売上価格	一カ年市場利益金額
菓物市	菓物	八木町	一人	四人	常市	三六五日	二、〇〇〇円
菓物市	菓物	八木町	一	三	常市	三六五	一、〇〇〇円
古物市	古物	八木町	一	二五	八、十八、二八	三六	一、〇〇〇
魚市	魚類	八木町	一	一五	常市	三六五	三、八〇〇
古物市	古物	今井町	一	一五	三、八の日	七二	二二〇

〔奈良県統計書〕

企業の台頭

明治十四年（一八八二）から十六年にかけておこなわれた松方正義による紙幣整理は、物価の急激な低下をよびおこし、日本経済を不景気のあらしにつつんだ。その影響は、もちろんこの地方にもおよび、産業の不振を招いたことは想像に難くない。明治十八年（一八八五）葛上・葛下・高市・忍海四郡役所から大阪府勸業課に提出された「農工商衰頹原因調査」は、その状況をつぎのように伝えている。

○農業上ノ衰頹ハ明治十六年ノ旱害及十七年ノ水害ト近年世間一般ノ不景氣ト、紙幣本位ニ復セント欲シ農産物価ノ頓ニ下落セシ等ニ原因スルモノノ如シ、然リ而シテ其上等ニアリテハ、旧来広ク金穀ヲ貸与セシニ、負債主其義務ヲ尽ス能ハス、漸ク身代限等ニ依リ僅カニ其幾分ヲ収得スル如キト、曾テ農産物価ノ一時騰貴ヲ極メタルノ際生計上頗ル奢侈ヲ尽シタリシニ、前陳ノ場合ニ至リ出入相償フ能ハス倒産スル者多ク、其中等ニ位スル者ハ多ク衰頹セシト雖モ、之レヲ上等若クハ下等ニ比例スルトキハ、曾テ農産物価ノ騰貴セシ際ヨリ、他借ニ依ラス漸ク自ら維持シ来リタルヲ以テ、今日ノ現況ニ於テハ頗ル上位ヲ占ムルモノ、如

シ、又下等ニ至リテハ曾テ多クノ負債ヲ有セシニ、頓ニ農産物価ノ下落セシヨリ其義務ヲ尽ス能ハス、其許ノ恒産モ悉ク債主ニ譲リシト、一方農事ノ余暇ヲ以テ荷物運搬若クハ採薪、又其婦女等ハ木綿織ニ従事トシ^(ママ)經濟ノ幾分ヲ補ヒ來リシカ、頓ニ其途リ頗ル困難ヲ來タシ、現時ニアリテハ穀物ハ既ニ耗尽シ、家具衣類等ハ曲売シテ食料ニ充ル如キ、其甚キモノハ日用欠クヘカラサノ縮少セシヨル物品モ米塩購求ノ資料ニ代ヘ一日ヲ送ルモノ、如シ

○商業上ノ衰頽ハ農家ノ困難ト一般ノ不景氣トニ原因シ、為メニ民間ノ購買力ヲ減シタルカ故ニ販路大ニ縮少シ、資本運轉ヲ止メ甚シキニ至リテハ、十分ノ五六ハ損耗ニ帰シ頗ル困難セリ、然シテ農業家ト同シク中等以上ニ位スルモノ其害大ナルカ如ク、休業スル者多ク、其下等行商人等日々糊口ノ計ヲナスモノ如キハ購求者ノ少キニ苦シミ既ニ資本ハ日々米塩ニ費消シ、到底業ヲ廢テサルヘカラサルニ至リタルモノト云フヘシ

○工業ノ景況ハ農商家ノ衰頽ニ原因シ、事業減縮セシノミナラス、曩ニ製造セシ物品モ販路ニ苦シミ、終ニ資本ノ運用ヲ失ヒ休業スル者多キニ居ル、其職工ノ如キ間々糊口ノミニテ雇主ニ依頼シ、妻子ハ問フ能ハサルカ如キノ情態アルヲ免レス、又旧穢多ニ至リテハ常ニ履ヲ織リ業トセシモ、購求者ノ稀少ナルト其価ノ廉ナルカ為メ到底糊口ニ充ツル能ハサルナリ、右之事情ヨリ、及シ來リタル窮民の景況ヲ掲クレハ、炊具モ全キ能ハサルノミナラス、夜ハ簞藁ヲ着シテ寝ネ昼ハ田圃ノ雜草ヲ摘シ來リテ、米麦ノ糠粉等ニ混シ食スル等ニテ、他ノ門戸ニ在リ食ヲ乞フモ覲トシテ耻チサル如キ、実ニ見ルニ忍ヒサル弊風ヲ惹起スルニ至ル、然レトモ漸次麦秋ニ向ヒタルト挿秧ニ迫リタルヲ以テ聊カ生息スルノ緒ニ然リヘキ歟

この時期は、あとで述べるように大和木綿が粗製濫造の結果不振にあえいでいた折でもあったので、松方財政による不況の影響はいっそう深刻なものがあったと想像される。

しかしながら松方財政は、一方では民間における資本の集中をうながし、他方において多数の労働者を生みだし、政商にたいする手厚い保護と相まって、資本主義発達 conditions をつくり出す役割を果たした。明治二十年（一八八七）前後から紡績業を中心に資本主義經濟が急速に發展し、日清戦争後には輕工業を中心にいわゆる産業革命が達成される。こうした動きを反映して、この地方でも木綿業を中心に商工業が活況を呈するようになった。また、日清戦争直

後からいわゆる企業ブームがまきおこり、地方でも鉄道会社をはじめいろいろの小企業がおこされ、それにともなつて小銀行がたくさん生まれてくるが、樞原地方も例外ではなかった。創立年代順に明治四十年（一九〇七）現在の会社を記したつぎの資料は『奈良県高市郡治一班』による）、そうした動きを示すものである。

創立年月	名 称	所 在 地	資本総額	株主人員
明治二十七年	株式会社八木銀行	八木町大字八木	五〇〇、〇〇〇円	四〇三人
明治二十九年	株式会社敵傍銀行	今井町大字今井	五〇〇、〇〇〇	二四一
明治二十九年	安田合資会社	八木町大字小房	三〇、〇〇〇	六
明治三十二年	丸屋合資会社	同	二〇、〇〇〇	四
明治三十二年	岡本合資会社	八木町大字北八木	一〇、〇〇〇	八
明治三十八年	藤岡織布合資会社	八木町大字小房	一〇、〇〇〇	五
明治三十九年	中和商會合資会社	八木町大字八木	一〇、〇〇〇	七

とりわけ注目されるのは、八木銀行と敵傍銀行の創設である。両銀行については、あとで詳しくふれるつもりであるが、明治三十二年（一八九九）の資本金は、八木銀行が五十万円、敵傍銀行が二十万円であった。当時資本金五十万円以下の銀行が圧倒的に多く、一万円で銀行ができるといわれたほどであったから、両銀行とも当時としてはかなり大きなものであったといわねばならない。安田・丸屋・岡本の三社はいずれも呉服太物を営業するものであり、中和商會は染料綿布綿糸を取扱い、藤岡織布は木綿の製造販売にあたる会社であつて、これらは、今井・八木地区が商工業の中心地としていちだんと發展しつつあったことを示すものである。

木綿業を中心に工場の近代化も進んだ。あとで詳しく述べるが、そのはじめは、明治三十八年（一九〇五）小房に創設された藤岡織布合資会社の力織機工場であつた。ついで明治四十二年（一九〇九）八木に三浦染織工場が設立さ

れ、明治四十四年（一九一）には今井の豊住安太郎と福島清吉がそれぞれ製布工場をつくっている。いずれも、小規模ながら動力機を備えた機械工場であった。このほか明治三十二年（一八九九）今井に石原工場が設けられたというが（職工二十三人）、明治四十年（一九〇七）の統計にはすでに姿をみせていない。大正三年（一九一四）活発な操業をつづけていたのは以上の四工場であった。

木綿業の発達 大和木綿は、江戸時代のはじめから、中和地方を中心にさかんに生産されていたが、江戸中期までは白木綿と縞無地木綿だけであった。一八世紀の中ごろ宝暦年間に、御所の浅田松堂が緋織を発明して以来、紺飛白の製織もおこなわれるようになり、「大和緋」として世にあらわれるにいたった。木綿織がとくにさかんであったのは葛上・葛下・高市の三郡である。その中心地が、御所・高田であり、さらには橿原地区であったことは、大和木綿の技術的改良がほとんどこれらの三地区においておこなわれたことによって証明されるであろう。その技術的進歩のあととは、つぎに示したとおりであるが、当地方の人々がその進歩のために大きく貢献したことは、記憶にとどめておいてよいことであろう。

一、宝暦年間

二、文政五年（一八二二）	紺飛白織法発明	御所	浅田松堂
三、天保九年（一八三八）	扇形器発明	御所	和田平兵衛
四、嘉永元年（一八四八）	バタバタ器と板締緋を発明	小房	柴田嘉六
五、明治三年（一八七〇）	紺板締緋を発明	新賀	井村利平
六、明治五年（一八七二）	早繰器発明	八木	三浦友七
七、明治六年（一八七三）	織織法練習	高田	藤田孫太郎
八、明治九年（一八七六）	緋製器発明	四條新町	八田久七
九、明治十年（一八七七）	四十通十字緋考案	高田	藤田孫太郎
		御所	吉川小七郎

- 一〇、明治十年（一八七七） 盆伝緋、納戸緋考案
 一一、明治十七年（一八八四） 大型早繰発明
 一二、明治二十七年（一八九四） 撚糸器自由器発明

- 木 殿 和田藤五郎
 高 田 藤田孫太郎
 （右二同ジ）

大和木綿の生産量は明確ではないが、天保九年（一八三八）東坊城村の綿屋作兵衛が東国へ販売した「高ハ二八五〇梱（二五〇反一梱）」であったというから、明治以前においても決して少ないものではなかったであろう。

明治前期の生産量で現在判明しているものは第17表のとおりであるが、これ以外の村むらでも、農家婦女子の副業としてさかんに製織されていたことは、容易に想像されるところである。ところでこのころ大和木綿業は大きな危機にたっていた。

明治維新後「交通頻繁トナルニ從ヒ俄然需要ヲ増シテ販路益々拡張ノ域ニ進」(森田五一・奥野増治郎『大和木綿同組合沿革史』による。以下同じ)んだのであるが、一般物価の騰貴にかかわらず、明治四年ころから木綿価格が低落した

(1 疋は 2 反)

明治六年					明治十四年				
見瀬村	八木村	今井町	四 条	五 条 野	曾 我	五 井			
一〇、五〇〇疋	一五、〇〇〇疋	三〇、〇〇〇疋	二二、〇〇〇疋	二、六〇〇疋	五、二〇〇疋	三〇〇疋			

見瀬村「物産調」、八木村「産物表」、明治14年のは『大和町村誌集』による。

ことから、混乱がおこった。木綿価格低下への対応策として、尺巾不足、品質粗雑な製品をつくり、しかも正紺のかわりに、泥紺と称する不良染料を使用しはじめたため、「信用日ニ地ニ墮チ声価日ニ減スル」にいたり、「販路ハ歳ト共ニ閉塞シ遂ニ大和木綿ハ市場ヨリ驅逐サレントスルノ悲境ニ陥リ」、明治十二、三年の頃には、「大和木綿ノ一大危機」に直面することになったのである。この危機を克服するためとられた方

策は、共進会の開催と製品の検査制度を中心にした織屋仲間の結成であった。

明治十一年（一八七八）磯城郡の業者たちが「規約ヲ設ケ監査員ヲ置キテ各業者ノ家ヲ巡回セシメテ以テ之レガ品質ヲ検査セシムルコト」を目的に機屋仲間を結成したのがその契機となって、明治十五年（一八八二）今井町で大和飛白共進会を開催したのを機会に、業者が相集って改善策について協議するところがあったが、翌明治十六年、大和木綿業組合の結成をみるにいたった。しかしこの組合は、御所・高田町を中心とした業者（泥紺を多量に貯蔵していた）たちの反対によって、組合規則が無視され、有名無実となってしまう。その後、幾多の迂余曲折があったが、他府県の綿業のため大和木綿が圧倒される事態に直面したので、有志相寄って取締規則の發布を奈良県庁に建議、ついに明治二十七年（一八九四）十一月、奈良県令第六三号をもって大和木綿業組合取締規則の制定をみるにいたった。この規則は、製品改良、販路拡張、職工に関する規定が中心になっており、そのため製品検査、印証押捺、違約者処分の方法がとられることになり、第三十七条には「壹円以上壹円九五銭以下の科料、若クハ三日以上十日以内ノ拘留ニ処ス」というような規定が設けられている。その後、明治三十三年（一九〇〇）、重要物産同業組合法の成立とともに、大和木綿同業組合が組織され、九月その設置が認可された。

大和木綿改良の努力の過程で、当然のことながら橿原地区の業者が活躍している。いまその氏名をあげるとつぎのような人たちであった。

今井町	谷田嘉七、福井宇造、豊沢吉平、恒岡新次、若林利三郎、豊田六郎
八木町	松岡清五郎、松村源吉、藤岡敬三郎、松村源三郎、河合小七郎
白檀村	島田多十郎、若林伊三郎
金橋村	井上金治郎

これらの人々は、木綿の製造、販売業者の有力なものであったといつてよい。

こうしてようやく大和木綿業も回復に向うことになるが、すでに明治二十八年と二十九年にそれぞれ高田町と八木町で開かれた大和木綿共進会では改良の実績顯著なものがあつたという。明治二十八年には十六年ごろの二倍の実績が上がり、加えて日清戦争の勝利の結果は、大和木綿業の上にも大きな繁栄をもたらすことになったのである。

すでにみてきたところでもわかるように、今井や八木がこの地方の木綿の中心になっており、織屋以外に木綿商も多かったことと思われる。しかし、明治十五年に中和地方の十カ所に組合を置く計画があり、その中に今井とならんで膳夫・見瀬の名が見え、明治十六年に組織された大和木綿業組合の規約では、高市郡は今井組として、十市・宇陀両郡は膳夫組としているから、膳夫や見瀬あたりにも、他の村にくらべて多数の織屋が存在していたのであろう（八木、北八木、小房、四条新町あたりは、今井と一体のものともみなされていたと思われる）。

なお、明治二十五年の高市・葛上・葛下・忍海四郡の藍染業組合設立に関する陳情書によれば、左記の署名がみられるから、それらの町村で藍染業がおこなわれていたことが知られよう。

今井町 森本喜平、山崎庄次郎、今里房吉、長田庄治、石原治吉、松川市松、荒井安平、荒井平治、阿部甚三郎
八木町 今里喜三郎、松田徳治郎、吉村甚年、玉谷美支、堀内彦七、吉村栄造、福井菊松、前田喜代松
白樫村 逸峰吉蔵（鳥屋）、中井清六（見瀬）、松岡庄吉（見瀬）、辻本太吉（四条）
金橋村 南ツギ（東坊城）、山本長八（曾我）、森上忠七（曾我）、吉村竹松（曾我）
新沢村 竹村留吉

藍染業においても、今井・八木がその中心になっていたことがわかる。

ところで、明治末年まで木綿織の生産は、多くの場合出機による賃織が中心であつた。明治二十二年ごろの状況については「女ハ織子、二分通ハ營業者ノ雇入織女、他ノ八分通ハ出シ機」とされており、明治三十年ころの事情につ

いて『大和木綿同業組合沿革史』は「古来自家製織スルモノ殆ント十ノ二、三ニ過キスシテ其七、八ハ悉ク出機賃機タリ」と述べ、大正三年の『奈良県産業案内』も「本県の機業は概ね副業的家内工業にして主として各郡市に散在せる農家の子女之を工織せり」と書いている。このように大和木綿は、農家婦女子による家内副業として生産されていたのである。これらの織子たちは、製造業者たる織屋Ⅱ問屋から糊付整経された原料糸を受けとり（緋織の場合は、織屋が仕入れた原綿糸は、いったん藍染業者にわたし、あるいはまた自宅において、染色されたものが渡される）、手織りによって織上げ、製品を渡して賃金を受けとっていたわけで、いわゆる問屋制家内工業がその生産形態であった。独立の経営もなかったわけではなく、たとえば今井の森本喜平（万延元年設立）、石原治吉（明治元年設立）、小房の藤田敬治郎、三浦猪太郎（文政九年設立）、膳夫の原田甚平（慶応二年設立）、大和木綿改良会社（明治二十年設立）などの工場があげられるが、いずれも小規模なものでマニファクチュア経営に進んでいたかどうか不明らかでない。それにこれらの経営者も問屋としての性格を多分にもち、たくさんの織子を従属させていたものと思われる。

大和木綿の販路は、その大部分が京阪であり、東京・名古屋がこれにつき、九州にも送られたようである。中国、朝鮮へわずかに輸出されていたにすぎず、ほとんどが内地向けの販売であった。販売は仲買人による場合と、製造業者である問屋から直接送られる場合があり、その関係は一定していなかったようであるが、白木綿は仲買人による場合が多く、緋木綿は製造業者と仲買人の取扱量が相なかなばしていたといわれる。

その生産状況を橿原地区において明確にとらえる史料を欠くので、高市郡全体の統計から推察してみよう。高市郡の木綿生産がほぼ橿原地区に集中していたから、これでおよその見当はつけることができるからである。明治三十年以降大正にかけての綿織製造戸数、機数、織子数を示したのが第18表である。製造戸数は、織子を問屋制的に支配していた織屋Ⅱ問屋の数を示すものと考えてよいであろう（ただし、明治三十〜三十二年の分はこの範疇にはいない）。

第18表

	戸 数	機 数	織 工
明治30年	1,014	2,065	2,473
31年	1,037	2,316	3,741
32年	1,188	3,393	3,347
33年	147	4,649	4,629
34年	123	4,588	4,520
35年	121	4,752	4,667
36年	98	4,843	4,843
37年	72	4,560	4,518
38年	105	4,772	4,751
39年	123	4,815	4,814
40年	125	5,180	5,179
41年	121	4,788	4,788
42年	109	4,939	4,741
43年	105	4,927	4,929
44年	92	4,656	4,737
大正元年	95	4,689	4,752 (内男13)
2年	88	4,719	4,207 (内男38)
3年	79	3,804	3,848 (内男29)
4年	84	4,557	4,822(内男192)
5年	88	6,087	6,294(内男114)
6年	70	4,669	5,041(内男183)
7年	98	6,445	4,275(内男170)

第19表は、その生産量を示したものである。明治三十年—三十三年ごろをほぼピークとしてそれ以後減少を示すが、日露戦争後から第一次大戦後にかけて数十万反台を維持している。これは奈良県全体の大和木綿の生産量が、明治三十二年まで増減をくりかえしながら増加し、明治四十年以降ひきつづき減少の傾向をみせているのと若干異った傾向をしめしている。それは綿業における資本制生産の台頭に圧倒されていくためであるが、その影響は直接の競争

第19表

明治24年	547,295 ^反
30年	1,378,134
33年	1,057,442
36年	382,054
39年	604,969
42年	517,760
44年	772,633
大正3年	629,972
7年	622,717
	(114,934 ^碼)

をうけた白木綿において著しいものがあり、磯城郡などが白木綿を主としていたのにたいし、高市郡の場合は紺や色木綿の比重が大きかったので、比較的その競争に耐えることができたからおもわれる。それとともに、日露戦争後、今井・八木地区で力織機を備えた工場があらわれていたことも、一定の生産を維持し得た理由に考えられよう。

さきに少しふれたように、明治三十八年、小房に藤岡織布工場が出現したのを契機に、明治四十二年三浦染織工場が八木に、つづいて明治四十四年今井に豊住安太郎の工場と福島清吉の工場が建てられた。藤岡織布工場は、高市郡のみならず奈良県における近代的な織布工場の最初のものであった。明治四十年現在の工場規模はつぎのとおりであった。

原動機	汽機（横置単働凝縮）	一台	三・三馬力
	発電機（直流）	一台	五KW
	汽罐（コールニツレエ）	一台	九・七馬力
製作用機械	織機チツレソン式	三〇台	（英国製）
（動力運転）	同 小森式	二〇台	（小森鉄工所製）
	同 柳原式	七台	（柳原鉄工所製）
	セクショナル・ワーピング・マシン	二台	（英国製）
	ドラム・ワインダー	二台	（英国製）
	コップ・ワインダー	二台	（英国製）
同	同	一台	（小森鉄工所製）

巻返機
ブレーチングマシン
ブラッシングマシン

一台 (英国製)
一台 (大阪)
一台 (大阪)

(明治四十一年『高市郡治一班』による)

第20表

明治39年	23,000 ^反
40年	15,600
41年	32,500
42年	32,700
43年	37,150
44年	22,809
大正元年	23,379
2年	11,380
3年	22,415

藤岡織布工場ではその後織機を八〇台に増し、藤田製吸入ガス発動機(五〇馬力)も備えたという。その生産額はおよそ第20表のとおりである。
なお、大正元年現在における今井の豊住工場と福島工場の規模はつぎのとおりであった。

	汽機電動機		実馬力	職工数			職工日給		年間反数
	男	女		計	男	女			
豊住工場	一台	八馬力	六人	二五人	三一人	四〇銭	二五銭	二四、〇〇反	
福島工場	一	二	二	一三	一五	三五銭	二五銭	一、九八〇反	

大正三年現在におけるこれらの工場の概要を示しておこう。

(大正四年『高市郡勢一覽』による)

大正三年現在におけるこれらの工場の概要を示しておこう。

	主要製品		一カ年就業日数	一日就業時間	職工	
	男	女			計	工
藤岡工場	金巾	一九三日	一三時間	一四人	七二一人	八七人
三浦工場	木綿、メリヤス、白木綿	三二〇	一五	二四	一七	四一
豊住工場	白木綿	三二六	一三	六	二五	三一
福島工場	巾広木綿	三二五	一三	一二	一三	一六

第 21 表

	力織機	手織機	職 工
大正10年	(工場 5)	5,967	—
15年	195	1,491	1,594 ^人 (内男41)
昭和 4 年	243	549	888 (内男39)
6 年	229	497	606 (内男33)
10年	306	228	378 (内男31)

こうした動向を反映してか、八木町では大正五年（一九一六）県立工業研究所を誘致する計画があった。しかし、これは町会で否決の憂き目をみている（平田氏文書）。そのため翌年高田町に工業試験場の設置をみ、染織に関する試験研究、指導にあたることになったのであった。

しかしながら、大正八、九年を転機として国内需要の激減と大企業の圧迫のため、綿業は急速に衰え、第21表にみられるように、昭和初年には手織はほとんど没落してしまった。工場生産もしだいに広巾の生地生産に比重をうつし、あるいはまたメリヤスや靴下工業の方に関心を示すようになり、昭和十年前後になると伝統的な木綿織は、全くそのあとを絶ててしまった。

八木銀行と敵傍銀行の創立 日清戦争後、全国的に地方小銀行が続出するが、奈良県でも明治二十七年（一八九四）以後小銀行の設立が相つぎ、明治三十二年ごろには二三行を数える有様であった。明治二十七年に創設された八木銀行は、奈良銀行とともにその最も早い例である。明治二十七年の営業報告書（奈良県庁蔵）によれば、創立の事情ならびに当初の営業状況はおよそつぎのとおりであった。

当銀行創立之事

当銀行第壹回報告ヲ為スニ当リ、茲ニ創立ノ起因ヲ開陳スルニ、抑モ明治二十六年十月ノ度発起人等相会シ、私立銀行ヲ設立シ、商業ノ暢達金融ノ円滑ヲ謀ラン事ヲ決議セリ、幸ニ此舉ヲ賛成スルモノ多ク、続々加入ノ申込アリタリ、爾後発起人等数次ノ決議ヲ経テ、資本金ヲ拾万円ト定メ、其行名ヲ株式会社八木銀行ト称シ、則チ定款ヲ編製シ、同十一月十一日發起認可願書ヲ主務大臣ニ捧呈シ、同十二月五日其許可ヲ得、続テ本年一月十七日付ヲ以テ設立ノ認可ヲ蒙リ、因テ本年二月十五日営業ヲ開始スルニ至レリ

株主總會決議ノ事

明治二十六年十二月二十七日總會ヲ招集シ、創立委員ハ創立所務ノ要件ヲ株主一同ニ明示シ、役員ヲ投票撰挙セシニ、安田太四郎、河合庄治郎、藤岡敬治郎、好川忠一、河合源七郎、藤野權七郎、恒岡新次ノ七名ヲ取締役ニ、櫻根太三郎、平井太郎、植松徳治郎ノ三名ヲ監査役ニ当撰ス、同取締役ノ互撰ヲ以テ安田太四郎ヲ頭取ニ当撰シタリ、而メ銀行ハ來ル二月十五日ヲトシ、開業ヲ為ス旨報告シタリ

五月三十日株主臨時總會ノ決議ニ依テ、十市郡桜井町大字桜井ニ支店設置ノ件及ヒ株金ニ壹万円ノ払込ヲ徵集シテ、以テ同支店ノ資本金ニ充ツ可キ事

	貸付金利息		割引日歩百円ニ付	
	最 高	最 低	最 高	最 低
二月	一割八厘	〇	三錢五厘	三錢
三月	一割貳厘	〇	三錢五厘	貳錢貳厘
四月	一割一步	一割貳厘	四錢一厘	貳錢五厘
五月	一割二步三厘	一割貳厘	四錢	三錢
六月	一割三步	〇	四錢二厘	三錢貳厘

金錢出納之事

一、当季營業日數(日曜日ヲ除ク)百貳拾一日間當銀行ニ於テ取扱ヒタル金額出納額左ノ如シ

一、金四拾貳万九千壹百三拾八円九拾九錢三厘 入金高

一、金四拾貳万五千四百五拾壹円四錢七厘 出金高

右出納ノ總額今之レヲ一日ニ平均スレハ其員數左ノ如シ

入金額 參千五百四拾七円

出金額 參千五百拾六円

(中略)

損益勘定之事

一、金貳千拾八円六拾九銭五厘

本季間総益金

内

金六百六拾五円七十七銭六厘

同 総損金

差引

金壹千參百五拾貳円九拾壹銭九厘

純益金

内訳

金 壹百參拾五円

積立金

金 六拾七円五拾銭

別段積立金

金 壹百參拾五円

役員賞与金

金 九百円

配当金(壹株四十五銭ノ割合)

金 壹百拾五円四十壹銭九厘

後半季ニ繰込ム

明治二十七年六月三十日

印

株式会社 八木銀行

頭取 安田 太郎 印

取締役 河合 庄治 郎 印

同 好川 忠一 郎 印

同 河合 源七 郎 印

同 恒岡 新次 郎 印

同 藤野 権七 郎 印

同 藤岡 政治 郎 印

同 兼支配人

監査役 平井 太郎 印

前記ノ各項調査ヲ遂ケ其正確ナルヲ保証候也

近代の発展

三六八

右方老期半季報告前書之通相違無之候也

奈良県知事

古沢 滋殿

なお、当時の株主は一四九名、その氏名はつぎのとおりであつた。

同 同
植松徳治郎 ㊟
榎根太三郎 ㊟

住 所	株数	金 額	住 所	株数	金 額
安田太四郎 八木町小房	一五〇	一、八七五・〇〇〇	森川喜八郎 鴨公村醍醐	五四	六七五・〇〇〇
好川忠一 八木町八木	七四	九二五・〇〇〇	細田喜代造 今井町今井	五四	六七五・〇〇〇
藤岡敬治郎 八木町小房	五九	七三七・五〇〇	荒井安平 今井町今井	五四	六七五・〇〇〇
植松徳治郎 八木町小房	五六	七〇〇・〇〇〇	安田太助 高市郡八木町小房	五一	六三七・五〇〇
恒岡新次 今井町今井	五六	七〇〇・〇〇〇	島崎源平 式上郡城島村外山	五〇	六二五・〇〇〇
平井安平 八木町小房	五五	六八七・五〇〇	安田伊平 八木町小房	三二	四〇〇・〇〇〇
榎根太三郎 葛下郡浮孔村三倉堂	五四	六七五・〇〇〇	竹村徳三郎 葛下郡磬城村岩橋	三〇	三七五・〇〇〇
平井太郎 広瀬郡馬見村大字幸尾	五四	六七五・〇〇〇	山本平五郎 鴨公村別所	三〇	三七五・〇〇〇
三浦猪太郎 高市郡八木町八木	五四	六七五・〇〇〇	福島芳治郎 八木町八木	一二	一五〇・〇〇〇
藤野権七郎 高市郡八木町八木	五四	六七五・〇〇〇	米田利三郎 今井町今井	一〇	一二五・〇〇〇
河合庄治郎 高市郡八木町八木	五四	六七五・〇〇〇	堀 熊治郎 金橋村曲川	一〇	一二五・〇〇〇
稲田吉重郎 高市郡八木町八木	五四	六七五・〇〇〇	中沢佐十郎 今井町今井	一〇	一二五・〇〇〇
岡本弥五郎 高市郡八木町八木	五四	六七五・〇〇〇	岡本清太郎 八木町八木	一〇	一二五・〇〇〇
河合庄九郎 高市郡八木町八木	五四	六七五・〇〇〇	谷 新治郎 八木町八木	一〇	一二五・〇〇〇
河合庄三郎 高市郡八木町八木	五四	六七五・〇〇〇	福井宇蔵 今井町今井	一〇	一二五・〇〇〇
河合源七郎 高市郡八木町八木	五四	六七五・〇〇〇	安田太三郎 八木町小房	六	七五・〇〇〇

井上久治郎	金橋村雲梯	六	七五・〇〇〇	河合正哲	耳成村葛本	五	六二・五〇〇
豊田伊平	白樺村四条	五	六二・五〇〇	井村鹿治郎	飛鳥村八釣	五	六二・五〇〇
森本清三郎	金橋村雲梯	五	六二・五〇〇	植田覺之吉	八木町八木	五	六二・五〇〇
山本平義	鴨公村別所	五	六二・五〇〇	松山六三郎	八木町八木	五	六二・五〇〇
岡本卯之吉	真菅村大槻	五	六二・五〇〇	好川キサ	八木町八木	五	六二・五〇〇
明司熊蔵	白樺村四条	五	六二・五〇〇	藤野菊蔵	八木町八木	五	六二・五〇〇
山本宇八	白樺村四条	五	六二・五〇〇	松岡ミツ	八木町八木	五	六二・五〇〇
山本辰造	白樺村四条	五	六二・五〇〇	松岡清太郎	八木町八木	五	六二・五〇〇
広谷喜蔵	白樺村四条	五	六二・五〇〇	小川岩治	八木町八木	五	六二・五〇〇
平井利作	鴨公村麗蘭	五	六一・五〇〇				

全部一四九名 二、〇〇〇株 二五〇〇〇月〇〇〇

敵傍銀行は、ややおくれて明治二十九年三月十六日、資本金二十万円、株主一六二人をもって創立された。その設立に参加した人々は、今井の荒井安兵衛・豊田秀次郎・細田嘉平・河合喜右衛門、雲梯の井上忠右衛門・森本清左衛門、小泉堂の豊田新一、玉手の潮田藤三郎らで、初代頭取には潮田藤三郎、副頭取には豊田新一が就任した。

明治三十二年（一八九九）の両銀行の役員はつぎのとおりで（明治三十三年『奈良県人名録』による）、八木銀行は桜井・柳本・馬見・三輪・高取・初瀬の支店と岡の出張所をもち、敵傍銀行は箸尾と高取に（のち高田・田原本にも）支店をもっていた。

八木銀行		敵傍銀行	
頭取取締役	八木町小房	安田伊平	披上村玉手
取締役	八木町小房	藤岡敬治郎	白樺村四条
取締役	八木町小房	好川忠一	今井町
			河合喜多八郎

取締役	八木町北八木	河合庄九郎	今井町	細多喜代造
取締役	八木町北八木	河合源七郎	今井町	荒川安平
取締役	今井町	恒岡新次	今井町	中津佐十郎
取締役	城島村外山	島崎新次	三宅村小柳	服部北翁
取締役	桜井町	米田基次郎	箸尾村南	井上治三郎
取締役	高取町観音寺	吉井平雄	河合村葉井	竹田忠三郎
取締役	馬見村平尾	平井太郎	金橋村曲川	堀熊次郎
取締役			瀬南村	和田与五郎
取締役			金橋村雲梯	井上正之助
監査役	八木町小房	植松徳次郎	瀬南村古寺	堀内清三郎
監査役	八木町八木	藤野権七郎	越智岡村兵庫	本田九郎平
監査役	王寺村	谷甚四郎	耳成村葛本	河合正哲
監査役			金橋村雲梯	森能清三郎

これらの銀行の設立に参画したものの多くは、日本経済の進展とともに成長してきた企業家だったといえよう。地主たちは、これまでに蓄積した利益を、農業より高い利潤を求めて、新しい企業に投入したのであった。両銀行とも、順調な発展をとげ、その資金の貸付をうけて、当地方にも会社や企業がおこってくることになるのである。明治から大正にかけての発展の経過は、つぎのとおりであった。

	資本金総額	払込済資本金	積立金	利益金	利益配当率	株主	支店
明治三二年	八木銀行 五〇〇、〇〇〇円 畝傍銀行 二〇〇、〇〇〇円	二五〇、〇〇〇円 一四〇、〇〇〇円	八〇、七六〇円 一九、三〇〇円	二五、〇〇〇円 一一、二〇〇円	一〇分 八分	三九四人 一六二人	七

明治四〇年	八木銀行	五〇〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇	一五六、〇〇〇	七	四〇三	七
	敵傍銀行	五〇〇、〇〇〇	三七五、〇〇〇	九四、六〇〇	七	二四一	四
大正三年	八木銀行	一〇〇〇、〇〇〇	六二五、〇〇〇	一八五、〇〇〇	五四、三五四	七・二	七
	敵傍銀行	五〇〇、〇〇〇	三五〇、〇〇〇	二四一、〇〇〇	七二、九八〇	二二九	四

ついでながら、大正三年の營業狀況をつぎに示しておこう。

八木銀行	諸預金取扱高				諸貸付取扱高		手形取扱高		
	公金預金	定期預金	当座預金	小口預金	別段預金	貸付金	当座貸越	割引手形	荷為替手形
八木銀行	一八六、〇三七・二	四一、八六・三	七六、三三・八	一、七四、五九・八	一五、五五・六	二五、六四・〇	一、〇六、五三・九	二、七〇、四九・七	二〇、〇六・五
敵傍銀行	—	五九、四六・五	三五、四三・五	四八六、〇五七・四	二四、〇四・八	三、九五・六	三七五、〇六・三	一、三三、〇六・三	—

(大正四年『高市郡勢一覽』による。単位千円)

敵傍銀行は、その後大正九年二月、吉野銀行と合併し、ついで六十八銀行(いまの南都銀行) 敵傍支店となり、八木銀行もまた六十八銀行と合併してその支店となり、当地方の中心的金融機関として發展したのである。

商工業の發展と營業の變化 いま、大正三年(一九一四)の「風俗誌」によって橿原地区において、工業生産の明

らかなものをみると次のとおりである。

八木町	綿織物	九六、三五一反	一七七、一一一円
	貝 釦		五、〇〇〇円
	酒		四五〇石
今井町	白木綿	四八、〇〇〇反	一八、〇〇〇円
			一六、八〇〇円

金橋村	繅木綿	九三、一五八反	九七、七一五円
	二子織	一、一一〇反	六〇〇円
	建具	一、九九八本	二、九九七円
	下駄表	二、八六〇足	二、三九五円
	製革	九五〇枚	七五八円
	繅物	三六、四一五反	四三、六九八円
	清酒	四四四石	一七、七七六円
	種油	七八石	二、九六四円
	油粕	一八、二八〇貫	二、七六九円
	繅木綿	四八二反	一、〇〇〇円
真菅村	繅木綿	三八、〇五四反	五七、八一〇円
	木綿	二、一一五反	一、九〇四円
	醬油	九、八五四石	一六七、五一三円
	種油	九二石	三、九五六円
	油粕	八、五五六貫	二、三九六円
	売菓		六、八三〇円
鴨公村	繅木綿		
	二子織		
	建具		
	下駄表		
	製革		
	繅物		
	清酒		
	種油		
	油粕		
	繅木綿		

いぜんとして木綿業が圧倒的である。八木・今井ではさきに述べた工場での生産が多く、比重を占め、真菅・白樫の木綿は、大部分農家の婦女子によって賃織りされたもので、第一次世界大戦が終るころまでは、木綿業はなおこの地方繁栄の中心であったのである。

真菅・金橋ではひきつづき菜種油の製造がおこなわれているが、このころにはもはや灯油としての意味を失い、そのほとんどが食用油に供されたものであろう。石油の進出、電灯の普及、機械製油の開始によって、灯油の原料とし

第22表

	数量	製造戸数	職		計
			男	女	
明治三〇年	四九 _石	五 _戸	一〇 _人	〇 _人	一〇 _人
三五年	四〇	四	八	〇	八
四〇年	六〇	二	六	〇	六
大正元年	一二	一	二	〇	二
一一年	三	一	二	〇	二

ての菜種栽培も絞油業も、ほぼ明治三十年ごろから、急速に衰えはじめていたのである。第22表に示した今井町の場合は、こうした傾向を端的に示しているものといえよう。

金橋の醤油は、曲川の堀醤油工場のものである。

堀工場は安政二年（一八五五）の創業、当主の堀熊次郎氏は、明治十三年（一八八〇）父祖の業をつぎ、畝傍銀行の取締役や郡会議員を歴任、明治三十八年

（一九〇五）には大和醤油醸造組合を發起し、その評議員に選ばれている。「自家に試験場を設け、技師を聘し、日夜刻苦倦まず、原料の精撰、醸造法の考究に励み、尚人力の少々拙劣の態なきにしもあらざるを以て、一大改革を断行し、電気力三相式ダイナモを用ふるに至った」という（大正元年『大和人名鑑』）。大正元年（一九一三）当時、洋式煉瓦建物および木造建物一七カ所をもち、経営規模はおよそつぎのとおりであった。

原料 小麦、大豆、食塩、水

産地 内地、朝鮮、清国、台湾

製造に用する器具

原動力 一〇馬力、三相式ダイナモ

グラント式醤油搾り機

ドイツ式ハイドリック水圧ジャッキ

ウイング式醤油送り機

一台

六台

六台

三台

近代の発展

三七四

ホリゾンタル式水揚ポンプ

一台

山中式麦煎機

二台

河盛式挽割機

二台

ハイレッシャ式高熱醬油送り機

二台

以上原動力にて運転す

其外普通醬油醸造機具一切

三十石入り大桶四三〇本に年中蓄造諸味一万二九〇〇石なり

使用人 板手一人、職工四〇人、桶屋四人、大工二人

一カ年生産額及製造額 九八五三石七斗三升 此価格一六万七五二三円也

内外輸出先 内地、朝鮮、北清、台湾、北米、北海道

さて、第一次世界大戦後、繁栄の中心であった木綿業がようやく衰えをみせはじめる。かわってしだいに発展してきたものに、さきあげた大正三年の史料にみられる貝釦や売薬があった。

貝釦の製造は、明治二十年ごろドイツ人技師によって神戸で開始されたといわれ、奈良県に伝えられたのは明治三十八年ごろで、その際川西村のほか耳成村でも一戸がその製造をはじめている。第一次世界大戦に入って川西村を中心に貝釦工業がさかになり、当地方にもしだいに及んだのであろう。その技術が簡単に少額の設備費で製造できるので副業的な家内手工業として普及する理由があったのである。

しかし、川西村、天満村、箸尾町などのような顕著な発展を示すことなく、耳成・真菅・今井などの北部地区でおこなわれたようである。明確な史料を欠くので詳しくその状況を追求することができないが、昭和六年真菅村では釦職九戸、貝釦切を兼ねるもの一三戸、二二人、釦付の内職を営むもの二八戸、四一人を数え、昭和八年の今井町では貝釦製造を業とするもの二八戸、兼業におこなうもの三戸を数えている。そして耳成村の十市では成興釦工業株式会

社がこのころから発展する。

売薬業は大和売薬の本場の一つであるが、葛村や高取町におくれて、明治末期からしだいに大きくなってきたのである。いま、数字によってそれを見ると、明治後期の状況はつぎのとおりである。

	明治三八年			明治三九年			明治四〇年		
	製造戸数	請売戸数	売り人員	製造戸数	請売戸数	売り人員	製造戸数	請売戸数	売り人員
八木	八戸	一三戸	二〇人	九戸	一五戸	二五人	九戸	一七戸	二八人
今井	三	二三	六六	三	二五	七三	三	二九	八六
鴨公	三	二	二一	三	四	二三	四	五	二六
畝傍	一〇	一二	一〇八	一二	一三	一四六	一三	一五	一七二
真菅	三	一	二九	三	一	三八	三	一	四三
金橋	四	一	一一	五	一	一四	六	一	一九
新沢	五	二	六八	五	三	九〇	六	四	九七

つぎに昭和初年の状況をみると、次頁の表のとおりである。

高市郡全体の大正十三年の統計は、製造戸数一八二、職工四二七、売り戸数一、八〇〇、製造個数三四、八八三、四八九貼という数字を示しているから、高市郡全体としては大正末年から昭和のはじめにかけて急増し、その後やや減少を示しているといえよう。これは越智岡・高取・船倉などの主要な生産地においてその生産が急減しているためで、橿原地区では、昭和三年から九年にかけて真菅村をのぞいて増加の傾向を示しているのが注目される。戦時中統

	昭和三年				昭和九年			
	製造場	職工	戸数	個数	製造場	職工	戸数	個数
八木	三軒	七人	三五戸	一二六、一〇〇個	五軒	一五人	四七戸	三七六、二二〇個
今井	九	一七	八二	一、六二二、五五〇	六	二八	一一一	三、二二四、〇二五
鴨公	五	三〇	五九	二、六四六、五四五	七	二四	二〇二	四、一七四、二〇〇
畝傍	六	三七	五八	一、五五六、八二三	一一	七〇	二三八	三、四四四、〇〇〇
真菅	二	七	四	二、二四三、〇〇〇	三	一二	三〇	一、一四六、五〇〇
金橋	一二	一八	六四	六一三、〇〇〇	七	一九	九八	一、三三〇、〇〇〇
新沢	九	一〇七	一八六	九五五、〇〇〇	一八	九二	二二三	四、八九四、〇〇〇
高市郡合計	二〇一	七四三	二、三三二	五四、五九七、〇九八	二〇三	七九六	三、六三七	四九、二六九、五〇八

制をうけていちじ衰退したが、戦後に復活、今日なお当地方の特産物となっている。なお、昭和三十二年（一九五七）
 橿原市の配置員（売子）は七六八人で、高取町の五六八人、御所町の五六三人を凌駕している。

売薬にややおくれてゴム工業が、あらわれた。大正六年今井の安田信太郎がゴム薬品の製造をおこなったのがその
 はじめといわれ、昭和二年には安田ゴム株式会社に発展し、ついで同じく今井に竹田ゴム工業所などが成立した。こ
 のため昭和八年の工業生産額統計によれば、今井町の繁栄の中心であった織物の八、三〇二円にたいし、ゴム製品は
 一三一、九四三円と断然第一位をしめ、売薬の一七、九三八円をもはるかにひきはなしている。その製品はゴムサッ
 ク、氷嚢、おしめカバー、衛生帯、家庭婦人向けの製品や防水布などの薄物を主とし、もと売薬売子に託して販売し

たところからさかんになったといわれる。その後工藤製作所（今井）や新生商会（大輿、昭和二十一年）もあらわれ、昭和三十五年現在薄物ゴムではわが国最大の生産地となっていた。

さきに述べたように木綿織は没落していったけれども、繊維製品は依然として当地方の主要な生産品となっている。大正元年、見瀬に浅田メリヤス会社が創立され、靴下の製造をはじめているが、昭和時代になって畝傍町や真菅村を中心に靴下やメリヤス工業がしだいにおこるようになった。綿織工場も、紺や色木綿の小巾ものから、広巾生地の生産に転じ、新しく織布会社もあらわれて、昭和三十年代においても、繊維工業が橿原市の最も重要な工業であった。昭和三十年現在、工場数四三七を数えるが、その内繊維関係工場が一三九の多数を占め、その生産額も圧倒的に多い。

いま昭和三十年の『奈良県商工総覧』によって橿原市の企業をあげればつぎのとおりである。

綿化織織物	西岡織布工場（膳夫）	村島織布工場（膳夫）
蚊張生地	藤井織布KK（今井町）	藤岡織布KK（八木町）
メリヤス	大和織布KK（畝傍町）	吉田織布KK（畝傍町）
靴下	近畿メリヤスKK（畝傍町）	信和莫大小KK（曾我）
製菓業	浅田メリヤスKK（畝傍町）	高井メリヤスKK（曾我）
	大和中央製菓KK（八木町）	日本製菓KK（八木町）
	森田草楽堂（八木町）	南都製菓KK（鴨公村）
ゴム製品	工藤製作所（今井町）	安田ゴムKK（今井町）
林業製材	清光林業KK（真菅村）	清光林業KK（曾我）
家具	八木産業KK（八木町）	
黍簾	KK中川黍簾製作所（東坊城）	新生商会（畝傍町）

釧 類 成興釧工業KK (十市)

ところで、この間營業狀態はどのような變化を示したであろうか。若干の史料を書きとめておくことにしよう。

營業狀態について知り得る最も古い史料は、北八木の場合である。明治三十六年(一九〇三)の商業従業者の状況を示すつぎのとおりであつた(北八木・松岡氏蔵「營業名及課税標準届」)。

綿	七	木綿	一	呉服	一二	古着	一	質	二	石及国米	二
白米小売	一	国米荒物	二	国米建具	一	青物仲買	二	生魚仲買	二	干物乾物	一
干物雜商	一	菓子	一	飴	一	髪付蠟燭	一	髪付蠟燭硝子	一	紙煙草	一
煙草	二	運送業	五	料理旅館	四	肥料酒	一	医療機械藥種	一	材木小売	一

酒商(製造業)二

(勞役者一〇)

売藥業売藥製造 一(大和製劑正氣商会従業員二、職工五)

つぎに大正三年(一九一四)の『風俗誌』によると、八木町・今井町・鴨公村を合算したものと、真菅・金橋・新沢三力村の場合についてやや詳しくこれを知ることができる。

まず八木・今井・鴨公の三力町村を合わせた營業狀況はつぎのとおりである(総戸数二、〇〇三戸)。

官吏	一六人	公吏	二二人	教員	二九人	神官	二人	儒官	二一人
醫師	八人	地主	三五戸	一部自作	一三七戸	全部自作	三九二戸	自小作	四二四戸
小作	三六七戸	年雇	一四二人	日雇	九一人	植木職	五人	植林業	一二戸
瓦煉瓦製造	一戸	亜鉛板細工	七戸	鋳職	三戸	鍛冶鑄物	八戸	その他の工業	三戸
機械器具	一二人	売藥製造職工	一九人	皮革品製造職	六人	骨角細工	三人	綿打職工	三人
修繕職工	一二人	糸繰糸解職	九五五人	織物	五二〇人	晒練業	二戸	張屋	七戸
麻糸ツナギ職	五人	悉皆業	三戸	紙箱製造職	六人	製本職	五人	表具職	九人
染物業	一戸	桶職	一二戸	建具及指物職	一二戸	籠職	一五戸	その他木竹職	七戸
木材挽割業	三戸	菓子製造職工	二五人	縫職	三七人	洋傘修繕職工	九人	下駄類製造職	九七人
醸造業働き人	三五人								

下駄類修繕職	三〇人	下駄製製造職	一六二人	草履草鞋職	五人	洗濯業	六人	大工	一五人
畳刺し	一人	左官泥工	九人	土管工	一人	ペンキ職	二人	塗料塗職	六人
石・木版彫	九人	活版工場職工	八人	煙管職	四人	研物職	一人	その他の職工	二五人
刻印刷職	一〇戸	湯屋	七戸	青物類	二九戸	水菓子類	一八戸	禽類販売	一二戸
宿屋	一〇戸	甘酒	二戸	鍋焼うどん	二二戸	焼芋	一九戸	鮎・駄菓子売	六四戸
魚介類売	一三戸	漬物売	三戸	荒物売	一五戸	小間物売	一二戸	玩具売	五戸
煮豆売	三戸	植木商花売	三戸	薪炭販売	六戸	緑日露店商	五戸	新聞紙雜誌売	五戸
呉服屋	一六戸	理髪人	一六人	女髪結	一九人	郵便電信	二五人	飲道に 関する業	三七人
古物廢物商	一七戸	荷車運送人夫	九三人	寛政庁雇商人	二五人	商店の雇用人	一七三人	按摩	一七人
掃除人草取	七人	芸妓	九人	酌婦	三二人	料理飲食 店の雇人	一五人	職	一九人
								ガス電氣業	一九人

織物関係の業者が多いのは、当時木綿織がさかんであったことを反映するものであり、下駄関係の営業者はそれが鴨公村の特産であったことによるであろう。キセルの修繕職や露店商、女髪結や甘酒売のみえるのは大正時代の風俗をしのばせる職業である。官公吏や交通通信関係者がかなりの数になっており、ガス電氣の職工、ペンキ職や洗濯業は、比較的新しくあらわれてきた職業といえよう。商店の雇用人の多いのは、八木町や今井町が商業の中心として栄えていたことを示すものである。

つぎに、真菅村・金橋村・新沢村についてみてみよう。

総戸数	真菅 五七二	金橋 五三二	新沢 三五〇	官吏	真菅 一三	金橋 一一	新沢 五	僧侶	真菅 一〇	金橋 一二	新沢 八
教員	八	一五	一〇	地主	二	一	一	一部自作	一四	一六	一一
医師	三	一	一						八二	四五	五〇

近代の発展

全部自作	三七	三七	二五	自作	二三〇	一七〇	一一〇	小作	一〇五	二六〇	一二三
製茶業	二〇	二	三	農作年雇	三三	二五	二〇	日雇	七三	五二	三一
植木職	五	三	一	牧畜業	一	一	一	山林売買	二	一	一
苗木商	三	一	一	牛乳搾取	一	二	一	瓦煉瓦	一	一	一
鍛冶鑄物	二	一	一	窯業土石製造	一	一	一	綿打職工	一	一	一
染物業	一	一	一	壳菓製造	一	三	一	木材挽割業	一	二	一
桶職	二	一	一	表具職	一	一	一	指物職	一	一	二
醸造働人	八	一	一	菓子製造職	三	一	一	和洋服賃針	一	一	一
足袋修繕	一	一	一	洋傘デッキ	二	三	一	下駄製造修繕	三	二	一
製造手袋	一	一	一	製造修繕	一	五	一	畳刺し	一	二	一
袋物扇子	一	一	一	大工	三	一	一	土工	一	二	一
団扇製造	一	一	一	屋根フキ	一	一	一	青物類売	一〇	八	二
左官泥工	四	二	一	湯屋	二	三	一	おでんなべや	二	九	五
宿屋	一	一	一	魚介類売	一	二	一	きやきいも売	二	九	七
水菓子売	三	二	一	荒物売	二	三	一	小間物玩具商	九	五	七
飴駄菓子売	二	一七	七	魚屋	二	三	一	植木商花売	二	二	一
呉服屋	一三	一	五	古物廢物商	二	四	一	理髮人	二	二	一
薪炭製造販売	一	一	三	電信電話	六	二	三	鐵道軌道	一	二	一
郵便鐵道	四	二	二	勞務者	一	二	一	関係業	一	二	一
從業者	二	五	二	人力車挽	一四	五	四				
荷車挽	二	一七	一〇								
運送人夫	二三	一	一〇								

すでにこのころには、真菅・金橋・新沢の村々にも商品經濟の侵透がいちじるしく、村の中に多くの商人や職人があらわれてきているのである。

昭和年代については、真菅と今井の史料が残っているので記しておこう。

真菅村、昭和六年職業別人口分布（真菅小学校『郷土史資料』）

全戸数 六四五戸 全人口 四、六七三人

専業 農業 四四戸 八八七人 売薬 二戸 一七人 豆腐屋 四戸 二一人 乾物屋 三戸 三八人

青物屋 四戸 四八七人 あんま 三戸 一七人 釧職 九戸 二一人 僧 七戸 三八人

理髪店 三戸 三三三 靴下製造 三戸 三三三 会社員 三戸 三三八

煙草店 一戸 三三三 鉄道工夫 二戸 四四四 酒製造 一戸 二二二 藥局 二戸 二二二

大工 三戸 三三三 自転車 三戸 五五五 土木工夫 六戸 二二二 八百屋 一戸 二二二

小使 二戸 三三三 菓子屋 三戸 五五五 飲食店 二戸 二二二 小間物屋 二戸 二二二

その他 一〇八戸 二〇二 菓子屋 二戸 五五五 飲食店 二戸 二二二 小間物屋 二戸 二二二

兼業 貝釧切 一三 二二 売薬 六二 七二 煙草 三 一〇 酒 七 一三

養蚕 五〇 一九〇 古物商 五 五 教員 二 二 菓子屋 九 一九

ミシンかけ 二 七 豆腐屋 三 八 吏員 三 三 呉服屋 三 四

大工 三 三 牛馬引 一 一 七 自転車 二 二 小間物 二 二

織屋 三 四 学用品 二 二 精米所 二 二 養鶏 二 二

青物屋 二 五 その他 五 六 七二 精米所 二 二 養鶏 二 二

内職 二 五 靴下づくり 五 六 七 釧職 三 五 手袋づくり 八 九

はた織 一〇四 一六六 仕立物 六 七 釧職 三 五 手袋づくり 八 九

釧付 二八 四一 靴下づくり 五 六 七 釧職 三 五 手袋づくり 八 九

その他 二八 三八 靴下づくり 五 六 七 釧職 三 五 手袋づくり 八 九

今井町、昭和八年営業状況（今井尋常高等小学校『郷土誌』）

三八二

[illegible]

調剤業	医師	主業	銀行業	質屋	洋傘	ダンゴ	薬品	竹材	トランク	仏具	理髪商業	飲食店	紙類	牛乳	肥料	油類	染料	洋服	荒物	ラジオ
一	三	戸	一	一	一	一	一	一	一	四	九	一	二	二	二	一	一	三	四	一

一	一	戸	一	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	三	一	一	一	一
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

按摩業	眼科	主業	貸金業	葬具	コーヒ	薬種	豆類	新米	ゴム靴	糸紐類	料理店	自動車	鶏類	魚類	酒類	薪炭	莫大	乾物	ガラ
-----	----	----	-----	----	-----	----	----	----	-----	-----	-----	-----	----	----	----	----	----	----	----

七	一	戸	七	一	一	一	一	一	一	五	一	二	一	三	三	三	二	七	一
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

二	一	戸	一	一	一	一	一	一	二	一	一	一	一	二	五	五	一	二	一
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

看護業	歯科	主業	職業紹介	昆布	縄類	素麺	煙草	豆腐	茶葉	売薬	浴場	自転車	菓類	精肉	酢穀	米穀	窯貨	雑貨	文房具
-----	----	----	------	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	----	----	----	----	----	----	-----

一	一	戸	六	一	一	一	一	六	一	四〇	二	四	二	七	四	一	〇	一	三	二
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

一	一	戸	一	一	一	一	八	一	三	八	一	一	一	一	一	一	一	四	一
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

家政婦	鍼灸業	主業	仲買業	撞球	タワシ	蛭書切手	葉書	揚物	履物	古物	髪結	人力車	木材	鶏肉	醬油	糲糲	綿服	呉服	青物類
-----	-----	----	-----	----	-----	------	----	----	----	----	----	-----	----	----	----	----	----	----	-----

一	二	戸	三	一	一	一	一	一	一	〇	二	五	一	二	二	二	二	一	四	一
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

一	一	戸	一	一	一	一	二	一	一	一	三	一	一	一	三	一	一	三	一
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

産婆業	一	三	骨接業	一	一	教員	一四	三	小使	三
官公吏	一九	二	会社員	一〇	一	銀行員	八	一	検査員	一
天理教師	二	一	金光教師	一	一	神職	二	一	僧侶	六
琴師匠	一	一	尺八指南	一	一	音樂師	二	一	代書人	一
活動弁士	二	一	劇場雇人	三	一	易師	一	一	みこよせ	一
私塾教師	一	一	日傭	八七	一	飛脚	一〇	一	測量師	一
下駄製造見習	一	一	醬油製造見習	四	一	菓子製造見習	一	一	糸製造見習	二
印刷業見習	一	一	運送業見習	一	一	郵便局	一	無職	八	一

右にみるように、その職業構成はきわめて多彩であるが、若干の織布・メリヤス・ゴムの会社をのぞいてはいずれもきわめて小さな経営であつて、真菅の会社三は、メリヤスや貝釦の製造会社であり、貝釦業や売薬業がかなりひろがつていたことや、このころなお内職として「はた織」がおこなわれていたことが注意されよう。今井・八木などにくらべて真菅のような農村地域では、比較的遅くまで木綿織りが残つたようであるが、およそこの時期を最後にその姿を没してしまふことになる。今井町ではゴム工業の二は会社企業としておこなわれていたもので、そのほか織布、貝釦業、籠類の製造が注意され、一軒ではあるが絞油業があり、わずかに昔日のおもかげをしのばせている。商業の方では、売薬のほかきわめて雑多な職種がおこなわれており、ラジオ・蓄音機・牛乳・自動車・コーヒーなどの新しい商売を営むものがあらわれ、撞球業や飛脚・活動弁士など、年輩の人にはなつかしい職種もみられる。

真菅・今井以外の地区については、史料を欠くので、昭和五年（一九三〇）の産業別人口によつて、昭和初年の状況を察するほかない。

	有業人口		農 業		工 業		商 業		交 通 業		公務自由業		家事使用人		そ の 他	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
八木	一、三二二	一、三二六	七五	一一	七四	七四	六〇	九	六	九	一	一	一	一	三	三
今井	一、〇〇三	一、〇三七	九三	二〇	三九	八〇	三四	四一	三	二	二	二	一	一	一	一
鴨公	六五二	六三三	三〇五	二七	一八	七二	四一	九一	四	一	一	一	一	一	一	一
畝傍	二、二五三	二、二七六	一、〇一二	二、二五五	五八	九二	四七	三三七	一五	九	一	一	一	一	一	一
耳成	一、四六六	一、四四〇	八九七	三三五	一九九	三七	一八一	七六	五	四	四	一	一	一	一	一
真菅	九六六	九三四	六一六	二五五	一四三	三六	一〇七	二一	一	一	一	一	一	一	一	一
金橋	八七八	八二四	五四三	四五	一三〇	九二	一〇二	五八	二	一	三	七	二	一	二	五
新沢	四六〇	二一〇	二九二	二二	七一	四九	四九	一〇	一	一	一	三	一	一	一	一

(このほか水産業者、畝傍に三、今井に一、金橋に一)

昭和三十年における檀原市の産業別就業者数はつぎのとおりである。

総 数 一八、九八四人

農 業 六、六一一 林業狩猟業 七 鉱 業 一〇 建設業 六八八
 製造業 四、二七九 卸売業小売業 三、〇九二 金融保険不動産業 三二七 運輸通信公益業 一、〇五八
 サービス業 二、二七一 公 務 六四九 分類不能の産業 二

なお、昭和三十三年における商店数は七五九、従業者数一、六一二人、事業所数四三七、従業員数二、七六八人となっている。その他、最近の状況については地理編で詳述されるはずであるからここでは省略する。

(木村 博 一)

交通の発達

鉄道の開通まで 明治になっても、鉄道が開通するまでは、旧来の往還がそのままこの地方の交通の中心になっていた。八木は中街道と伊勢街道の交叉点として繁栄していた町であった。とりわけ十二月から、翌年の四月にかけてはお伊勢まいりの人びとで、街道や町はにぎわっていた。橋本照雄さんは、光陽中学生時代（昭和三十六年）に、おじいさんの善藏さん（明治十年生）に聞いたはなしをつぎのようにまとめている。

昔は伊勢のお参りが、さかんであったそうだ。伊勢のみちはけわしく、七日間もかかったそうだ。はせ↓はいばら↓伊勢へ出る。このように道がけわしいと、よけいにハラがへるんだそうだ。にぎりめしをたくさん作って、わらざうりを多くもっていないとよくきれたそうだ。

明治のはじめごろの伊勢まいりをよくあらわしているといえよう。

明治四十年（一九〇七）の『高市郡勢要覧』は、街道をつぎのように示している。

八木街道 三・〇五二五^里 八木町大字小房ニテ、仮定県道中街道ヨリ分岐シ、鴨公村大字縄手、白檀村大字四分、鴨公村大字

御所街道 二・〇二四〇 飛驒、白檀村大字田中、飛鳥村大字小山、飛鳥村大字岡、栢森ヲ経テ吉野郡竜門村大字千股ニ至ル
今井町大字今井ニ起リ、真菅村大字五井、金橋村大字雲梯、東坊城、天満村大字根成柿、新沢村大字

戸毛街道 一・二八四八 字観音寺ヲ経テ南葛城郡掖上村ニ至ル
今井町大字今井ニ起リ、白檀村大字四条、真菅村大字慈明寺、白檀村大字吉田、新沢村大字川西、

一、越智岡村大字車木ヲ経テ南葛城郡掖上村大字柏原ニ至ル

芦原街道 〇・三四一〇 高取町大字観学寺ニ起リ、同町大字清水谷ヲ経テ吉野郡大淀村大字芦原ニ至ル
橋 街道 〇・二七一二 阪合村大字平田ニ起リ、高木村大字橋、川原ヲ経テ岡ニ至リ、里道ハ八木街道ニ接シ、飛鳥村大字

飛鳥ニテ同街道ニ分岐シ、同村大字奥山ヲ経テ磯城郡安倍村大字山田ニ至ル

西多武峰街道 ○・二九〇六 高市村大字嶋之庄ニテ、里道八木街道ヨリ分岐シ、同村大字上居、細川、尾曾、上ヲ經テ磯城郡多

武峯村大字西口ニ入ル

新多武峰街道 ○・〇二三〇 磯城郡多武峯村大字西口ヨリ、高市村大字冬野ヲ經テ吉野郡竜門村大字滝ノ畑ニ至ル

小房街道 ○・一三五一 八木町大字小房ニテ、仮定県道中街道ヨリ分岐シ、鴨公村大字繩手、醍醐ヲ經テ磯城郡香久山村大字八釣ニ至ル

矢就街道 ○・一二二三 今井町大字今井ニテ、里道御所街道ヨリ分岐シ、同町大字小綱、真菅村大字地黄、北妙法寺ヲ經テ

磯城郡多村大字豊田ニ至ル

竹田街道 ○・一五二一 磯城郡多村大字豊田ヨリ、真菅村大字土橋、中曾司ヲ經テ北葛城郡松塚村ニ至ル

小槻街道 ○・二〇五四 真菅村大字曾我ニテ、仮定県道初瀬街道ヨリ分岐シ、同村大字中曾司、小槻ヲ經テ磯城郡平野村大

字飯高ニ至ル

高田街道 ○・二三五四 北葛城郡浮孔村大字勝目ヨリ、天満村大字出西、坊城、吉井ヲ經テ根成柿ニ至リ、新沢村大字観音

寺ヲ經テ南葛城郡掖上村大字柏原ニ至ル

土佐街道 ○・〇一五六 越智岡村大字兵庫ニテ、仮定県道土佐街道ヨリ分岐シ、南葛城郡掖上村大字柏原ニ至ル

仮定県道 (明治四十年十二月三十一日現在)

中 街道 二・三五^里一七八 磯城郡界八木町大字北八木ヨリ、同町大字小房、白樫村大字見瀬、阪合村大字平田、高取町大字

観寛寺、越智岡村大字森、船倉村大字市尾、丹生谷ヲ經テ南葛城郡葛城村界ニ至ル

土佐街道 二・〇八三七 南葛城郡界越智岡村大字車木ヨリ、同村大字兵庫、森、高取町大字下土佐、壺阪ヲ經テ吉野郡界

ニ至ル

中街道支線 ○・三三二四五 八木町大字八木ニテ、仮定県道中街道ヨリ分岐シ、今井町大字今井、白樫村大字四条、畝傍、久

米、見瀬ヲ經テ中街道ニ合ス

初瀬街道 一・〇二四九三 磯城郡八木町大字八木、今井町大字小綱、真菅村大字曾我、金橋村大字曲川ヲ經テ北葛城郡高田

町ニ至ル

明治になって、一ばん早くあらわれる乗物は人力車といつてよい。明治二年（一八六九）ごろ東京で發明され、翌三年ごろ大阪に移入、近府県へはその後、六年ごろまでに普及していったようである。はじめは「西洋腰掛台に小車取付、牽歩き候」と説明している。もちろん木車鉄輪であり、大正期に入ってゴム丸タイヤに変わっていくのである。いまこの地方で一ばん早いとおもわれる人力車についての資料をつぎに示しておく。

乍恐御願奉申上候

（天理圖書館近世文書）

人力車 小車諸願

高市郡一小区

八木村

一、今般人力車 小車左ニ

一、人力車 貳輛

一、人力車 壹輛

ノ 三輛

一、小 車 壹輛

右之通新規所持仕度奉存候間、乍恐此段御願奉申上候、尤御税月々可奉御上納候間、何卒右之趣御聞届被下候ハハ難有奉存候以上

新田 徳平 ㊦

辻本利三郎
吉村 源七 ㊦

明治六年三月

高市郡一小区 八木村

副戸長 河合庄次郎 ㊦

戸長 藤野権七郎 ㊦

奈良県令 四条隆平殿

明治十四、五年ごろの車両数はつぎのようであるが、人力車は街道にあたる村むらや、八木などの町場には多く、人びとの移動を理解することができる。

第23表 明治14～15年代 車 両 数

		荷車	人力車			荷車	人力車
		両	両			両	両
太田市	1			土橋	7		
十市	25	7		今井			15
新賀	5			北八木	7	7	
中	15			八木	24	32	
葛本	15			小房	2	2	
木原	12			縄手	2		
上品寺	5	2		醍醐	20		
内膳坊	1		2	法華寺	4		
山之田	2	5		高殿	5		
石原	13	2		別所	1		
常盤	34			上飛驒	2		
東竹田	4			飛驒	19		
出垣内	3			四條	4		
出合	3	1		大久保	12	1	
池尻	6			和田出屋敷	1	2	
下八釣	4			四分	4		
木之本	10			木殿	15		
南浦	5			和田中	24		
曲川	16			和田	1		
忌部	1			大輕	2	2	
雲梯	4			見瀬	3	2	
新堂	7			久米	1	2	
東坊城	20	2		南妙法寺	3		
古川	10	1		川西	18	5	
大谷	1			觀音寺	8		
五井	3	1		大垣	4		
曾我	44	16		豊田	3		
中司	8			新口	8	7	
小槻	12	2		西新堂	3		

(注)『大和国町村誌集』から作製

また、このころ人力車帳場や車夫組合も街道の要所にあったようである。見瀬村にはつぎのような記録が残されている。

副頭屋名前切換御願

大坂府下大和国高市郡見瀬村

(見瀬区有文書)

第三拾八番地 平民農

木村 奈良吉

当式十七才

一、自分儀本年十月甲第九拾八号ヲ以御布達ニ相成候、人力車挽夫及副頭屋御改正ニ付、当組合村々撰挙可致旨御嚴達ニ相成り候ニ付、右車夫共集合シ投票仕候處、私共多数ニテ撰挙ニ相成候得共、自分儀本年三月頃ヨリ疾病相廢シ迎茂御用難相動候ニ付、今般車夫一行協議之上、同村第百拾九番地平民農原田与八成者江副頭屋為相動度相談相懸候ニ付、何卒格別之御詮議ヲ以テ右原田与八成者へ御認可被成下度、自分右副頭屋ニ付、苦情決テ無御座候、依テ此度双方并車夫惣代及頭屋連署ヲ以御願奉申上候也

右副頭屋

名前譲渡主

木村 奈良吉 ㊦

名前譲受人

原 田 与 八 ㊦

車夫惣代

原 多 三 郎

小 綱 宇 平

右願人名前切換ニ相違無之候也

見瀬村戸長

細 井 弥 四 郎

大阪府御所

警察署 御中

なお、見瀬村での明治十五年（一八八二）の営業届のなかに二人乗人力車の届けが七件ある。おそらくこのころにはこの付近にも二人乗人力車が、カケ声いさましく走っていたことであろう。

明治二十年代になって、近代的な鉄道が通じるまでは、いぜんとしてつぎの文がよくその当時のようすをあらわしている。

第24表 人 力 車 自 転 車 (大正3年)

	八木町	今井町	鴨公村	耳成村
人力車 1人乗	55 ^台	12 ^台	2 ^台	1 ^台
2人乗				
自 転 車	156	12	36	17

(注)『大正風俗誌』から作製

第26表 昭和9年
今井町乗物状況

自 動 車	4 ^台
乗用大型	2
乗用小型	1
荷 積 用	1
人 力 車	4
自 転 車	400

(注)
『郷土誌今井町』
から作製

第25表 明治41年
諸 車 台 数

真 菅 村	224 ^台
金 橋 村	192
鴨 公 村	145
八 木 村	304
新 沢 村	78
白 樫 村	453
今 井 町	197

(注)
『奈良県高市郡郡治
一斑』から作製

滝川佐太郎さん(明治四十年生)にきいたはなし

大阪へ出るのは、高田をとおって、二上山のふもとの竹の内峠(穴虫峠もあったが)をとおって、大阪につくのは七時間後であつた。

光陽中 上田 常代

大阪へ出るのに「わらじ」がけで、朝早くから悪い道をとぼとぼ歩いて行きました。現在、八木く小綱く曾我く曲川く高田くを
通っている道が、大阪への主要道路で初瀬街道でした。

光陽中 竹村 好子

その道の歌にこんなものがありました。

私は「出合」の「一本木」「山之坊」こえて、「八木」々と、銭(ゼニ)は「内膳」気は「高橋」、「今井」も寄らず「小綱」々

々(シヨコシヨコ)と、いつもふところ「曾我」々々(スガサガ)で、腹はへって目が「曲川」……
今日では一寸想像もつかない、のんびりしたようすであった。

鉄道の発達 明治十七年(一八八四)ごろから計画され、二十年(一八八七)には、鉄道敷設願いを出した大阪鐵道は、県下では一ばんはじめの鐵道であった。この鐵道は「私共計画罷在候鐵道線路ハ、大阪南区御藏跡町ヨリ河州ヲ經テ、和州神武陵下今井町ニ至ル工事ヲ第一着手トシ」とのべている。二十一年(一八八八)に免許の許可を得て、湊町―柏原間が二十二年(一八八九)に開通、亀ノ瀬難所の工事が遅れて、二十三年末には奈良―王寺間、二十四年(一八九一)には王寺―高田間が開通した。亀ノ瀬トンネルが完成して、奈良や高田から大阪へ鐵道で行けるようになるのは二十五年(一八九二)二月であった。この鐵道はさらに桜井まで延長されることになるが、鐵道線路敷設については、県下のあちこちでよく問題があったが、いま今井町でのことをあげておく。

大阪鐵道敷設線路ニ付歎願書

奈良県大和高市郡今井町 人民

(旧今井公民館蔵)

当地居住人民謹テ奉歎願候要領ハ、大阪府下西成郡湊町ニ創設ノ儀御免許相成候、大阪鐵道会社ニ於テ敷設セラル鐵道線路ハ、則大阪難波村ニ発シ、大和国神武天皇御陵下今井町ニ達スルヲ第一着トシ、而シ以東ハ桜井ニ通シ、伊賀伊勢地ニ延長スル計画ヲ以テ出願ニ付、御聖許ヲ得ラレタル由ハ、曾テ聞知スル処ニ有之、就テハ客式拾壹年中会社ヨリ測量セラレタル線路ハ、大阪ヨリ当今井町ヲ指シタルモノニテ、二派ノ線路ヲ測リ有テ、其一本町ノ南面ニ有テ之レニ停車場ノ用地杭ヲ設ケラレ、其ニタルハ当町ノ北面ニシテ、人戸密集タル位置ニ有リ、左右ノ線路孰レモ確定セラル哉、其実知ル由ナシト雖モ渾テ今井町地内ニシテ、神武天皇御陵下今井町ト指タル素願ニ基因シ茲ニ停車場ヲ相定メラレ、年々御陵御祭典御勅使役參向ノ御宿所ハ、当町ト相定メラレタル耳ミナラズ、明治十八年二月聖上行幸ニ於テモ行在所ノ位置タリシ由緒在之、加之畝傍東北御陵參拜人及本國南方ノ物貨運輸ニ至ルモ其便宜ヲ図リタルモノニテ、今井町ニ停車場ヲ置カルル下ハ、公衆ノ実益何ラ之レニ過タルハナシ、因右御陵ニ対シ、今井町ノ必用ナル地ハ、衆庶ノ深知覺アル所ニ有之、況ハチ這回、神武天皇御創業皇統御開闢ノ地タル橿原御宮趾ハ、畝傍山ノ巽尾崎白橿

村大字歟火ノ地ニ御確定候相成候ニ付テハ、高市郡民有志ノ者ヨリ、神殿創建ノ儀ヲ上願ニ依リ、御叡慮在之御仁徳ヲ垂レ給ヒテ西京旧皇居内ナル内侍所并神嘉殿ノ両棟及金五千円トモ右神殿建築トシテ、下賜相成付テハ美麗壯大ノ御神垣ト相成候ハ、其言ヲ俟ス、果シテ然ラハ今井町ヨリ神武御陵江ノ本路ニ続新路成立トナリ、道路築功ノ上ハ、今井町ヨリ御陵ニ沿テ橿原御宮趾ニ達スルノ要路トナリ、且大和全国ノ半ヲ占スト諺ニモ流伝アル吉野郡ト高市郡間ニ山岳ヲシテ、隔絶シアル芦原峠ヲ今回地方税ノ補助及両郡有志輩ノ寄付ヲ以陵テ之レヲ開鑿ノ計畫相整吉野郡著大ノ物貨運輸ノ為メ人馬車通行ノ便ヲ開キ候、準備モ相立該地測量済目下着手ノ際ニ相趣有之モ、今井町ヲ目的トシタルモノニ有之、既ニ過般高市郡南部及吉野郡有志者ヨリ、右道路開鑿ニ対シ、停車場ノ位置タルハ今井町ヲ有スル旨趣ノ意見書ヲ大阪鐵道会社ニ送致セラレタル云々モ伝聞致居会社ニ於テモ、客年中線路測量ノ際ハ本町ノ南面ニ布線之停車場ノ位置ヲモ図リ設杭セラレタルニ是ヲ差措キ、本年二月以來今井町ヲ北ニ距ル事十有余町ニシテ、大字地黃(元地黃村ナリ)ノ地内ニ線路ヲ敷設ナル事トセラレシモ、同村ノ以西大村曾我同曲川(元曾我村元曲川村ナリ)両村ヨリ水災ノ被害從前ノ成績ヲ表シテ、此地路ニ線路敷設ヲ謝断スル事器々タルニ付、地方庁ヨリ御檢分ノ上取消ト相成、因之今井町ニ復シ本町北面ニテ人戸ニ極近密ナル所ニテ、測量ヲ要セラレ今以テ之レヲ確定線路ト相成、然ル所今井町北面ニ於テハ高積ノ線路築堤ヲ設ケラレ、畜、氣車ノ通過スル耳ニテ、停車場ノ位置ハ本町以東八木町ノ東面ニ設置スル事ニ變更セラレタリ、右ハ最前大阪ヨリ大和国神武帝御陵下今井町トシテ、出願ノ素旨ニ悖則御陵下今井町トアルハ、停車場ノ位置タルハ論ヲ俟ス、今ニシテ位置變更シ不能、八木町ニ停車場置ルルモノトセハ、將來神武天皇御陵并御宮趾ノ御祭典ヲ挙ラレル際、御勅使宿所ハ云モ更ナリ、恰モ山岳ノ如キ飛鳥川ノ高堤有リテ、吉野郡數量ノ物貨運輸及高市郡南部ノ諸品通運ニ困難ヲ來シ、公衆ノ便益其宜敷ヲ得ス、就中本町北面ニテ測量アリシ線路ヲ要地ト相成候モノトセバ、予テ管轄庁ニ出願ヲ要セシ儀モ有之、其由縁ハ線路敷地堅牢ナルモノトシ、夥額ノ金円ヲ費消シ、漸々地形成立既ニ學校建造スルノ木材瓦石ニ至ルモ準備セシ処、鐵道線路ノ幅員杭ヲ敷設セラレ、本町人民ノ知識發育要地ヲ妨害セララルルニ方リ、一町ノ共有地ナルヲ以テ、人民悉ク不満ノ奮心ヲ起發セシニ付、県庁ニ其云々上申線路移転ノ義申立ルニ付、実地御檢分相成其際今井町ニ於テ從來水害ヲ被リタル成績等ニ至ルモ、遂々具伸シタル処、出張員ヨリ種々御諭示在之得共、何分当町地内ニシテハ、當學校要地ト定メタルノ地ニシテ良地トスヘキ地位モ無之ニ付、線路ヲ本町南ニ移転ノ儀、妻々上申致シタル義ニ付、前陳ノ顛末深御憐察被下特別ノ仁典ヲ以テ、鐵道線路ノ位置本町南面ニ變更可致様御詮議相成度、別紙図面共副連署ヲ以テ、此段奉歎願候也

奈良県高市郡今井町

明治二十九年九月二十四日

(三八一名連署)

前書歎願之趣、實際本町ニ於テ困却ノ地位タル儀相違無之候ニ付、奥印候也

内務大臣 伯爵 松方正義殿

町長 柴田嘉一郎 ㊤

このような陳情はたびたび出されていた。一ばんはじめの線路は今井の町の南を通り、停車場の予定地も定められていた。ところが、北方の地黄の地域に変更された。ここは水害もよくあるので、町の北側に接近して、築堤のうえつくられることになった。このため町民は飛鳥川の氾濫によって、ほとんど毎年、困っているのに、このうえ「人家ハ殆ント水獄ノ思ヲ為」し、まさに「容易ナラザル不幸ニ陥リ、今井町ノ浮沈ニ関スル次第」として反対したのである。しかし、この方針は曲げられず、線路敷の堤防は飛鳥川に直角につけられるところを、ななめに渡して、ガードを六か所つけることによって落着した。一方、停車場の問題は、そもそも、町内に駅ができることは、町の財産が、流れて出る不安、不良少年があつまるといふ意見もあったが、町内に駅ができるという見とおしにたっていた。これが八木に決定したので、損害賠償として、会社から全町七五三戸へ、一戸あたり一元ずつがおくられることとなった。この金は、そのまま町に寄付されて、小学校が新築されたのである。鉄道建設に関連して、小学校が新しくたてかえられたことになった。さて、八木に駅がおかれることになると、この付近のようすはすっかり変化していった。杉井清子さんは八木中学生のころ（昭和三十六年）、老人から聞いた話をつぎのようにまとめている。

昔、八木は高田から、桜井・初瀬を通して伊勢へ行く街道と、中街道（奈良時代の下ッ道）との交わった所にできた細い町（街村）でした。商人の往来もさかんで、宿屋もありました。明治二十六年にいまの桜井線がついて、井戸の辻から西へ、畝傍駅の前に人家がふえてきました。南北に通る本町が「はん古い町で、北の「札の辻」「井戸の辻」「小房のかんのん」までの約一・五キロに、いまも軒の深い旧家が多く残っています。商店街になっている所はさすがに店先だけは改造して、ガラス戸を入れ、けい光灯をつけて明るい、色どりをそえています。

第27表 畝傍駅利用状況

		明治32年	明治36年	明治39年
乗客	乗車	191,365 ^人	169,187 ^人	165,965 ^人
	下車	196,386	173,625	162,294
貨物	発荷	12,900,720 ^斤	7,917 ^{トン}	12,447 ^{トン}
	着荷	15,496,320	11,156	12,029
収入運賃	乗客	21,405 ^円	26,741 ^円	30,856 ^円
	荷物	5,414	8,759	14,764
	計	26,819	35,500	45,620

(注)『奈良県統計書』から作製

この大阪鉄道、高田―桜井間は二十六年（一八九三）に開通し、奈良盆地の各方面と、大阪への結びつきは強くなった。一方、奈良鉄道（奈良―京都間）は、二十九年（一八九六）に、はじめ初瀬鉄道（京終を起点）として発足し、奈良鉄道と合併した奈良―桜井間は三十二年（一九〇九）に開通している。ここに奈良盆地の四囲、すなわち奈良・桜井・橿原市域周辺・高田・王寺は完全に近代的鉄道で結ばれることになった。奈良盆地の環状線といってよい。

このころの畝傍駅の利用状況は上のとおりであった。

この大阪鉄道が開通すると、付近の老人や、子供たちはベントウもちで汽車を見に出かけたようである。三銭や五銭を出してのってみる人もあったと、古老たちは当時を思い出している。

ところで明治四十年（一九〇七）には、鉄道国有法によって、いまの桜井線ということになった。この間、南和鉄道（高田―五條間、いまの和歌山線）は、沿線の掖上駅から畝傍間の支線延長を政府に申請したが許可は与えられていない。

鉄道の開通は、世の中をどんどんかえていった。このことは第28表にあげた大正期の国鉄畝傍駅利用状況でも知ることができる。これはさきにあげた鉄道開通後の間もないときの状況（第27表）とを比べて、貨物はそれほどでもない

第28表 畝傍駅利用状況

		大正 5 年	大正 6 年	大正 7 年	大正 8 年	大正 9 年
旅 客	乗 車	352,120 ^人	407,033 ^人	448,920 ^人	626,637 ^人	564,691 ^人
	降 車	346,147	403,648	445,850	527,490	559,145
貨 物	発 送	13,995 ^{トン}	13,451 ^{トン}	11,889 ^{トン}	11,171 ^{トン}	12,205 ^{トン}
	到 着	20,206	22,918	27,016	27,896	20,507
小荷物発送		78	90	129	306,663 ^斤	327,600 ^斤
収 入	旅 客	56,558 ^円	67,226 ^円	85,755 ^円	116,027 ^円	146,269 ^円
	貨 物	21,069	21,178	21,714	22,335	28,293
	其 他	1,911	2,353	4,070	6,732	8,496
	合 計	79,538	90,757	111,539	145,094	183,058

(注)『奈良県統計書』から作製

が、旅客の取り扱いが飛躍的に上昇していることが注目される。文明開化の波が、これまでの不便な村々を一挙に町や都会に結びつけた。農業生産物の販路がひらけ、都市の安い工場製品を送り込んできた。農家の生活構造をつくりかえていくことになったのである。

これは電車の開通によって一層推進されていく。

電気鉄道の敷設権申請は、早く明治三十九年（一九〇六）に奈良電気鉄道としてみられる。これは四十三年（一九一〇）に大阪電気軌道株式会社に改称され（いまの近鉄）、大正三年（一九一四）になって、大阪―奈良間の電車営業が開通した。同社は、大正七年（一九二二）西大寺―橿原神宮間の軌道敷設免許を得て、十年には西大寺―郡山間、十一年には、郡山―平端間、そして十二年（一九二三）

三月二十日には西大寺―檀原神宮前間が全通し、祝賀会は神宮前広場で開かれ翌日から営業がはじまった。この年には関東大震災やモラトリアムの実施があり、経済界は窮迫していたが、奈良盆地の中央部を南北に縦断する重要な交通網ができたのである。

このころ見瀬地区では、神宮前駅を延長して、終点を見瀬地区にしてほしいと、たびたび陳情している。このうち興味深いものをあげる。

停車場設置追伸書

(見瀬区有文書)

過日、貴社本線西大寺ヨリノ分岐延長線終点停車場ヲ、高市郡白檀村大字見瀬ニ設置セラルル様、申請改置候処、今又貴社ノ利害関係及地方ノ發展上ノ為メニ左記ノ理由、追伸仕リ候間、是非共見瀬ニ終点停車場設置ノ希望ヲ認容セラレ度候

一、高市郡及吉野郡北部産出ノ木材ヲ京阪地方ニ出サントスルモノハ、現今桜井及畝傍駅ニ運出ナシツツアルモ、若シ見瀬江終点停車場設置セラル時ハ、必ズ是等ノ産物ヲ当停車場ニ吸収スルコトヲ得レバ、貴社ニ於テ貨物取扱ヒラルル時ハ、利益多大ナラシ、サレド神宮前ニ設置セラル時ハ従前ト異ナルコトナシ

二、高市郡南部ノ農産物ヲ京阪地方ヘ運送スルニハ従前畝傍駅及壺阪駅ヘ搬出セラレシモ出願ノ見瀬ニ設置セラル時ハ、自然当停車場ニ集ムルコトヲ得

三、出願ノ如ク、見瀬ニ停車場設置セラル時ハ、将来社業發展ノ為メ、若シ遊園地ヲ建設セラルル場合、見瀬ヨリ約五丁以内ニ左記ノ適地アリ

④丸山当地ハ見瀬ノ東部ニ接近シ、面積凡ソ壹万坪ヲ有スル高燥ノ地ニシテ、大和北半国ヲ睥ノ中ニ収ムルコトヲ得、眺望頗ル絶佳ニシテ遊園地トシテ至極好地ナリ

⑤石船ハ越智城址、貝吹山麓ニシテ、見瀬ヲ去ル四・五丁離ル、西南ニ位シ、面積壹万坪乃至三万坪ヲ有スル弘法大師自作ノ益田池ノ碑銘地ニシテ(現今ハ台石ノミ残存ス)風景ノ佳良ナルコト、其比ヲ見ズ、加之大和南部ノ神社、仏閣等ハ勿論、当国平坦部ヲ一目ノ裡ニ見ルコトヲ得、從ツテ文人墨客ノ此地ニ足ヲ運ブモノ多ク、遊園地トシテ最良ノ地ナリ

⑥前記二ヶ所ノ外、遊園地建設予定場処トシテ屈指ノ勝地、嵯峨、佐賀、中ノ小丘、曲峽ノ旧跡及善通寺等ハ皆見瀬ノ付近ニ散

在ス

前述ノ如ク見瀨ハ、大和南部物産集中地ニテ、殊ニ其付近ニハ遊園地建設予定勝地ヲ最モ多ク控ヘ居ル所ナレバ、貴社西大寺分岐線終点停留場建設地トシテ最良ノ場処ト考察仕リ候、サレド貴社ニシテ最初ノ予定地橿原神宮前ニ終点停車場建設セラル時ハ、之等ノ便益ヲ總テ失フニ至ラン、依テ先キノ申請書及今回ノ追伸書ニ基キ旅客及物貨集中ノ便益ヲ考察ノ上、是非其終点停留場ヲ見瀨ニ設置セラレ度、此段追伸候也

(大正十一年?)

これは実現しなかったが、遊園地として適當なことをあげているのは、このころ私鉄が遊園地などの関連事業をはじめるところがあったからであろう。

さらに、大正十四年(一九二五)三月には、高田―八木間の営業がはじまり、九月には八尾―恩智間が開通して、さきに開通(十三年十月)していた布施―八尾間と結ばれて、八木から大阪へ直接に行けるようになった。奈良や大阪へ自由に行けるようになったのである。もはや汽車や電車を利用すれば、とまりがけで出かける必要もなくなった。これまで文化の伝播者でもあったランプ屋、いかけ屋、ふるい屋、鎌屋、下駄の齒入れ屋、コモリ傘のはりかえ屋などの行商の人は、さらに奥の村むらにもくるようになり、平坦地の村むらでは、たいいていのものは雜貨屋にゆけばそろうようになった。町場にも呉服屋、荒物雜貨屋、小間物屋がそろい、すっかり家なみがととのって、町らしい体裁をととのえていく。このような環境の変化のなかで、農家の生活も自給自足体制はすっかり崩れ、万事がカネを中心に展開するようになっていくのである。

一方、明治四十四年(一九一)に吉野輕便鐵道として發足、大正二年(一九一三)には吉野鐵道と改称していた吉野口―六田間の鐵道は、ここで電化して面目を一新、十二年(一九二三)十二月に吉野口―橿原神宮前間の営業をはじめている。これまで、吉野方面へ出るには、高取町を通過して、芦原峠を越えなくてはならなかった。鐵道を利用す

るときは、高田まで出て汽車を利用するより他はなかった。これが電車で行けるようになったのである。さらにこの鉄道は十三年（一九二四）十一月に、橿原神宮前―小房―畝傍間の営業をはじめて国鉄と握手することになり、吉野方面の観光客を吸収、吉野林材の搬出で営業成績をあげようとした。ちなみに吉野鉄道は昭和三年（一九二八）三月、六田―吉野間が開通したが、神宮―畝傍間は期待したほど成果はあげられなかった。

ところで、河陽鉄道として明治二十九年（一八九六）に発足していた柏原―富田林間の鉄道は、三十一年（二八九八）に河南鉄道にうけつがれ、大正七年（一九一八）には大阪鉄道となっていた。これは道明寺―布忍間（十一年）、布忍―天王寺間（十二年）を営業して関西有数の鉄道会社となっていた。これが発展策として、古市―久米寺間（橿原）の大和延長線を建設して、さきにのべた吉野鉄道と結ぶ計画をたて、当時、堺―橿原間の敷設権をもつ南大阪電鉄を合併している。昭和二年（一九二七）六月着工、四年三月に開通した。終点久米寺駅で吉野鉄道に乗り入れ、大阪電気軌道株式会社（略称大軌）も神宮前より延長し久米寺駅で三つの電鉄は会合することになった。ここで興味あることは大軌の大軌、狭軌の吉鉄が、久米寺―神宮間をレール三線で運転していたことである。

また、昭和三年（一九二八）には、奈良電気鉄道（いまの近鉄京都線）が京都―西大寺間を全通させていたが、五年（一九三〇）の十二月二十日からは、京都―久米寺間の急行運転が開始されている。京都方面へ乗りかえなしで行けるようになったのである。光陽中学生時代の崎山八千代さんは、おとうさんの忠治さん（大正五年生）にきいた話をつぎのようにまとめている。

昭和三年までは、大阪・奈良・桜井・京都方面へ行くには、省線金橋駅が利用されていた。ごせへ出るには、八木からタクシ―がバスの変わりに定時運行しているのを利用した。

昭和三年以後は、現在の近鉄南大阪線が開通し、西は大阪、東は吉野・奈良・京都方面へ行くのに利用され現在にいたってい

る。

交通網完備の要望も増大していたので、ついに大和・河内・山城一円に交通は整備されたのである。

ところが早くも大正九年（一九二〇）に宇治山田に進出計画をもっていた大和鉄道（王寺―桜井間経営）から昭和二年（一九二七）鉄道敷設権を譲りうけた大軌は参宮急行電鉄株式会社を創立して、四年正月には八木―桜井間の運輸営業をはじめている。同年の十月には桜井―長谷寺、五年（一九三〇）には長谷寺―榛原間と東に延長されていた。六年（一九三一）三月には大阪―宇治山田が全通し、八木駅はまさしく東西南北各地に連絡する交通の要衝となった。それが昭和十三年（一九三八）六月には、さきに合併していた伊勢電鉄を整備して、大阪―名古屋を結んだ。ここに現橿原市域は奈良盆地のなかで一ばん交通の便利な地点となったのである。昭和二年の金融パニック以来の財界不況のなかで、私鉄経営の業績は不振でのびなやんでいたが、やがて運転回数が多く、スピードをもった私鉄が発達してくるのである。橿原市域とおる桜井線は国鉄のうちでも地方支線のなかに入り時代にとりのこされていくようになる。

いまの国鉄畝傍駅ができて、町は西の方にのびてきたことは、さきにあげた杉井清子さんがくわしくのべている。ところが私鉄が発達すると、駅ができたところには商店がたち、新しく駅前町並みができてきた。旧八木町のあたりは、とくに変わっていった。八木西口駅付近は飛鳥川のあたりにかけて竹藪であったようである。しかし今日ではそれを想像することもできなくなっている。おなじ杉井清子さんは老人たちに聞いたはなしをさらにつぎのようにまとめている。

近畿日本鉄道が、奈良―大阪間について間もなく、西大寺―橿原間にのび、昭和のはじめに高田―八木間にもついて、つぎつぎのびて、大阪―八木―宇治山田間の全通した昭和六年から、八木は急に交通の連絡点として発展しました。近くには奈良県立医大

の付属病院があり、県内で一ばん大きく、設備がととのったので有名です。八木では東八木から北の旧初瀬街道は五十年まえとすこしも変わらないのに、電車の駅近くから病院へ、そして橿原神宮への国道すじには新しい役所や商店が建ちました。病院のある辺には衣料品、食料品、燃料、果物屋などが多く、駅のあたりは食堂、時計、雑貨、電気商などが多く集まっています。もう一つの町で多いのに、農機具、種苗屋があります。県の農業試験場や、もと青年学校教員養成所とよんだ施設などがあったためでしょう。そればかりでなく、中和地方の農村の中心地であるといつてよいのです。

飛鳥川をへだてて南には旧畝傍町があり、西には旧今井町があります。川の土手が高く、今は草ぼうぼうに上げられています。ソンボという所には昔から桜のなみ木がありました。川の土手を歩いてみても、いくつもこのうしん塔が残っています。この村の人達は土手に集まっては、村の安全のためや、村の仲よしのためにいひのたり、飲み食いをするたのしみを続けてきたことでしょう。今井のそんぼ橋のわきの少し南に共同井戸が二つあります。こうしん塔と地蔵のほくらと、二つの歌碑が立っています。「今井ソンボの朝水くみは、桶がもるやら涙やら」この辺は六〇〇七〇メートルの高さで、じめじめしており、井戸水の質がわるいのです。町人はこのたった二つの井戸へ荷桶をになつて朝早くから通わねばならなかったのです。きっと子供や女たちの苦しい日課だったにちがいありません。

南の方、畝傍山のふもとに、橿原神宮があります。明治二十二年に造られ、昭和十五年には「皇紀二六〇〇年」の祝い式が、この宮でさかに行なわれました。近ごろ、この市を中心として「紀元節」の復活の運動がおこっています。この付近に図書館や大和歴史館があり、県立医科大学の校舎がならび、運動場の設備とともに文化センターの役割をになつています。

昭和十五年（一九四〇）には、紀元二六〇〇年の国家的祝典がおこなわれるため、橿原神宮神苑の大拡張が、これより先きにおこなわれている。このため大軌橿原神宮前駅および大鉄久米寺駅を廃止し、久米寺駅付近に総合駅として両会社合同の橿原神宮駅が十四年（一九三九）七月に竣工している。そして橿原神宮の拡張で付近の線路は東へ移設された。八木西口駅から、ほぼまっすぐ南下していたものを、いまの大久保町の東側へ移し、いわゆる畝傍線は延長されたことになる。神域の拡大のため全国から建国奉仕隊があつてきた。このため特別輸送ダイヤが組まれるほどであった。これでこの付近の様相は一変してしまう。しかし十二年（一九三七）にはじまった日中の戦争は長期



八木駅前（昭和30年ころ）

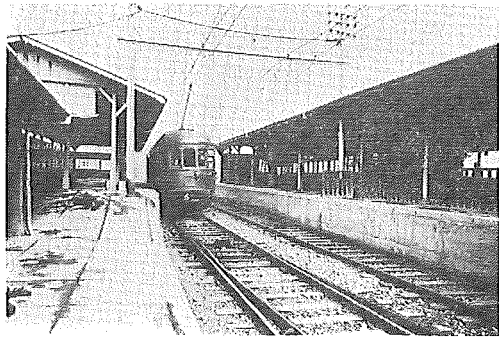
第29表 樫原市域主要駅利用状況（昭和7年）

		乗 客	降 客	発送貨	着 貨
省 線	畝 傍 駅	382,570 ^人	390,440 ^人	8,727 ^{トン}	23,085 ^{トン}
	金 橋 駅	25,055	23,094		
大 鉄	坊 城 駅	59,453	63,923	525	634
	池 尻 駅	6,133	88,348		
	神 宮 駅	62,696	57,624		
	久 米 寺 駅	122,231	161,973	49	83
吉畝 鉄線	畝 傍 駅	60,004	61,894	155	76,157
	小 房 駅	13,935	19,160	21	10
大 軌	真 菅 駅	25,369	20,194		
	八 木 駅	555,624	574,386	542	1,678
	御 陵 前 駅	26,480	18,816		
	神 宮 前 駅	143,619	139,461	2,446	7,447

（注）『奈良県統計書』から作製

戦化して、空襲の心配からこのころには灯火管制ダイヤをも実施しているのは、皮肉なとり合せといえよう。

昭和十六年（一九四一）になると、大軌は参宮急行電鉄を合併し、関西急行鉄道株式会社となり、十八年（一九四三）には大阪鉄道を合併、十九年六月には、近畿日本鉄道株式会社と改称された。このころには太平洋戦争に突入、緒戦



樞原神宮前駅（昭和30年ころ）

の勢いはなく、ミッドウェー海戦の大敗、ガダルカナルの撤退があり、物質は不足し、座席の板張り車両がはしっていた。敗戦の二十年（一九四五）二月になると、尺土―樞原神宮前間（七・四キロ）の複線を一線供出して、単線とした。六月には樞原神宮西口駅、大阪線の真菅駅の営業、小房線（二十七年四月正式に廃線）を休止した。

なお、昭和二十一年になって、尺土駅―高田市駅間が複線に戻り、おなじ年の三月には真菅駅、十二月に神宮西口駅が再開した。尺土駅―樞原神宮前駅間の複線復活は昭和四十二年のことになる。

第二次世界大戦が終わって交通の回復は大へんなものがあった。食料難、燃料難から米、いも、木炭などの買い出し客で、列車は物置同然の有様がつづいた。窓、とびら、座席は破損したまま、ガラス窓は板張り、車内の雨もりも、べつに不思議でないほどの状態であった。しかし二十二年（一九四七）ぐらいから、僅かずつ復旧し、樞原市域あたりでも、新造車両が運転されるようになってきた。ところが一方では朝夕の通勤ラッシュは殺人的なものとして交通地獄をおこした。奈良や大阪へ通学、通勤するものが飛躍的に増加したのである。戦争中の急行さえもないスピード・ダウンが逆にスピード・アップされ、日本経済が復興してくると一そうそれは激しくなってきた。

近鉄にくらべて、たちおくられていた国鉄桜井線も、スピード・アップのため三十年（一九五五）には全面的にディゼルカーになった。その後、桜井線の沿線の人びとの念願であった電化工事は五十五年三月に完成、電車がはしり、

ようやく面目を一新した。しかし、単線で回数もすくなく、そのうえ、国鉄の経営合理化から、手小荷物・貨物取り扱いを廃止した。さらには、畝傍・香久山の両駅は桜井駅の管理駅、金橋駅は大和高田駅の管理駅ということになった。つまり、無人駅なのである。

かつての畝傍駅は貴賓室をもつ上級駅であった。この貴賓室は閉鎖されたまま、部屋の灯金とカーテンをのこすのみで、ほかの備品は撤去されている。駅前広場は桜井駅長管理の駐車場なのである。もはや、畝傍駅の栄光をしのぶこともできにくい。

いま、畝傍駅を一日に通過する列車は上り、下り、それぞれ二四本（毎月一日と一月十五日は二本ふえる）である。

近鉄では名古屋市・伊勢市へ特急列車を増発するようになったが、八木駅は停車しないままになっていた。県下では中京地区への主要な拠点でありながらこのため不便をかこっていた。三十三年（一九五八）には全国ではじめての二階電車ビスターカーが運転されてもその姿を眺めているだけであった。しかし、地元の要望も入れられて、三十五年（一九六〇）はじめから八木駅にも特急が一部停車し、大へん便利になった。四十一年（一九六六）の十二月には、京都―宇治山田間の直通運転を開始した。新ノ口駅南からの連絡線が完工したからである。

ところで、六十一年（一九八六）四月二十五日に近鉄百貨店の橿原店が開店した。近年、八木西口駅を利用する人たちは、しだいに減少していたが、急速に八木駅での乗降客がふえている。現在（昭和六十二年八月一日）、八木駅を一日に通過する列車は大阪線で三八三本、橿原線で二五九本である。ここに名実ともに交通の要衝としての地位を保つことになったのである。

なお、現橿原市内の国鉄各駅および近鉄各駅の利用状況を示しておく。

自動車の発達 鉄道の発達にともなって、第二次世界大戦後のバス・トラックの発達にもめざましいものがある。

第30表 橿原市域内 近鉄各駅利用状況

	定 期 乗 車 人 員			
	昭和34年	昭和40年	昭和50年	昭和60年
真 菅 駅	76,590 ^人	137,400 ^人	458,190 ^人	576,840 ^人
大 和 八 木 駅	2,271,960	3,222,450	4,392,240	4,407,270
耳 成 駅	224,550	389,130	791,460	1,032,540
新 ノ 口 駅	189,480	239,620	578,130	659,040
畝 傍 御 陵 前 駅	400,290	497,220	478,800	500,610
坊 城 駅	276,840	482,550	549,600	580,710
橿原神宮西口駅	80,850	96,390	261,600	328,890
橿原神宮前駅	760,260	1,328,580	2,718,810	3,668,160
	定 期 外 乗 車 人 員			
	昭和34年	昭和40年	昭和50年	昭和60年
真 菅 駅	57,874 ^人	84,157 ^人	316,181 ^人	428,021 ^人
大 和 八 木 駅	1,222,128	1,692,127	3,119,172	3,095,769
耳 成 駅	120,592	140,821	250,209	260,012
新 ノ 口 駅	73,539	68,391	249,545	340,623
畝 傍 御 陵 前 駅	162,788	197,638	296,583	352,907
坊 城 駅	125,917	138,252	240,211	276,864
橿原神宮西口駅	37,379	34,868	110,212	123,147
橿原神宮前駅	592,381	749,787	1,587,209	1,961,260

(注) 八木西口駅の状況は大和八木駅に含まれている。

(各年次の『奈良県統計年鑑』から作製)

第31表 橿原市域内 国鉄各駅利用状況

	定 期 乗 車 人 員			定 期 外 乗 車 人 員		
	昭和41年	昭和50年	昭和59年	昭和41年	昭和50年	昭和59年
金 橋 駅	51,864 ^人	41,730 ^人	41,149 ^人	33,331 ^人	7,890 ^人	7,183 ^人
畝 傍 駅	282,152	148,263	69,617	155,811	164,223	51,255
香久山駅	90,485	48,296	42,177	66,629	70,695	17,570

(各年次の『奈良県統計年鑑』から作製)

第32表 橿原市内 保有自動車台数
(昭和59年末)

貨物自動車	
普通車	748
小型車	4,319
乗用車	
普通車	686
小型車	18,193
バス	88
特種用途車	422
軽自動車	7,910 (7,905)
小型二輪車	449

(注) () は『橿原 '86 市勢要覧』
『昭和60年 奈良県統計年鑑』

るから、さらにふえていることだろう。すでに、五十七年には、八木駅北口に市営の立体駐車場が開設されているが、増加するばかりの車にどう対応していくかが宿題となっている。

地域経済の活性化と都市形成に不可欠なものは道路網の整備といつてよい。橿原市域内には国道二四号、一六五号、一六九号の三路線が基幹道路として活用されてきた。ところが、近年の交通量の急増と道路中員の狭少さは、市内の中心部で、しばしば交通渋滞をおこしてきた。

ようやく、市内中心街の外郭環状線となる国道二四号橿原バイパス、一六九号バイパス、中和幹線、奈良橿原線の都市計画街路は一部供用開始済となり、かなりの効果があがってきた。これらの道路網が完成する日が待たれている。

さらに課題になるのは中中和の発展、国際化時代への対応として、国道一六五号バイパスの延長上に、南阪奈道路

バスは奈良交通が、中和営業所をもち、八木駅北口には中和案内所を開設し、ここからは二九方面別行先き(經由をふくむ、一行先きのみ南口発車)のバスが一日に二四三回発車するほどのバスセンターになっている。それに近年、橿原ニュータウン、東口の団地の発展にともなって、橿原神宮前駅・同駅東口・西口の駅前発着場の重要性がまじてきている。

簡便さで、人びとに迎えられている原動機付自転車は、

昭和五十九年度で二八、八五七台('86市勢要覧資料編)であ

建設の促進の期待もある。この道路が完成すれば、関西新空港まで四五分、神戸港まで約一時間で行けるようになるから、市民生活に欠くことのできない経済・生活路線として定着することだろう。

(安彦勘吾)

〔付〕 橿原神宮と紀元二千六百年

橿原神宮の創建 橿原神宮ができたのは、そう遠いことではない。神武天皇と媛踏ひめたたら五十鈴媛命いすずひめのみことを祭神として、いまからおよそ一〇〇年前の明治二十三年（一八九〇）につくられたのである。

すでに神武天皇の御陵は、幕末の文久三年（一八六三）、神宮の地に隣接する現在地につくられていた。ことわるまでもなく神武天皇は『古事記』『日本書紀』の伝承上の人物で、その陵墓については、当時、六か所の候補地があったが、そのうち丸山とミサンザイ（神武田）が有力であった。丸山は畝傍山の東北の尾根にある小丘で（当時は古墳と考えられていた）、ミサンザイの地は、ミサンザイ（陵のなまり）やジブデン（神武田のなまり）の地名が残っているものの、田圃の中に国源寺という廃寺の塔の土壇とみられるものがあるにすぎないところだったという。文久三年二月十七日山陵奉行戸田忠至によって、本命とみられていた丸山でなくミサンザイ（神武田）の現在地に神武陵が決定されたのは、丸山のまわりに洞という被差別部落があったからである（鈴木良「天皇制と部落差別」『部落』二二六号）。こうして神武陵は、位置の決定をみてからわずか九か月後の同年十二月に、その築造を終えたのであった。

その後明治政府は、神話上の天皇の陵墓をつぎつぎと決めていったが、その宮居にまでは及ばなかった。記紀によれば、大和を平定した神武天皇は、畝傍山の東南にあたる橿原に宮を建てて即位の礼をあげたとある。明治十年代に入って、その「橿原宮址」を調査し、これを顕彰しようという動きが出てきた。その一人、西内成郷は、高市郡から

選ばれて県會議員になると、明治二十一年（一八八八）二月一日、「橿原御宮址保存之義」を内務大臣山県有朋に建言、神武陵はじめ諸陵墓は着々と整備されているが、「其御宮址ニ至テハ未ダ御確定ナラズシテ亦敢テ其搜索ヲ勉メラル、ヲ聞カザル」（『橿原神宮史』以下特記しない限り引用は同書による）を遺憾とし、橿原宮址は畝傍山の東南白橿村畝傍の地に考定できるので、その地に顕彰のための碑を建てたいと請願した。

同月二月一日付で西内は、皇后五十鈴媛命の御陵を、宮址の東南十七町五十五間にある白橿村石川の地に治定あるべしと、宮内大臣土方久之宛にも建言している。西内は高取町上子島の出身、明治十六年陵墓の守長となり、明治二十年十二月十六日退職、同十九日、再設置されたばかりの奈良県の県會議員に選出された。その後明治二十五年広瀬神社宮司となり、明治三十五年十二月に橿原神宮宮司に就任する。

この西内の建言が、橿原神宮創建の口火となった。その位置について県と内務省地理局長などとの間に若干のやりとりがあったあと、十月十一日、税所篤奈良県知事は、西内の建言を適當と認め、「御宮址トシテ永ク御保存相成候様致度」、また、西内から願出のある建碑地一畝二六歩の献納を聴許あるべき旨内務大臣宛上申した。これに対する政府の対応は早かった。翌二十二年一月、宮内省による実地見分が行われ、三月知事宛に「神武天皇橿原宮御旧蹟ト唱候場所之儀ハ当省（宮内省）ニ於テ保存之見込」になったとして買上地の取調べと実測図の作成を通達、六月には民有地五町三反余の買上げを命じた（皇宮地付屬地となる。のち橿原御料地）。

これと相前後して、橿原神社建設の議がおこり、同年五月知事宛に、高市郡内一二か町村の有志、植田安三郎外四人（地元の白橿村が最も多く一一名、ついで金橋村・今井町の七名）から「橿原神社建築願」が出された。さきの調査で橿原の宮址が確定されたうえは、「右宮址ニ於テ一大神殿ヲ設立シ、皇国人民ヲシテ二千五百有余年ノ往昔茲ニ皇居ヲ鎮メラレ、而シテ後一百四十有余世皇統連綿タル歷朝ノ勲典ヲ慕ヒ、布テ海外人ヲシテ万世不変ノ威徳ヲ知ラシメ

ン」というのである。七月、政府はこれを認可するとともに、神社の神殿として京都御所の内侍所と神嘉殿の二棟を下賜した。ところで県では、すでに四月の時点で神社創建を願出るにふさわしい「当器の人物」として戸長一五人を含む四二人を選び、その名簿を高市郡長宛に示していた。橿原神宮の創建が、地元の要望にもとづくかのようにみえても、実は政府ないし県の主導のもとにすすめられたことを物語るものである。

橿原神社（橿原宮址神殿）造営の発起人は、県下各町村にわたって二五三名にのぼり、十月には、高市郡三名（八木町小房の前部重厚、白樺村五条野の多根井源四郎、高取村上子島の西内成郷）、葛上・忍海郡三名、葛下郡三名の都合九名が選ばれて橿原神社造営参事委員に決定した。そして十二月、発起人の依頼をうけて税所知事が橿原神殿建築事務総裁に就任するが（翌二十三年一月転任のため辞職、三月かわって小牧昌業知事が就任）、内侍所と神嘉殿の移転工事は、すでに始っていた。八月二十三日着工、九月二十三日から運搬にかかっていたのである。翌明治二十三年一月十九日、「本殿屋根上棟銅張」を除いて移築が完了、程なく内侍所は本殿に、神嘉殿は拝殿に、その装いを改めて竣成をみた。

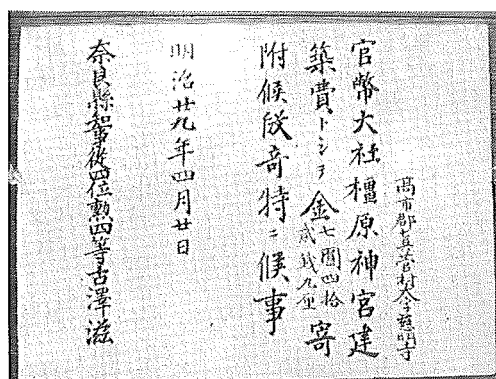
三月はじめ、橿原神殿建築発起者惣代二五名から知事宛に「御社格御制定御神霊御鎮座願」が提出され、三月十一日小牧知事は、本殿と拝殿が落成し、神武即位二千五百五十年にあたる本年四月三日の神武天皇祭にその祭典を挙行したいという願いが強いので、早急に「社号及社格之義御詮議」あるべき旨内務大臣に、「御神霊御下賜」くださるべき旨宮内大臣に上申した。こうして明治二十三年（一八九〇）三月二十日、社号を橿原神宮とし、官幣大社に列せられることになった。橿原神宮はここに創建をみたわけである（初代宮司は広瀬神社宮司山根懿徳が兼任）。ついで二十九年日御霊代奉納の勅使が差し向けられ、翌四月二日、その告祭式がとり行われた。四月三日の神武天皇祭には、天皇にかわって掌典長の代拝があり（神武陵へは勅使が参回）、四月二十二日には、前日神武陵へ参拝した皇后の神宮への参拝をみている。

神宮造営の工費は、募金（県内から七千六百余円、県外から五千七百余円）と内務省（二万円）・宮内省（五千円）からの下附金でまかなわれた。このほか、「由緒勤王」を誇る十津川村からは、前年の風水害で人夫が出せない代りとして二百五十人分の賃金五百円の献納があり、天理教会では延一、七六二人が参拝道路の工事に奉仕するとともに二六四円余を献納した。なお不足するところがあつたのだろうか、六月、天皇から五千円の下賜があり、これを以て創立工事を一切終了するように指示されている（他に四月に神宮に参拝した皇后から百円の下賜を受けている）。

橿原神宮の拡張 神宮が発足したものの、例祭日はまだ決まっていなかった。明治二十三年（一八九〇）十月、山根宮司が、神宮例祭日を二月十一日か御霊代が鎮座した四月二日のいずれかにしたい旨上申、宮内省は二月十一日を例祭日と定め、曆にはこれをのせないことにした。二月十一日は、記紀の神話で神武天皇が橿原宮で即位したとされる紀元節（明治六年制定）の祝日であるとともに、前年明治憲法が發布された日でもあつた。政府は、特別の日としてこの日を重くみたのであろう。

しかし、西内成郷はじめ地元の人びとは、この決定に不満であつた。大和では、神武天皇祭（明治三年制定）の四月三日がジئمムサンとして親しまれ、この日をレンゾ（春の休み）にしているところも多かったからでもあろうか。そのため、明治二十七年十一月、山根宮司から祭日変更願が出されたが、翌二十八年五月、政府は「神武天皇が紀元ノ大典ヲ挙ゲサセラレタル佳節ニシテ穩当ナル祭日」であるとして、その変更を認めなかった。さらに明治三十七年にも、西内宮司から神武祭前日の四月二日を例祭にしたい旨の請願が出されたが、これまた政府の容認するところとはならなかった。

こうしたこともあって橿原神宮は、しだいに紀元節とのかかわりを強めていった。明治二十八年の紀元節には、官民合同の日清戦争祝賀会が催され、明治三十三年の紀元節には、勅使が差し遣わされて皇太子の婚儀成約奉告が行わ



寄付感謝状

れ、畝傍中学校や各小学校の生徒・児童が動員された。明治三十七年の紀元節はロシアに対する宣戦布告の翌日にあたり（開戦は九日、紀元節当日国民に開戦が知らされるよう十日の宣戦布告となったという）、二月十八日に勅使が参向して宣戦奉告祭が行われたが、翌三十八年二月十一日には、奈良市内の小学校児童一五〇〇余人が県視学官に引率されて参拝するようになつたことがあつたりした。そして日本海海戦勝利後の六月一日、皇軍戦捷祈願臨時大祭が行われ、畝傍中・御所工・桜井高女の職員生徒一三五〇余名をはじめ、北葛城郡・高市郡などの小学校の職員生徒九五〇〇余名が参拝、九日には皇軍戦捷奉祝のため磯城郡の小学校から六五〇〇余名が参拝した。事あるごとに学校の児童・生徒が強制的に動員されるようになったのはこの頃からである。そして明治末年ごろになると、紀元節に能・音曲・踊り・落語・奇術などが奉納されるようになり、「諸々の余興芸を十重二十重に囲える参詣の人々」でにぎわうようになった（「新大和」明治四十三年二月十二日付）。檀原神宮は、紀元節の檀

原神宮という性格を強めはじめたのである。

こうした状況を背景に、神宮の境域拡張の議がおこってきた。すでに神武陵は、日清戦争の勝利を記念して拡張整備されていたが、檀原神宮は当初のままであった（創建後も整備工事が続けられ、明治二十五年にいたつて造営事業が完了した）。明治四十五年（一九二二）二月、桑原芳樹官司は檀原神宮境域規模の拡張を内務大臣に上申、「風致ノ清カラザル、設備ノ全カラザル、境内ノ狹隘ナル、何人カ之ヲ以テ神威ノ尊嚴ヲ保チ、之ヲ以テ靈域ノ神聖ヲ図リ得ルト云ハン」「皇祖ヲ奉祀セラル、神宮ノ現状、旧幕時代ノ

東照宮ノ状態ニ如カスシテ可ナランヤ、このような状態では「崇敬ノ実ヲ挙グルコト能ハス」「実ニ盛世ノ一大欠典」であると訴えた。そして桑原宮司は、「国費支弁ノ事成ルト否トニ拘ラズ、適当ノ計画ヲナサム」として橿原神宮講社を組織する。その趣意書には、評議員・賛成員として渋沢栄一・東郷平八郎・大隈重信など各界名士のほか、上田万年・三上参次などの学者も名を連ね、右翼の大立物頭山満の名もみえる。講社は規約第一条で「橿原神宮ヲ崇敬シ、皇祖神武天皇肇国ノ大業ヲ欣仰シ至誠ヲ捧ゲテ以テ天地海岳ノ浩恩ニ答ヘ奉ランコトヲ期スルヲ以テ目的トス」とうたっているが、具体的には外垣御門及外垣の造営、土地の買収と境域の拡張、神楽殿及武器館・服飾館の建築、植樹等による風致の改善、維持資金の蓄積などの事業を行うため、全国に呼びかけて講社員を組織し、事業費七〇万円を集めようとするものであった。当局との折衝はその後も続けられ、桑原宮司の願いは、大正四年（一九一五）にいたって、ようやく政府のいれるところとなった。大正天皇の御大典を五か月後にひかえた同年六月、神宮規模拡張予算が貴衆両院を通過、大正四年から九年にいたる六か年の継続費として一八万四六〇〇円の国費支出が決定した。これより先、神宮では、大正四年四月の神武天皇二千五百年祭と秋の即位の大典に備え、三月にはご下賜金（二万円）・講社収入金のほか社債をおこして一部土地の購入と「神門透塀大鳥居の建設及神域地均工事」を終えていたが、これによって事業は本格的な段階に入った。翌年早くも勅使館と社務所の造営をみている。大正六年七月から、講社とは別に全国的に寄付金の募集を始めたが、成績は芳しくなかった。

大正七年十一月宮司に就任した菟田茂丸は、募金方法を各府県への委託方式に改めて好成績をおさめることになるが、その理由としたところが傑作である。「神武天皇は皇室の祖先であるとともに日本国民の大祖先でもある。したがって橿原神宮は国民の大氏神であり、国民はその大氏子である。故に大氏子費として国民一人に付二銭の寄付を大氏子惣代にあたる各府県知事に懇請する」というのであった。世界大戦による物価と労賃の高騰で事業は難航した

が、大正九・十兩年国費支出の追加を得て、国費による拡張事業は一応完了した。

これと並行して神武陵の方では、その南方、畝傍山の東北山麓にあった洞部落の移転が強行された。「神武陵を見下す位置にあるのはおそれおおい」というのが、その理由であった。強制移転は曲折を経て大正九年に終り、神武陵もさらに拡張されたが、この移転問題は、天皇制の支配が強まれば部落差別も強まることを端的に示すものであった（詳しくは鈴木良「天皇制と部落差別」『部落』二二六号参照）。

神宮の拡張事業が一段落した大正十年三月、第四四帝国議會に第二次境域拡張建議案が提出された。提案者の小橋三衛は、洞部落移転の事例も引合いに出しながら、鉄道の發展で俗化はまぬがれないし、現在でも「放歌管弦ナドノ声ガ直チニ本殿ニ達スルガ如キ不都合アル」状況にあるので、境内の神聖を確保するためには、神宮の拡張が「国民思想紛糾ノ折柄刻下ノ一大緊要事」であると主張した。建議案は審議未了となったが、翌十一年奈良県選出の八木逸郎ほか五人によって再提出され、五二七万円の支出が可決された。しかし、大正十二年九月の関東大震災のため、この第二次拡張計画は中止のやむなきにいたった。ただ、その一部にあった、境内の東方に隣接して神宮外苑ともいうべき畝傍公園をつくる計画は、これを実現することができた（奈良県で設置、経費は檀原神宮から寄贈）。大正十五年（一九二六）四月、拡張事業が一応の完成をみたとして、檀原神宮規模拡張事業竣成奉告祭が行われた。約一五か年にわたるこの事業によって、檀原神宮の境域は、創建当初の二万一五九坪から約一・八倍の三万六六〇〇坪に拡張整備され、約四万坪に及ぶ畝傍公園は、いわば神宮外苑として「神宮々域ノ神聖并ニ風致ノ保存」に役立つことになった。

「檀原神宮規模拡張事業竣成概要報告」（大正十五年四月）によれば、この拡張事業の経費は、国費（総額三三万七千円余）・御下賜金及皇族寄付金（二万五千円）のほか、講社収入金（七万二千余人の講社員を組織し、二四万四千円余）・寄付

金（三万四千円余）などによってまかなわれ、合計額はおよそ百万円に及んでいる（寄付金募集について同報告は、「募集最後の美化を飾るに足れりと大いに期待」していた東京市の募金のうち、関東大震災のため約一三万余円が未募集に終わったことを遺憾としている）。その他、畝傍山麓の御料地の下賜があったほか、大正四年と五年の二回にわたって県下青年団その他からの献木（六千本余）や高市郡在郷軍人会の労力奉仕もあったりした。

紀元二千六百年に向けて 昭和を迎え、天皇即位の大礼が昭和三年（一九二八）十一月に行われることが決った。

これを二か月後に控えた同年九月、奈良県知事百済文輔は、御大典の記念に「国体観念鍛成の一大道場として」橿原に建国会館を建設する計画を明らかにした。建設予定費五二万円のうち二〇万円を県内からの寄付にしようとしたが、折からの不況もあって反対の声が強く、十月末には建設委員を辞退する代議士や県議があったりして難航した。十一月二十七日天皇・皇后両陛下の神武陵への行幸啓があったが、その後も募金は捗らず、昭和五年になっても六万五千元が集まったにすぎなかった。結局、御大典のときの京都御所賜饗場を橿原神宮に賜わり、これを移建して建国会館にあてることになり、橿原神宮近くの深田池のほとりに建国会館がその姿をあらわした。いまの橿原会館である。

建 国 会 館



翌昭和六年秋に満州事変がおこり、軍国主義の足音が高くなるにつれ、橿原神宮や神武陵のある「建国の聖地」大和が、しだいに脚光を浴びるようになってきた。社会主義や社会運動への弾圧が強められる一方で、「建国の理想」や「皇国精神の発揚」が強調されるようになった。こうした中で、紀元

二千六百年を奉祝し記念事業を行おうという動きがおこってきた。昭和十五年（一九四〇）が、神武天皇即位の年から数えてちょうど二千六百年にあたるというのである。

『日本書紀』にみえる神武即位の辛酉の年を起点にして年を数えることは、幕末一部で行われていたが、それ以前には全くなかったことである。一般に使われるようになったのは、明治五年十一月の太政官布告によるもので、太陽暦頒行を機に神武即位を紀元とし、即位の日とされる正月朔日が太陽暦の一月二十九日にあたるから、祝日として祭典を行うべきことを告げたのである。そして政府は、翌六年三月即位の日を紀元節とし、六月にはその日を改めて二月十一日にしたわけである。しかし、紀元とされた神武即位の年が、中国の辛酉革命説にしたがって、推古九年（六〇一）辛酉の年から一二六〇年遡った辛酉の年にあてた『書紀』の附会によるもので、歴史的事実の裏づけのない架空の年であることは、すでに明治中期に那珂通世によって明らかにされていた。にもかかわらず太平洋戦争が終るまでは、それが神武紀元あるいは皇紀としてまかりとおっていたのである。

紀元二千六百年奉祝のことが、表だって取りあげられたのは、昭和八年（一九三三）三月、貴族院における阪谷芳郎の質問が最初であろう。阪谷は「今や光輝アル歴史ガ二千六百年ノ齡ヲ重ネムトスルニ至ッテハ、実ニ国民挙ゲテ其始祖タル神武天皇ノ宏大ナル御偉業ヲ感謝セザルヲ得ザル次第デアリマシテ、我々ハ幸ニ今日ノ聖代ニ生レ、此無比ノ光輝ヲ有スル年紀ニ遭遇スルコトヲ悦ビ、全力ヲ尽シテ盛大ニ奉祝記念ノ誠意ヲ表シ、我々ノ作リタル記念事業ヲ永ク後世ニ伝ヘ、後世子孫ヲシテ我々ノ忠誠ナル事蹟ヲ永遠ニ記憶ニ存セシメ、以テ益々皇威ヲ発揚シ奉リ、我が国体ノ尊嚴ト我が大和民族永久繁栄ノ根源ノ深く尊キヲ忘レザラシメント欲スルモノデアリマス」と説き、政府において記念事業について調査を急ぎ、準備実行に着手すること求めたのである（斎藤実首相は、「篤と調査の上具體的な事に及びたい」と答弁した）。

明けて昭和九年一月二十七日の「奈良新聞」は、あからさまに「来るべき非常時を征服し」「更に東洋の実権を掌握」するためだとして、橿原神宮奉讃会が二千六百年祭と橿原神宮の拡張を計画していると報じている。かねて大正

十一年に可決された第二期拡張計画が関東大震災でお流れになったことを遺憾とし、その復活を求めてきた橿原神宮は（昭和六年「橿原神宮宮域拡張並建物修築ニ関する建議」が衆議院で可決をみているが、なぜか実現にいたっていない）、昭和十五年が紀元二千六百年であるとともに神宮御鎮座五十年にもあたるとして、その実現方を陳情、貴族院では三月二十五日、議員提案の「官幣大社橿原神宮ノ規模神域整備ニ関スル建議」を可決している。

他方、地元の畝傍町では（昭和三年二月十一日、白樺村から畝傍町に変更）、昭和九年二月十一日、小松茂作町長らが紀元二千六百年奉祝事業を橿原の地で盛大に実施されんことを第六五帝国議会に請願、県の方では、同年四月、一戸二郎知事を会長とする皇紀紀元二千六百年祭準備委員会が最初の会合を開き、橿原神宮神域の拡張、歴史館・大競技場の建設、献木、聖蹟顕彰などが計画にのぼった。

昭和十年の紀元節にも、前年にひきつづき畝傍町長小松茂作外五十五名が第六七議会に再度の請願を行い、「建国創業の聖地」において、建国記念大式典、橿原神宮神域拡張、建国神社の創建、聖跡顕彰、皇陵祭と古墳祭の挙行、建国歴史館の建設、日本精神修養道場の建設、神宮外苑運動場の設置、各種記念大会の開催などの事業遂行を訴え、小松町長を会長とする建国聖地畝傍顕揚会も組織された。

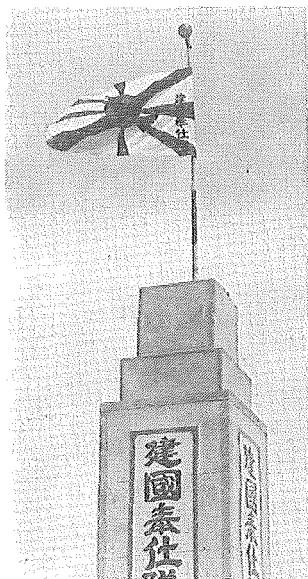
橿原神宮の年来の願いであった社殿の修築工事が政府によって取上げられ、昭和十年度から五か年計画で着工の運びとなった（国費八〇万円）。折から美濃部達吉の天皇機関説問題がおり、八月岡田内閣が国体明徴声明を出すと、日本精神の作興のために紀元二千六百年を奉祝せよとの声がいちだんと高まり、中央でも紀元二千六百年記念事業準備委員会が発足した。

この委員会は翌十一年七月解散、代って紀元二千六百年祝典評議員会と同準備局が設置される。橿原の建国会館では、昭和十一年一月、紀元二千六百年事業期成同盟会が発会式を挙げ、町村長・小学校長など各界の名士五〇〇人が

集って「挙国一致」記念事業を推進することを決議した。そして二月十一日の紀元節には、県主催の第一回建国祭が同じ建国会館で行われ、橿原神宮への参詣者は約二万人を数えたという。建国畝傍顕揚会は、発足以来いくたびか陳情を行ってきたが、十月には、県会議長高森栄喜三の名において、祝典評議員会委員長宛、橿原神宮の社殿の整備、宮域の拡張、グラウンドの設置、橿原聖地（畝傍・八木・今井三町）の都市計画の実現等の記念事業を「国費ヲ以テ、或ハ紀元二千六百年奉祝会ニ於テ」実施されるよう陳情するところがあった。

翌昭和十二年四月、中央に記念事業の主体として紀元二千六百年奉祝会がつくられ、県の記念事業準備委員会は、翌五月奈良県紀元二千六百年奉祝会と改称した。中央の奉祝会がとりあげた記念事業には、(一)橿原神宮境域並畝傍山東北陵参道の拡張整備、(二)宮崎神宮境域の拡張整備、(三)神武天皇聖蹟の調査保存顕彰、(四)御陵参拝道路の改良、(五)国史館（仮称）の造営、(六)日本文化大観の編纂出版の六大事業のほか、奉祝国民歌「紀元二千六百年」の制定や日本科学史の編纂などがあった。

建国奉仕隊 昭和十二年（一九三七）七月、日中戦争が始まり、九月に入って第一次近衛内閣は、挙国一致・尽忠報告・堅忍持久を三目標とする国民精神総動員運動を始めた。十月はじめ、高森県会議長ら一人の県会議員が上京して奉祝事業を国民精神総動員運動に役立てるよう陳情するとともに、大正時代の明治神宮外苑の建設にならって、橿原神宮境域の拡張と外苑の建設を勤労奉仕によって行うことを要望した。この計画は翌十三年にかけて具体化されていく。昭和十三年五月、畝傍都市計画・橿原土地区画整理事業が決定した（昭和十二年以降、産業道路として代替工事が行われていた国道一五号線奈良―八木間は、この事業の一環として昭和十五年に完成した。現在の国道二四号線である）。橿原神宮の境域を北へ神武・綏靖陵を含んで約一二万坪に拡張し、約四万坪の外苑が新設されることになった。八木から真直ぐに南下していた大軌電車の線路を約三〇〇坪東に移し、大軌橿原神宮前駅と大鉄橿原神宮駅を廃止、久米寺駅を



建国奉仕隊旗

改造して総合駅（橿原神宮駅、昭和十四年七月竣工）とし、大軌と大鉄の両鉄道が乗り入れる計画も決った。この事業によって移転を迫られた畝傍・久米地区の旅館・土産物店・農家など約五四〇戸は、なんども区民大会を開き、代表が上京して補償交渉にあたったりしたが、翌年になって問題の解決をみた。

奈良県に委嘱された記念事業のうち、橿原神宮境域と畝傍山東北陵参道の拡張整備工事が、勤労奉仕によって行われることになった。奈良県の主唱のもとに近隣府県の各種団体にも呼びかけて建国奉仕隊の名で希望者を組織し、奉仕作業に動員することになり、建国奉仕隊本部が奈良県庁内に置かれた。昭和十三年（一九三八）五月八日、神宮境域・畝傍山東北陵（神武陵）参道拡張工事の起工式が行われ、六月八日、約三千人が参加して建国奉仕隊の結成式が挙行された。県下の中学生や青年団、天理教奉仕団、京都・大阪府の青年団などが参集した。三島誠也奈良県知事が神武天皇の大詔を読み、建国奉仕隊結成趣意書が朗読された。式後一行は橿原神宮に参拝、午後から作業を開始した。広場に建てられたやぐらの上には、国旗と八咫鳥やたがらすをかたどった建国奉仕隊の旗がひらめいていた。この日金鶏奉仕隊の名で参加した地元畝傍中学校の五年生は、鉢巻に白一色のシャツ・ズボン・ゲートル姿であった。建国奉仕隊が信条としたところは次のとおりで、作業の開始にあたって必ずこれを斉唱したのである。

- 一、我らは生を皇国に稟けたる光栄に感激し日々橿原宮の神霊に生き建国大精神の発揚に邁進す
- 二、我らは強靱なる心身を錬成し誓って国家の良材たらんことを期す



建国奉仕隊

三、我らは勤労を愛好し奉仕の赤誠に燃え規律ある団体行動をなす

四、我らは郷土の柱石を以て任じ衆に範を垂れ奉公の誠を致す

運輸奉仕隊・大工職奉仕隊など特殊な作業に従ったものもあったが、大多数の一般奉仕隊は、土を掘ったり、モッコや運搬車で土砂を運んだり、地ならしをするのが主な仕事であった。作業の場所は作業道場と呼ばれ、国旗と八咫鳥旗が掲げられていた。午前八時三十分大軌橿原神宮駅前に集合、隊旗授与・橿原神宮参拝・神鍛授与があつて後、作業道場に赴いて九時三十分作業開始式、九時四十五分から作業にかかり午後二時四十五分作業終了、体操・終末

式、用具清洗、神鍛・隊旗・用具返納の後、作業道場退去、解散するのがその日程であつた。遠来の奉仕隊の宿舎にあてゐるため、同十三年八月、工業学校や奈良県工業組合などの奉仕隊の手で八紘舎一一棟が建てられた。建国奉仕隊の作業が始まるとすぐ、縄文時代の遺物が発掘され、同年九月から末永雅雄らが常駐してこの橿原遺跡の発掘調査にあたつた。建国奉仕隊の作業は、やがて奈良県奉祝会の事業である橿原道場や大運動場の地均し工事にも及んだ。

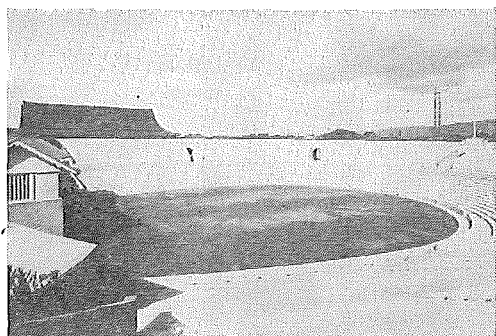
建国奉仕隊は「人夫ノ供給極メテ不足ヲ告ゲ来レル時ニ当リ」「本事業ニ寄与スルトコロ洵ニ大ナル」成果をあげて、昭和十四年十一月に解散した。二十六日の解散式には、参加団体の代表一名ずつ総計五千名が参加したといふ。解散にいたるまで作業日数延五百余日、七千二百団体・延一二万四千余人が動員された。地域別では、大阪府・奈良県が圧倒的に多く、両府県で

建国奉仕隊参加人員（昭和13年 6 月 8 日～14年11月26日）

地 方 別	人 数	職 業 別	人 数
大 阪 府	498,907 ^人 (41.1%)	学 生 ・ 生 徒	343,464 ^人 (28.3%)
奈 良 県	410,671 (33.8)	会 社 ・ 工 場 ・ 商 店	204,694 (16.9)
兵 庫 県	126,036 (10.4)	町 内 会	184,783 (15.2)
京 都 府	72,668 (6.0)	天 理 教	110,117 (9.1)
三 重 県	22,374 (1.8)	青 年 団	101,254 (8.3)
和 歌 山 県	18,330 (1.5)	婦 人 会	63,497 (5.2)
愛 知 県	10,880 (0.9)	官 公 庁	43,464 (3.6)
そ の 他 の 県	47,314 (3.9)	宗 教 団 体 (天理教を除く)	32,780 (2.7)
府 朝 鮮	4,676 (0.4)	学 校 教 職 員 団	28,167 (2.3)
満 州 州	2,107 (0.2)	在 郷 軍 人 会 など	23,917 (2.0)
関 東 国	118 (0.0)	そ の 他	77,944 (6.4)
合 計	1,214,081 (100)	合 計	1,214,081 (100)

（鈴木良編『奈良県の百年』208頁）

七四・九％に及んでいるが、全国道府県から外地にも及び、ドイツの「ヒットラー・ユーゲント」も立ちよった。職域別にみると、学生・生徒が延三十四万余、二八・三％ともっとも多いが、青年団・婦人会・町内会などの地域団体を合わせると延三五万人弱、二八・七％と学生・生徒を越えることになる。中学校や高等女学校では正課に準ずる学校行事として行われたし、青年団は団員一人が年に五〇時間奉仕することが義務づけられ、町内会からの参加は大字別の人数割当てによるものであった。会社・工場・商店からの参加者には、産業報国会の労働者が多かった。したがって、すでに建国奉仕隊に加わった者もあったるうが、なかば強制されて参加した人がかなりの数に達していたものとみられる。天理教徒は当初から率先これに参加し、参加者は延一万余人に及んだ。橿原文庫（図書館）はその奉仕作業でつくられたものである。なお、朝日新聞社がいち早くこれに協



大運動場（現陸上競技場）

賛し、奈良県とともに「複雑多端ナ」関係事務の処理にあたるとともに、募金運動に大きく寄与するところがあった。

こうした勤労奉仕もあって、大運動場（現陸上競技場）のほか、建国会館（深田池畔から移築、現糧原会館）・八紘寮・野外公堂・糧原文庫・大和国史館（現糧原考古学研究所付属博物館）・弓道場・相撲場など糧原道場（現糧原公苑）の諸施設が完成した。昭和十五年二月糧原神宮への奉献式が行われ、同日、ただちに奈良県に移管された。なお、畝傍山頂にあった古くからの畝火山口に神社（地主神をまつる）は、糧原神宮を見下す位置にあるため、畝傍山の西麓に移転させられたが、この工事にも建国奉仕隊が参加した。



紀元二千六百年奉祝行事 昭和十五年（一九四〇）を迎え、「建国の聖地」大和、「皇祖ノ神靈トコシエニ神居マス聖地」橿原は、近代史上かつてない脚光を浴びることになった。橿原を中心に多数の来県者がいることが予想された。すでに県では、昭和十二年に観光課を設置してその対策にあたらせ、奈良県観光連合会をつくらせたり、国鉄・大軌・大鉄・奈良電などの協議体制をかためたりしていたが、昭和十五年を迎えて八木警察署を橿原警察署に改めて警備体制の拡充もはかった。

橿原神宮では、前年の昭和十四年十一月十一日、三年がかりで新装なった本殿への遷座祭を終り、紀元二千六百年の新春を待つばかりであった。昭和十五年の正月三が日の参拝者は、前年の二〇倍一二五万人を数えた。日中戦争が長期化し、物資の欠乏や戦死者の増加など、戦争の暗い影が国民生活をおおいはじめていた時である。重苦しい雰囲気

気から解放されたいという気持が、人々を橿原神宮への参拝にかりたてるところもあったのであろう。

紀元節を間近に控えた二月二日、三百万在郷軍人会員による紀元二千六百年奉祝饌米の奉獻式が行われた。これは、前年秋に収穫した浄米を、分会毎に各一勺を分会会員の徒步行軍を以て次々と運送して奈良支部に集結のうえ、橿原神宮に奉獻したもので、鹿兒島・稚内・根室・秋田のほか満州のハルピンととチャムスを基点とし七コース（鹿兒島からは二コース）をとって実施されたのであった。

二月十一日の紀元節には、奈良県主催の紀元二千六百年建国祭が行われ、約一万人の人ができあがったばかりの外苑大運動場集った。警防団・在郷軍人団体・男女中学校・男女青年団・建国奉仕隊結成団体の代表をはじめ、各種婦人団体や工場・会社などの代表、その他一般有志の群がグラウンドを埋め、式場の正面には、堅忍持久・一億一心・紀元二千六百年建国祭・養生大和・雄渾敢為・尽忠報告・八紘一字などの大のぼりが朝風にはためいていた。その午後、紀元二千六百年奉祝紀元節大祭が挙行され、官民代表・軍人代表など三千余人が佳辰の祝宴につらなつた。この日の参拝者は約七〇万人、十五日まで紀元節祭の記念行事が行われ、空前の盛りあがりをみせた。

橿原神宮の創建五〇年にあたる四月二日には、五十年祭が営まれ、三日の神武天皇祭には、横綱・大関以下幕内力士がうちそろって大相撲を奉納した。

六月十一日、「光輝ある紀元二千六百年を皇祖皇宗の御神靈に御奉告あそばされ、興亜聖業の完遂を御祈念あらせらるべく」「関西行幸の途につかせられた」天皇が、神武陵と橿原神宮に御親拝、橿原道場にも臨幸され、こえて六月十九日には、「紀元二千六百年奉祝会総裁におはす、秩父宮殿下の台臨を仰ぎ奉り、新東亜建設の聖業翼賛に一致邁進を誓う紀元二千六百年奉祝後奉公祈誓大会の盛儀が、いとも厳かに執り行われ」た（『かがやく紀元二千六百年』）。ここにも紀元二千六百年奉祝行事になった歴史的役割りをうかがうことができよう。十三日から外苑運動場で東亜

競技大会が行われており、十九日の祈誓大会に参列した人は、およそ二万三千名に達したという。

八月一日には、外苑運動場に各都道府県代表七五〇名を含む約六千人が集り、橿原神宮奉献全国ラジオ体操大会が行われ、十六日には建国会館で、在郷軍人会による奉納武道大会が催された。このほか、各種団体の全国大会を橿原に誘致したので、この年の初めから、全国女子教員大会・大日本連合婦人会大会・全国仏教大会・全国町村長会大会など、いくつかの全国大会がここ橿原の地で開催された。そして十月二十八日には、外苑野外公堂を会場に、天理教紀元二千六百年奉祝大会も開かれ、信者一万人が参加した。

奉祝行事は秋にも及んだ。十一月十九日、高松宮の台臨を得て、橿原神宮境域並畝傍山東北陵参道拡張整備工事竣工奉献式並奉告祭が営まれ、つづいて十一月二十一日、紀元二千六百年奉祝橿原神宮奉賛祭が举行された（県下小学校・男女中学校・青年団代表なども参列）。その神賑行事として、二十五日まで、久米舞・能狂言・映画大会・浪曲大会・俳句献詠会・和歌献詠会・詩吟大会・音楽会・菊花大会などが催された。

地元畝傍町の行事が、しんがりをつとめた。建国畝傍顕揚会が中心になって、橿原神宮奉賛神賑行事として「ウネビ祭」を創始、十二月十八日にその第一回を举行し、十八・十九の両日にわたり、野外公堂や建国会館において紀元二千六百年奉賛祭及奉祝神賑芸能大会を行った。

こうしてこの一年、橿原の地は紀元二千六百年でわきたった。橿原神宮への参拝者は延九七一万五千余人、来県者の実数は八一九万人に達したといわれる。しかし、この紀元二千六百年を橿原の人びとがどう受けとめ、その奉祝の賑いが橿原の人びとに何をもちたか、残念ながらこれを明らかにする史料がない。

中央での紀元二千六百年奉祝式典は、十一月十日、天皇・皇后臨席のもと宮城外苑で開かれ、文武高官・外国使節をはじめ全国各地代表など五万五千人が参列した。そして翌十一日には同じ宮城外苑で奉祝会が催されたが、この前

後全国各地で祭典や奉祝行事が行われ、どことも久しぶりにお祭気分にあふれた。しかし、紀元二千六百年のこの祝典は、泥沼化した日中戦争のもとで鬱屈した国民の気分の一新をはかるとともに、建国神話を信じさせて超国家主義のもとに国民を統合し、「非常時を征服し」、「東洋の実権を掌握する」(前出『奈良新聞』昭和九年一月二十九日付)ための戦争体制に国民を動員するためのものであった。十五日に奉祝行事が終ると、待っていたかのように、大政翼賛会の「祝い終った、さあ働こう」というポスターや立看板が町々にあらわれた。そして翌昭和十六年十二月、日本は太平洋戦争に突入して、破局への道を歩み始めるのである。